

平成25年度
業務実績報告書

日本司法支援センター

— 目 次 —

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務（第1号）	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	2
カ	被害者参加旅費等支給業務（第6号）	2
(2)	受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）	2
(3)	東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	3
2	法人の組織	3
3	法人の沿革	4
4	根拠法	5
5	主務大臣	5
6	資本金	5
7	役員の状況（平成26年3月31日現在）	5
8	職員の状況	5
III	中期目標・中期計画	5
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	5
(1)	綜合法律支援の充実のための措置に関する事項	5
(2)	業務運営の効率化に関する事項	6
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	6
IV	平成25年度の事業概要	7
1	総括	7
(1)	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	7
(2)	地方協議会の開催	7
(3)	常勤弁護士の確保	7
(4)	内部統制の構築・運用に関する点検	8
2	各業務	8
(1)	情報提供業務	8
ア	コールセンターにおける情報提供	8
イ	地方事務所における情報提供	8
ウ	ホームページによる情報提供	8
エ	関係機関との連携・協力関係強化	8

オ	東日本大震災に対する対応	9
(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務	9
ア	援助申込状況及び援助決定件数等状況	9
イ	契約弁護士・契約司法書士数	9
ウ	立替金等の状況	10
(3)	国選弁護等関連業務	10
ア	受理件数	10
イ	国選弁護人契約の締結	10
(4)	司法過疎対策	11
(5)	犯罪被害者支援業務等	11
ア	犯罪被害者支援業務	11
イ	国選被害者参加弁護士関連業務	11
ウ	被害者参加旅費等支給業務	12
(6)	受託業務	12
ア	中国残留孤児援護基金委託援助業務	12
イ	日本弁護士連合会委託援助業務	12
V	平成25年度における業務実績	13
1	総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	13
(1)	業務運営の基本的姿勢等	13
①	業務運営の基本的姿勢	13
②	支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	20
(2)	組織の基盤整備等	23
①	一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	23
②	職員の質の向上等	30
③	内部統制・ガバナンスの強化等	33
(3)	外部機関等との関係	38
①	地方協議会の開催等	38
②	関係機関との連携強化	39
2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	42
(1)	総括	42
①	一般管理費等	42
②	組織の見直し	44
(2)	情報提供・犯罪被害者支援	46
①	コールセンターの利用促進	46
②	コールセンターの設置場所等	47
(3)	民事法律扶助・国選弁護人等確保	48
①	民事法律扶助業務の事務手続の効率化	48
②	国選弁護業務の効率化	49

(4) 司法過疎対策	50
3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	51
(1) 情報提供	51
① 利用者のニーズの把握と業務への反映等	51
② 提供する情報の内容及びその提供方法	56
③ 最適な情報の迅速な提供	58
④ 法教育に資する情報の提供等	59
(2) 民事法律扶助	60
① 利用者のニーズの把握と業務への反映等	60
② サービスの質の向上	63
(3) 国選弁護士等確保	66
① 迅速かつ確実な選任態勢の確保	66
② 通知時間の短縮	67
③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	68
(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	70
① 体制整備	70
② サービスの質の向上	70
(5) 犯罪被害者支援	71
① 利用者のニーズの把握と業務への反映	71
② 提供するサービスの質の向上	73
4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	77
(1) 総括	77
(2) 民事法律扶助	78
1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施	78
2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減	79
(3) 司法過疎対策	84
(4) 委託援助業務	85
1 日本弁護士連合会委託援助業務	85
2 中国残留孤児援護基金委託援助業務	86
3 委託業務に関わる広報	86
(5) 財務内容の公表	86
(6) 予算、収支計画及び資金計画	87
1 委託費	87
2 運営費交付金	87
5 短期借入金の限度額	88
6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	88

7	剰余金の使途	88
8	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	88
	1 施設・設備に関する計画	89
	2 人事に関する計画	89

I はじめに

平成25年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第2期中期目標の期間（平成22年4月1日から平成26年3月31日まで）における4年度目である。

支援センターは、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施の確保等に対応してきた。

平成25年度は、第2期中期目標期間における4年度目として、これまでの取組を踏まえ、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進することとした。

また、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立し、同法施行の日から3年間にわたって支援センターの新たな事業とされた「東日本大震災法律援助事業」についてもより適切な遂行に取り組んだ。

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県については、地方事務所の相談窓口が各1か所に限られていたほか、法的支援に地理的な限界があったことなどから、これらの県内に合計7か所の被災地出張所を設置する計画に従い、宮城県内に3か所（南三陸町、山元町及び東松島市）、岩手県内に2か所（大槌町及び大船渡市）、福島県内に2か所（二本松市及び広野町）それぞれ設置したところ、平成25年度においては、いずれの被災地出張所についても設置期限を平成27年3月末まで延長した。現在も震災からの復旧復興に当たって様々な場面で法的な問題の解決が求められているため、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、今後も被災者支援に全力で取り組むこととしている。

そのほか、平成25年12月からは、犯罪被害者等が、被害者参加人として公判期日等に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

本報告書は、このような平成25年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

カ 被害者参加旅費等支給業務（第6号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

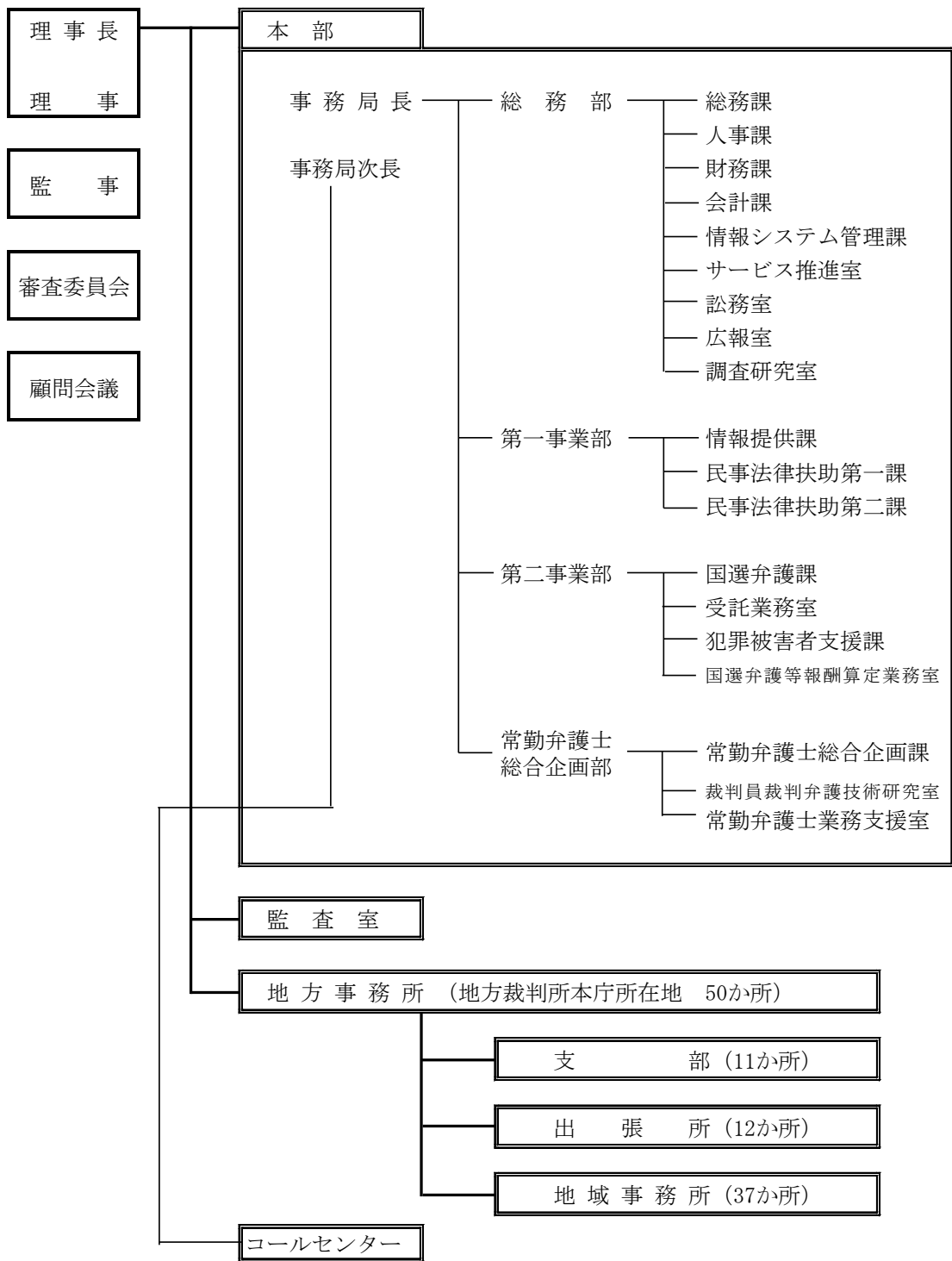
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成26年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成26年3月31日までの沿革については、資料2のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成26年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況（平成26年3月31日現在）

理事長 梶谷 剛（平成23年4月10日就任）

理事 田中 晴雄（平成25年4月10日就任）

同 菅野 富邇子（平成22年4月10日再任）

同 廣瀬 健二（ ” ” ）

同 安岡 崇志（平成23年4月10日就任）

監事 藤原 藤一（平成22年4月10日就任）

同 山下 泰子（平成24年9月3日就任）

8 職員の状況

平成26年3月31日現在、常勤職員数は977名（常勤弁護士を含む。）である。

III 中期目標・中期計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成22年2月に法務大臣から指示された平成26年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催すること。
- 支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討し、出張法律相談を充実させるなど必要な情報やサービスの提供を容易に受けられるような業務運営を推進すること。
- 広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組み、広報活

動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を事後分析して、その結果を翌年度の広報計画に反映すること。

- テレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用して事業等に関する情報を効果的に提供し、認知度を毎年度上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行うこと。
- 国選弁護事件及び国選付添事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保すること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 利用者及び関係機関等の意見を聴取し、地域の実情に応じた業務運営を行うこと。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえて真に必要な職員数を検証して職員の採用を行うこと。
- 関係機関・団体、利用者に対して、コールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報等を通じて周知を図ること。
- 民事法律扶助・国選弁護等関連業務の効率化を図ること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、より質の高い窓口対応・サービスを目指すこと。
- 情報提供業務に関し、ホームページを利用した利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化にも柔軟かつ速やかに対応するため、FAQの追加・更新を行い、利用者に有用な情報提供ができるデータベースの構築を進めること。
- 民事法律扶助業務において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮すること。
- 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。
- 司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、司法過疎

- 地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努めること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に経験や理解のある職員を配置すること。
また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
 - 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成25年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

第2期中期目標期間中に認知度を高め、支援センターの利用の促進を図るべく広報活動を戦略的に実施した。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇リーダー育成に向けた研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談を行った。

広報関係については、V 1(1)②「支援センターの存在及びその業務の内容についての周知」(19頁)の項を参照のこと。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

地方協議会関係については、V 1(3)①「地方協議会の開催等」(33頁)の項を参照のこと。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)第1条)である。

平成26年3月31日現在で、常勤弁護士は合計246名となり、合計85か所(全国41か所の地方事務所、7か所の支部、37か所の地域事務所)に配置した。

なお、人数については資料4、配置先については資料5のとおりである。

常勤弁護士の確保については、V 1(2)ウ「常勤弁護士の採用」(26頁)の項を参照のこと。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成26年3月31日現在)

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

業務・組織体制の構築とその運用状況や規程・事務連絡等に基づく業務の実施状況、コンプライアンス体制の構築とその運用状況について、点検を行うとともに改善策を検討するため、平成24年3月に設置したガバナンス推進委員会の活動として、①組織全体を対象とした業務・組織の点検の実施、②コンプライアンス・マニュアルの活用を図った。

コンプライアンスについては、V 1(2)③「内部統制・ガバナンスの強化等」(30頁)の項を参照のこと。

【資料6】法テラス運営理念

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

平成22年12月仙台市に設置したコールセンターは、平成23年3月に発生した東日本大震災による被害を乗り越え、平成25年度においても、入電状況に応じたオペレーター配置の工夫と、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成25年度の間合せ件数は、313,488件で、前年度に比べて14,271件減少した。

平成18年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料7及び資料8のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成25年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計209,093件で、前年度に比べ1,339件減少した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成25年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災に対する情報提供として、関係機関と連携を図り、ホームページに相談窓口情報一覧を掲示し、随時更新したほか、法テラス・東日本大震災相談実例Q&Aについても掲示・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所において社会福祉協議会・地域包括支援センター等の関係機関との連携・協力関係の強化を図るとともに、コールセンターにおいても私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部、日本土地家屋調査士会連合会、仙台家庭裁判所、かいけつサポート（認証紛争解決サービス）、総務省行政評価局、はあとぽーと仙台（仙台市精神保健福祉総合センター）、仙台市社会福

祉協議会、日本司法書士会連合会等の関係機関の協力を得て当該機関からそれぞれ業務説明を受け、協力関係を強化した。

情報提供業務については、V 1(3)②「関係機関との連携強化」(33頁)、V 2(2)「情報提供・犯罪被害者支援」(41頁)、V 3(1)「情報提供」(45頁)の各項目を参照のこと。

オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元自治体と協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成23年11月から設置した震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)については、平成25年度も継続して被災者からの問合せに応じた。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成25年度における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実績は、法律相談援助実施件数が322,012件、代理援助開始決定件数は106,756件、書類作成援助開始決定件数は4,633件であった。民事法律扶助では、法律相談援助件数(273,594件)は前年度実績(271,554件)と比べ増加し、震災法律相談援助(48,418件)を加えると前年度比102.4%であり、大きく増加したといえる。また、代理援助開始決定件数は民事法律扶助(104,489件)では前年度実績(105,019件)を若干下回り、震災代理援助を加えても前年度比99.1%と微減となった。

平成24年4月1日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助48,418件のうち、81.1%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助(2,267件)では裁判外紛争解決手続に係る事件が多く、全体の58.2%を占めている。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料13、資料14、資料15及び資料16のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料9】【民事法律扶助】援助申込状況

【資料10】【震災法律援助】援助申込状況

【資料11】【民事法律扶助】援助決定件数等状況

【資料12】【震災法律援助】援助決定件数等状況

【資料13】【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳

【資料14】【震災法律援助】代理援助事件の事件別内訳

【資料15】【民事法律扶助】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料16】【震災法律援助】書類作成援助事件の事件別内訳

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成25年度末時点における契約弁護士数(受任予定者契約)は19,159名

(前年度比1,296名増)、契約司法書士数(受託予定者契約)は6,714名(同359名増)となり、いずれも前年度より増加した。

また、震災法律援助業務を行うことができるよう、弁護士2,681名(前年度比294名増)、司法書士1,124名(同107名増)と震災法律援助契約を締結し、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料17】契約弁護士数

【資料18】契約司法書士数

ウ 立替金等の状況

平成25年度の代理援助に係る立替金合計(常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。)は151億3,145万円、書類作成援助に係る立替金合計(前同)は4億3,087万円、法律相談援助に係る費用は、15億6299万円であり、平成25年度中の償還金は99億9,934万円であった。

平成23年度から引き続き、生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたこともあり、償還免除は33億7,724万円となったが、前年度に比べ1億1,227万円減少した。

民事法律扶助業務及び震災法律援助業務については、V1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(21頁)、V2(3)①「民事法律扶助業務の事務手続の効率化」(43頁)、V3(2)「民事法律扶助」(55頁)、V4(2)「民事法律扶助」(72頁)の各項を参照のこと。

【資料52】立替金残高表

【資料53】法律相談費

【資料54】代理援助立替金実績

【資料55】書類作成援助立替金実績

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

平成25年度の被疑者国選弁護事件受理件数は72,118件(前年度比2.10%減)、被告人国選弁護事件受理件数は60,269件(同5.38%減)であった。

国選付添事件の受理件数は445件(同6.21%増)であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料19】国選付添事件受理件数

【資料29】国選弁護事件受理件数(被疑者)

【資料30】国選弁護事件受理件数(被告人)

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成26年4月1日時点で24,055名となり、前年に比べ1,505名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成26年4月1日時点で9,637名となり、前年に比べ934名増加した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料20】国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

国選弁護等関連業務については、V 1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(21頁)、V 2(3)②「国選弁護業務の効率化」(44頁)、V 3(3)「国選弁護人等確保」(61頁)の各項を参照のこと。

(4) 司法過疎対策

平成25年度末において、司法過疎対策として設置した地域事務所(以下「司法過疎地域事務所」という。)の数は33か所(前年度比1か所増)であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は53名(同2名増)となった。

司法過疎対策業務については、V 1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(21頁)、V 2(4)「司法過疎対策」(45頁)、V 3(4)「司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務」(64頁)、V 4(3)「司法過疎対策」(79頁)の各項を参照のこと。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ)」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成25年度の間合せ件数は合計11,321件となり、前年度に比べ273件増加した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、更には犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する間合せは全国で14,081件であり、前年度に比べ1,501件減少したが、精通弁護士の紹介は1,330件であり、前年度に比べ317件の増加した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

**【資料22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移
(平成22年度～平成25年度)**

【資料23】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した間合せ内容

【資料24】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

**【資料41】地方事務所における間合せ件数の推移
(平成18年10月～平成26年3月)**

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は3,700名(平成26年4月1日現在)となり、前年に比べ365名増加した。

また、平成25年度における被害者参加人からの選定請求件数は383件となり、前年度と比べ81件増加した。

犯罪被害者支援業務については、V 1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(21頁)、V 1(3)②「関係機関との連携強化」(33頁)、V 2(2)「情報提供・犯罪被害者支援」(41頁)、V 3(5)「犯罪被害者支援」(66頁)の各項を参照のこと。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(平成26年3月末現在)

ウ 被害者参加旅費等支給業務

平成25年12月から、犯罪被害者等が適切に刑事裁判に参加することができるよう、新たに被害者参加人へ旅費等を支給する業務を開始した。平成25年度の請求件数は939件であった。

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成19年4月1日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年10月1日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の2種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(ア) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続が必要となる。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等が行われることとなる。ところ、支援センターはこのうち身元判明者への弁護士による法的援助につき受託している。

(イ) 件数

平成25年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は5件であったところ、申込件数は4件であった。

【資料25】委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用

等を援助するものである。

(イ) 件数

日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は25,313件（前年度比2,153件増）であった。

受託業務については、V 4(4)「委託援助業務」(80頁)の項を参照のこと。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料25】委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成25年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

① 業務運営の基本的姿勢

ア 利用者の立場に立った業務運営

【年度計画】

ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。

イ 法的トラブルを抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行し、きめ細かい対応を行うよう心がける。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

平成25年度は次の取組を行った。

1 組織運営理念の周知徹底

平成22年度に制定した「法テラス運営理念」の下、役職員が常日頃からコスト意識を持って効率的で効果的な業務運営を行うため、全国の事務所において上記運営理念を記載したポスターの掲示を継続し、基本姿勢の意識啓発・行動促進を図ったほか、引き続きカードサイズに印刷した上記運営理念を全職員に携帯させるなど、基本姿勢の意識向上を図るよう取り組んだ。

上記運営理念については、全国地方事務所長会議を始めとした本部主催の会議において、その説明の機会を設けるとともに、職員研修において上記運営理念の講義を研修カリキュラムの中に組み入れて基本姿勢の意識

啓発・行動促進をより一層図るよう取り組んだ。

さらに、平成25年度には、全国の地方事務所等において上記運営理念に基づく業務運営を実現するため、上記運営理念を具体化した地方事務所長・同支部長が果たすべき役割等を記載した執務資料を作成し、全国の地方事務所長・同支部長等に周知し、上記運営理念に対する意識の向上を図った。

【資料6】法テラス運営理念

2 接遇水準の向上等

平成25年9月に全国地方事務所の総務部門担当職員を対象として、接遇に関する知識及び技能を習得させて接遇能力の向上を図るための研修を実施した。上記研修では、外部の専門家（臨床心理士）による講義を実施して精神障がいを持つ方への接遇の基本的知識を習得させるなど、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応を行うよう意識付けを行った。

また、本部に置かれたサービス推進室の職員に高齢者・障がい者に対する接遇方法の習得を目的とした外部の専門研修を受講させ、同専門研修を受講した職員が上記総務部門研修の講師となって、職員を対象に高齢者・障がい者疑似体験実習を実施した。具体的には、高齢者や障がい者の方の気持ちを理解し、利用しやすいサービスや施設の管理を行うことができるよう、車いす利用者・視覚障がい者・身体障がい者・聴覚障がい者（及び介助者）体験実習を実施した。さらに、全国地方事務所においても同様の体験実習を行うよう通知し、上記疑似体験実習を受講した職員が中心となり、順次実施している。

3 東日本大震災に係る被災者支援の取組

東日本大震災の影響により、法的支援が必要な被災者に対し、以下の取組を行った。

(1) 情報提供業務

- ① 震災の影響により法的問題を抱えている方に対して、フリーダイヤル（震災法テラスダイヤル）による問合せに応じた。
- ② 引き続き、東日本大震災相談実例Q&Aをホームページに継続して掲載し、新たな情報に対応するため内容の変更・追加を行った。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

① 震災法律援助業務

引き続き、震災特例法に基づく震災法律相談援助、代理援助及び書類作成援助について、それらの各サービスを滞りなく提供し、被災者が利用しやすい態勢の整備・実施に努めた。

② 民事法律扶助業務

被災者を対象とした自己破産事件予納金（管財人報酬等）立替えなどの特例措置を引き続き実施した。

③ 巡回・出張相談

引き続き、巡回・出張相談を活用した仮設住宅等での法律相談を継続して実施した。

【年度計画】

ウ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成25年度内に2回以上開催する。

1 開催状況

平成25年10月24日に第11回、平成26年3月14日に第12回顧問会議をそれぞれ開催し、「平成25年度内に2回以上開催する」という年度計画を達成した。

2 会議の概要

(1) 第11回顧問会議

法テラス千葉法律事務所の常勤弁護士が、「罪を犯した障がい者への支援」をテーマに、千葉県内の福祉関係者らとの定期的な勉強会の開催状況や具体的な取組事例の紹介を通じて、刑事分野における司法と福祉の連携等を報告するとともに、直面している問題等について協議した。

第3期中期計画期間の4年間のビジョンとして、法的問題を抱えながら司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合的な法的支援に取り組むことや、特に高齢者や障がい者等にアウトリーチするなどして福祉機関や弁護士会・司法書士会等と連携して法的問題を含めて総合的に問題を解決するための取組（以下「司法ソーシャルワーク」と呼ぶ。）において重要な役割を果たすことを目指し、それらを実現するための方策として、福祉分野等との一層の連携強化による総合法律支援の推進や、法テラスの利用促進につなげる認知度向上に向けた取組について協議した。

(2) 第12回顧問会議

東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズについてのアンケート調査及びその詳細を調査するために行ったアンケート調査協力者の一部に対する個別のインタビュー調査を基に被災者が支援センターに期待する支援の在り方について協議するとともに、「第2期中期計画期間における法テラスの活動実績及び第3期中期計画の概要」、特

に司法ソーシャルワークの取組方針について協議した。

(注) 顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾 東京商工会議所副会頭
片山善博 慶応義塾大学教授
金平輝子 元東京都副知事（元日本司法支援センター理事長）
高木 剛 財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄 株式会社読売新聞東京本社社友
竹下守夫 一橋大学名誉教授
津島雄二 弁護士
夏樹静子 作家
坂東真理子 昭和女子大学学長

【年度計画】

エ 高齢者・障がい者等への周知に関しては、既に作成している高齢者向けパンフレット及び従来から作成していた障がい者向けパンフレットに加えて、視覚障がい者向けパンフレットを関係団体等に配布する。また、各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター、民生委員・児童委員連絡協議会、調停協会等との連携を強化し、業務説明会等を行う。

引き続き、支援センター事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回・出張法律相談を充実させるため、これまで以上に利用しやすくなるよう関係機関・団体と連携・協力しつつ、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして、出張・巡回法律相談に対応することが可能な契約弁護士・司法書士の確保に努める。

また、震災法律援助事業については、引き続き、個々の事件にきめ細かく対応していくとともに、より被災者が利用しやすくなるよう、震災法律援助契約弁護士・司法書士の確保に努める。

関係機関・団体との連携の在り方を検討し、各地での取組の情報交換を踏まえ、出張・巡回法律相談の申込みに積極的に対応できるよう、契約弁護士・司法書士を確保する。

1 高齢者・障がい者等への周知

(1) 高齢者・障がい者向けのパンフレットの作成・配布

引き続き、高齢者・障がい者向けパンフレットを作成し、全国地方事務所に備え置くとともに、必要に応じて関係機関等への送付や、地方協議会の際に関係機関等からの出席者への配布等を行った。

(2) 関係機関・団体との連携協力

各地方事務所において社会福祉協議会支部との意見交換会等を実施

した。

本部においては、社会福祉協議会との連携を深めるため、地域福祉権利擁護に関する検討委員会の会議に参加した。

厚生労働省との連携のため、老健局及び社会・援護局との協議の場を設けたほか、社会・援護局が主催する生活保護就労支援員全国研修会に講師として常勤弁護士を派遣し、全国の生活保護就労支援員に対して支援センターの業務の周知を図った。

東京地方事務所においては、葛飾区、新宿区と連携し、福祉事務所と常勤弁護士とのホットラインを開設したり、地域包括支援センターへ定期的に巡回するなどして、法的支援を求める利用者に対し適切な支援ができる体制を整えた。

静岡地方事務所においては、精神に問題を抱えた方が適切な法律相談を受けられるよう、静岡県との共催で、精神保健福祉士専門職が同席することによってメンタルヘルスにも配慮した法律相談会(6回、53件)を実施した。また、法律専門職と精神保健福祉専門家が、具体的事例に基づきそれぞれの立場の違い等を学び、互いの理解を深めるための研修会(3回、156名参加)を実施した。

福岡地方事務所においては、生活保護受給者の自立支援のため、福岡市内の福祉事務所とのホットラインを設置し、法的問題を抱えた生活保護受給者の相談を受け付けるとともに、契約弁護士による巡回相談を実施して民事法律扶助業務による法的支援をより密に受けられる体制を整えた。

2 出張法律相談体制等の整備

(1) 出張法律相談の充実

関係機関との連携を構築する中で、高齢者・障がい者等の自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とした出張法律相談の周知に努め、49地方事務所において2,633件(うち震災法律相談118件)の出張法律相談を実施し、充実に努めた。常勤弁護士による出張法律相談は2,633件のうち611件であった。

また、日本弁護士連合会との間で、高齢者・障がい者への支援について定期的な協議の場を設け、平成26年3月、各地の弁護士会の高齢者・障がい者を対象とする電話相談から民事法律扶助の出張法律相談にスムーズにつなぐスキームを構築し、より円滑な出張法律相談対応が可能となるよう努めた。

そのほか、平成25年度の民事法律扶助業務に関する職員研修において、地方自治体等と連携するなど効果的な出張法律相談を実施している地方事務所から取組内容を発表させるなど、知識・ノウハウの共有を図っ

た。

(2) 支援センターの事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回法律相談の実施

地方自治体等の公共施設や地元の病院等を巡回することにより、22地方事務所において1,448件（うち震災法律相談592件）の巡回法律相談を実施し、支援センターの事務所へのアクセスが困難な相談者が法律相談援助を容易に受けられるよう努めた。

このうち常勤弁護士による巡回法律相談は1,448件のうち223件であった。

(3) 常勤弁護士の活動

前記(1)・(2)の出張相談・巡回相談のうち、常勤弁護士による対応数は、出張相談が611件、巡回相談が223件であった。

また、常勤弁護士は、福祉機関等と連携を図り、自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思疎通が困難であるなどの理由で、自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等にアウトリーチするなどして、当該高齢者・障がい者等が抱える問題の総合的な解決に向け、司法ソーシャルワークへの取組に努めている。

被災者に対する巡回法律相談は、引き続き弁護士会・司法書士会等関係機関と連携して被災地への巡回相談を積極的に実施し、被災者の法的ニーズに応えるとともに、その掘り起こしにつなげる活動を行った。

(4) 相談窓口の充実

大阪地方事務所及び東京地方事務所の各本所において高齢者・障がい者に対する専門相談を引き続き実施したほか、新たに東京地方事務所上野出張所において高齢者・障がい者に対する専門相談を開始した。

その他の地方事務所においても、契約弁護士・契約司法書士の取扱分野等を考慮の上、高齢者・障がい者の対応に精通した契約弁護士・契約司法書士による相談予約を入れるなど、高齢者・障がい者に配慮した法律相談を実施した。

(5) 契約弁護士・契約司法書士の確保

高齢者・障がい者等の自ら相談場所へ赴くことが困難な方を対象とする出張法律相談に対応できる担い手のベースとなる契約弁護士・契約司法書士を確保するため、平成25年度の実績が増加している地方事務所の取組に関し（例えば、弁護士等を対象とする説明会を行う上での工夫等）、地方事務所間での情報共有等に取り組んだ結果、平成25年度末現在で契約弁護士が19,159名（前年度末比1,296名増）、契約司法書士が6,714名（前年度末比359名増）に増加した。

また、地方事務所において震災法律援助業務に関する説明会を実施

するなどして、弁護士・司法書士に震災法律援助契約の締結を促した
ことにより、全国で弁護士2,681名（前年度末比294名増）、司法書士
1,124名（前年度末比107名増）と震災法律援助契約を締結した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料17】契約弁護士数

【資料18】契約司法書士数

イ 利用者の意見、苦情等への適切な対応

【年度計画】

支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務改善等適切な対応を行う。

また、意見、苦情等を集約・分析して、その結果を職員に還元する等して、サービスの質の向上に努める。

1 利用者からの苦情等の取扱い

苦情等の件数の推移、苦情等の内容（例えば、職員の対応に関するもの、契約弁護士等に関するものなど）を分析するとともに、改善を要すると考えられる事案について、支援センターとして求められる対応を「利用者から寄せられた声」として取りまとめ、毎月本部の執行部会に報告するとともに、執務の参考としてグループウェアに掲示し、全国職員との共有を図った。

総務部門担当者研修（全国地方事務所職員等計65名参加）中、1日7.5時間を接遇研修に割り当て、高齢者・障がい者疑似体験実習などを行い、受講者の高齢者・障がい者の方への接遇スキルの向上を図るとともに、研修後、受講者が主体的に地方事務所の他の職員に対して同様の実習を実施できるよう進め、全国地方事務所職員全般の接遇スキルの向上と定着を図った。【再掲】

2 契約弁護士・司法書士への「利用者の声」の伝達

平成24年度に開始した一般契約弁護士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士への伝達するスキームを全国で導入するよう引き続き進めており、平成26年3月31日現在、実施中の地方事務所は22か所（平成24年度比4か所増）に増加した。

新たに一般契約司法書士についても前記同様の伝達スキームを実施することとし、平成26年2月に全国の地方事務所に対して事務連絡を発出し、

順次実施するよう取り組んだ（（参考）平成26年5月末現在で実施中の地方事務所は33か所。）。

ウ 効率的で効果的な業務運営

【年度計画】

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

1 組織運営理念の周知徹底

研修においては、効率的な業務運営に資する知識の習得を目的とした講義や、自発的な意見交換を行うためのグループ討議を実施したほか、研修全体を通じて、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、当センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。さらに、平成25年度は、新たに地方事務所の事務局長の役職に就く職員に対して、事前に地方事務所の運営等に関する説明会を実施し、業務運営の効率化等の徹底を図った。

2 業務改善の推奨（業務改善事例の把握と紹介）

効率的で効果的な業務運営を実現するための取組として、地方協議会において関係機関等から出された意見等に基づいて具体化した地方事務所の業務改善の実施状況を本部に報告させるとともに、地方事務所から報告を受けた業務改善事例のうち、先進的で効果的な取組事例を全国地方事務所長会議及び同事務局長会議において周知し、各地方事務所において業務運営の改善が更に推進されるよう努めた。

全国の地方事務所長・支部長に対して組織運営理念を始め、利用者の立場に立った効率的で効果的な業務運営を図るための所要事項を記載した執務資料を配布し、その周知を図った。【再掲】

② 支援センターの存在及びその業務の内容についての周知

【年度計画】

① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート

ト調査結果等を参考にするなどして事後に十分な分析を行い、その結果を翌年度の広報計画に反映させる。

- ② 広報経費に関する予算状況を踏まえ、ホームページをより効果的に活用する等の情報発信の手法について研究し、多様な手法を用いることによって、より費用対効果の高い広報を実現する。
- ③ 様々な機会を通じて、本部・地方事務所においても積極的に記者説明会（プレスリリース）を実施する。また、発信した情報が記事として取り上げられるよう、全国の広報担当職員の研修を行う等して、プレスリリースの質を高めるための方策を講じ、全国的にメディアに取り上げられるような取組を行う。
- ④ 多重債務問題への取組を継続するとともに、家事問題等への取組に向けて、関係機関・団体と連携した周知活動をより効果的に実施する。そのため、広報活動に関する全国規模での実務担当者研修を行い、連携ノウハウの共有及び担当職員における周知技術の向上を図る。また、メディアに取り上げられるよう関係省庁などへ働きかける。
- ⑤ 認知度調査を実施し、平成25年度に実施した広報効果を適切に検証する。また、支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について効果的な広報活動を検討・実施し、認知度を上昇させる。

1 効率性の観点を踏まえた効果的な広報の実施

(1) 広報計画の策定

本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえて地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、例えば、法テラスの日（支援センターの設立日である4月10日）における広報において本部のメディア広告とタイミングを合わせて地方事務所が地域的な広報活動を実施するなど、本部・地方事務所の広報活動を連動させることにより、個々の広報活動の効果を高めるよう努めた。

(2) 効果測定

当センターの認知度調査のほか、情報提供業務・民事法律扶助業務の利用者に対する認知経路アンケートの結果などに基づき、潜在的な需要の掘り起こしや各業務の利用促進のために、どのような広報手段の広報効果が高く、費用対効果の点から有効であるかについての分析を行った。その結果、認知度にはテレビ広報が、情報提供（コールセンター）利用件数にはホームページ広報が、民事法律扶助の利用件数には地方自治体等の関係機関等への周知が、それぞれ有効であることが確認された。

本分析を基に次年度について、ホームページにおける広報活動及び関

係機関等への周知活動を中心とした広報活動方針の策定を行った。

2 広報効果の高い媒体を活用した効果的な広報の実施

(1) ホームページ等を活用した広報

コールセンター利用者の認知経路調査においては、ホームページが高い割合を占めていることから、ホームページの充実を図るとともに、インターネット・リスティング広告（Yahoo!Japan等の検索サイトで「多重債務」など法的トラブルに関連するキーワードを入力して検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるもの。）を実施した。そのほか、新しい広報媒体として、平成25年4月からツイッターの運用を開始して、約1,300回にわたり、相談会の開催告知や法的な内容の情報に関する情報を配信し、平成26年3月現在で4,700人超のフォロワーを達成した。

また、業務等に関する情報をメールマガジンで一年を通じて月2回定期的に配信した。

(2) マスメディア広告以外の広報

引き続き、一般社団日本民営鉄道協会を通じて全国約60の鉄道会社の駅施設等に約6,600枚のポスターを無料掲出するなど、費用を抑えつつも効果的な広報活動の実施に努めた。

(3) 震災法律援助事業の利用促進のための広報

平成25年6月及び同26年2月、東北6県において、被災者に対して被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）などの利用促進を図るため、テレビ、ラジオ、新聞及びフェイスブック広告を活用した広報活動に取り組んだ結果、東北6県での認知度は59.3%（前年度比7.4%増）に上昇した。

3 マスコミへの積極的な情報発信

本部において、支援センターの取組や関係機関等と連携した施策などについてのプレスリリースを9回にわたり行ったほか、記者懇談会を行うなど報道機関との接点を積極的に作り、テレビ、新聞等で法テラスが報道される機会を増加させることに努めた。

地方事務所においては、地方の報道機関に対し、本部のプレスリリースに合わせた情報提供を実施したほか、「一斉無料相談会」など地方事務所独自の取組についてプレスリリースを行った。

4 関係機関・団体と連携した広報と周知技術の向上

(1) 関係機関・団体との連携

金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士連合会との連携により、引

き続き「多重債務者相談キャンペーン2013」を実施し、関係機関等へポスターを掲示した。

内閣府政府広報室の協力により、平成25年7月及び同年12月に政府広報枠のテレビ・ラジオ番組において、震災特例法に関わる支援センターの被災者支援策の放映を実現したほか、同年9月16日から同月22日の間「YOMIURI ONLINE」のトップページ上へテキスト広告、平成26年2月1日から同年3月2日の間モバイル端末による「THE NEWS」に広告を掲載した。

また、より親しみやすいものとなるよう、デザイン・構成をリニューアルした広報誌「季刊ほうてらす」を関係機関等のほか、全国の児童養護施設及び公立図書館等へ送付し、広く広報を実施した。

(2) 周知技術の向上

各地方事務所の広報担当職員を集め、広報マインドの育成、広報スキルの向上及び情報の共有を図ることを目的とした研修を実施した。

5 認知度調査の実施

平成26年1月に実施した認知度調査では、認知度が47.3%（前年度比4.9%増）、実質的認知度は11.1%（前年度比5.0%増）となった。

認知経路としては、テレビ・新聞の割合が高いものの、地方自治体など行政機関の広報誌の割合が認知経路として上昇しており、関係機関等と連携した地道な周知活動が功を奏していると考えられる。また、認知者の年齢では30代が増加しており、インターネット等による広報活動によるものと考えられる。

【資料27】 広報活動関連資料

(2) 組織の基盤整備等

- ① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等
 - ア 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保

【年度計画】

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き、弁護士会・司法書士会と連携協力し、新規登録時期に合わせた説明会や研修会、取り組むべきテーマごとの協議会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士（震災法律援助契約弁護士・司法書士（震災特例法による震災法律援助について支援センターと契約をしている弁護士・司法書士をいう。以下同じ。）を含む。）を確保する。弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等によ

る巡回又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行う。

1 契約弁護士・契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士を確保するため、全国の地方事務所から各单位弁護士会及び単位司法書士会へ基本契約締結に向けての働き掛けを積極的に行い、平成26年2月に講習会「民事法律扶助ってなあに～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共催するとともに、同講習会へ講師を派遣し、民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。このような取組の結果、平成24年度末と比較して民事法律援助についての契約弁護士が1,296名、契約司法書士が359名増加し、震災法律援助については、新たに弁護士294名、司法書士107名と契約を締結した。【再掲】

また、平成25年度の実績が増加している地方事務所の取組（弁護士等を対象とする説明会を行う上での工夫等）を他の地方事務所に情報提供するなど、引き続き契約弁護士・契約司法書士の確保に取り組んだ。【再掲】

一般契約弁護士による巡回法律相談については、静岡地方裁判所下田支部（5回）、秋田地方裁判所本荘支部（2回）、那覇地方裁判所名護支部（1回）管轄内の弁護士が少ない地域で実施した。

震災法律援助事業については、個人版私的整理ガイドラインの利用に係る震災法律援助での対応について各地方事務所に周知するなど、引き続き地方事務所との情報共有に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の関係機関と密接な連携・協力を行うなどし、業務内容の周知や震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士の確保について理解を深め、全国に避難している被災者のニーズに対応すべく、全ての地方事務所で震災契約弁護士は複数名を、震災契約司法書士は最低1名を確保するなど、震災法律援助業務の円滑な実施に力を注いだ。

【資料9】 【民事法律扶助】 援助申込状況

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料11】 【民事法律扶助】 援助決定件数等状況

【資料12】 【震災法律援助】 援助決定件数等状況

【資料17】 契約弁護士数

【資料18】 契約司法書士数

【資料28】 最近5年間の援助決定件数の推移

2 常勤弁護士の配置等

常勤弁護士が必要な地域に順次新たな常勤弁護士の配置又は増員を行い、平成25年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合

計85か所であり、各事務所に1名ないし11名の常勤弁護士を常駐させた。同年度に常勤弁護士を新たに配置した地域事務所は1か所（徳之島地域事務所）で、増員配置をした地方事務所は11か所、地域事務所は6か所であり、合計18か所に常勤弁護士を新たに配置又は増員した。

常勤弁護士の配置人数も、平成25年度は246名（前年度比13名増）となった。

また、常勤弁護士による巡回については、後記（28頁）のとおり、弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所管内の支部地域に旭川地方事務所に配置した常勤弁護士巡回に民事法律扶助事件を取り扱った。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

【年度計画】

イ 各地において、弁護士会の協力を得て、引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させる。

1 説明会等の実施

(1) 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会を開催するとともに、研修を実施し、また、独自の広報用資料を配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

(2) 解説書の配布

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士になろうとする全国の弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布した。

2 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士数は平成26年4月1日現在で24,055名となり、同25年4月1日現在と比較して1,805名増加した。平成26年4月1日現在の契約者数は、全国の弁護士の68.5%に相当するものである。

国選付添人契約弁護士数は平成26年4月1日現在で9,637名となり、同25年4月1日現在と比較して934名増加した。

【資料20】国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【年度計画】

ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き、弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。

1 被害者参加弁護士確保の取組

(1) 本部における取組

日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。

(2) 地方事務所における取組

各地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行った。

- ① 弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加
- ② 地方事務所主催の説明会の開催
- ③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会や意見交換会の開催

2 契約弁護士の確保

前記1の各取組の結果、被害者参加契約弁護士数は、平成26年4月1日現在で3,700名（前年同日比365名増）となった。このうち、女性の弁護士は平成26年4月1日現在で790名（前年同日比98名増）となり、特に性被害を中心とする女性の被害者について、より希望に応じた支援が可能となった。

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【年度計画】

エ 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等について、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行い、応募を促すとともに、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、日本弁護士連合会が発行する機関誌や支援センター

のホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容や最新の採用情報を掲載し、広く応募を促す。

1 就職説明会・採用案内の周知等

常勤弁護士の確保のため、日本弁護士連合会、各弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生等に対し、改訂した「スタッフ弁護士採用案内」等を配布し、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等に関する説明会を10回にわたり実施した。

また、一定の法曹経験を有する弁護士を確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、日本弁護士連合会が開設・運用している就職採用フェイスブックに就職情報を掲載した。さらに、同会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すなどし、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞って、経費のかからない効率的な採用に係る情報提供を継続して行った。

支援センターのホームページにおいては、常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を掲載し、広く応募を促した。

この結果、平成25年度は、8名の法曹経験者を含む59名を新たに採用し、常勤弁護士数は246名（前年度233名）となった。なお、複数の採用期において常勤弁護士の更新時期が重なったことから、退職者数が前年度（50名）と同程度の46名となったが、退職者数を見込んで積極的に採用活動を行ったことにより13名の純増となった。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料31】常勤弁護士就職説明会等実施状況

2 選択型実務修習、エクスターンシップ

常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことによりその業務の意義・魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、合計34か所の法律事務所において司法修習生を受け入れた。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の法律事務所において、全国14か所の法科大学院の学生を合計28回にわたり受け入れた。

【資料32】平成25年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成25年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

イ 法律サービスの提供に係る体制の整備

【年度計画】

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

前述の地域に隣接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

1 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供者がより少ない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、（i）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、（ii）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、（iii）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、（iv）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、（v）当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成25年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合計85か所、そのうち司法過疎地域事務所は33か所であり、同年度には司法過疎地域事務所として鹿児島県の離島に徳之島地域事務所を開設した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

2 常勤弁護士の巡回による司法サービスの提供

旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部は、上記（i）

及び（ii）の基準に適合する司法過疎地域であったことから、常勤弁護士が巡回して司法サービスを提供することとし、上記各地方裁判所支部に近接する旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が平成25年度は合計3回にわたり巡回を行い、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等を取り扱った。なお、平成25年度における常勤弁護士の出張・巡回法律相談は834件であった。【再掲】

ウ 常勤弁護士の採用

【年度計画】

常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生及び既登録弁護士等に対する説明を積極的に行い、総合法律支援に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努める。

1 就職説明会・採用案内の周知等

前記（26頁）のとおり、「スタッフ弁護士採用案内」等の配布、常勤弁護士の業務内容等に関する説明会の実施、日本弁護士連合会が開設・運用している就職採用フェイスブックや会員専用サイトの求人案内欄への常勤弁護士募集広告の掲載等に取り組んだ結果、8名の法曹経験者を含む59名を新たに採用した。【再掲】

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料31】常勤弁護士就職説明会等実施状況（平成25年度）

【資料32】平成25年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成25年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

2 総合評価に基づく人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず弁護士としての素養を見極めるという観点から、各応募者について、日本弁護士連合会の意見を徴した上で、採用面接を実施した。

この取組により、弁護士として必要な事務処理能力や他者とのコミュニケーション能力、総合法律支援に関する理解や意欲の高さ等、常勤弁護士としての資質や適性を総合的に評価して、国民の期待に応えるために必要な人材の確保に努めた。

エ 常勤弁護士の待遇

【年度計画】

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。

3 常勤弁護士の待遇

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本とした。司法修習生から採用した常勤弁護士については、当初の任期は1年として、常勤弁護士としての基本的な素養を身に付けさせるため、養成事務所において必要な指導、教育等を行い、1年の任期更新後、支援センターの法律事務所に赴任させることとした（合計3回まで更新可能）。

採用時の常勤弁護士の報酬については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考として定めた。

② 職員の質の向上等

【年度計画】

効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。

1 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、実務能力及び支援センターへの適性を判断し、幅広い知識と利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局次長、部長、課長、課長補佐及び係長を面接員とし、様々な視点から多角的に適性を判断した。

有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。

試験の実施に当たっては、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に、新卒採用に当たって少なくとも卒業後3年間は応募できるようにするとの規定を踏まえ、これらを対象とした一般公募試験と、司法試験受験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募試験を実施し、合計749名の選考を行った結果、21名を採用した。

有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員の活用を図るため、申込みのあった43名を対象に常勤職員への登用試験を実施した結果、13名を常勤職員として登用することとした。

2 人事配置について

人事異動計画の策定に当たっては、勤務評定による評価のほか、管理者の適性に関する意見や職員本人の意向等を考慮の上、各地方事務所の業務件数等を勘案し、組織の強化及びサービスの質の向上を図るための適正配置に努めた。

組織の活性化を図るため、広範にわたる人事異動計画を策定し、平成26年4月1日付けで85名を異動させた。また、昇格試験受験申込みのあった1級から4級職員229名に対し、各級に求められる能力・適性を測ることができる内容の筆記試験及び面接試験を実施した結果、合格者132名の昇格を決定した。

【年度計画】

- ② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。

関係機関との更に緊密な連携関係の構築と職員のスキルアップ等のために人事交流の充実を図る。

組織の中核を担う職員として幅広く活躍することが期待される者に対し、国等の他組織における業務を経験させることにより、職員のスキルアップ及び組織の充実強化を図ることを目的として、法務省との間で勤務研修を実施し、職員2名を出向させ人事交流を行った。

【年度計画】

- ③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。

人材育成の観点から、職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図る。

また、常勤弁護士に対して支援センター本部主催の研修を体系的に実施するとともに、各ブロック単位の研修を充実させる。

研修内容については、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室を活用しながら随時見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

1 一般職員に対する研修

職員の資質及び能力の向上を図るため、職責に応じた研修を実施した。具体的には、採用から2年間で「基礎形成期間」、その後の2年間で「ブラッシュアップ期間」とし、経験年数に応じたカリキュラムを組み、それぞれの期間に新規採用者研修、ブラッシュアップ研修を実施した。また、管理職に対しては地方事務所の事務局長登用時にマネジメント基礎研修を実施したほか、平成25年度には課長職登用者について4級昇格者研修を実施した。

各職員の担当する業務を適正かつ円滑に行うため、実務能力の向上を目的とした実務研修を実施した。実務研修の実施に際しては、職場における指導的立場の職員を研修員とし、研修効果のフィードバックを義務付けることにより、経費節約と効率化に努めた。

人事課主催の研修体系は職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するよう組み立てており、平成25年度は合計6回の研修を実施し、延べ17日間に延べ99名の職員が受講した。内容については、「法テラス運営理念」の講義を行い、組織としての基本理念を各個人に浸透させるとともに、研修後のレポートを研修員に課すことで、研修効果の持続を図った。また、専門性の向上のため、総務、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ16日間に延べ421名の研修を実施した。

人事院主催の課長級及び課長補佐級の研修に職員各1名を延べ7日間参加させたほか、東京都の実施する課長級及び係長級の職員研修に職員各2名を延べ6日間参加させた。

2 常勤弁護士に対する研修

(1) 実務研修

支援センターの各法律事務所に配置した常勤弁護士に対しては、本部主催で、常勤弁護士として実務を行う上で必要な知識・技術を身に付けることができる内容の研修を体系的に実施した。

具体的には、司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で常勤弁護士としての基本的な素養を身に付けることができるよう、採用時の研修や民事・刑事の実務に関する基本的な研修等、通年のスケジュールに基づいた研修を実施した。常勤弁護士の担うべき重要な役割の一つである裁判員裁判対応については、実際に常勤弁護士が取り扱った裁判員裁判事件を報告・検討する研修を実施するとともに、平成25年度は新たに、事前課題について少人数でディスカッションを行う研修等を実施して、常勤弁護士の能力・技量の向上を図った。また、心理的・精神的な問題を抱えていると思われる相談者の

対応方法について精神科医の講義や模擬法律相談等を行う研修、主に福祉分野において地方自治体を始めとする関係機関等との連携強化のため、同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士と2人1組になってノウハウ等の個別指導を受ける実地研修等を実施した。

さらに、全国を7つのブロックに分け、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じて常勤弁護士自らが企画する少人数制のブロック別研修を実施し、常勤弁護士間の情報の共有化や、能力・技量の向上を図った。

【資料36】常勤弁護士に対する研修実施状況

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より充実した研修の実施に努めた。

さらに、集合研修以外の個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。また、常勤弁護士業務支援室においては、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務対応能力・技量の向上を図った。

(3) 常勤弁護士の外部派遣研修

地方自治体や福祉機関・団体等に潜在する法的ニーズの把握と、法的問題の解消に向けた連携の促進を図るため、地方自治体（静岡県伊豆市）、社会福祉法人（長崎県の南高愛隣会、滋賀県の社会福祉法人グロー）、法務省（大臣官房司法法制部）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

(4) 法律事務所事務職員研修

法律事務所事務職員を対象として、支援センターにおける事務処理や接遇等に関する実践的な研修を実施し、法律事務所全体の充実化と業務の効率化を図った。

③ 内部統制・ガバナンスの強化等

【年度計画】

- ① 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次

のとおり組織運営を行う。

- ア 執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに、組織内に伝達する。
- イ 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議・事務局長会議、ブロック別協議会を開催する。
- ウ 平成24年度に引き続き、ガバナンスの強化と内部統制の構築・運用状況の点検のための委員会において、必要な改善策の検討及びコンプライアンス体制の強化を図る。

1 本部決定事項等の伝達

- (1) 理事長の招集により執行部会を毎月2回（合計24回）開催し、会議開催後に決定事項等の議事要旨を取りまとめ、本部役職員を始め地方事務所職員に対し伝達しており、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めた。

また、執行部会での指摘事項を担当課室において検討させ、その対応状況を執行部会へフィードバックする取組を行った。

- (2) 全国地方事務所長会議及び同事務局長会議を各1回、ブロック別協議会をブロックごとに1回ずつ計8回開催した。また、国選弁護業務及び民事法律扶助業務について全国地方事務所副所長会議を各1回開催した。本部会議においては、支援センターが抱える課題について、地方事務所の実情を把握するとともに、本部と地方事務所とが問題意識を共有することにより、会議出席者から有意義な意見を集約した。

- (3) ガバナンス推進委員会（平成24年3月設置）は、平成25年度において、①ガバナンスの強化及び内部統制の構築・運用状況の確認、②コンプライアンス体制の強化につき、以下の取組を行った。

① ガバナンスの強化及び内部統制の構築・運用状況の確認

以下の各項目を中心とした業務及び組織体制の構築・運用状況についての点検を実施した（前年度からの継続）。

- ・ 地方事務所、法律事務所における組織運営
- ・ 民事法律扶助業務
- ・ 常勤弁護士による業務体制
- ・ 情報セキュリティ対策

点検結果において示された課題については、対応策を策定し、改善状況につき継続的な確認を実施していく。

② コンプライアンス体制の強化

以下の各取組を行い、全役職員のコンプライアンス等に関する問題意識の共有を図った（ニュースレターの発行以外は、いずれ

も平成25年度新規)。

- ・ 全役職員に対するコンプライアンス・マニュアルの配布
- ・ 各地方事務所において、コンプライアンス向上に向けた取組の中心的存在となる「コンプライアンス推進担当者」の選任
- ・ 「コンプライアンス検討事例」、「コンプライアンス・マニュアル理解度チェックシート」等の教材の作成及び全国各地方事務所への配備
- ・ 各地方事務所における上記教材を利用したグループ討論等の実施
- ・ ニュースレター「ガバナンスレポート」の発行（合計8回）

【年度計画】

- ② 内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人による監査の指摘を踏まえ、監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査とも、基本的には平成24年度と同程度の規模とすることとし、監査方法については、各業務部門、事務所においてリスクに対する適切な対応がなされているかを掘り下げて点検する。
- 監事監査は、本部ほか6地方事務所を予定する。
- 内部監査は、本部ほか43地方事務所・地域事務所を予定する。情報セキュリティ監査は6地方事務所を実施する。

1 会計監査人監査（注）の実施（連携強化）

平成25年度における会計監査人監査は、平成25年11月に行われた会計監査人と理事長等とのディスカッションを通じ、会計監査人と理事長等がそれぞれの認識や評価を互いに理解することにより、問題意識の共有を図りつつ、これまでの会計監査人監査における指摘事項等を踏まえて会計監査人が策定した重点監査項目や監査計画を事前に監事及び監査室へ報告の上、計19事務所に対して実施された。前期末や期中における会計監査人による監査指摘事項は、本部において取りまとめを行い、内容を整理し、対応策を検討後、地方事務所等へ改善を求め、後日、改善状況の報告を受けた。その改善状況については、監事及び監査室へ報告した。

(注) 会計監査人監査は、主務大臣の承認を受けることを前提として、支援センターの財政状態及び運営状況等、財務運営の状況が、全ての重要な点において、財務諸表等に適正に開示されているかどうか検証することを目的としている。

2 監事監査及び内部監査の実施

監事監査及び内部監査では、これまでの監査における指摘事項のほか、会計監査人からの指摘事項についても改善状況を確認した。

本部及び6か所の地方事務所について、監事による実地監査を実施した。監査結果は理事長に報告するとともに、それぞれの監査対象の事務所に通知した。

内部監査は、本部及び43の地方事務所・地域事務所で実施した。監査室職員が監査員を務めた対象事務所数を41事務所（前年度38事務所）に増加させ、監査実施体制の業務部門からの独立性をより強化した。また、情報セキュリティ監査を6か所の地方事務所で実施した。内部監査結果については理事長に報告し、それぞれの監査対象事務所に通知したほか、地方事務所の実地監査で指摘した検討事項等について、本部各課室の対応状況を半期ごとに取りまとめ理事長に報告した。

内部監査においては重点監査項目を設定し、従来以上に予備調査を重視したリスクアプローチ的手法を取り入れて実施した。

内部監査の一環として、情報システム監査を外部の専門家に委託して実施した。監査結果は理事長に報告するとともに、理事、監事等の出席する報告会を開催した。

地方事務所、法律事務所の業務・組織について、それぞれの事務所が実施した自己点検結果を踏まえ、本部において内部統制の構築・運用に関する点検の確認を実施した。

【年度計画】

- ③ 本部・地方事務所における内部統制の構築・運用に関する包括的な点検のために、各事務所における業務・組織の自己点検を踏まえた実地監査を実施する。監査の結果は会議、研修等において確認し、業務の改善及び業務レベルの向上に役立てる。コンプライアンスに関する意識向上のために、会議において役・職員にその重要性を訴えるなどの施策を実施する。

情報セキュリティ監査の結果を反映した内容の職員研修を実施し、情報セキュリティに対する意識のレベル向上を図る。

- 1 内部監査の実施に当たっては、内部統制に係る包括的な点検項目をあらかじめ地方事務所及び法律事務所に送り自己点検を求めた上で実地監査を実施した。

実地監査の結果は、その都度理事長に報告するとともに、中間報告・総括報告としてまとめ、検討を要する事項については執行部会及び本部の

課・室長会議において対応の方向性を検討した。

コンプライアンスの意識向上のために、平成25年度は、ガバナンス推進委員会の中のコンプライアンス小委員会（平成24年3月設置）を中心に全国的な事例検討及び理解度チェックを実施するとともに、職員研修においてコンプライアンスの事例検討を実施した。

職員のレベル向上を図るため、情報セキュリティ監査における指摘事項等を踏まえ、新規採用者研修を始め7回の職員研修において、情報セキュリティ関連規程の概要、情報システム利用上の留意事項等について解説した。なお、平成26年度中に「法テラス情報取扱いの手引き（仮称）」を作成し、これを用いた職員研修を実施することとしている。

【年度計画】

- ④ 契約弁護士に対して関連する規則等を周知徹底し、過誤事案が判明した場合には、事案に応じて適切な対応をする。報酬基準が複雑化していることに伴って、報酬算定業務をより適切に行うため、必要な措置を講じる。これらにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 契約弁護士に対する規則等の周知

被疑者国選弁護事件の接見回数に関わる過大請求問題の発覚により平成21年に導入した接見資料提出制度については、周知徹底がなされ、報酬請求に当たって漏れなく添付されるようになった。

そのほか、契約弁護士が国選弁護等関連業務の背後にある諸規程を理解していることが過誤事案の防止に重要であると考えられることから、各地方事務所において、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介するなどの方法により、一般契約弁護士に対して規程等の周知を図った。

2 公判時間連絡メモによる報酬算定

被告人国選事件及び少年付添事件の公判立会時間等について、国選弁護人等の過失等による申告内容の誤りを発見するために、平成23年10月1日から導入した公判時間連絡メモの制度が定着し、報酬算定に際しては、公判時間連絡メモを参照して国選弁護人等の申告内容に誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用が徹底されている。

3 職員研修等の実施

報酬基準は改訂を繰り返して複雑化しており、過誤を生じる危険があることから、本年度は業務に関する各種知識を習得させることで過誤を防止

することを目的として、平成25年7月3日、4日の2日間にわたり、報酬算定決裁者である各地方事務所・支部の事務局長等を対象とする研修を実施した。同研修においては、報酬算定業務に必要となる各種規定について解説するとともに、報酬算定について過誤を招きやすい算定項目を盛り込んだ報酬算定演習を実施した。

4 報酬計算業務の本部への集約

複雑化した報酬基準への対応を徹底したものとするため、報酬の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を本部に設置し、地方事務所での報酬算定決定の前に、同室に報酬の計算を依頼する仕組みをとることとした。

この集約過程で、栃木地方事務所において、平成19年8月頃から長期にわたって報酬基準に反する旅費算定が行われてきたことが判明した。

(3) 外部機関等との関係

① 地方協議会の開催等

【年度計画】

- ① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることにより、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。

また、各地方事務所の取組状況のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

1 地方協議会開催状況

平成25年度は、全国の地方事務所において合計95回（平成24年度104回）の地方協議会を開催した。各地方事務所においては、地区別に地方協議会を開催する方法や、高齢者・障がい者への法的支援、司法ソーシャルワーク等のテーマごとに開催する方法や寸劇を行うなど、地方の実情に応じた工夫を施して開催し、関係機関・団体との一層の連携強化を図った。

2 アンケートの実施

関係機関等に対し、あらかじめアンケート調査を実施して支援センターに対する問題提起、疑問点等の意見・提案を寄せてもらった上、地方協議会の際に、寄せられた意見等について詳細を聴取するとともにし、その意

見等これを業務に反映させるなどして、関係機関・団体との相互理解を深めるなど、更なる連携の強化を図った。

3 先進事例の紹介

地方協議会を通じてより一層地域の実情に応じた業務運営ができるよう、全国地方事務所長会議及び同事務局長会議において、地方協議会が出された意見等に基づく具体的改善例として「聴覚障がい者が相談を希望する場合、法テラスが手話通訳の手配を行うべき、との意見を受け、刑事事件において手話通訳の派遣を行っている団体に要請し、連携して対応した」事例、「関係団体から法テラスの業務説明の要請を受けて、10か所の関係団体を訪問し、業務説明を実施した」事例等の報告を行った。

【年度計画】

- ② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。

地方協議会を開催するに当たっては、各地方事務所において、議題や開催方法等に応じて、参加してもらう関係機関等を検討した上で出席依頼を行い、利用者その他の関係者の意見がより適切に反映されるよう工夫した。平成25年度においては、例えば、「高齢者・障がい者への法的支援」などをテーマに掲げ、地方事務所が地方協議会において適宜使用できるよう本部において各種参考資料を作成し、その利用促進を図るとともに、地元自治体、弁護士会、司法書士会のほか、地元自治体の福祉部、地域包括支援センター及び社会福祉協議会等に出席を依頼するなど、潜在的な利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関等との連携協力関係の確保の観点から、参加者の人選を行った。

② 関係機関との連携強化

【年度計画】

- ① 法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。
- ② 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて連携の充実に努める。
- ③ 社会情勢の変化等に伴い新たに創設される関係機関・団体、また、関係機関・団体において新たに創設される制度に関する情報収集に努め、

支援センターの業務についての理解を得て、連携・協力関係の構築に努める。

コールセンターにおいても、関係機関の担当者による業務説明会を実施して連携の強化を図る。

1 本部における連携に関する取組状況

法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（12月、21府省庁等が参加）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び被災地支援について理解を得てもらうとともに、引き続き連携強化を依頼した。

2 地方事務所における連携に関する取組状況

全国の各地方事務所・支部において、地方協議会や相互研修会、打合せ会等を2,387回（前年比328回増）にわたり開催し、関係機関等との連携の充実に努めた。

3 その他関係機関・団体との連携に関する取組状況

(1) 被災者支援として、消費者庁、地方自治体と連携し、被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（宮城県内の南三陸、山元、東松島、岩手県内の大槌、気仙、福島県内の二本松市、ふたば）。

(2) 個人版私的整理ガイドライン広報キャンペーンを契機として、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との連携を強化し、利用者からの問合せに対して同運営委員会コールセンターで対応可能な案件を転送する運用を行った。また、同運営委員会のコールセンターの情報支援センターのホームページに掲載するなどの取組を継続した。

(3) 静岡地方事務所においては、精神に問題を抱えた方が適切な法律相談を受けられるよう、静岡県と共催で、精神保健福祉士専門職が同席することによりメンタルヘルスにも配慮した法律相談会（6回、53件）を実施したほか、法律専門職と精神保健福祉専門家が、具体的事例に基づきそれぞれの立場の違い等を学び、互いの理解を深める研修会（3回、156名参加）を実施した【再掲】。

(4) 岩手県と事業協定を締結し、平成25年度は被災地出張所以外でも東日本大震災の被災者に対する各種専門家の相談を実施した。

【年度計画】

④ 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会や同協議会に設置されている分科会、犯罪被害者支援に関する協議会等に参画し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。

1 被害者支援連絡協議会への参加

全ての地方事務所において被害者支援連絡協議会に参画し、分科会にも積極的に参加した。被害者参加旅費等支給制度、被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度、日本弁護士連合会委託援助の各制度について、利用方法及び運用状況を説明し、支援センターが提供できる被害者支援制度について総合的な理解を深めることに努めた。また、相互理解のために、他の機関・団体における犯罪被害者支援の取組状況等について情報交換を行うことで連携の維持・強化を図った。

2 DV防止法第9条連絡協議会への参加

各地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

3 関係機関との連携

各地方事務所においては、犯罪被害者週間（11/25～12/1）又は同週間の前後に、関係機関と共に啓発・広報活動を行った。具体的には、街頭での啓発用グッズ、リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示を行った。また、内閣府の交通安全基本計画に基づく交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実を図るための意見交換会に参加した。

本部においては、以下のような活動を行った。

- (1) 国土交通省の公共交通事故被害者等支援ネットワーク会議での被害者等支援に関する業務説明
- (2) 警察庁の視察対応において支援業務の運営状況に関する説明、また、警察庁のストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会での支援センターの犯罪被害者支援業務に関する説明
- (3) 内閣府交通事故被害者サポート事業の交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウムへの参加
- (4) 日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び横浜弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会への参加
- (5) 内閣府が主催する国民の集いに協力・後援し、会場におけるパネル展示
- (6) 法務省保護局の犯罪被害者支援担当保護観察官の研修において、支援センターの犯罪被害者支援業務についての講義
- (7) 内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとして、宮城県内南三陸出張所で「女性の悩みごと

相談」の実施

【資料22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移
(平成18年度～平成25年度)

【資料23】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料24】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある
弁護士の紹介状況

【資料40】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手
続」の問合せに対する紹介先

【資料41】 地方事務所における問合せ件数の推移
(平成18年10月～平成25年3月)

【資料42】 地方事務所に対応した問合せ内容

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総括

① 一般管理費等

【年度計画】

- ① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。

1 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して常勤職員及びパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。また、国家公務員の退職手当の法改正に伴い、国家公務員と同水準となるよう、退職手当の規程の改正を行った。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、81.3ポイントであった。

【年度計画】

- ② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

2 業務運営の効率化による削減

(1) 一般管理費の効率化減

平成25年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（2,231,332千円）のうち、新規追加・拡充分（228,366千円）を除いた額は2,002,966千円である。これは、前年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費

（2,108,521千円）と比べ、対前年度105,555千円の削減となった（5.0%減）。その結果、人件費及び公租公課を除く一般管理費について、前年度比3%（63,256千円）を上回る削減額を達成した。

経費削減の主な内容としては、常勤弁護士用パソコン端末の一括調達を実施したことにより1年当たり5,012千円を、会計監査人監査委託に係る候補者の選定において、選定方法を総合評価方式へと変更することにより2,975千円を、それぞれ削減した。

(2) 事業費の効率化減

平成25年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（893,387千円）のうち、新規追加・拡充分（204,598千円）を除いた額は、688,789千円である。これは、前年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（706,845千円）と比べ、対前年度18,056千円の削減となった（2.6%減）。その結果、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費について、前年度比1%（7,068千円）を上回る削減額を達成した。

経費削減の主な内容としては、サーバ機器等の集約によるデータセンターのラック数の見直しにより7,542千円を、ネットワーク回線使用料について、契約方式の見直しを実施したことにより1,758千円を、それぞれ削減した。

【年度計画】

- ③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。これら競争的手法を活用するに当たり、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努めるものとする。また、少額随意契約による場合においては、見積り合わせ方式の活用を徹底するとともに、性質随意契約による場合においても、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査するものとし、これらの取組によって、経費の節減を図る。

3 各種契約手続における経費の節減

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、目的が特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないもの又は少額随意契約に該当するものを除いて、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用して契約を行った。

これらに加え、競争的手法を活用する場合において、競争性が十分確保されるよう、一者応札となった契約を精査し、応募者を増やす方策としてホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従い、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報のPRを行うとともに、入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲示する措置を講じた。

さらに、少額随意契約の場合においても、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約しているほか、性質随意契約の場合であっても、契約内容を十分に精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫を行うことにより、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成25年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおりである。

② 組織の見直し

【年度計画】

- ① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

1 事件数等に応じた適切な配置と採用

利用者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、業務量実態を考慮した職員の再配置として、比較的業務量が軽度である京都地方事務所、山梨地方事務所の常勤職員各1名を減員し、繁忙庁である大阪地方事務所、福岡地方事務所に常勤職員各1名を配置した(平成25年度当初増員できた3名については、繁忙庁である本部、東京地方事務所、大阪地方事務所に配置。)

2 真に必要な職員数の検証

真に必要な職員数の検証のためには、合理的な事務処理方法の確立が不可欠であるところ、事務処理の合理化・標準化に資するものとして、引き続き平成26年度当初85名（前年度当初120名）の広範な人事異動を行い、また、実務トレーニー制度（他の地方事務所において一定期間業務に従事させ、自己の所属する地方事務所の業務処理方法の改善に役立てるため研修を行う制度）を実施し、延べ9日・3名を参加させ、他の地方事務所の効率的な業務の仕方等を経験することにより各地方事務所の業務の合理化を図る環境を整備した。

【年度計画】

- ② 常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等を検討する。

常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等の受任の確実性を踏まえ、各地方事務所の事件数、弁護士数及び常勤弁護士への配点状況等に関する最新の情報を収集した上で、日本弁護士連合会との協議も重ねるなどして、配置の必要性について検討し、平成25年度に常勤弁護士を新たに配置した地域事務所は1か所（徳之島地域事務所）で、増員配置をした地方事務所は11か所、地域事務所は6か所であり、合計18か所に常勤弁護士を新たに配置又は増員し、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等の担い手を拡充した。【再掲】

地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化については、地方自治体や社会福祉法人で研修を受けた常勤弁護士による地域の関係機関等との連携に関する講義を研修に組み入れたり、同分野で先駆的な役割を果たしている常勤弁護士と2人1組になってノウハウ等の個別指導を受ける実地研修を行うなど、常勤弁護士が積極的に連携に取り組むことができるようサポート体制を充実させた。【後段につき再掲】

支援センター及び常勤弁護士が今後の重点課題と認識している福祉分野に潜在する法的ニーズを把握し、福祉分野の関係機関等との連携の促進を図るため、常勤弁護士を地方自治体や社会福祉法人などに派遣し、外部研修を受けさせた。【再掲】

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

【年度計画】

支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所の体制、費用対効果等を総合的に考慮して、引き続き、必要な見直しを行う。

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した合計7か所の被災地出張所については、いずれもその設置期限を平成27年3月末まで延長し、被災者の法的支援態勢の一層の充実を図った。

東京地方事務所においては、同一区内の新宿出張所について、業務の効率性の向上を図り、同出張所利用者のアクセス上の安全性を高めるべく、本所との統合に向けて移転させた。

(2) 情報提供・犯罪被害者支援

① コールセンターの利用促進

【年度計画】

- ① 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等の際に周知を図る。
- ② 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。

1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知

- (1) ホームページやパンフレット、関係機関等との各種会議等において、電話による問合せはコールセンターを案内することを原則とし、最初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供（参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合）を希望する利用者については、地方事務所を案内する取扱いについての説明を継続して実施した。
- (2) 個人版私的整理ガイドラインに関する広報キャンペーンを実施し、TVCM、WEB、新聞広告などを通して、二重ローンの問題やその他東日本大震災に関する法制度の紹介や相談窓口についての情報提供について、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。
- (3) 以上の結果、情報提供件数は、平成25年度は522,579件（前年度538,191件）と50万件を超える件数を維持するとともに、全体に占めるコールセンターでの問合せ件数の割合は60.0%（前年度60.9%）と6割を維持した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

2 コールセンターへの内線転送

引き続き内線転送を促進した結果、内線転送件数は、平成25年度は18,042件（前年度14,156件）に増加した。

3 コールセンターオペレーターの出勤シフト調整

コールセンターの受電傾向を分析し、平日昼間の出勤者を多くし、夜間及び土曜日の出勤者を少なくするなど、コールセンターの応答率を維持しつつ、業務運営の効率化を図った。

【資料8】平成25年度情報提供件数の推移

【資料43】平成25年度における相談分野の概要(問合せ上位20位)

【資料44】平成25年度における関係機関紹介状況

② コールセンターの設置場所等

【年度計画】

① コールセンターの運用に当たっては、利用者へのサービスレベルの維持向上を図りつつ、安定的かつ効率的運用に努める。

コールセンターの運用に当たっては、支援センターの他の業務との連携や利用者のニーズに対応するため、コールセンターにおける民事法律扶助に関する資力確認の実施対象の拡大を図るなどして、支援センターの業務全体の効率化も視野に入れ、業務運営の経費削減に努める。

1 コールセンターの安定的・効率的運用と利用者サービスの質の向上

(1) コールセンターの自主運営により、以下のとおり、サービスの質の向上を図っている。

① オペレーターを長期的に雇用することが可能となった結果、継続的な研修によりオペレーターの質を向上させることが可能となった（ミステリーコール(電話対応状況覆面調査)の結果では、応対面の平均達成率が平成25年度は約80%（前年度約72%）に上昇した）。

② サービスの質を向上させるためのノウハウの蓄積が可能となった（ノウハウを蓄積させた結果が上記の評価に結び付いている。）。

③ 契約の変更等の手続を経ずに新たな形態によるサービスの提供を柔軟に行うことが可能となった。平成23年度においてはフリーダイヤルによる被災者に対する情報提供（震災法テラスダイヤル）を実現し、平成24年度においては、コールセンターでの民事法律扶助業務に関する

る資力要件の確認サービスを5地方事務所で先行的に開始し、平成25年度にはこれを15地方事務所に拡大した。

- (2) コールセンターでは、曜日・時間帯ごとの入電傾向を把握し、件数予測に基づいてオペレーターの配置人員を決定することで、繁忙期に放棄呼（着電があったが応答できずに利用者が切電してしまう状況）を発生させないように努めるとともに、余剰人員が生じることを防止した。

2 運営コストの削減についての検討内容

支援センターの他の業務との連携を進めるため、コールセンターにおいて、オペレーターが民事法律扶助業務に関する概要説明を行い、利用者のニーズに応じて積極的に全国の地方事務所に電話を転送して、法律相談援助の予約につなげる運用を行ってきたが、平成25年度は更に業務全体の効率化を図るため、法律相談援助を希望する利用者については、コールセンターにおいて資力要件を確認し、地方事務所に転送する運用を15地方事務所（前年度5地方事務所）に拡大し、コールセンターの運営コストの上昇を抑えながらサービスの質を向上させた。

(3) 民事法律扶助・国選弁護人等確保

① 民事法律扶助業務の事務手続の効率化

【年度計画】

事務手続の効率化を図るため、各種調査での事務手続洗い出しの結果を基に、最も合理的かつ効率的な標準事務について、引き続き、具体的な検討を進める。また、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る。

1 書面審査の活用

事務手続の効率化を図るため、援助開始決定時における書面審査の活用を推進し、引き続き全ての地方事務所で書面審査を実施した。

2 審査方法の合理化

(1) 単独審査の推進

審査委員の人数について、事案に応じて合理化を図り、引き続き簡易案件（同時廃止決定が見込まれる破産事件、公示送達による離婚事件、敗訴その他の理由により報酬金決定を伴わない終結事件等）の審査については、審査委員1名による単独審査を推進した。審査付議件数が少ないため、別に単独審査の機会を設けることや事件の選別作業

を行うことがかえって事務負担となる小規模地方事務所等を除き、40か所の地方事務所で単独審査を実施した。

(2) 専門審査委員制度の拡充

平成20年度に導入した「専門審査委員制度」（民事法律扶助の援助審査実務に精通した審査委員に集中的に審査の事前準備を行わせることにより、審査1回当たりの処理件数を増やすとともに、援助申込みから援助開始決定までの期間短縮を図る等、審査の効率化とより精緻な判断の両立を図る制度）は、平成25年度には33事務所が実施しており、定着しつつある（平成20年度は5事務所、平成21年度は17事務所、平成22年度は18事務所、平成23年度は31事務所、平成24年度は34事務所）。

(3) 審査事務の平準化に向けた取組

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、合理化を図るための検討を継続し、平成25年度には、検討結果に基づく審査書類の統一化・合理化に係る取りまとめ案につき、地方事務所に意見照会を行った。

各地の審査現場における課題や運用状況等について情報共有するため、地方扶助審査委員長会議を開催した。

また、新たに民事法律扶助の審査基準及び各種規定の解釈・適用等に関する問題を定期的に議論し、審査事務の平準化の推進に向けての提案をするプロジェクトチーム（民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム）を設置し、その検討状況等につき、民事法律扶助担当副所長会議において地方事務所と情報共有するなど、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る取組を進めた。

東日本大震災の被災者に対する援助については、被災地の実情や平成24年度の援助実績等を踏まえ、審査要領等の見直しを行うなど、審査の効率化に努めた。

また、平成25年度の民事法律扶助業務に関する職員研修において、各地方事務所における援助開始決定までの事務手続に関する調査等を行い、更に合理化が見込まれる点について協議を行ったところ、研修員からは「有意義であった。」、「今後の実務に反映させたい。」等の感想が寄せられた。

② 国選弁護業務の効率化

【年度計画】

- ① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに関する再算定について、見直しによる事務手続の簡素化・合理化の進展状況を引き続き注

視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

② 国選弁護士契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。

一括契約に基づく算定の対象となり得る複数の即決申立被告事件の配点方法等の実務運用について、裁判所等関係機関との間で協議を行う。

1 不服申立ての事務手続の変更

報酬算定に対する不服申立てについて、「判断が容易であり、理事長の判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理できる制度を導入して4年目に入ったが、平成25年度は合計326件の不服申立てのうち77件（約23.6%（前年度約17.7%））について地方事務所限りで処理を行った。

2 一括契約弁護士数の増加

全ての地方事務所において、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護士契約を締結している弁護士数は、平成26年4月1日現在で8,748名（前年同日比756名増）に増加した。

3 関係機関との協議

各地方事務所において、必要に応じて、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括契約に関する事件の配点方法について確認した。

(4) 司法過疎対策

【年度計画】

上記 I 2(1)②の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

地域事務所の設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行い、所要の検討を行う。

司法過疎対策として、実働弁護士がより少ない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、（i）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、（ii）当該地方裁判

所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先し、加えて、(iii) 地方裁判所支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv) 当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、(v) 当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関連機関の支援体制等を考慮して設置し、常勤弁護士を常駐させることとしている。【再掲】

上記基準に基づき、平成25年度は新たに、鹿児島県の離島に徳之島地域事務所を設置した。【再掲】

平成25年度までに設置した33か所の司法過疎地域事務所について、当該地域の最新の事件数、実働弁護士数、契約弁護士数等の情報を収集し、各地域事務所の存続の必要性を検討した。その結果、33か所のうち23か所については、司法過疎地域事務所を廃止した場合、その地域の法律サービスの提供体制に重大な問題が生じるため、廃止は不相当と判断した。また、残りの10か所についても、既存の事務所を廃止した場合、実働の契約弁護士数が極めて少なくなる上、いずれも当該地域を管轄する地方裁判所本庁から距離が遠く、その管内の弁護士の応援を得るのが困難であって、廃止による弊害が大きいことから、存続させる必要があると判断した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

ア 客観的評価の実施

【年度計画】

情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成25年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話応対等にフィードバックして、業務改善を図ることにより、窓口対応の向上を図る。

1 客観的評価の概要

コールセンターについては、平成25年9月から同26年2月にかけて、平成23年度実施したものと同様の音声ログ調査（労働問題・相続問題）各15

本（計30本）とミステリーコール2事例（労働問題・相続問題）各5本（計10本）を実施し、評価を行った。

地方事務所等については、上記期間中に全ての地方事務所・支部61か所に対する前記ミステリーコール2事例各1本（計2本）、総合計162本について評価を行った。

対応については、①基本対応に関する事項（オープニングトーク、保留回数等）、②話し方・聴き方に関する事項（相づち、クッション言葉等）、③説明に関する事項（専門用語の置き換え、復唱確認等）、④問題解決に関する事項（選択肢の提供等）及び⑤顧客満足に関する事項（不安の排除等）の5分野28項目についてそれぞれ評価を行い、その平均達成率は約67%（前年度約68%）であった。

また、対応に関する評価に加え、更なる情報提供業務の質の向上を図るため、必要かつ正確な法制度・関係機関情報の提供についても合計28項目の評価を行った（労働関係事例15項目の評価に係る平均達成率は約28%、相続関係事例13項目の評価に係る平均達成率は約56%（前年度は貸金問題・男女問題の平均達成率約55%））。客観的評価の結果、情報提供が不十分な点については、研修等を通じてフィードバックを行っている。

2 評価内容のフィードバック

(1) コールセンターにおける評価内容のフィードバック

コールセンターでは、定期的に管理スタッフによるモニタリングや個別指導を実施して対応レベルの向上に努めているところであるが、コールセンター長に対して前記調査及び評価結果を伝え、指摘された点を踏まえたオペレーターへの個別指導等を実施した。

(2) 地方事務所における評価内容のフィードバック

今回の調査結果を踏まえ、対応のトークスクリプトを改定し、その徹底による対応の標準化及び質の向上を図る目的で、全国の地方事務所・支部の窓口対応専門職員を対象とした研修を2回（平成26年1月）にわたり実施し、76名の同職員及び一部の常勤職員（6名）が参加した。同研修では、客観的評価実施の際に採取した音声ログを活用して、地方事務所における対応の現状及び特に改善すべき点を明確にしたカリキュラムを策定して指導し、実践的なロールプレイングを行うことにより、対応の質の向上を図った（具体的な研修内容につき55頁参照）。

また、全国の地方事務所・支部に対し、特に改善が必要な項目等を示した評価結果を伝えるとともに、客観的評価実施の際に採取したログのうち、高評価であったもの及び低評価であったもの合計20本を選定して送付し、各地方事務所等において、これを素材とした対応改善等を図る勉強会等を企画するよう連絡し、43か所の地方事務所・支部にて168回

(前年度44か所・208回)研修を実施した。

3 コールセンターの運営体制調査の実施

(1) 概要

平成25年度新たにコールセンターの「ミッション・目標」、「パフォーマンス」、「組織・体制」、「人材マネジメント」など、全7領域について、インタビュー、観察、コール量調査、応対診断などの方法を用いて、第三者による調査・評価を実施した。

(2) 評価結果及びフィードバック

ミッションの浸透やオペレーターの育成計画などについて課題があるとの指摘を受けたが、応答率の維持、平均通話時間・後処理時間、自己完結率、スーパーバイザーのオペレーター支援などについては、目標をクリアし、高い評価を得た。

今後、指摘事項などを踏まえて、順次改善を図っていくことで、更に効率的、効果的なコールセンターの運営を目指す。

イ 関係機関情報の充実

【年度計画】

関係機関・団体との相互理解を深めるため、関係機関・団体との協議会や研修会等を開催又は積極的に参加する。

関係機関情報について、全国どこからでも一定水準以上の関係機関情報の提供を行うため、地域の事情に即した情報の収集・登録を行い、関係機関情報の充実・共有化を図る。

1 関係機関との情報交換

地方事務所等において、地方協議会を開催するなどして、情報提供業務等、支援センターの業務に関わる具体例の解決方法を説明し、関係機関に支援センターとの連携の具体的なイメージを持ってもらうとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別の連携の構築・強化の方策等について意見交換を行った。

2 関係機関情報の充実・共有化

(1) 関係機関情報については、24,500余件で昨年とほぼ横ばいとなっているが、地方事務所を中心に、関係機関のデータベースの更新作業（利用のない窓口の登録の抹消等）を行う一方で、新たに連携した関係機関の窓口を加えて更新するなど充実化した。

(2) 東日本大震災関連については、引き続きホームページ上の東日本大震

災関連情報として、関係機関と連携を取って相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。

- (3) 原子力損害賠償支援機構と連携し、ホームページに各地の詳細な相談会情報を公開するとともに、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。

ウ アンケート調査の実施

【年度計画】

通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 ホームページにおけるアンケート（評価値3.1）

地方事務所やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し、職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況につき、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。平成25年度もこれらを継続して実施し、メールによる利用者に対しては、有効回答率の向上を目指して返信文にアンケートへの協力を依頼する文言を掲載した。

2 コールセンターにおけるアンケート（評価値4.6）

コールセンターにおいては、平成25年11月15日から同年12月14日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で4.6の満足度を得た（調査対象総件数19,027件中3,080件回答。有効回答率16.2%（前年度2.8%）に上昇）。

3 地方事務所におけるアンケート（評価値4.5）

地方事務所においては、平成25年9月1日から同年11月30日までの間、面談による情報提供を受けた利用者に対し、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼する方式で実施し、5段階評価で4.5の満足度の評価を得た（総面談件数4,860件中1,531件回答。有効回答率31.5%（前年度34.3%））。

【資料46】利用者満足度調査

エ オペレーター等の質の向上

【年度計画】

アンケート調査結果や評価結果をオペレーター等の研修内容に反映するため、ロールプレイ等を内容とするオペレーター等の研修を実施する。その上で、利用者の立場に立った対応能力の向上を図る。

1 研修計画の策定

引き続き、コールセンターにおいては、これまで外部の専門講師による研修を受講していないオペレーターに対する対応研修を計画し、平成25年度は初めて客観的評価に基づくカリキュラムを盛り込んだ。

2 研修の実施

アンケート調査や第三者による評価結果を踏まえ、以下のとおりオペレーター等の質の向上に努めた。

(1) コールセンターオペレーター等について

上記計画に基づき、「コールセンターの目的」を再確認することで、コールセンターが目指すべきところを共有し、採取した音声ログを活用して対応の現状を共有した上で、ペアワーク・グループワーク、講義、ロールプレイングを行ってコミュニケーションスキルを向上させるとともに信頼される対応の確立を図った。

(2) 地方事務所の窓口対応専門職員について【再掲】

全地方事務所・支部の窓口対応専門職員の出勤日数、職務経歴、過去の研修の受講状況等を勘案の上、本部において対象職員を選定して、研修を2回（平成26年1月）にわたり実施し、76名の窓口対応専門職員が参加した。

研修カリキュラムは、客観的評価の結果に基づき、特に改善が必要な事項を明確にするとともに、採取した音声ログを活用して対応の現状を共有し、改善・標準化を図ることを主目的に策定した。具体的には、トークスクリプトの徹底、ロールプレイング等の対応講義及びこれらが身に付いているか等の確認のため、対応の事例実践（借地借家、離婚問題）を実施した。また、総合法律支援における情報提供業務の目的や意義等について共通認識を持つための講義も行い、意識の啓蒙を図った。さらに、正確な法制度情報の提供をするため、直近に制定・改正された法制度等（労働契約法、DV防止法、ストーカー規制法、各種の詐欺問題）に関する講義を実施した。

各地方事務所・支部においては、客観的評価結果を基に、それぞれの事務所において改善すべき点等についての研修や各種法制度又は関係機関の窓口に関する勉強会等を168回（前年度208回）にわたり実施した。

② 提供する情報の内容及びその提供方法

【年度計画】

新規に関係を構築した関係機関情報、新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容を見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持・提供に努める。震災に関する情報についても、逐次更新追加を行う。

1 FAQの追加更新

業務開始以降コールセンターに寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQの随時更新・増加を図った。また、よく利用されるFAQ約780問をホームページで公開した。

平成25年度におけるFAQ更新件数は以下のとおり。未更新のFAQについても見直しを図るべく全面的に内容の確認を行っている。

FAQ更新件数：	382件（うち震災関連50件）
FAQ新規投入件数：	144件（うち震災関連5件）
FAQ総件数：	4,348件（うち震災関連598件）

2 東日本大震災相談事例Q&Aのホームページへの掲載及び更新

引き続き、東日本大震災相談事例Q&Aをホームページに掲載し、広く市民が利用できるよう配慮したほか、新たな情報にも対応するため内容の更新（2問）及び追加（22問）を行った。

3 情報提供の環境整備

コールセンター内に設置している震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、東日本大震災の被災者及び被災関係者からの問合せに応じた（問合せ件数4,952件（前年度2,981件））。【再掲】

4 多言語通訳サービスの試行

地方事務所において、日本在住外国人からの問合せに対し、専門業者に委託し、電話による多言語通訳サービス（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）について試行を引き続き行い、平成26年度からの本格実施（タガログ語を韓国語に見直し）につなげた。

【年度計画】

利用者へのサービス向上のため、法律専門家等の情報提供業務への関与を継続し、オペレーター等へのアドバイス対応やFAQ、震災Q&Aの充実、メール対応等の情報提供業務の正確性の確保と内容の充実を図る。

情報提供の正確性を確保し併せて質の向上を図るため、関係機関等の協力を得て、法律専門家を以下のとおり配置した。

- (1) メール対応及びFAQ更新・追加、震災FAQ・Q&A作成・更新・追加等のため、本部に専門員として弁護士・司法書士を配置
- (2) 仙台弁護士会の協力を得て、コールセンターに弁護士の非常勤専門員（リーガルアドバイザー）を配置

【年度計画】

③ 各士業によるワンストップ相談会や震災フリーダイヤルを継続して実施するほか、外線転送の試行を踏まえて、これを拡大・充実することで利用者の利便性の向上を図る。

- 1 東日本大震災の被災者を支援するため、宮城、岩手、福島の各県に設置した7か所の支援センター被災地出張所において、消費者庁、地方自治体と連携し、弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。【再掲】
- 2 引き続き、コールセンター内に設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、被災者及び被災関係者からの問合せに応じた。【再掲】
- 3 利用者からの電話を関係機関へ転送して関係機関での相談予約を取ることができるようにするなどの外線転送の試行を引き続き実施した。

【年度計画】

④ 従来実施しているパソコンのメールに加えて、情報端末の多様化に応じた情報提供サービスの実施を検討する。

スマートフォン等の携帯情報端末を利用した情報提供サービスの利便性を高めるため、スマートフォン用のウェブサイト上に、画面をタッチするだけでコールセンターへ架電できる「通話ボタン」を設置した。

【年度計画】

- ⑤ ホームページやリーフレット等の内容の充実に努め、積極的な情報発信を行う。引き続き、IT技術を駆使した情報提供サービスについて情報収集に努め、その実現可能性について検討する。

東日本大震災の被災者支援の観点から、引き続き、東日本大震災相談実例Q&Aをホームページに掲載し、内容の更新、追加を行ったほか、相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。また、引き続き、コールセンター内に設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、被災者及び被災関係者からの問合せに継続して応じた。【再掲】

福島県内に設置した被災地出張所であるふたば出張所においては、弁護士の不在時にも法律相談が可能なテレビ電話を利用した法律相談を実施した。

平成25年4月からツイッターの運用を開始し、法テラスからの情報発信数は約1,300回を数え、法律相談会の開催告知や法的な内容の情報等を発信するとともに、ホームページとの関連付けによる広報媒体として活用した。平成26年3月現在のフォロワー数は4,700人超である。【再掲】

③ 最適な情報の迅速な提供

【年度計画】

- ① 消費者庁・地方自治体と連携して、被災地における士業によるワンストップ相談を実施する。
- ② ホームページ上の関係機関情報やFAQの充実に努めるとともに、関係機関情報の積極的な利用の促進を図る。

1 ワンストップ相談

7か所の支援センター被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。【再掲】

2 関係機関情報等の充実・周知

- (1) 平成23年度に作成した冊子「東日本大震災相談実例Q&A集」の内容を引き続き相談分野ごとにQ&A形式でホームページに掲載し、被災者及び被災関係者等が広く見ることができるよう公開するとともに、新たな情報に対応するため内容の更新（2問）及び追加（22問）を行った。

【再掲】

- (2) 東日本大震災関連について、ホームページ上の震災関連情報として、関係機関と連携を取って相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。【再掲】

3 事故情報データベースへの参画

コールセンターにおいて事故情報を聴取し、消費者庁が進める事故情報データベースに対して情報提供を行った（6件）。

④ 法教育に資する情報の提供等

【年度計画】

関係機関との連携・協力のもと、全国3か所程度において法教育シンポジウムを開催するなどし、法教育の普及・発展のための取組を継続する。

法教育に関する情報提供を行うための準備作業として、各事務所における法教育の実施状況や実施内容・方法等に関する情報を収集・整理し、組織内での情報共有を図る。

1 法教育普及の基盤整備

法教育への理解を高め、地域における法教育の実践を促進することを目的として、平成25年8月に札幌市においてシンポジウムを行った。同シンポジウムでは、最高裁、法務省、文部科学省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、地元弁護士会、司法書士会及び教育委員会等の関係機関の協力の下、法教育関係者を始め多数の人々の参加を得た。また、シンポジウム実施後には、地元新聞社の協力を得てシンポジウムの内容を紹介し、広く市民への周知を図った。

上記に加え、平成26年2月に広島市で、教員を主たる対象とした法教育セミナーを開催した。同セミナーでは、最高裁、法務省、文部科学省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、地元弁護士会、司法書士会、教育委員会及び教育研究会等の関係機関の協力の下、教員、教員を目指す学生、法曹関係者など多数の人々の参加を得た。また、セミナー実施後には、地元新聞社の協力を得てセミナーの内容を紹介した。

2 法教育の実施

引き続き、市民講座における講演、学校における出前授業の実施及び支援センターの業務内容の説明等の法教育活動を実施した。

実施件数は、総計1,759件（前年度1,603件）であり、内訳は市民講座における講演等が242件（同228件）、学校における出前授業等86件（同88件）、支援センターの業務内容説明等が1,431件（同1,287件）であった。

(2) 民事法律扶助

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

【年度計画】

事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供するための環境整備に努める。また、震災法律援助業務については、引き続き、個々の事件にきめ細かく対応していくとともに、震災法律援助契約弁護士・司法書士の確保に努め、より被災者が利用しやすい環境整備に努める。

1 書類作成援助・簡易援助の申込者に対する取組

書類作成援助や簡易援助の実施を検討すべき事案については、引き続きその旨を積極的に地方事務所に伝えて受任予定者・受託予定者に検討を促すとともに、地方事務所での取組状況等について本部及び各地方事務所間で情報共有を行った。

書類作成援助や簡易援助がふさわしい事件類型の検討については、日本司法書士会連合会との間で、家事事件に関する検討を中心に継続的な協議を行った。

2 震災法律援助の利用者に対する取組

震災法律援助業務については、引き続き地方事務所への迅速な情報提供に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の関係機関と密接な連携・協力を図り、制度内容の周知や震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士の確保について更に理解を深め、円滑な実施に力を注いだ。

その結果、震災法律相談援助では、被災地の実情や被災者のニーズに応じた迅速かつ適切な法律相談援助を48,418件行った。さらに、代理援助等の申込みに当たって求める提出資料等についても、被災者に過度の負担とならないよう必要最低限の書類とするなど柔軟な運用に努め、2,267件の代理援助を実施した。

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料14】 【震災法律援助】 震災代理援助事件の事件別内訳

【年度計画】

② これまでに実施した各種調査結果等を踏まえ、東日本大震災の被災者を含む利用者のニーズを反映した事業の在り方について、引き続き、検討・立案する。

1 代理援助(家事事件)における取組

平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、より代理援助の利用が促進されるような制度改善に向け、代理援助における代表的事案の収集や日本弁護士連合会等の関係機関との意見交換を継続実施した。その中でも、家事事件は、利用者のニーズが高まっていることが援助件数の増加からも判断できることから、中・長期にわたり計画的に充実・強化に取り組むべき分野であると捉え、平成25年度においては、前年度に行った民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチームにおける検討結果に基づき、民事法律扶助制度を利用者に周知するためのパンフレットや契約弁護士・契約司法書士向けのガイドを配布したほか、各地方事務所から各地の家庭裁判所に対し、呼出状発送時に支援センターを周知する文書を同封することを要望するなどの取組を進めた。

2 法律相談援助における取組

「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果、法律トラブルがありながら法律相談を受けなかった理由として、「何をしても無駄だと思うから」といった法律相談の効果への懐疑心を内容とする回答が、「費用がかかりそうだから」といった経済的事情を内容とする回答よりも上位となっており、特に壮年層・高齢層ではその割合が高いことから、専門分野に精通した弁護士による専門法律相談を推進することも、潜在的な法的ニーズの拾い上げに効果的であると考え、引き続き専門法律相談の実施を推進した。

専門分野の法律相談援助について、東京地方事務所上野出張所において平成25年度から高齢者・障がい者の専門相談を開始したほか、大規模地方事務所では、労働問題を始めとした専門相談を行っている。

また、小規模地方事務所でも、平成25年度には三重地方事務所において四日市国際交流センターとの連携による外国人対象の専門相談を巡回相談により実施したほか、アンケート調査等で把握した各契約弁護士・契約司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮するなどの工夫も行った。

以上の取組の成果もあり、民事法律扶助における法律相談援助の実施件数は273,594件（前年比2,040件増）となった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

3 震災法律援助等における取組

東日本大震災被災者の法的ニーズへの対応については、平成25年6月に

行われた個人版私的整理ガイドラインに関する広報キャンペーンに際し、同ガイドラインの利用に係る震災法律援助での対応について各地方事務所へ周知するなど、引き続き地方事務所への迅速な情報提供に努めた。

また、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等関係機関と密接な連携・協力を行うなどし、いわゆる原発被災者弁護団に対する説明会の開催など、業務内容の周知や震災契約弁護士・震災契約司法書士の確保について理解を深め、震災法律援助業務の円滑な実施に力を注いだ。【再掲】

代理援助等の申込みに当たって求める提出資料等については、被災者に過度の負担とならないよう提出書類を必要最低限とするなど、引き続き柔軟な運用に努めた。【再掲】

宮城県内の南三陸出張所及び東松島出張所では、被災者の中にはメンタル面でのケアが必要となっている方や高齢や障がいにより相談内容をうまく伝達できない方も少なくないことを踏まえ、社会福祉士が事前に相談内容の聴き取りを行った上で法律相談に同席して支援するなど、引き続き被災者の状況やニーズに細やかに対応するとともに、福島県内のふたば出張所においては、テレビ電話を利用した相談を実施するなど、被災者が利用しやすい環境を整備した。

さらに、平成24年11月16日から12月2日にわたり宮城県内の仙台市、女川町、南三陸町、福島県内の相馬市、二本松市（同県内の浪江町からの避難者が対象）の5地区にある仮設住宅居住者に対して実施したアンケートによる法的ニーズ調査の結果に基づき、それを反映した事業の在り方について検討を行った。

前記取組の結果、震災法律相談援助48,418件、震災代理援助2,267件を実施した。【再掲】

前記被災者の法的ニーズ調査(アンケート調査)を踏まえ、平成25年5月から7月にわたり仙台市、女川町、南三陸町、相馬市の仮設住宅の住民及び二本松市にある浪江町民対象の仮設住宅の住民(24人)に対してインタビュー調査を実施した。同調査は、被災者の法的ニーズの実情を正確に把握するとともに、その結果を被災者が抱える法的トラブルの解決に当たり支援センターなど法的機関へのアクセスをするための施策につなげることを目的として実施した。アンケート調査とインタビュー調査の分析を併せて最終報告書として取りまとめた。

なお、最終報告書は、平成26年6月に行われた「東日本大震災 被災者支援シンポジウム」で資料として配布した。

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料14】 【震災法律援助】 震災代理援助事件の事件別内訳

② サービスの質の向上

【年度計画】

- ① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、事案に応じて、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、援助審査方法の合理化を図るとともに、審査以外についても標準的な事務処理方法を地方事務所に提示することで事務全般の効率化を図ることなどにより、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成24年度と比較して短縮させるよう努める。

1 審査の合理化等

書面審査の活用を推進し、引き続き全ての地方事務所で書面審査を行うとともに、単独審査を推進し（平成25年度は44か所（前年度34か所）で実施し、援助申込者の負担軽減を図った。

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、援助申込者の負担を軽減すべく検討を継続し、平成25年度には、審査に必要な書類の統一化・合理化案を取りまとめ、地方事務所に対し意見照会を行った。

また、原子力損害賠償請求事件を含む東日本大震災の被災者を被援助者とする援助については、いわゆる原発被災者弁護団に対する説明会を開催するなど引き続き業務内容の周知に努めたほか、援助要件の判断や立替え決定を迅速かつ適切に行うよう引き続き努めた。

2 援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮

平成25年度における援助申込みから援助開始決定までの平均所要日数が2週間以内の事務所は、平成25年度は50地方事務所のうち49地方事務所であり、平成24年度の46地方事務所と比べ3地方事務所の増加となった。

このように書面審査や単独審査などの活用により、審査の適正を確保しつつ、処理の迅速化を進めている。

【年度計画】

関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、適時適切に契約弁護士・司法書士等に周知する。

1 契約弁護士・契約司法書士への適時適切な周知

新たな制度、利用者からの意見等については、適時適切に契約弁護士・

契約司法書士に周知している。平成25年度の民事法律扶助業務運営細則や書式等の改正・変更に際しても本部で改正点等についての説明文書を作成して地方事務所に提供し、迅速に契約弁護士・契約司法書士に周知するとともに、日本弁護士連合会の会員向けファックスニュースによる周知も行った。また、改正後の各種書式等を日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の各会員専用ホームページに掲載する等の協力を得る等、適時適切に周知した。

契約弁護士等に対する説明会等については、例えば、長崎地方事務所では、民事法律扶助業務の概要、審査回付と必要書類についての説明のほか、債務整理事件、離婚事件、労働事件等の事件類型別の注意事項等についての説明も行っており、その他の地方事務所でも、弁護士会又は司法書士会の主催する説明会に参加・共催するなどした。

また、対象者が少ないため説明会を実施することが非効率的である等の理由から説明会を実施できなかった地方事務所においても、契約弁護士・契約司法書士に対して個別に文書を発出するなどし、新たな制度の周知や事件を担当するに当たっての注意事項の周知徹底等に努めた。

本部においては、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会との協議の機会を継続的に設け、契約弁護士・契約司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・契約司法書士に対して周知を図るなどし、民事法律扶助・震災法律援助により提供されるサービスの質の向上に努めた。

2 契約弁護士・契約司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組

平成26年2月に日本弁護士連合会主催の講習会（「民事法律扶助ってなかに～活用のノウハウ～」）。全国29弁護士会及び22支部の計51か所にてテレビ会議実施。日本弁護士連合会総合研修サイトにも新規登録弁護士研修重点選択科目として掲載。）を共催するとともに、講師を派遣して民事法律扶助制度の概要について説明し、契約弁護士の制度理解の向上に努めるなど、サービスの質の向上を図る取組を行った。【再掲】

契約弁護士・契約司法書士及び当該弁護士・司法書士事務所の職員が民事法律扶助制度をより熟知することで更にサービスの質の向上を図ることを期待できることから、各地方事務所が実施する新規登録弁護士、法律事務所職員に対する研修についての実態調査を行った。

また、民事法律扶助制度利用促進ワーキングチームにより平成24年度末に取りまとめられたA3判1枚の家事事件ガイドを契約弁護士等に配布したほか、平成25年6月には「弁護士・司法書士向けほうてらすニュースレター」を創刊、「分かりやすい！民事法律扶助の利用講座」等を掲載し、契約弁護士等の制度理解の向上等によるサービスの質の向上を図る取組

を行った。

東日本大震災の被災者支援に当たっては、被災地特有の法的ニーズに対応するため、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人版私的整理ガイドラインの申出といった震災発生後に整備された制度に関する支援に関し、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と密に連携して、震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士が被災地の実情や被災者のニーズに応じた迅速かつ適切な法律相談等のサービスを提供できるよう知識・ノウハウの共有に引き続き努めた。

3 契約弁護士・司法書士への「利用者の声」の伝達

利用者の考え方等を知り、今後の対応にいかされることを目的として、「利用者からの声」である苦情や感謝等の言葉を、その対象となっている一般契約弁護士への伝達するスキームを全国で導入するよう、引き続き進め、平成26年3月31日現在、実施中の地方事務所は22か所（平成24年度18か所）となった。

また、新たに一般契約司法書士についても前記同様の伝達スキームを実施することとし、平成26年2月に全国の地方事務所に対して事務連絡を发出し、順次実施するよう取り組んだ（（参考）平成26年5月末現在で実施中の地方事務所は33か所。）。

【資料49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

【年度計画】

- ③ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、一定規模以上の地方事務所では専門相談の実施・拡充に努める。

また、弁護士会・司法書士会の専門相談窓口利用者が民事法律扶助及び震災法律援助を利用することができる連携スキームの構築に努める。

1 地方事務所における取組【再掲】

東京地方事務所において、多重債務、労働問題、セクハラ・DV、医療過誤、消費者問題、外国人、高齢者・障がい者、インターネットに関する専門相談を、大阪地方事務所において、労働問題、外国人、高齢者・障がい者、生活保護の専門相談を実施しているほか、平成25年度から、東京地方事務所上野出張所において高齢者・障がい者に関する専門相談を、三重地方事務所においては、四日市国際交流センターと連携し、巡回法律相談（月1回）の方法による外国人専門相談を、それぞれ開始した。

弁護士・司法書士数が少ない地域では常設の専門相談の実施が困難であるが、契約時のアンケート調査等で把握した各契約弁護士・契約司法書士

の取扱分野を相談予約時に考慮するほか、DV案件で相談者の身体に危険が及ぶような緊急の対応を要する場合に、対応が可能な相談登録弁護士を紹介して早急に法律相談援助を実施するなどの工夫を行い、専門性を必要とする事案への適切な対応に努めた。

2 専門分野に精通した契約弁護士・契約司法書士の確保

平成25年度においては、東京地方事務所池袋出張所において消費者相談担当者と事例研究会を定例的に開催したほか、その他の地方事務所でも、弁護士会・司法書士会が主催する講習会等への参加を呼び掛けるなどして、契約弁護士・契約司法書士が取扱分野を広げられるよう努めた。

3 東日本大震災被災地特有のニーズへの的確な対応【再掲】

東日本大震災の被災地特有の法的ニーズに対応するため、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人版私的整理ガイドラインの申出といった震災発生後に整備された制度に関わる支援に関し、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会や、いわゆる原発被災者弁護団等と密に情報交換を行うとともに、随時、支援センター内や契約弁護士・契約司法書士との間でこれらの制度に関する知識・ノウハウの共有に努めた。

さらに、東日本大震災の被災者を支援するため設置した被災地出張所では、弁護士等による無料法律相談（移動相談車両で行う巡回相談を含む。）のほか、各種専門家による無料相談も実施するなど、多様なニーズに対しワンストップサービスを提供するよう努めた。

(3) 国選弁護人等確保

① 迅速かつ確実な選任態勢の確保

【年度計画】

本部において、日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、各地の国選弁護人及び付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢について点検する。

また、地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成25年度に1回以上設ける。

裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する国選弁護人を選任するための態勢や、その知識や経験を多くの弁護士が共有し得るような選任の運用につき、地方事務所ごとに裁判所及び弁護士会と協議して、各地の実情に応じた適切な在り方を検討し、その実現に努める。

1 関係機関との協議

全ての地方事務所において、平成25年度内に1回以上、国選弁護人、国選付添人及び国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する裁判所等関係機関との定期的な協議の場を設けた。

2 裁判員裁判に係る態勢整備

(1) 十分な知識や経験を有する契約弁護士の選任

上記協議の場において、特に裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する契約弁護士が国選弁護人に選任されるとともに、その知識や経験を多くの契約弁護士が共有できるようにするため、国選弁護人を複数選任するときは裁判員裁判経験者と非経験者を組み合わせるなどの工夫や、裁判員裁判用名簿を作成し、名簿登載者に研修を義務付けること等についても協議した。

上記の結果、複数の地方事務所・支部において、複数選任時の裁判員裁判対象事件弁護人候補者名簿が作成され、これに基づく運用がなされるに至った。

(2) 国選被害者参加弁護士の選定

地方事務所間の連携及び裁判所と地方事務所の連携の下、事案の内容、犯罪被害者等の希望等に応じて、犯罪被害者の居所に近い弁護士の選定、裁判所に近い弁護士の選定又はその両方の選定を検討し、実情に応じた適切な運用に努めた。

【資料50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況 (平成26年3月末現在)

② 通知時間の短縮

【年度計画】

本部において、日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、各地の指名通知の状況を点検する。

また、地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

1 目標設定

支部を含む全ての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内としている。被告人国選弁護事件については、多くの地方事務所で、原則24時間以内、遅くとも48時間以内としている。また、国選付添事件の指名通知の目標時間についても、裁判所・弁護士会と協議の上、支部を含む全ての地方事務所で原則数時間以内、遅くとも48時間以内としている。

2 達成度合い

国選付添事件では設定された目標時間内に指名通知がされ、被疑者国選弁護事件及び被告人国選弁護事件については、支部を含め、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。被疑者国選弁護事件については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知請求があったなどの事情から当日中に指名通知に至らなかった事件も若干あるが、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、平成25年度約99.6%（前年度約99.4%）に上昇した。

なお、平成25年度に被疑者国選事件について事務手続等の遅延のため回答が遅れ、被告人国選の段階で指名通知したものが1件あった。そこで、同様の事態の再発を防止すべく、日本弁護士連合会と協議を重ね、再発防止策を取りまとめ、困難事件の国選弁護人候補者の指名通知に関する連絡体制を整備し、弁護士会との協議を行うように各地方事務所へ通知した。

【資料51】平成24年度被疑者国選事件指名通知状況

③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

【年度計画】

関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得て、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

弁護士会と連携・協力し、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見等について情報交換等をする場を設けるとともに、支援センターの業務運営の参考とするなど、必要に応じて適切な対応を行う。

1 国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

(1) 説明会の実施等

支部を含めた全ての地方事務所において、年度計画に基づく説明会等を実施し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するなどした。このうち支援センター主催の説明会を実施したものが30か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが27か所であった。

(2) それ以外の取組

7か所の地方事務所・支部において、合計15回にわたり、各地の弁護士会と共催又は地方事務所が主催する形で、より直接的に弁護活動の質を向上させることを目的とした研修を実施した。研修の内容としては、裁判員裁判の法廷技術研修、無罪事例を題材とした実践的な反対尋問の研修、触法障がい者の弁護に関する研修等、刑事弁護技術の向上を図るもの、強盗致傷、強制わいせつ致傷事案の実務報告会等、知識の共有を図るもの、裁判員裁判、少年事件その他の一般的事項の研修を通じて基礎力の向上を図るものなど、契約弁護士のサービスの質を向上させるものとした。

2 犯罪被害者支援に携わる弁護士のサービスの質の向上に資する取組

(1) 説明会等の実施

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所主催又は地方事務所・弁護士会共催による業務説明会・意見交換会の実施等により、国選被害者参加弁護士関連業務及び被害者対応における留意点についての説明、情報共有等を行った。

(2) その他の取組

日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）に対する利用者、支援者等からの意見について情報共有を行った。また、日本弁護士連合会が行っている被害者へのアンケート等を参考に、被害者等の心情に配慮し、二次的被害を防止することの重要性について意見交換を行った。

平成25年12月から、新たに開始された被害者参加旅費等の支給業務について、日本弁護士連合会に対し全国の弁護士への周知を依頼し、日本弁護士連合会の会員向けファックスニュースに掲載するなどの方法で周知した。

女性の被害者等の希望に対応できるように働き掛けを行い、全地方事務所で女性弁護士が精通弁護士として登録されている体制を整えた。

全ての地方事務所の犯罪被害者支援業務担当職員を対象に、二次的被害

害防止に関するカリキュラムを組み入れた本部主催の研修を実施した。

(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務

① 体制整備

【年度計画】

司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。

民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努める。

平成25年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合計85か所であり、そのうち同年度に常勤弁護士を新たに配置した地域事務所は1か所で、増員配置をした地方事務所は11か所、地域事務所は6か所で、合計18か所に常勤弁護士を新たに配置又は増員した。【再掲】

このうち、常勤弁護士を複数名配置した法律事務所は合計57か所で、平成25年度中に複数配置となった支援センター法律事務所は、佐賀法律事務所、対馬法律事務所、鹿児島法律事務所及び八雲法律事務所の4か所である。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

② サービスの質の向上

【年度計画】

常勤弁護士において、関係機関等に常勤弁護士及び法テラスの業務内容の理解を求めて連携を図り、関係機関等が認知する法的トラブルを把握・対応していくとともに、担当事件の状況に応じ、事件処理後も関係機関に引き継ぐなどして、法的トラブルの総合的な解決を図る。

1 研修の実施

支援センター本部主催の常勤弁護士を対象とする研修において、関係機関等との連携に尽力している常勤弁護士や元常勤弁護士を講師として、地域の福祉機関や行政機関等の関係機関との効果的な連携に関する実体験に基づく講義を組み入れ、常勤弁護士ならではの連携の具体的なノウハウを説明するなどして、各地域の実情に応じた関係機関との連携に関するス

キル及び意欲を高めて、関係機関等との連携協力を積極的に取り組んでいくよう促した。

また、関係機関と連携し、東日本大震災の被災者支援、原発ADRの活用に関する講義を組み入れるなどして、常勤弁護士の事件受任を促すとともに、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的・精神的問題を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち適切な弁護方針を立てることができるようにすることを目的とする研修を実施した。

さらに、福祉分野に潜在する法的ニーズを把握し、福祉分野の関係機関との連携の促進を図るため、同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士と2人1組となり、一定期間行動を共にして個別指導を受ける実地研修の実施や、常勤弁護士を地方自治体や社会福祉協議会などに派遣する外部研修を実施した。【再掲】

これらの取組によって、関係機関等と連携した法的トラブルの総合的な解決のため、常勤弁護士の意識や能力等の向上を図った。

2 法的トラブルの総合的な解決のための取組に関する検討・協議

日本弁護士連合会と共同して平成23年8月に立ち上げた「地域連携パイロット事務所の設置に関する検討会」を継続し、関係機関等との連携による紛争の総合的解決を全国的に展開していくために、司法ソーシャルワークのモデルケースとしてのパイロット事務所における事業を実施した。その上で、同事業の結果を踏まえて地域のニーズ等を検証し、経済的・社会的に弱い立場にある方に対する総合的な支援を実施していくためのノウハウや効果を他の法律事務所等に還元することにより、常勤弁護士制度の社会的意義の浸透に努めた。

また、支援センターが地方自治体や福祉機関等の関係機関と連携し、高齢者・障がい者等が抱えている法的問題の総合的な解決を図ることが重要であるとの認識の下、「司法ソーシャルワーク推進プロジェクトチーム」を新たに立ち上げ、日本弁護士連合会や常勤弁護士等とともに、福祉分野等における常勤弁護士の活動や今後果たすべき役割等について検討・協議した。

さらに、メーリングリスト等を活用することによって、関係機関との連携を通じた法的トラブルの解決について、常勤弁護士間の情報共有や意見交換の充実化と意識の向上を図った。

(5) 犯罪被害者支援

① 利用者のニーズの把握と業務への反映

【年度計画】

地方事務所ごとに、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、平成25年度に1回以上設ける。

1 意見の聴取

今後の業務の在り方等の参考にするため、犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴き、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施期間：平成26年1月から同年3月まで

アンケート送付機関・団体：弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等

アンケート回収数：1,249

実施方法：各地方事務所からアンケート用紙を送付

聴取項目

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 関係機関と支援センターとの連携（紹介・取次ぎ等）状況
- 利用者からの支援センターに対する意見
- 各機関のイベント・研修の開催状況
- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望

支援センターの行う犯罪被害者支援業務は93.5%（前年度93.2%）の関係機関・団体に周知されている。

支援センターの行う業務のうち、精通弁護士の紹介していることの認知度が80.3%（前年度86.8%）であった。切れ目のない援助を行うために、支援センターが被害者と専門家の橋渡しを行っている機関であることについて、更に周知に取り組む。

連携（紹介・取次ぎ等）状況は、支援センターから関係機関への紹介数は2,594名（前年度2,416名）、関係機関・団体から支援センターへの紹介数は16,849名（前年度15,872名）であった。

2 利用者からの意見

意見の中に、相談回数の増加、相談時間の延長を求めるものがあった。複数回の相談が必要な利用者については、迅速に犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介し受任に結び付けるように取り組んだ。また、相談時間については、コールセンターの犯罪被害者支援ダイヤルを、平日は9時から21時まで、土曜日は9時から17時まで実施し、二次的被害に注意しつつ必要な情報の提供に努めるとともに、迅速な精通弁護士紹介のため、登録弁護士数の増加に取り組んだ。

3 その他の取組

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月）において、課題とされていた被害者参加人への旅費等の支給業務と被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和について、裁判所、法務省等との協議を恒常的に行い、平成25年12月からの実施に対応できるように体制を整備・実施した。また、カウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させる経費の公費負担については、カウンセラーの範囲、適切な実施方法等について犯罪被害者支援に携わる機関・団体からの意見聴取を集中的に行い、平成26年4月からカウンセラーの同席費用を援助する制度の運用を開始できるように整備した。

② 提供するサービスの質の向上

【年度計画】

- ① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した迅速適切な情報提供に努める。

1 効率性と犯罪被害者等の心情に配慮した情報提供

(1) 担当職員研修

本部主催の犯罪被害者支援業務担当職員研修では、ストーカー被害の国選被害者参加弁護士として取り組んでいる弁護士による講義、臨床心理士による二次的被害の防止等に関する講義を実施した。これらの講義を踏まえて、少人数のグループディスカッションによる事例検討、留意点等についての意識合わせを行うことで、犯罪被害者支援業務に関する職員全体の意識の向上及び対応の均質化を図った。

(2) 地方事務所の取組

各関係機関が開催した研修等につき、研修内容に応じて出席する職員を変更し、事務所内の複数の職員が受講することで、事務所全体の意識向上に取り組んだ。各地で参加した研修の情報は本部が報告を受け、取りまとめの上、全職員が閲覧できるように掲示した。

また、弁護士会との連携の下、精通弁護士の名簿を備え、犯罪被害者の心情に配慮できる弁護士との迅速な橋渡しに取り組んだ。

(3) 外部研修への派遣や研修の実施

各地方事務所において、関係機関が行う犯罪被害者支援員養成研修や講演会等に担当職員（窓口専門対応職員を含む。）が参加したほか、外

部から講師を招いて犯罪被害者支援についての講義を受けることで、犯罪被害者の心情に配慮した対応の質の向上を図った。

(4) オペレーターからの意見聴取

コールセンター犯罪被害者支援ダイヤルオペレーターに対し、それぞれが担当した精通弁護士取次ぎ後の地方事務所の対応について情報共有を行った。

(5) コールセンターオペレーターの養成

犯罪被害者支援ダイヤルオペレーター研修において、被害者参加旅費等支給業務の開始等、新たな制度についての知識習得も組み込んで研修を実施した。

また、一般ダイヤルのオペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施して犯罪被害者支援ダイヤルの対応オペレーターの充実を図った。

2 被害者支援に精通した職員態勢

犯罪被害に関する情報提供のニーズが多い地方事務所を主な対象として、全国8か所の地方事務所（東京、神奈川、埼玉、京都、兵庫、愛知、札幌、千葉（松戸））に、犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問合せに対し、二次的被害を与えないよう十分配慮した対応を行った。

上記以外の地方事務所及び上記地方事務所では犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の職員（窓口対応専門職員を含む。）が犯罪被害者等からの問合せに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、前記1(1)の本部研修の内容に即した研修等を行い、犯罪被害者の心情に十分配慮した態勢を整えた。

【年度計画】

- ② 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を始めとする犯罪被害者支援に関する研修を、平成25年度に1回以上実施する。

犯罪被害者支援に係るサービスの質を全国的に継続して均質なものとするため、犯罪被害者支援業務における二次的被害を防止するための留意点等についての職員研修を平成25年11月に実施し、事例検討を通じて認識を共有した。この職員研修については、講義レジュメ及び講義録を作成した上、研修資料として公開し、全国の地方事務所での研修等に活用した。

【再掲】

【年度計画】

- ③ 地方事務所ごとに、弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者の状況に応じて必要なサービス提供ができるよう、適切に紹介を行う。

精通弁護士を紹介する態勢を拡充するために日本弁護士連合会と連携し、各地方事務所において、業務説明会の開催等、精通弁護士の確保に取り組み、下記のとおり、精通弁護士名簿登載者数を増加させるとともに、女性弁護士の登録増加に努め、全ての地方事務所で女性弁護士が登録している態勢を維持した。

コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を相互に共有するとともに、全ての地方事務所において担当職員のみならず事務局長も精通弁護士紹介の進捗を把握できる体制を整えた。

深刻な被害に進展するおそれのある犯罪被害者を適切に支援するため、精通弁護士を紹介する一連の手順について、コールセンターオペレーターの育成、習熟に取り組んだ。平成25年度の精通弁護士紹介件数は1,330件（前年度1,013件）に増加した。

〔精通弁護士の確保状況〕

平成26年4月1日現在 2,705名（うち女性弁護士619名）

平成25年4月1日現在 2,454名（うち女性弁護士568名）

平成25年度にコールセンターで受電し、地方事務所へ精通弁護士紹介取次依頼を行った案件について、その手続が遅れたケースが発生した。これを受け、本部において、直ちに全ての地方事務所へ再発防止及び迅速な精通弁護士紹介のための事務連絡を発出するとともに、コールセンターでの受電から地方事務所への精通弁護士紹介取次ぎまでの状況を本部、コールセンター及び地方事務所で共有する取扱いに改めた。さらに、コールセンターから地方事務所への取次ぎに際しては、担当職員に加えて事務局長に対しても精通弁護士紹介の受付状況を把握できる体制を整え、進捗を管理した。被害が広範囲に及ぶ場合には、犯罪被害者等が住所地から避難している場合等も想定し、精通弁護士紹介は被害者の居所、裁判管轄地で利用できること、複数回の紹介希望に柔軟に対応することをマニュアルに明記した。

また、重大、凄惨な事件、社会的関心の高い事件については、被害者等の支援に一層慎重な配慮を要することから、該当する事件への対応について地方事務所から本部への報告手順を示すとともに、情報の共有、集積の重要性を全ての地方事務所へ通知した。本部内においても関連する部署で

情報を共有し、地方事務所に対して必要なバックアップを行う体制を整備した。

【資料34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

【資料35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【年度計画】

- ④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。

1 犯罪被害者への支援の充実

コールセンターにおいては、犯罪被害者からの問合せに対し、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会から委託を受けている犯罪被害者法律援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、現状、要望等を取次書に記載の上、確実に地方事務所へ伝達する体制を整えるとともに、統一した対応が行うことができるよう配慮している。取次ぎを受けた地方事務所では、弁護士会との連携の下、精通弁護士を登録名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じて、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。さらに、同一の弁護士による切れ目のない援助を実施するために、精通弁護士及び被害者参加契約弁護士の登録、民事法律扶助契約及び日本弁護士連合会委託援助契約の締結について、業務説明会等を通じて働き掛けを行っている。

複数の援助制度について、適切かつ積極的な情報提供及び各援助制度が円滑に連動するよう、職員向けに犯罪被害者支援業務マニュアル、トークスクリプト等を整備して、各援助制度への理解を深め、対応の均質化を図っている。

併せて、各援助制度の周知を図り、利用者の安心に資するように、できる限り平易な言葉を使用したFAQを整備するとともに、全国の地方事務所から関係機関等へリーフレットを配布し、被害者への案内を依頼した。関係機関等との協議会の実施、犯罪被害者週間における各種啓発活動への参加等の取組による周知にも継続的に取り組んでいる。ホームページ上においても、上記各制度の概要を掲載し、制度利用に必要な書類がダウンロードできるようにするなど工夫をすることにより、上記各制度利用に關す

る利便性の向上を図っている。

2 専門相談の推進

地方事務所4か所（東京、埼玉、愛知、富山）で、犯罪被害（DV）の専門相談を実施している。加えて、他の地方事務所（神奈川、静岡、群馬、兵庫、京都、福井、大分）においても、弁護士会との連携の下で、各契約弁護士・司法書士の取扱分野の把握に努め、相談者の希望に応じた法律相談が実施されるように取り組んでいる。具体的には、DV案件等で相談者の身体の安全に危険が及ぶような緊急対応を要する場合等では、精通弁護士の所属する法律事務所への橋渡しを行っている。

3 精通弁護士

被害者が必要としている情報の提供及び専門家による支援を切れ目なく行うために、被害者の希望を確認の上、精通弁護士を無料で紹介している。なお、精通紹介は被害者の居所、裁判管轄地のどちらでも実施できる態勢を整備している。【再掲】

4 民事法律扶助事業の利用状況

平成25年度の損害賠償命令申立件数は167件となり、平成24年度の同件数154件と比べ13件増加した。

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 総括

【年度計画】

広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。

支援センターの寄附制度には、広く一般から募る「一般寄附」のほか、刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れる「しよく罪寄附」があり、一般寄附については、主として一般から小口の寄附を募る「サポーターズクラブ」、保護観察対象者から受け入れる「更生寄附」、それ以外の「その他寄附」の3つの制度から構成されている。

これらの寄附への協力を呼び掛けるため、ホームページ上に案内コーナーを設けているほか、関係機関等に広く配布する季刊広報誌において寄附募集を呼び掛けるなどして、制度の周知を図った。

項目別評価表の自己評価理由を次にとおり差し替え。

「寄附制度の周知活動によって自主財源確保に向けた取組に努めたが、刑法犯の減少傾向が続く中でしょく罪寄附が減少するなどし、本年度実績は前年度の78.4%（△21.6%）にとどまった。

（平成25年度実績）

しょく罪寄附	36,563千円（平成24年度43,033千円）
一般寄附	11,375千円（同18,084千円）
計	47,938千円（同61,117千円）

(2) 民事法律扶助

【年度計画】

立替金債権等の管理・回収計画等

これまでの実績を踏まえつつ、債権管理システムの稼働によって入手可能となった償還に係る各種データに基づいて、本部において民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収に効果的と思われる取組を必須項目として示した上で、地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画を策定し、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者等に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図るとともに、債権管理システムを活用した効率的な督促を行うなどして、債権管理コストの削減を図る。

1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施

立替金債権等の管理・回収業務を専門に所管する本部民事法律扶助第二課による管理体制の下、引き続き本部において、初期滞納者に対する督促を実施するとともに、長期滞納者に対して計画的な督促を行った。

本部において、効果的な取組を盛り込んだ基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の骨子を作成し、地方事務所に提示した。地方事務所では、本部が提示した債権管理・回収計画の骨子を基に、実際に被援助者に対応した経験やノウハウ、地域の実情等を反映し、滞納者に対する直接的な督促方法のほか、自動引落口座登録の徹底、償還開始前の被援助者への連絡、受任者・受託者への協力要請などを加えて具体的な債権管理・回収計画を策定し、実施した。

さらに、本部において、償還状況に関するデータを地方事務所へ提供する

とともに、地方事務所において回収実績が適時・適切に把握できるようシステム設定を行い、活用を促した。地方事務所においては、債権管理・回収計画に基づく各施策の結果の把握にこれらのデータを活用し、随時施策を追加修正するなどの計画の見直しを行った。

地方事務所の担当職員を対象とした業務研修においては、支援センターの予算の構造や債権管理・回収に関する情報を共有した上で、償還率の高い地方事務所における効果的な取組を具体的に取り上げて紹介し、他の地方事務所における導入を促した。また、これまでの実績等を踏まえ、初期滞納者に対する早期督促による長期滞納債権化の抑制や、被援助者の滞納状況や生活状況等に応じて、郵便督促、電話督促、所在調査、法的手続等の督促方法を連動させることの必要性・重要性等を説明し、共通認識とした。

平成25年度には、新たな取組として

① コンビニ督促（全国の提携コンビニエンスストアにおける償還金の支払が可能な振込用紙付きのはがきの送付による督促）の連続12か月滞納までの拡大

② コンビニエンスストアにおける完済までの償還金支払を可能とする運用の通年実施

③ 長期滞納者に対する簡易裁判所への支払督促の申立ての本格実施などが挙げられる。

こうした全組織的な取組の成果として、初期滞納者に対するコンビニ督促により8億6,031万円、長期滞納者に対する郵便督促により6,998万円、支払督促申立てにより460万円など、具体的な回収効果（詳細は79頁から82頁までを参照。）が得られ、償還金額は99億9,934万円（前年度比0.2%増。震災法律援助分を含む。）となった。

2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減

平成24年度に引き続き、被援助者が援助継続中に生活保護を受給している場合は、原則として援助終結まで立替金の償還を猶予するとともに、援助終結時に生活保護を受給しているなどの要件を満たす場合には、当該被援助者に対し、立替金の償還を免除することが可能である旨の周知徹底を図った。

所在不明となった被援助者の立替金債権等については、償却も含めてその処理について対応を検討した。その結果、償還の見込みがない立替金債権等については償却処理を行い、債権管理における将来コストの削減を図った。

免除及びみなし消滅については、本部民事法律扶助第二課内における事務処理の専門化を進め、地方事務所との連絡体制の充実、連携強化を図り、案件の内容や被援助者の状況に応じた事務処理の類型化を行って、申請・理事長承認・決定という本部・地方事務所間の一連の事務手続の効率化・迅速化を図った。

さらに、新たな取組として、長期未償還の立替金のうち、10年以上償還がなく残高が少額で回収コストに見合わない立替金をみなし消滅として処理する一括整理を行った。

これらの結果、平成25年度の償還免除金額は33億7724万円（前年度比24.9%減。震災法律援助分を含む。）、みなし消滅額は3億6,924万円（前年度比427.4%増。震災法律援助分は実績なし。）となった。なお、償還免除金額は前年比減となったが、前年度は本部民事法律扶助第二課が新設され、生活保護受給者の免除を特に推進し償還免除金額が大幅に増加したことが要因であり、一昨年度との対比においては13.0%増である。

また、平成24年度同様、ゆうちょ銀行口座からの自動引落しの登録を推進するとともに、システム改修により可能となった督促対象者の検索機能や償還予定表の作成機能等の活用により、督促業務に必要なコストの削減を図った。

平成24年度同様、東日本大震災の被災者については特別の配慮をし、震災法律援助の被援助者について、事件進行中の償還を猶予する運用を継続した。

【資料52】立替金残高表

【資料53】法律相談費

【資料54】代理援助立替金実績

【資料55】書類作成援助立替金実績

【年度計画】

効率的で効果的な回収方法の工夫等

償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図る。そのために、債権管理システムの機能を有効に活用して、費用対効果の観点を踏まえつつ、以下の取組について検討し、実施可能なものから速やかに実施する。

- ① コンビニエンスストアを利用した償還方法を拡充するとともに、電話督促を実施して、初期滞納段階での回収の改善を図る。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組や本部における取組の方法及び効果等を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する。
- ③ 集中的に督促を行うための体制を整備する。
- ④ 援助開始時における償還制度の説明を徹底して、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- ⑤ 電話による督促を実施するとともに、問合せにも適切に対応することにより、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月

額の調整を行い、継続的な償還を図る。

⑥ 債権管理システムの活用により、個々の被援助者に係る立替金債権の回収状況を常に把握し、現状に応じた効果的な督促方法を検討の上、実施する。

⑦ 裁判所の法的手続が適当な場合には積極的に利用するなど、長期滞納者に対する督促を一層強化する。

これらの取組により、平成24年度と比較して償還率を向上させるよう努めるほか、債権管理システムを有効に活用するなどして、より適切かつ機動的な債権管理を行う。

立替金債権の効果的な回収を目的として平成25年度に行った取組は、以下のとおりである。

① コンビニエンスストアを利用した償還方法の拡充

コンビニ督促について、従来、初回滞納及び1か月滞納者から6か月連続滞納者までを対象としていたものを、12か月連続滞納者までを対象を拡大して平成25年度から通年実施し、併せてゆうちょ銀行から償還金の初回引落としができずにコンビニ督促が行われた者に対する電話督促を年間を通じて継続的に実施した。

また、平成24年度同様、自動引落口座の登録がない者もコンビニ督促の対象とした。

このような初期滞納者に対する早期督促や継続的な支払いの働き掛けの結果、8億6,031万円（前年度比34.6%増）をコンビニ督促によって回収するとともに、初期滞納者に対する償還への意識付けの強化と長期滞納債権化の防止という効果を得た。

② 償還率の高い地方事務所の取組の分析及び全国一律の督促指針の実施

平成24年度同様、償還率の高い地方事務所における債権回収の取組を分析して効果的な管理・回収方法を検討し、被援助者の生活状況の適切な把握、受任者・受託者との協力体制の構築、督促状の工夫、法的手続の利用等の各種手法について地方事務所職員を対象とする業務研修の機会や事務連絡を活用して全国の地方事務所に紹介した。

また、滞納状況や生活状況等の個々の被援助者の状況に応じて、郵便督促、電話督促、所在調査、法的手続等の督促方法を連動させる必要性や、初期滞納者に対する早期督促による長期滞納債権化抑制の重要性等の視点を盛り込んで作成した「立替金債権管理回収の手引き」を、全国一律の督促指針として活用した。

③ 集中的な督促体制の整備

初期滞納者に対する督促については、平成24年度に本部内に導入した電

話督促職員により、コンビニ督促はがきの発想スケジュールに合わせた架電督促による回収効果と償還意識付けの向上を期して、集中的に電話督促を行った。

長期滞納者に対する督促については、一定の類型化を図った上で継続的に管理する必要があることから、平成24年度に引き続き、本部において集中的に督促を実施した。

具体的には、6か月を超えて償還のない長期滞納者71,643名、立替残高53億6,671万円に対して、本部から一斉に郵便督促（被援助者に普通郵便で督促状を送付する方法）を行った結果、平成25年度末までに5,883名（8.2%）の償還が開始され、6,998万円（前年度比31%減）を回収した。また、対象者のうち559名、6,009万円（前年度比17.3%増）の立替金を免除した。

なお、郵便督促を行った長期滞納者については、6.5%（前年度比3.5ポイント減）は転居先不明で督促状が返送された。これらの所在不明者については、引き続き所在調査等を実施し、転居先等を把握して督促に努めた。

さらに、郵便督促にて送付する督促状には、ゆうちょ銀行の払込取扱票の同封を恒常的に実施し償還を促したところ、1,319件、1,219万円（前年度比15.4%増）を払込取扱票によって回収した。

期間限定の取組としては、平成24年度同様、本部主導の銀行振込推進キャンペーンを、6月と12月の年2回実施し、銀行振込みによる償還希望者に対して、銀行振込の方法若しくは払込取扱票による償還を案内して入金を促し、地方事務所と連携して入金確認を行った。この結果、銀行振込と払込取扱票による入金を合わせて740件、1,267万円（前年度比138%増）を回収した。

また、平成24年度に引き続き、本部における電話督促強化策として、11月と1月の一定期間を電話督促強化週間と位置付け、督促時間を延長して集中的に5,392件の電話督促を行い、1,629件、1,692万円（前年度比163%増）の回収につなげた。

④ 援助開始時における被援助者への償還の意識付け強化

被援助者向けに償還の意義や償還方法を記載した冊子「返済のしおり」については、従来継続的に配布しているが、地方事務所において被援助者へ償還制度を説明する主要ツールであることから、被援助者に対する償還の意識付け強化のために内容を一部修正し、地方事務所での更なる活用のために全地方事務所に配布した。地方事務所においては、援助開始時に「返済のしおり」を被援助者に交付するとともに、償還開始前に被援助者に個別に連絡するなどの対応をすることにより、償還制度の説明の徹底と償還の意識付けの強化を図った。

また、ホームページにおいて償還金返済者向けページ「法テラスへ返済

中の方へ」を新たに開設し、償還の趣旨や支払日・支払方法、FAQ等を掲載して、償還制度の説明と償還の意識付けに向けた手法の多様化を図った。

⑤ 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進

平成24年度同様、電話督促等によって被援助者との連絡を保つことにより、当初設定した償還月額の入金が難しいことが判明した被援助者に対しては、償還月額の変更や償還猶予を行うなど、生活状況等に応じた対応を行った。加えて、被援助者には機会あるたびに、生活状況等に変更があった場合には地方事務所に連絡するよう繰り返し説明し、問合せ等に対しては丁寧に事情を聞き取った上で、電話督促を行った場合と同様に、生活状況に応じた対応を行った。

また、初回滞納者に対しては、電話督促により早期に償還の意識付けを行い、長期滞納者に対しては、滞納期間に応じて、郵便督促、電話督促、支払督促の申立てを行うことによって償還の再開を促した。

これらの取組により、個々の被援助者の生活状況や償還状況を踏まえつつ、継続的な償還を図った。

⑥ 債権管理システムの活用と債権回収状況に応じた督促方法の検討・実施

平成24年度の債権管理システム本格稼働に伴い、償還方法や生活状況等による属性の付与、滞納ステージの設定、属性や滞納ステージに応じた督促対象者の抽出、償還予定表の作成、督促履歴の管理等が可能となった。これら機能を活用し、個々の被援助者に係る立替金債権の回収状況を把握して、コンビニはがきの発送対象拡大、立替残高が償還月額以下の場合と償還月額を超える場合とに分けた督促、自動引落口座の登録の有無に応じた対応等、個々の滞納者の状況に応じた督促を行った。

具体的には、コンビニ督促の対象について、平成24年11月に実施した対象拡大（対象範囲を従来の6か月連続延滞までから12か月連続延滞までに拡大した）を継続した上で、更に、その期限を超えても毎月コンビニエンスストアで償還金を支払いたいとの被援助者の要望に応じて、コンビニはがきの発送条件を変更し、自動引落の有無にかかわらず完済まで継続してコンビニエンスストアでの支払いを可能とする運用を年間を通じて本格的に実施した。また、支払方法について銀行振込みを希望する被援助者への対応として、6月と12月を強化月間と位置付け、地方事務所とも連携しつつ、本部において振込口座を案内するキャンペーンを行った。さらに、長期滞納者を対象として、使用する督促状を滞納状況ごとに変更して送付し、また、平成24年度に試行した支払督促申立てを本格的に実施した。

なお、平成24年度から債権管理システムのデータを数値化して把握する統計集計機能を活用することで、援助開始年度別や被援助者の属性別（年齢・性別等）に償還実績、償還残高、免除実績等の把握ができるようになった。

り、個別の債権の属性に応じた督促等の債権管理が可能となった。平成25年度は、地方事務所に対してこれらのデータに基づく資料を提供し、操作マニュアルのQ & A追加や職員研修において操作方法・機能の説明をすることで、債権管理システムの積極的な活用を促した。

⑦ 裁判所の法的手続の積極的な利用

平成24年度に試行した簡易裁判所への支払督促の申立てを、平成25年度は件数を倍増させて本格的に実施した。具体的には、事前予告通知を行ったにもかかわらず償還や地方事務所への連絡がなかった長期滞納者を対象に、本部が申立書を作成して簡易裁判所に申立てを行い、異議申立てがあった場合等には地方事務所と連携して対応した。平成25年度には、事前予告通知281件により61件、221万円を回収した。最終的に200件の支払督促の申立てを行い、平成26年3月時点で、24件、175万円を回収する効果があった。

なお、支払督促は回収結果を得るまでに期間を要することから、平成24年度における申立てによる回収は平成26年度にかけて見込めるところ、平成24年度中の申立て100件についての回収は、同年度末時点で19件149万円、平成25年度に32件285万円で、2年間を通じての合計回収額は51件434万円となった。

(3) 司法過疎対策

① 有償受任等による自己収入

【年度計画】

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により自己収入を確保する。

司法過疎地域の利用者のニーズに応じて、常勤弁護士の限られた労力をバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護・付添事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて事件を受任することとした。

平成25年度末までに司法過疎対策として設置した33か所の地域事務所における民事法律扶助事件・国選弁護・付添事件・4号有償事件に係る受任事件数の内訳は、30%程度が4号有償事件（779件）、45%程度が民事法律扶助事件（1,181件）、25%程度が国選弁護・付添事件（653件）である。

なお、司法過疎地域事務所の事業収益は、平成25年度については242,993千円であり、平成24年度の337,945千円に比べて94,952千円（前年度比28%）

減少した。

② 財政的支援の獲得

【年度計画】

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所については、地方公共団体等から敷地（宮城地方事務所南三陸出張所（南三陸町）、山元出張所（山元町）、東松島出張所（東松島市）、岩手地方事務所大槌出張所（大槌町）、気仙出張所（大船渡市）、福島地方事務所ふたば出張所（広野町））又は建物（福島地方事務所二本松出張所（二本松市等））の無償提供を受けている。

また、法的問題を抱えている市民の司法アクセスの拡充及び利便性の向上を図るためのパイロット事業として、兵庫県明石市から市庁舎2階一画の無償提供を受けて、法テラス明石市役所内窓口を開所する準備を整えた。

(4) 委託援助業務

【年度計画】

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成25年度の援助申込総受理件数は25,313件であり、平成24年度の23,160件と比較して2,153件増加した。平成21年5月以降、被疑者国選制度における対象範囲拡大の影響により刑事被疑者弁護援助が減少したが、平成24年度には9,059件受理、平成25年度は10,713件受理して、同年度においては、平

成21年度の受理件数（7,165件）を3,548件、平成24年度の受理件数を1,894件上回った。その他の援助における平成25年度の受理件数は、少年保護事件付添援助及び高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助が前年度とほぼ同程度である以外は、前年度と比較して2割程度増加した。

支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日弁連委託援助業務の目的は、着実に成果を上げてきている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成25年度は4件の援助申込みがあり、その全てについて援助開始した。5件の内訳は、いずれも就籍許可申立てである。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

【資料25】委託援助事業統計表（申込総受理件数）

【資料56】平成24年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、区分経理によるセグメント情報の充実その他事業報告書等の明解な表示を工夫する等、より分かりやすい形で情報開示を行う。

区分経理によるセグメント情報に関する図表や経年比較等を盛り込んだことにより、財務諸表における会計情報をより分かりやすく開示するために、区分経理によるセグメント情報に関する図表や経年比較等を盛り込み、視覚的にも情報を読み取りやすくする工夫を行った。

また、財務データと業務実績を関連付けた情報として、各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載すること等を実施し、より充実した情報開示を行った。

さらに、平成24年度に引き続き、業務別セグメント情報を開示した。情報開示の在り方については、今後更に検討を重ねていく。

【資料57】業務別セグメント情報

(6) 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から別紙3のとおりである。

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

1 委託費

平成25年度委託費予算額は15,686百万円であり、うち事業費は12,794百万円であったところ、平成25年度委託費支出額は15,200百万円、うち事業費は12,503百万円であった。支出が予算で予定されていた支出額を下回った主な要因は、被告人国選弁護事業に係る予算と執行の乖離（事件数及び単価が、予算上想定されていた件数及び単価を下回ったこと）による。

2 運営費交付金

平成25年度運営費交付金の予算執行状況は、(1)支出実績額(25,751百万円)が、予算で予定された支出額(27,200百万円)と比べて、1,449百万円少なく、また、(2)収入実績額(13,089百万円)が、予算で予定された収入額(14,364百万円)と比べて、1,275百万円少なかった。これに、前年度繰越額2,980百万円を加えると、平成25年度末において、3,154百万円の未執行分が発生した。

(1) 支出が少なかった要因(1,449百万円)

支出が予算で予定されていた支出額を下回った要因は、民事法律扶助事業の代理援助経費において予算額と比べて1,329百万円の開差が発生した点にある。これは、民事法律扶助事業の代理援助については、約12万1千件を想定して予算設定されたものの、①平成22年6月の貸金業法の改正以降、援助件数の大半を占める多重債務案件の減少傾向が持続していること、②東日本大震災の被災者に対する援助の一部について、東日本大震災法律援助の実績に計上されていることにより、実績が約10万4千件にとどまり、予算件数を約1万7千件下回ったことによる。

また、東日本大震災の被災者支援のための代理援助（東日本大震災法律援助として実施）についても、被災により法的紛争を抱える方が激増するものと予想されたことから、このニーズに適切に対応するため、約1万4千件を想定して予算設定されたものの、実績が約2千件（うち1,320件がADR申立事件）にとどまり、予算件数を約1万2千件下回ったことによる。

他方、物件費について、事務所の設置・改修経費や職員宿舍借上料等として予算額を上回る支出があったこと（▲135百万円）等の支出超過があった。

そのため、差引1,449百万円の支出減が生じた。

(2) 収入が少なかった要因(1,275百万円)

収入が予算で予定されていた収入額を下回った主な要因は、上記の民事法律扶助事業における代理援助件数の減少に伴うなどして償還金収入が減少したことによる（▲721百万円）。これに加え、常勤弁護士の有償受任等の活動に伴う司法過疎事業収入の減少（▲555百万円）等により、予算額と比べ、差引▲1,275百万円の減収となった。

5 短期借入金の限度額

【年度計画】

短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

【年度計画】

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

【年度計画】

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

7 剰余金の使途

【年度計画】

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

【年度計画】

施設・設備、人事に関する計画

業務量に応じた施設・設備の充実及び人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置に取り組む。

1 施設・設備に関する計画

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。

2 人事に関する計画

勤務評定及び勤務成績評価を実施し、人事配置等の資料として活用の上、人事異動計画を策定するとともに、職員の採用においても、十分な能力と適性の判断材料とするため、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施し、利用者へのサービスの向上に資する人材確保という観点から選考を行った。面接の実施に際しては、局次長、部課長、課長補佐及び係長を面接員とし、採用対象者に応じて、面接回数及び面接員の構成を幅広く柔軟に決定している。

以上

平成25事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注1)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
受託収入	18,080	17,446	△ 634	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注2)
事業外収入	2,293	2,345	52	
計	45,280	46,701	1,421	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注3)
物件費	2,198	3,068	870	(注4)
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注5)
その他事業経費	786	822	37	
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注6)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注7)
物件費	511	514	3	
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
計	45,280	43,195	△ 2,084	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越金5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注7)

国選弁護士確保業務に係る人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成25事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注1)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注2)
事業外収入	2,293	2,345	52	
受託収入	2,394	2,246	△ 148	
計	29,594	31,501	1,907	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注3)
物件費	2,198	3,068	870	(注4)
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注5)
その他事業経費	786	822	37	
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
計	29,594	27,996	△ 1,598	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成25事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	15,686	15,200	△ 486	
計	15,686	15,200	△ 486	
支 出				
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注2)
物件費	511	514	3	
計	15,686	15,200	△ 486	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成25事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	45,280	43,195	△ 2,084	
経常費用	45,280	43,195	△ 2,084	
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643 (注1)	
その他事業経費	786	822	37	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286 (注2)	
物件費	2,198	3,068	870 (注3)	
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290 (注4)	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199 (注5)	
物件費	511	514	3	
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,280	46,701	1,421	
前年度繰越金	-	3,331	3,331 (注6)	
運営費交付金	12,836	12,836	0	
受託収入	18,080	17,446	△ 634	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291 (注7)	
事業外収入	2,293	2,345	52	
純利益	0	3,505	3,505 (注8)	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	3,505	3,505	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5)

国選弁護士確保業務に係る人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注7)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注8)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、次の(注9)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	29,594	27,996	△ 1,598	
経常費用	29,594	27,996	△ 1,598	
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注1)
その他事業経費	786	822	37	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注2)
物件費	2,198	3,068	870	(注3)
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
収益の部	29,594	31,501	1,907	
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注4)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
受託収入	2,394	2,246	△ 148	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注5)
事業外収入	2,293	2,345	52	
純利益	0	3,505	3,505	(注6)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	3,505	3,505	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注5)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、次の(注7)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	15,686	15,200	△ 486	
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注2)
物件費	511	514	3	
収益の部	15,686	15,200	△ 486	
受託収入	15,686	15,200	△ 486	
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

国選弁護士確保事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	45,280	43,195	△ 2,084	
経常費用	45,280	43,195	△ 2,084	
業務活動による支出	45,280	43,195	△ 2,084	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	45,280	46,701	1,421	
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注2)
業務活動による収入	45,280	43,370	△ 1,910	
運営費交付金による収入	12,836	12,836	0	
受託収入	18,080	17,446	△ 634	
その他の収入	14,364	13,088	△ 1,276	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、民事法律扶助事業の代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	29,594	27,996	△ 1,598	
経常費用	29,594	27,996	△ 1,598	
業務活動による支出	29,594	27,996	△ 1,598	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	29,594	31,501	1,907	
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注2)
業務活動による収入	29,594	28,170	△ 1,424	
運営費交付金による収入	12,836	12,836	0	
受託収入	2,394	2,246	△ 148	
その他の収入	14,364	13,088	△ 1,276	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、民事法律扶助事業の代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	15,686	15,200	△ 486	
経常費用	15,686	15,200	△ 486	
業務活動による支出	15,686	15,200	△ 486	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
資金収入	15,686	15,200	△ 486	
業務活動による収入	15,686	15,200	△ 486	
受託収入	15,686	15,200	△ 486	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25年度日本司法支援センター契約状況表

第1表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	59	33.5	646,686,550	47.0
うち一般競争入札	49	27.8	432,151,657	31.4
うち総合評価方式	10	5.7	214,534,893	15.6
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	117	66.6	729,569,462	53.1
事務所・宿舍の賃貸借契約	84	47.8	247,490,557	18.0
会計監査人契約	1	0.6	17,325,000	1.3
官報公告契約	1	0.6	4,103,460	0.3
他との互換性がない契約	31	17.6	460,650,445	33.5
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	176	100.1	1,376,256,012	100.1

(注) 随意契約の主な内訳	随契に占める割合(%)	随契に占める割合(%)
事務所契約	3件 2.6	105,915,288円 14.5
借上宿舍契約	81件 69.2	141,575,269円 19.4
システム関係契約	19件 16.2	273,817,029円 37.5
合計	103件 88.0	521,307,586円 71.5

(参考)

平成24年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	48	29.6	422,706,743	57.0
うち一般競争入札	43	26.5	392,564,666	53.0
うち総合評価方式	3	1.9	22,533,000	3.0
うち企画競争	2	1.2	7,609,077	1.0
競争性のない随意契約	114	70.3	317,390,485	42.9
事務所・宿舍の賃貸借契約	87	53.7	151,015,921	20.4
会計監査人契約	1	0.6	22,260,000	3.0
官報公告契約	1	0.6	4,143,852	0.6
他との互換性がない契約	25	15.4	139,970,712	18.9
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	162	99.9	740,097,228	99.9

一般競争による契約一覧表

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	平成25年度日本司法支援センター職員採用試験における採用事務委託業務一式	H25.4.1	3,465,000	入札	5,052,600	68.57%	東京都千代田区一ツ橋1-1-1株式会社マイナビ	
2	源泉所得税及び消費税等に関する税務コンサルタント業務委託契約	H25.4.10	1,543,500	入札	1,599,150	96.52%	東京都千代田区丸の内1-8-1丸の内トラストタワーN館19階 税理士法人山田&パートナーズ	
3	平成25年度日本司法支援センター職員採用試験における筆記試験問題作成及び採点事務に関する業務委託契約	H25.5.10	1,386,000	入札	1,879,500	73.74%	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 株式会社日本経営協会総合研究所	
4	モノクロレーザープリンター保守付リース契約	H25.5.16	1,642,380	入札	9,135,000	17.98%	東京都大田区中馬込1-3-6 株式会社リコー 東京都江東区東雲1-7-12 リコーリース株式会社	
5	六法全書平成25年版(有斐閣)購入・発送契約(161冊)	H25.6.17	1,828,782	入札	1,903,650	96.07%	東京都千代田区神田神保町1-103 有限会社三章堂	一者応札
6	徳之島地域事務所間仕切り工事等一式	H25.6.17	1,695,750	入札	1,729,230	98.06%	鹿児島市上之園町9-8 株式会社しんぶく	
7	徳之島地域事務所什器・備品購入・設置一式	H25.7.1	3,830,400	入札	3,962,700	96.66%	鹿児島市上之園町9-8 株式会社しんぶく	
8	日本司法支援センター法律事務所用PC端末等リース契約一式	H25.7.4	24,066,000	入札	38,171,520	63.04%	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区芝5-29-11 NECキャピタルソリューション株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
9	日本司法支援センター 情報システム監査業務 一式	H25.7.18	2,467,500	入札	4,429,950	55.70%	東京都新宿区西 新宿7-11-17 株式会社英揮情 報システム	
10	民事法律扶助のしおり (平成25年度版)、震災 法律扶助のしおり(平成 25年度版)及び民事法 律扶助契約弁護士・司 法書士ステッカー印刷・ 発送業務一式	H25.7.19	1,344,000	入札	1,917,300	70.09%	熊本市南区近見 4-8-31 敷島印刷株式会 社	
11	平成25年度日本司法支 援センター定期広報誌 印刷・発送業務一式	H25.8.6	10,773,000	入札	12,237,750	88.03%	東京都中央区銀 座7-16-12 株式会社朝日広 告社	
12	日本司法支援センター 臨時出張所自動車運行 管理業務請負一式	H25.8.16	16,764,300	入札	21,578,550	77.68%	東京都新宿区西 新宿2-1-1 株式会社セノン	
13	情報システム運用保守 作業業務委託契約	H25.8.19	143,640,000	入札 (不落随契)	144,595,500	99.34%	東京都江東区豊 洲3-2-20 SCSK株式会社	
14	電話機設置型通話録音 装置購入・発送一式	H25.8.23	7,135,128	入札	7,510,650	95.00%	東京都大田区中 馬込1-3-6 株式会社リコー	
15	情報システムに係る データ保全対策役務作 業委託契約	H25.8.30	45,885,000	入札	46,746,000	98.15%	東京都港区東新 橋1-5-2 富士通株式会社	一者応札
16	平成25年度日本司法 支援センター職員昇格 試験の試験問題作成及 び採点事務に関する業 務委託一式	H25.9.26	1,714,293	入札	1,855,350	92.40%	東京都港区港南 2-12-17 株式会社ユー ディー・ジャパン	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
17	日本司法支援センター 大阪法律事務所什器・ 備品購入・設置一式	H25.10.7	4,410,000	入札	8,969,100	49.17%	東京都千代田区 霞が関3-8-1虎の 門三井ビル 株式会社オフィス 企画	
18	犯罪被害者支援ポス ター及びリーフレット印 刷・発送業務一式	H25.10.15	1,110,900	入札	2,014,950	55.13%	熊本市南区近見 4-8-31 敷島印刷株式会 社	
19	家事調停リーフレット印 刷・発送業務一式	H25.10.17	1,006,141	入札	1,589,700	63.29%	熊本市南区近見 4-8-31 敷島印刷株式会 社	
20	弁護士賠償責任保険契 約一式	H25.10.22	1,289,130	入札	1,519,830	84.82%	東京都新宿区西 新宿1-26-1 株式会社損害保 険ジャパン	
21	徳島地方事務所間仕切 り工事等一式	H25.10.31	7,240,380	入札	9,447,900	76.63%	徳島市富田浜1- 20 株式会社ダイヤジ ム	一者応札
22	徳島地方事務所什器・ 備品購入・設置一式	H25.11.5	2,648,940	入札	3,332,700	79.48%	徳島市富田浜1- 20 株式会社ダイヤジ ム	
23	日本司法支援センター 法律事務所用PC端末 等リース契約一式	H25.11.13	22,018,500	入札	35,609,700	61.83%	東京都文京区後楽 1-7-27 株式会社富士通 マーケティング 東京都千代田区神 田練堀町3番地 東京センチュリー リース株式会社	
24	日本司法支援センター デジタルカラー複合機・ モノクロプリンター保守 付リース契約一式	H25.11.13	7,102,200	入札	19,278,000	36.84%	東京都港区六本 木3-1-1 富士ゼロックス株 式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
25	法テラス白書平成24年度版印刷・発送業務一式	H25.11.13	1,239,000	入札	2,025,450	61.18%	岡山市北区青江1-24-19 協同精版印刷株式会社	
26	被害者参加人旅費支給業務システム開発作業委託	H25.11.18	2,362,500	入札	8,109,150	29.13%	東京都八王子市南大沢4-12-3-502 合資会社ウェブバナナユナイト東京横浜	
27	データ保全センター賃借等契約一式	H25.11.30	4,462,500	入札	7,623,000	58.54%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
28	日本司法支援センター広報グッズ作製・発送業務一式	H25.12.9	4,110,750	入札	4,242,000	96.91%	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亜	一者応札
29	日本司法支援センターの認知状況等調査(電話調査方式)業務委託一式	H25.12.10	1,709,400	入札 (不落随契)	1,818,600	94.00%	東京都渋谷区渋谷3-12-18渋谷南東急ビル 日本トータルテレマーケティング株式会社	一者応札
30	データ保全センター機器等調達一式	H25.12.17	13,763,862	入札 (不落随契)	13,965,000	98.56%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3番地 東京センチュリーリース株式会社	
31	民事法律扶助業務必携・印刷発送業務一式	H25.12.19	3,060,750	入札	3,132,150	97.72%	東京都文京区関口1-9-7 株式会社交文社	
32	日本司法支援センター本部9階レイアウト変更に伴う工事・作業等一式	H25.12.25	9,555,000	入札	9,694,650	98.56%	東京都千代田区神田淡路町2-21-15 株式会社東洋ノース	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
33	L2スイッチ更新作業等委託契約	H26.1.10	13,356,420	入札	22,177,050	60.23%	東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル NECネクサソリューションズ株式会社	
34	シンクライアント端末42台保守付リース契約一式	H26.1.17	8,082,900	入札	9,298,800	86.92%	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社 東京都港区西新橋3-9-4 三井住友フィナンス&リース株式会社	
35	法的トラブルQ&Aリーフレット印刷・発送業務一式	H26.2.4	1,351,350	入札	1,690,500	79.94%	熊本市南区近見4-8-31 敷島印刷株式会社	
36	統合運用管理ソフトウェア供給一式	H26.2.7	2,260,629	入札	2,642,850	85.54%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	一者応札
37	日本司法支援センター東京地方事務所什器・備品購入・設置一式	H26.2.12	2,227,050	入札	2,818,200	79.02%	東京都中央区銀座3-4-12 文祥堂商事株式会社	
38	平成26年度産業医業務委託契約一式	H26.2.26	3,164,400	入札	3,564,000	88.79%	東京都渋谷区松濤2-15-1 株式会社ドクタートラスト	
39	日本司法支援センター東京地方事務所等移転業務一式	H26.2.28	1,794,004	入札	6,235,950	28.77%	東京都墨田区太平4-1-3 SBSロジコム株式会社	
40	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行に係る業務委託一式	H26.3.4	3,198,000	入札	4,324,320	74.03%	静岡県御殿場市萩原25-3 株式会社リンクファッションリーズ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
41	ホームページ運用支援等業務一式	H26.3.6	21,546,000	入札	23,909,040	90.12%	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 彼方株式会社	
42	平成26年度社会保険手続等業務委託契約一式	H26.3.10	1,350,000	入札	1,660,716	81.29%	東京都江戸川区船堀3-1-6 社会保険労務士法人人事給与	
43	日本司法支援センター東京地方事務所新宿出張所原状回復工事	H26.3.10	3,930,150	入札	4,104,450	95.75%	東京都中央区銀座4-12 株式会社文祥堂	
44	平成26年度総合メンタルヘルスケア等体制(EAP)構築プログラムに関する業務委託契約一式	H26.3.13	1,166,400	入札	1,549,800	75.26%	東京都千代田区三番町6-2 三番町弥生館4階 ダイヤル・サービス株式会社	
45	執務参考図書購入等一式	H26.3.14	2,908,838	入札	3,419,048	85.58%	東京都目黒区下目黒3-7-10 株式会社紀伊国屋書店	
46	日本司法支援センター平成26年度刊行物印刷・発送業務一式	H26.3.17	3,580,500	入札	4,888,800	73.24%	名古屋市西区山木1-200 株式会社コモ	
47	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣業務一式	H26.3.17	1,023,030	入札	1,259,280	81.24%	千葉県習志野市茜浜2-8-1 テックビジネスサービス株式会社	
48	平成26年度日本司法支援センター職員採用試験における採用事務委託業務一式	H26.3.28	3,240,000	入札	4,415,040	73.39%	東京都渋谷区恵比寿南1-20-6 第21荒井ビル4階 株式会社トライアンプ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
49	源泉所得税及び消費税等に関する税務コンサルタント業務一式	H26.3.31	1,701,000	入札	1,730,160	98.31%	東京都千代田区丸の内1-8-1 税理士法人山田アンドパートナーズ	

総合評価による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	多言語電話通訳サービス業務委託一式(平成25年度)	H25.4.1	1,953,000	入札 (総合評価)	2,854,950	68.41%	東京都新宿区新宿 4-3-17 株式会社ブリックス	一者応札
2	被災ローンの減免制度における法テラス利用促進のための広報業務委託一式	H25.4.1	81,375,000	入札 (総合評価)	121,959,600	66.72%	東京都港区東新橋 1-8-1 株式会社電通	
3	平成25年度日本司法支援センターリスティング広告出稿に関する業務委託契約	H25.5.1	48,462,750	入札 (総合評価)	64,260,000	75.42%	東京都中央区銀座 7-16-12 株式会社朝日広告社	
4	「平成25年度法教育シンポジウムin札幌」運営業務等一式	H25.5.31	7,875,000	入札 (総合評価)	9,526,650	82.66%	東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 株式会社毎日広告社	
5	広報誌「ほうてらす」デザイン制作業務委託一式	H25.7.1	4,999,680	入札 (総合評価)	6,630,750	75.40%	東京都渋谷区富ヶ谷 1-46-7 プレミアブラン代々木公園706 株式会社サステナ	
6	平成25年度情報提供業務の対応品質等の向上に係る調査等委託業務一式	H25.7.25	7,953,750	入札 (総合評価)	8,820,000	90.17%	大阪府大阪市中央区 内本町2-2-5 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアウト	
7	情報化統括顧問業務委託契約	H25.10.1	4,252,500	入札 (総合評価)	7,288,050	58.35%	東京都港区虎ノ門 3-1-1 ITbook株式会社	
8	「平成25年度法教育セミナーin広島」運営業務等一式	H25.11.13	4,492,005	入札 (総合評価)	4,788,000	93.82%	東京都港区東新橋 1-8-1 株式会社電通	

9	多言語電話通訳サービス業務委託契約一式(平成26年度)	H26.2.13	3,491,208	入札 (総合評価)	4,931,280	70.80%	東京都渋谷区代々木4-36-19 ディー・キュービック株式会社
10	平成26年度日本司法支援センターリステイング広告出稿業務一式	H26.3.18	49,680,000	入札 (総合評価)	65,880,000	75.41%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	大阪法律事務所 賃貸借契約(新設)	H25.7.31	6,081,708	随意	6,664,896	91.25%	面積、賃料、セキュリティ上の問題、アクセス等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	大阪市中央区南 本町2-2-9 辰野株式会社	
2	徳島地方事務所 賃貸借契約(移転)	H25.8.23	7,364,160	随意	7,364,160	100.00%	面積、賃料、耐震性、利用者の利便性等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	徳島市元町1丁目 24番地 徳島都市開発株式 会社	
3	東京地方事務所 賃貸借契約(移転)	H25.9.27	92,469,420	随意	92,472,096	99.99%	面積、賃料、耐震性、利用者の利便性等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西 新宿1-24-1 エステック株式会 社	
4	岐阜地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.4.1	1,357,200	随意	1,357,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル3 階 積和不動産中部 株式会社	
5	神奈川地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.4.1	1,715,200	随意	1,715,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	横浜市鶴見区本 町通3-165-6 有限会社三木屋 企業	
6	長野地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.4.1	1,004,080	随意	1,004,080	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人のため公表し ない	
7	山口地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.6.22	1,537,300	随意	1,537,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人のため公表し ない	
8	鹿児島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.7.12	1,346,400	随意	1,346,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	熊本県人吉市城 本町1090 株式会社ハヤ企 画	
9	茨城地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.8.1	2,164,000	随意	2,164,000	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人のため公表し ない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
10	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.9.1	2,008,425	随意	2,008,425	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
11	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.9.30	1,742,125	随意	1,742,125	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
12	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.9.30	1,779,150	随意	1,779,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
13	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.1	1,767,150	随意	1,767,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
14	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.1	2,547,975	随意	2,547,975	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
15	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.10.15	1,909,491	随意	1,909,491	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
16	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.15	1,626,900	随意	1,626,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
17	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.31	1,963,400	随意	1,963,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
18	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.11.1	1,298,400	随意	1,298,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
19	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.11.1	1,249,200	随意	1,249,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
20	東京地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.11.1	2,411,150	随意	2,411,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
21	愛知地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.11.1	1,367,305	随意	1,367,305	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
22	東京地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.11.1	2,164,950	随意	2,164,950	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
23	滋賀地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.11.30	2,046,150	随意	2,046,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
24	本部借上宿舍賃 貸借契約	H25.12.1	1,783,700	随意	1,783,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都練馬区石神井5-8-7 有限会社モトパーク	
25	愛知地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.1	1,850,590	随意	1,850,590	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	名古屋市中区錦1-4-16銀前KDビル7F 住友林業レジデンスシャル株式会社名古屋支店	
26	島根地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.1	1,568,900	随意	1,568,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	島根県隠岐郡隠岐の島町宇天神原43-6 祥和海運株式会社	
27	京都地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.1	1,810,315	随意	1,810,315	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
28	岐阜地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.13	1,442,400	随意	1,442,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	岐阜県各務原市鶴沼西町3-236 積和不動産中部株式会社	
29	京都地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.16	1,461,680	随意	1,461,680	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436-2 イグレッグ・シカタ株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
30	広島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.16	1,172,250	随意	1,172,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	広島市東区牛田本町2-1-21 山本設備工業株式会社	
31	福井地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.18	1,505,650	随意	1,505,650	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	福井市市田原2-16-17 株式会社サイバービジョン	
32	大阪地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.20	1,803,600	随意	1,803,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
33	静岡地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.21	1,365,360	随意	1,365,360	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
34	兵庫地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.21	1,362,000	随意	1,362,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
35	東京地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.23	2,155,575	随意	2,155,575	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
36	東京地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.23	2,149,950	随意	2,149,950	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
37	東京地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.23	1,896,275	随意	1,896,275	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
38	埼玉地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.23	1,424,700	随意	1,424,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
39	千葉地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.23	1,653,025	随意	1,653,025	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-6-5-1314 株式会社トレードバンクプラス	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
40	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.23	2,264,100	随意	2,264,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区京橋1-1-5 株式会社アパマンショップサブリース	
41	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.23	1,474,500	随意	1,474,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	香川県丸亀市新浜町1-5-22 株式会社三洋木材	
42	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.25	1,875,400	随意	1,875,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県沼津市共栄町7-2 株式会社インーハウジング	
43	山形地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.25	1,117,800	随意	1,117,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
44	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.27	2,147,600	随意	2,147,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	京都府福知山市西本町111-6 大東建物管理株式会社	
45	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.28	1,735,100	随意	1,735,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
46	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.1	2,805,665	随意	2,805,665	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
47	秋田地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.2	1,299,000	随意	1,299,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
48	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.5	1,661,050	随意	1,661,050	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	青森県八戸市城下1-14-4地代所ビル1F 積和不動産東北株式会社	
49	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.5	1,251,125	随意	1,251,125	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	香川県阿波市吉野町西条宇東姥御前59-1 徳島食材株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
50	長崎地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.5	1,839,150	随意	1,839,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
51	愛知地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,986,450	随意	1,986,450	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
52	愛知地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,986,450	随意	1,986,450	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
53	長崎地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,683,000	随意	1,683,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
54	長崎地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,739,100	随意	1,739,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	長崎県諫早市森山町大字唐比北511-1 山本産業株式会社	
55	京都地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,461,680	随意	1,461,680	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436-2 イグレック・シカタ株式会社	
56	山口地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,424,500	随意	1,424,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
57	函館地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,647,000	随意	1,647,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	北海道北斗市昭和町1-1-5 有限会社田島殖産	
58	富山地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,432,750	随意	1,432,750	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
59	福岡地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.1.6	1,218,525	随意	1,218,525	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
60	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,976,040	随意	1,976,040	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階大和リビングマネジメント株式会社	
61	本部事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,782,175	随意	1,782,175	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
62	福島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.7	2,159,700	随意	2,159,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	福島市南中央4-21-2積和不動産東北株式会社	
63	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.8	1,698,080	随意	1,698,080	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
64	高知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.8	1,678,000	随意	1,678,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	高知市大原町67番地有限会社昭寿産業	
65	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.11	1,687,100	随意	1,687,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	沖縄県宮古島市平良宇西里965株式会社SIT宮古	
66	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.20	1,269,360	随意	1,269,360	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	埼玉県熊谷市宮本町98-1大東建物管理株式会社	
67	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,686,000	随意	1,686,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	青森市堤町1-7-17積和不動産東北株式会社	
68	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,856,500	随意	1,856,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
69	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,785,700	随意	1,785,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
70	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,762,650	随意	1,762,650	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
71	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,666,125	随意	1,666,125	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
72	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.2.25	1,830,250	随意	1,830,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
73	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.1	1,815,125	随意	1,815,125	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
74	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.20	1,702,960	随意	1,702,960	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
75	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.20	1,748,350	随意	1,748,350	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
76	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.3.20	1,847,750	随意	1,847,750	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
77	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.20	2,562,825	随意	2,562,825	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
78	旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.24	1,563,240	随意	1,563,240	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
79	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.3.24	1,141,200	随意	1,141,200	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
80	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.3.24	1,035,000	随意	1,035,000	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
81	本部借上宿舎賃貸借契約	H26.3.24	1,144,800	随意	1,144,800	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
82	本部借上宿舎賃貸借契約	H26.3.27	5,641,350	随意	5,641,350	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿2-1-1 新三井ビル6F 三井不動産住宅リース株式会社	
83	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.3.30	1,398,920	随意	1,398,920	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
84	沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.3.31	1,674,203	随意	1,674,203	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
85	平成25事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	H25.10.18	17,325,000	随意	23,605,050	73.40%	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-13-23 大東建務監査法人トーマツ	候補者名簿の作成に当たり、入札(総合評価方式)を実施した。契約期間は平成26年6月まで(平成25事業年度監査報告書提出期限)
86	平成24事業年度財務諸表官報公告掲載	H25.10.23	4,103,460	随意	4,103,460	100.00%	本件を実施できるものは本社以外には存在しないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
87	NHK放送受信料	H25.4.1	1,722,860	随意	1,722,860	100.00%	本件契約は放送法により定められたものであり、同法に基づき日本放送協会に受信料を支払うものである。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区神南2-2-1NHK放送センター15F NHK営業サービス株式会社	
88	徳島地方事務所移転に伴う建築工事	H25.9.25	2,415,000	随意	2,462,469	98.07%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島市国府町和田字表28-6 オカダ住建株式会社	
89	日本司法支援センター大阪法律事務所間仕切り工事等一式	H25.9.26	3,465,000	随意	6,664,350	51.99%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府中央区南本町2-2-9 株式会社平成コーポレーション	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
90	日本司法支援センター徳島地方事務所入居工事等一式	H25.10.1	3,286,500	随意	3,299,100	99.62%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	高松市サンポート2-1 大成有楽不動産株式会社	
91	徳島地方事務所移転に伴う電気工事	H25.10.1	2,404,500	随意	2,641,800	91.02%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島市からどき橋4-5-2 三笠電機株式会社	
92	徳島地方事務所移転に伴う原状回復工事	H25.12.11	1,365,000	随意	1,383,608	98.66%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島市国府町和田字表28-6 オカダ住建建有限会社	
93	日本司法支援センター東京地方事務所入居工事一式	H26.1.20	48,825,000	随意	48,930,000	99.79%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区京橋2-16-1-14 清水建設株式会社東京支店	
94	日本司法支援センター東京地方事務所原状回復工事	H26.3.3	22,680,000	随契	23,728,680	95.58%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区四谷1-4 株式会社小川建設	
95	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H25.4.1	7,748,664	随意	7,748,664	100.00%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
96	情報システム運用保守作業業務委託	H25.4.1	15,120,000	随意	15,120,000	100.00%	新システムの受入れ作業を十全に実施するために必要な知識・ノウハウを有している者は同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社	
97	仙台コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約	H25.4.1	20,241,522	随意	20,426,700	99.10%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
98	仙台コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約	H25.4.1	17,596,278	随意	19,857,600	88.61%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
99	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H25.6.28	9,029,328	随意	10,401,300	86.81%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更前契約金額 7,748,664円 変更後契約金額 16,777,992円

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
100	国選弁護人等システム改修作業委託契約	H25.8.19	29,688,120	随意	30,891,168	96.11%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
101	検証環境システム移設作業委託契約	H25.8.23	8,925,840	随意	10,218,600	87.35%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
102	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H25.9.30	7,560,000	随意	7,709,100	98.07%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更前契約金額 16,777,992円 変更後契約金額 24,337,992円
103	民事法律扶助システム改修作業委託	H25.10.8	37,065,000	随意	37,850,400	97.92%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
104	債権管理システム改修作業委託	H25.10.24	40,851,888	随意	41,640,900	98.11%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
105	業務管理システム消費税率変更対応作業委託	H25.11.20	30,660,000	随意	33,115,950	92.58%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
106	財務会計システム改修作業委託	H25.11.25	1,578,741	随意	1,620,150	97.44%	当システムの開発はNECネクスソリューションズ株式会社によ って行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクスソリューションズ株式会社	
107	被害者国選システム改修作業委託	H25.11.25	5,355,000	随意	5,509,350	97.20%	当システムの開発は株式会社インターアークによ って行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区花川戸2-17-8 株式会社インターアーク	
108	情報共有システム及び人事・給与・勤怠システムの改修作業委託	H25.12.2	6,532,680	随意	6,823,740	95.73%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによ って行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
109	OSマスターイメージ作成等委託契約	H25.12.24	1,795,500	随意	1,965,600	91.35%	本作業のノウハウを有する者は、システム運用保守を受託している同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
110	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H25.12.26	7,541,688	随意	7,645,050	98.65%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更前契約金額 24,337,992円 変更後契約金額 31,879,680円
111	業務管理システム改修に係る基本設計業務委託	H25.12.26	15,939,000	随意	20,141,100	79.14%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
112	統計・集計システムクエリ等更新作業	H26.2.7	2,761,500	随意	2,927,400	94.33%	当システムの開発は富士電機株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都品川区大崎1-11-2 富士電機株式会社	
113	業務管理システムのアプリケーションに係るコンパイル環境変更に伴う検証作業	H26.2.25	7,826,280	随意	8,253,000	94.83%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
114	被災ローン減免制度における法テラス利用促進のための広報業務一式	H25.12.27	68,511,656	随意	73,766,700	92.88%	本件広報業務で使用 する広報素材は株式会社電通が権利を有しており、同社以外に本件広報業務を委託することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-8-1 株式会社電通	
115	判例秘書DVD貸借契約	H25.4.1	29,502,900	随意	29,502,900	100.00%	本件契約は常勤弁護士業務を行うため必須であり、当該業者以外に供給することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
116	北千住指定相談所事務委託費	H25.4.1	1,080,000	随意	1,080,000	100.00%	指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づき、相談態勢をとることができることが同場所しかないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館6階 東京弁護士会	
117	渋谷指定相談所事務委託費	H25.4.1	1,575,000	随意	1,575,000	100.00%	指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づき、相談態勢をとることができることが同場所しかないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館11階～13階 第一東京弁護士会	

「平成 25 年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第 1 表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 23 条）。

(1) 「競争性のある契約」について

競争性のある契約は 58 件で契約全体の 33.3%、契約金額は約 6 億 4,378 万円で全体の 47.7%であり、平成 24 年度と比較して、件数において全体に占める比率は高くなっているが、契約金額においては低くなっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について

競争性のない随意契約は 116 件で全体の 66.7%、契約金額は約 7 億 689 万円で全体の 52.3%と、平成 24 年度と比較して、件数において全体に占める比率は低くなっているが、契約金額においては高くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、業務量の増加等に伴う事務所の新設及び移転による賃貸借契約件数が 3 件、職員宿舍の賃貸借契約件数が 81 件で合計 84 件と多数に上り、契約全体（174 件）の 48.3%、競争性のない随意契約全体（116 件）の 72.4%を占めていることによる。

このような事務所等に係る建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争性のない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のない UR 都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は

特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。

なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、複数の物件を選定し、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

会計監査人契約は金額にして全体の 1.3%、官報公告契約は金額にして全体の 0.3%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第 1 表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、30 件で全体の 17.2%、契約金額にして約 4 億 3,797 万円で全体の 32.4%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

① 第 3 表「随意契約一覧表」No. 87 の「NHK放送受信料」

これは、放送法第 64 条第 1 項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表 No. 88～No. 93 の「事務所入居等工事」

これらは、事務所の新設又は移転に伴う内装工事であり、建物及び施設の維持管理上の必要性から、当該工事を施工する者が指定されていたため、随意契約とならざるを得なかったものである。

③ 同表 No. 94～No. 112 の「システム改修、保守等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表 No. 113 の「被災ローン減免制度における法テラス利用促進の広報業務」

これは、第 1 次広報（第 2 表の 2No. 2）に引き続き第 2 次広報を行うものであるが、本件広報業務で使用する広報素材は、第 1 次広報を実施した業者以外に権利を有していないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑤ 同表 No. 114 の「判例秘書DVD賃貸借契約」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約であり、当該ソフトウェアは製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであって、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑥ No. 115 及び 116 の「指定相談事務所委託費」

これらは、指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づく相談体制を執ることができる場所が当該場所しか存在しないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成24年度において、一般競争入札及び総合評価方式46件中一者応札は5件で全体の10.9%であったが、平成25年度においては、58件中7件で全体の12.1%となっており、前年度とほぼ同様に全体の1割程度が一者応札となっている。

一者応札となった原因は、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられるため、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書(案)及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

これらの取組により、平成24年度まで一者応札が続いていた弁護士賠償責任保険契約(第2表の1No.20)について、平成25年度に一者応札の状態が解消された。

なお、平成22年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表し、競争性の確保に努めている。

4 契約に係る情報(予定価格及び落札率)の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則(平成18年細則第2号)第25条の規定に基づくいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成22年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合は、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成22年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

※ 会計規程(平成18年規程第1号)

(期間の定めのない契約及び複数年契約)

第14条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が1年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内

(3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関しては、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行っている。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則とし、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務課内の決裁を経た上、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐこととして、その適正性を担保している。また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

※ 文書決裁規程（平成18年規程第6号）別表に基づき、予定価格が50万円未満の契約は財務課長、50万円以上300万円未満のものは総務部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。

平成25年度

業務実績報告書
(資 料)

日本司法支援センター

【資料1】日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

平成26年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1エステック情報ビル13F	0503383-5300	03-6911-0150
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
新宿出張所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1エステック情報ビル13F	0503381-2312	03-6911-0150
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨシダビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下湖68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553番地1 徳之島合同庁舎2階	0503381-3471	0997-82-3261
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
二本松出張所	964-0917	二本松市本町1-60-2 旧安達地方広域行政組合自治センター1F	0503381-3803	0243-62-0251
ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805	0240-28-0061
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350	0193-41-1536
気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	0503383-1402	0192-26-4855
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
八雲地域事務所	049-3106	二世郡八雲町富士見町21番地1	0503383-8366	0137-63-4633
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3階	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成26年3月31日）

平成11年 7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年 6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年 3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年 6月	総合法律支援法公布
11月～12月	全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年 9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年	
4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
4月28日	法務大臣、中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
10月2日	業務開始
12月14日	4月10日を「法テラスの日」とすることを決定
平成19年	
3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務について、日本弁護士連合会、公益財団法人中国残留孤児援護基金との契約締結
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
平成20年	
4月10日	寺井一弘理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
7月31日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款の変更を認可（算定基準関連）
11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可、業務方法書・法律事務取扱規程・国選付添人の事務に関する契約約款の変更を認可
平成21年	
4月2日	法務大臣、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更を認可
平成22年	
2月26日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・中期計画の変更を認可、第2期中期目標を指示
3月25日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可

平成23年

- 3月7日 法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・業務方法書の変更を認可
- 4月10日 梶谷 剛理事長就任
- 9月21日 法務大臣、業務方法書の変更を認可

平成24年

- 3月30日 法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程の変更を認可
- 12月21日 法務大臣、業務方法書の変更を認可

平成25年

- 3月27日 法務大臣、業務方法書の変更を認可
- 11月28日 法務大臣、業務方法書の変更を認可

平成26年

- 3月25日 法務大臣、業務方法書の変更を認可
- 3月28日 法務大臣、第3期中期計画を認可

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画（～平成26年3月31日）

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
(1)業務運営の基本的姿勢等	1 業務運営の基本的姿勢等	1 業務運営の基本的姿勢等
①業務運営の基本的姿勢	(1)業務運営の基本的姿勢	(1)業務運営の基本的姿勢
1 ア 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	①利用者の立場に立った業務運営 ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	① 利用者の立場に立った業務運営 ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。 イ 法的トラブルを抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行し、きめ細かい対応を行うよう心がける。
2	イ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催する。	ウ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成25年度内に2回以上開催する。
3	ウ 高齢者及び障害者等の法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある方に対しては、その置かれた環境に特別に配慮し、関係機関・団体との連携協力体制を確保しつつ、支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討するとともに、出張法律相談を充実させるなど高齢者及び障害者等が必要な情報やサービスの提供をより容易に受けられるような業務運営を推進する。	エ 高齢者・障がい者等への周知に関しては、既に作成している高齢者向けパンフレット及び従来から作成していた障がい者向けパンフレットに加えて、視覚障がい者向けパンフレットを関係団体等に配布する。また、各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター、民生委員・児童委員連絡協議会、調停協会等との連携を強化し、業務説明会等を行う。 引き続き、支援センター事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回・出張法律相談を充実させるため、これまで以上に利用しやすくなるよう関係機関・団体と連携・協力しつつ、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして、出張・巡回法律相談に対応することが可能な契約弁護士・司法書士の確保に努める。 また、震災法律援助事業については、引き続き、個々の事件にきめ細かく対応していくとともに、より被災者が利用しやすくなるよう、震災法律援助契約弁護士・司法書士の確保に努める。 関係機関・団体との連携の在り方を検討し、各地での取組の情報交換を踏まえ、出張・巡回法律相談の申込みに積極的に対応できるよう、契約弁護士・司法書士を確保する。
4	② 利用者の意見、苦情等への適切な対応 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。	② 利用者の意見、苦情等への適切な対応 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務改善等適切な対応を行う。 また、意見、苦情等を集約・分析して、その結果を職員に還元する等して、サービスの質の向上に努める。
5	③ 効率的で効果的な業務運営 国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じて、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。	③ 効率的で効果的な業務運営 国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じて、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
②支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	(2)支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	(2)支援センターの存在及びその業務の内容についての周知
<p>6 ア 支援センターがその役割を十分に果たすことができるよう、支援センターの存在及びその業務の内容について周知を図る。</p> <p>イ 広報に関しては、効率性の観点を踏まえつつ効果的に実施するものとする。広報効果とこれに要した費用について事後に分析し、その結果を後の広報戦略に反映させる。</p>	<p>① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にすることで事後に分析し、その結果を翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>② 支援センターの利用経験がある者等の認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用し、支援センターの事業等に関する情報を効果的に提供する。</p> <p>③ 記者説明会の機動的な開催や、省庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を通じた周知活動に努める。</p> <p>④ 支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法により周知し、認知度を毎年度上昇させる。</p>	<p>① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にすることで事後に十分な分析を行い、その結果を翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>② 広報経費に関する予算状況を踏まえ、ホームページをより効果的に活用する等の情報発信の手法について研究し、多様な手法を用いることによって、より費用対効果の高い広報を実現する。</p> <p>③ 様々な機会を通じて、本部・地方事務所においても積極的に記者説明会（プレスリリース）を実施する。また、発信した情報が記事として取り上げられるよう、全国の広報担当職員の研修を行う等して、プレスリリースの質を高めるための方策を講じ、全国的にメディアに取り上げられるような取組を行う。</p> <p>④ 多重債務問題への取組を継続するとともに、家事問題等への取組に向けて、関係機関・団体と連携した周知活動をより効果的に実施する。そのため、広報活動に関する全国規模での実務担当者研修を行い、連携ノウハウの共有及び担当職員における周知技術の向上を図る。また、メディアに取り上げられるよう関係省庁などへ働きかける。</p> <p>⑤ 認知度調査を実施し、平成25年度に実施した広報効果を適切に検証する。また、支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について効果的な広報活動を検討・実施し、認知度を上昇させる。</p>
(2)組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等
①一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	(1)一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	(1)一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等
<p>7 ア 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保及び常勤弁護士の所要の数の確保に努める。</p>	<p>① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保</p> <p>ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会・司法書士会と連携協力し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行う。</p>	<p>① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保</p> <p>ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き、弁護士会・司法書士会と連携協力し、新規登録時期に合わせた説明会や研修会、取り組むべきテーマごとの協議会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士（震災法律援助契約弁護士・司法書士（震災特別法による震災法律援助について支援センターと契約をしている弁護士・司法書士をいう。以下同じ。）を含む。）を確保する。弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行う。</p>
8	<p>イ 捜査及び公判又は少年審判を通じ一貫した弁護人及び付添人確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会とも連携協力し、捜査及び公判又は少年審判を通じ一貫して弁護活動及び付添活動を担う弁護士を確保する。また、国選弁護事件及び国選付添事件の受け手となる弁護士が少ない地域に、常勤弁護士による常駐又は巡回を行う。</p>	<p>イ 各地において、弁護士会の協力を得て引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させる。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
	<p>ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保する。</p>	<p>ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き、弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。</p>
9	<p>エ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、所要の常勤弁護士の確保に努める。</p>	<p>エ 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等について、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行い、応募を促すとともに、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、日本弁護士連合会が発行する機関誌や支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容や最新の採用情報を掲載し、広く応募を促す。</p>
10	<p>イ 司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいなかったり1名しかいない地域を始め、人口、事件数、実働弁護士数、地域の交通の実情等を総合考慮して弁護士等に法律事務の取扱いを依頼することに困難のあると考えられる地域の解消に取り組むこととし、実働弁護士が多数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、必要な地域において、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。</p> <p>② 法律サービスの提供に係る体制の整備</p> <p>ア 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいなかったり1名しかいない地域のうち、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p> <p>イ 加えて、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、法律サービスの需要も考慮しつつ、弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p>	<p>② 法律サービスの提供に係る体制の整備</p> <p>地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいなかったり1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。</p> <p>前述の地域に隣接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。</p>
11	<p>ウ 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い人材の中から、例えば、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>エ 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>③ 常勤弁護士の採用</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切で、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材等を含む、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>④ 常勤弁護士の待遇</p> <p>常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>③ 常勤弁護士の採用</p> <p>常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生及び既登録弁護士等に対する説明を積極的に行い、総合法律支援に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努める。</p> <p>④ 常勤弁護士の待遇</p> <p>常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
②職員質の向上等	(2)職員質の向上等	(2)職員質の向上等
<p>12 ア 能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>イ 人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。</p>	<p>① 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。</p>	<p>① 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。関係機関との更に緊密な連携関係の構築と職員のスキルアップ等のために人事交流の充実を図る。</p>
<p>13 ウ 常勤弁護士による裁判員裁判への適切な対応を可能とするための研修等、常勤弁護士を含む職員の専門性を向上させるとともに、効率的で効果的な業務遂行ができるようにするための研修の実施及び研修内容の充実に努める。他方で、研修を行うに当たっては、過去に行った研修の内容や効果、研修に要した費用等を考慮して、効率的で効果的な研修の実施を心がける。</p>	<p>③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。 また、常勤弁護士に対する研修を体系的に実施し、裁判員裁判その他の事件への適切な対応が可能となるよう常勤弁護士の能力向上を図る。</p>	<p>③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。 人材育成の観点から、職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図る。 また、常勤弁護士に対して支援センター本部主催の研修を体系的に実施するとともに、各ブロック単位の研修を充実させる。 研修内容については、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室を活用しながら随時見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。</p>
③内部統制・ガバナンスの強化等	(3)内部統制・ガバナンスの強化等	(3)内部統制・ガバナンスの強化等
<p>14 ア 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を受けるとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備、強化を図るよう努める。</p>	<p>① 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、内部監査、会計監査人の監査及び監事監査の連携の在り方を検討するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備・強化を図るなどして、監査の質・量について充実・強化を図る。</p>	<p>① 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。</p> <p>ア 執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに、組織内に伝達する。</p> <p>イ 本部方針を地方事務所適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議・事務局長会議、ブロック別協議会を開催する。</p> <p>ウ 平成24年度に引き続き、ガバナンスの強化と内部統制の構築・運用状況の点検のための委員会において、必要な改善策の検討及びコンプライアンス体制の強化を図る。</p> <p>② 内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人による監査の指摘を踏まえ、監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査とも、基本的には平成24年度と同程度の規模とすることとし、監査方法については、各業務部門、事務所においてリスクに対する適切な対応がなされているかを掘り下げて点検する。 監事監査は、本部ほか6地方事務所を予定する。 内部監査は、本部ほか43地方事務所・地域事務所を予定する。情報セキュリティ監査は6地方事務所を実施する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
<p>イ 内部統制を強化するために必要な措置について検討し、実施する。また、支援センターが行う業務が、法令及び諸規程を遵守して行われる体制を確立するため、コンプライアンス体制の確立に向けた検討を進め、所要の施策を順次実施する。</p>	<p>② 上記監査結果等を踏まえ、規程の整備等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対する研修を実施するなどして法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p>③ 本部・地方事務所における内部統制の構築・運用に関する包括的な点検のために、各事務所における業務・組織の自己点検を踏まえた実地監査を実施する。監査の結果は会議、研修等において確認し、業務の改善及び業務レベルの向上に役立てる。コンプライアンスに関する意識向上のために、会議において役・職員にその重要性を訴えるなどの施策を実施する。 情報セキュリティ監査の結果を反映した内容の職員研修を実施し、情報セキュリティに対する意識のレベル向上を図る。</p>
<p>15 ウ 業務に関する不祥事の発生を防止するために支援センターがとり得る対策を検討し、実施する。</p>	<p>③ 平成20年10月に発覚した、国選弁護士に係る契約弁護士による報酬の不正請求事案を契機として、支援センターでは、接見回数3回以上の被疑者国選弁護士報酬請求があった事案全件について、調査を実施するとともに、同様の不祥事を防止するため、報酬請求の際に疎明資料の添付を必要とする措置を講じたところであるが、更なる対策を要する点及び採り得る対策を検討した上で、必要な対策を速やかに実施する。また、契約弁護士等に対して関連する規則等の周知を徹底し、二度と不適切な事案が発生しないよう万全の措置を講じ、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p>④ 契約弁護士に対して関連する規則等を周知徹底し、過誤事案が判明した場合には、事案に応じて適切な対応をする。報酬基準が複雑化していることに伴って、報酬算定業務をより適切に行うため、必要な措置を講じる。 これらにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>
<p>(3) 外部機関等との関係</p>	<p>3 外部機関等との関係</p>	<p>3 外部機関等との関係</p>
<p>① 地方協議会の開催等</p>	<p>(1) 地方協議会の開催等</p>	<p>(1) 地方協議会の開催等</p>
<p>16 ア 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。</p>	<p>① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることなどにより、関係機関・団体との一層の連携強化を図り、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。</p>	<p>① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることなどにより、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。 また、各地方事務所の取組状況のうち、参考となる事例を全国に普及させる。</p>
<p>17 イ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、その人選を行う。</p>	<p>② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。</p>	<p>② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。</p>
<p>② 関係機関との連携強化</p>	<p>(2) 関係機関との連携強化</p>	<p>(2) 関係機関との連携強化</p>
<p>18 ア 弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにし、また、法による紛争解決のために有益な情報を幅広く提供するため、弁護士及び司法書士その他の隣接法律専門職者の団体並びにその他の関係機関・団体との連携の維持・強化を図る。</p>	<p>① 窓口設置機関・団体数については、現在約25,000の相談窓口が情報提供システムに登録され、量的な部分での目標は達成したところ、今後は、これまで構築してきた関係機関・団体との連携を引き続き良好な状態で維持するとともに、支援センターの業務について相互に共通の認識を共有できるようにするための意見交換や相互研修を行うことなどにより、利用者にとってより有益な情報提供ができるよう、関係機関・団体との連携の強化・充実に努める。</p>	<p>① 法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。 ② 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて連携の充実に努める。 ③ 社会情勢の変化等に伴い新たに創設される関係機関・団体、また、関係機関・団体において新たに創設される制度に関する情報収集に努め、支援センターの業務についての理解を得て、連携・協力関係の構築に努める。 コールセンターにおいても、関係機関の担当者による業務説明会を実施して連携の強化を図る。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
<p>19 イ 犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関は必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、犯罪被害者に対して的確な情報を効率的に提供するなど犯罪被害者に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者支援関係機関・団体との連携の維持・強化を図る。</p>	<p>② 犯罪被害者に対する充実したサービスの提供のため、被害者支援連絡協議会を、犯罪被害者に対して的確な情報を効率的に提供するための情報交換の場として積極的に活用するなどして、同協議会に参画している犯罪被害者支援関係機関・団体等との連携の維持・強化を図る。</p>	<p>④ 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会や同協議会に設置されている分科会、犯罪被害者支援に関する協議会等に参画し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。</p>
<p>3 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>(1) 総括</p>	<p>1 総括</p>	<p>1 総括</p>
<p>支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率のかつ円滑な業務運営を図る。</p>		
<p>① 一般管理費</p>	<p>(1) 一般管理費等</p>	<p>(1) 一般管理費等</p>
<p>20 ア 役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化、効率化を行う。</p> <p>イ 人件費以外の一般管理費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正を維持し、全体として効率化に努める。</p>	<p>① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。</p> <p>ア 平成22年度は、一般管理費（人件費を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。</p> <p>イ 平成23年度以降は、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。</p> <p>③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>	<p>① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。</p> <p>一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。</p> <p>③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。これら競争的手法を活用するに当たり、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努めるものとする。また、少額随意契約による場合においては、見積り合わせ方式の活用を徹底するとともに、性質随意契約による場合においても、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査するものとし、これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>
<p>② 組織の見直し</p>	<p>(2) 組織の見直し</p>	<p>(2) 組織の見直し</p>
<p>21 ア 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。</p>	<p>① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p>	<p>① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
<p>22 イ 常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数を厳格に検証する。常勤弁護士の配置に当たっては、民事法律扶助事件及び国選事件の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性、地域における一般契約弁護士の事件の受任体制等を総合考慮し、適正な配置になるよう事前に十分な検討を行う。</p>	<p>② 常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数の厳格な検証を怠らないものとする。具体的な常勤弁護士の採用及び配置の検討に当たっては、総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等の要素を総合考慮する。</p>	<p>② 常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等を検討する。</p>
<p>23 ウ 支部、出張所については、業務量、対応する地方事務所の体制、支部・出張所を維持するための費用と維持による効果等の点を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。</p>	<p>③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所の体制、費用対効果等を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。</p>	<p>③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所の体制、費用対効果等を総合的に考慮して、引き続き、必要な見直しを行う。</p>
<p>(2) 情報提供・犯罪被害者支援</p>		
<p>① コールセンターの利用促進</p>		
<p>24 情報提供業務について、効率的で効果的な業務運営を行うため、コールセンターと地方事務所の役割を明確化した上で、コールセンターで対応可能なものについては、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、コールセンター及び地方事務所提供している情報の種類や内容等について、関係機関・団体や利用者に対する周知を図る。また、地方事務所からのコールセンターへの電話転送について、地方事務所において行っている電話による情報提供の件数やコールセンターの体制、費用対効果等の点を考慮した上、その導入を検討する。</p>	<p>(1) コールセンターの利用促進 コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効果的で効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについてはコールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。 地方事務所で行っている情報提供の件数や内容を分析し、地方事務所からの電話転送を行うことが費用対効果の観点から合理的である場合には、効率性・効果性の観点を踏まえつつ地方事務所からのコールセンターへの電話転送を行うことについて、平成22年度中に検討する。</p>	<p>(1) コールセンターの利用促進 ① 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等の際に周知を図る。 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。 ②</p>
<p>② コールセンターの設置場所等</p>		
<p>25 コールセンター業務の委託契約を次に更新するに当たっては、経済性やサービスの質の確保に留意しつつ、効率的な業務運営の観点から、その設置場所を地方に移すことも含めて、必要な検討を行う。</p>	<p>(2) コールセンターの設置場所等 コールセンターの運用に当たっては、受電件数の増減や社会情勢の変化、支援センターの業務効率化のためのニーズに対応できるような柔軟な体制の構築に努めるとともに、コールセンターの委託契約更新時において、コールセンターの人材の確保や研修の充実等によるサービス品質の確保に努めつつ、設置場所の地方移転等による経済性・効率性の観点からの検討を行い、コールセンター運営に要する経費削減に努める。</p>	<p>(2) コールセンターの設置場所等 ① コールセンターの運用に当たっては、利用者へのサービスレベルの維持向上を図りつつ、安定的かつ効率的運用に努める。 ② コールセンターの運用に当たっては、支援センターの他の業務との連携や利用者のニーズに対応するため、コールセンターにおける民事法律扶助に関する実力確認の実施対象の拡大を図るなどして、支援センターの業務全体の効率化も視野に入れ、業務運営の経費削減に努める。</p>
<p>(3) 民事法律扶助・国選弁護人等確保</p>		
<p>① 民事法律扶助業務の事務手続の効率化</p>		
<p>26 審査の適正を確保しつつ、書面審査を活用するなどの方法により、事務手続の効率化を図る。</p>	<p>(1) 民事法律扶助業務の事務手続の効率化 審査の適正を確保しつつ、援助審査の方法を合理化すること（合議制の審査に代え、事案に応じて単独審査方法を活用する、援助開始決定時において書面審査を活用する、援助申込者からの提出書類を合理化するなど）などにより、事務手続の効率化を図る。</p>	<p>(1) 民事法律扶助業務の事務手続の効率化 事務手続の効率化を図るため、各種調査での事務手続洗い出しの結果を基に、最も合理的かつ効率的な標準事務について、引き続き、具体的な検討を進める。また、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
<p>②国選弁護関連業務の効率化</p> <p>27 業務運営の効率化の観点から、国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の簡素化、合理化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>(2)国選弁護関連業務の効率化</p> <p>① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、現在は、一律に本部で再算定しているところ、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理できるようにするなど、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、適切に業務を分担し、事務手続の簡素・合理化を図る。</p> <p>② 業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</p>	<p>(2)国選弁護関連業務の効率化</p> <p>① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに関する再算定について、見直しによる事務手続の簡素化・合理化の進展状況を引き続き注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。</p> <p>② 国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。</p> <p>③ 一括契約に基づく算定の対象となり得る複数の即決申立被告事件の配点方法等の実務運用について、裁判所等関係機関との間で協議を行う。</p>
<p>(4)司法過疎対策</p>	<p>4 司法過疎対策</p>	<p>4 司法過疎対策</p>
<p>28 ①司法過疎対策地域事務所の設置要素の明確化 司法過疎対策地域事務所の設置、廃止の要否について、事後の厳格な検証の実施に資するよう、司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮する要素を中期計画等において具体的に明らかにする。</p> <p>②司法過疎対策地域事務所設置等に関する検討及び日本司法支援センター評価委員会による評価 地域の実働弁護士の数、地域のニーズ、日本弁護士連合会によるひまわり基金公設事務所の設置状況その他の支援センターが司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮するものとして明らかにした要素を的確に把握することにより、司法過疎対策地域事務所の設置、廃止について、不断に検討し、必要な見直しを行うものとし、毎年度、日本司法支援センター評価委員会において一定の指標（現行の項目別評価表の「評価の指標」又はこれに相当するもの）に基づく評価を受けることとする。</p>	<p>司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的・効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）の観点をも踏まえて総合勘案した上で、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から毎事業年度ごとに見直しを行う。</p>	<p>上記12(1)②の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。 地域事務所の設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行い、所要の検討を行う。</p>
<p>4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>(1)総括</p>		
<p>支援センターの業務が国民の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性が高いものであることにかんがみ、業務の質の向上を図る。その際、利用者の視点で、各地域における実情を考慮しつつ、職員の創意工夫をも活用し、効率的な方法で、利用者の満足度の向上を図ることを目指す。</p>		
<p>(2)情報提供</p>	<p>1 情報提供</p>	<p>1 情報提供</p>
<p>①利用者のニーズの把握と業務への反映等</p>	<p>(1)利用者のニーズの把握と業務への反映等</p>	<p>(1)利用者のニーズの把握と業務への反映等</p>
<p>29 ア 業務の質を客観的に評価し、業務内容の改善向上に役立てる。</p>	<p>① 客観的評価の実施 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、その評価結果をフィードバックするなどして、より質の高い窓口対応・サービスを目指す。</p>	<p>① 客観的評価の実施 情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成25年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話応対等にフィードバックして、業務改善を図ることにより、窓口対応の向上を図る。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
30 イ 利用者のニーズを踏まえ、利用者に最適で質の高い情報を提供するとともに、利用者の関係機関への橋渡しを行う。	② 関係機関情報の充実 関係機関・団体との連携の構築を引き続き進めるとともに、関係機関・団体に関するより詳細な情報収集を行い、関係機関情報の充実を図る。また、関係機関・団体との協議会・研修会等を通じてより緊密な関係を構築し、利用者が求める関係機関・団体へのスムーズな橋渡しを行う。	② 関係機関情報の充実 関係機関・団体との相互理解を深めるため、関係機関・団体との協議会や研修会等を開催又は積極的に参加する。 関係機関情報について、全国どこからでも一定水準以上の関係機関情報の提供を行うため、地域の事情に即した情報の収集・登録を行い、関係機関情報の充実・共有化を図る。
31 ウ 利用者の意見を適切に業務に反映させる仕組みを構築して業務の質の向上を図るとともに、オペレーター等の質の向上に努める。	③ アンケート調査の実施及びオペレーター等の質の向上等 ア 情報提供に係る国民のニーズを把握し、情報提供業務に反映させ、より利用しやすく、かつ満足度の高いものとするため、ホームページを利用した通年のアンケート調査や情報提供後に利用者に依頼する等の方法によるアンケート調査を行い、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。 イ アンケート調査結果や評価結果を踏まえて業務内容の見直し等を行うとともに、これらをオペレーター等の研修内容に反映し、ケーススタディー等を内容とするオペレーター等の研修計画を策定・実施するなど、利用者の抱えるトラブルを整理し、最適な情報提供を行うことができる能力を養成するための研修を充実させ、オペレーター等の質の向上を図る。	③ アンケート調査の実施 通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。 ④ オペレーター等の質の向上 アンケート調査結果や評価結果をオペレーター等の研修内容に反映するため、ロールプレイ等を内容とするオペレーター等の研修を実施する。その上で、利用者の立場に立った対応能力の向上を図る。
② 提供する情報の内容及びその提供方法	(2) 提供する情報の内容及びその提供方法	(2) 提供する情報の内容及びその提供方法
32 ア 制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供に努め、利用者の利便性の向上を図る。	① 利用者の利便性の向上 新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化に柔軟かつ速やかに対応するため、FAQの追加・更新を行い、利用者にとって、より有用な情報提供が行えるデータベースの構築を進める。	① 新規に関係を構築した関係機関情報、新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容を見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持・提供に努める。 震災に関する情報についても、逐次更新追加を行う。 ② 利用者へのサービス向上のため、法律専門家等の情報提供業務への関与を継続し、オペレーター等へのアドバイス対応やFAQ、震災Q&Aの充実、メール対応等の情報提供業務の正確性の確保と内容の充実を図る。 ③ 各士業によるワンストップ相談会や震災フリーダイヤルを継続して実施するほか、外線転送の試行を踏まえて、これを拡大・充実することで利用者の利便性の向上を図る。
33 イ 情報提供の方法を工夫し、充実した情報提供を行うよう努める。	② 充実した情報提供の実施 ア 正確な情報提供を行うための法律専門家の情報提供業務への関与や、紹介した関係機関・団体における必要書類に係る情報提供等、情報提供の方法・内容の更なる充実を図る。 イ 広く国民に対して法制度等に関する情報提供を行うため、情報発信のための媒体（ホームページ、印刷物等のうち広報効果の高い媒体）の充実を図るとともに、今後の情報提供手段としてIT技術を積極的に利用した情報提供について検討するなど、今後の情報提供の在り方を検討する。	④ 従来実施しているパソコンのメールに加えて、情報端末の多様化に応じた情報提供サービスの実施を検討する。 ⑤ ホームページやリーフレット等の内容の充実にも努め、積極的な情報発信を行う。引き続き、IT技術を駆使した情報提供サービスについて情報収集に努め、その実現可能性について検討する。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
<p>③最適な情報の迅速な提供</p> <p>34 消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携・協力関係を強化し、支援センターと関係機関・団体の業務内容についての情報を相互に把握し共有するなど、利用者が必要とする最適な情報を簡易迅速に入手できるようにするために必要な措置を講じる。</p>	<p>(3)最適な情報の迅速な提供</p> <p>消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との情報交換・情報共有が可能な信頼関係を構築し、利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するとともに、関係機関・団体における支援センターのホームページの関係機関情報の積極的活用を促進する。</p>	<p>(3)最適な情報の迅速な提供</p> <p>① 消費者庁・地方自治体と連携して、被災地における土業によるワストップ相談を実施する。</p> <p>② ホームページ上の関係機関情報やFAQの充実を図るとともに、関係機関情報の積極的な利用の促進を図る。</p>
<p>④法教育に資する情報の提供等</p> <p>35 国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいため、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。</p>	<p>(4)法教育に資する情報の提供等</p> <p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえつつ、情報提供の一環として、高齢者、学生、地域住民等にとってより身近な司法の実現を目指して、関係機関と十分な連携を図り、地域の法教育に関する取組において適切な役割を果たす。</p>	<p>(4)法教育に資する情報の提供等</p> <p>関係機関との連携・協力のもと、全国3か所程度において法教育シンポジウムを開催するなどし、法教育の普及・発展のための取組を継続する。</p> <p>法教育に関する情報提供を行うための準備作業として、各事務所における法教育の実施状況や実施内容・方法等に関する情報を収集・整理し、組織内での情報共有を図る。</p>
<p>(3)民事法律扶助</p>	<p>2 民事法律扶助</p>	<p>2 民事法律扶助</p>
<p>①利用者のニーズの把握と業務への反映</p>	<p>(1)利用者のニーズの把握と業務への反映</p>	<p>(1)利用者のニーズの把握と業務への反映</p>
<p>36 ア 利用者に最適な援助を提供するための方策を検討し、実施する。</p>	<p>① 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供することのできる環境を整備する。</p>	<p>① 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供するための環境整備に努める。また、震災法律援助業務については、引き続き、個々の事件にきめ細かく対応していくとともに、震災法律援助契約弁護士・司法書士の確保に努め、より被災者が利用しやすい環境整備に努める。</p>
<p>37 イ 民事法律扶助のニーズ調査の結果を踏まえ、利用者のニーズを適切に反映した事業計画を立案し、実施する。また、必要に応じて、適時適切な方法で、民事法律扶助に関するニーズを把握するよう努める。</p>	<p>② 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、例えば、特定の紛争類型における専門的サービスの提供方法について検討することなどにより、ニーズを的確に反映した事業計画を立案し、同計画に基づく事業を実施する。</p> <p>また、民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、必要な調査を実施する。</p>	<p>② これまでに実施した各種調査結果等を踏まえ、東日本大震災の被災者を含む利用者のニーズを反映した事業の在り方について、引き続き、検討・立案する。</p>
<p>②サービスの質の向上</p>	<p>(2)サービスの質の向上</p>	<p>(2)サービスの質の向上</p>
<p>38 ア 迅速な援助を提供するという観点から、審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込から必要な援助の提供までの期間の短縮を図る。</p>	<p>① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助審査の方法を合理化すること（合議制の審査に代え、事案に応じて単独審査方法を活用する、援助開始決定時において書面審査を活用する、援助申込者からの提出書類を合理化するなど）などにより、毎年度、前年度と比較して、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮させるよう努める。</p>	<p>① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、事案に応じて、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、援助審査方法の合理化を図るとともに、審査以外についても標準的な事務処理方法を地方事務所に提示することで事務全般の効率化を図ることなどにより、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成24年度と比較して短縮させるよう努める。</p>
<p>39 イ 関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に対する周知を図るなどして、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上を図る。</p>	<p>② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知することにより、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上を図る。</p>	<p>② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、適時適切に契約弁護士・司法書士等に周知する。</p>
<p>40 ウ 専門性を必要とする事件への適切な対応を検討する。</p>	<p>③ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談を充実するとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。</p>	<p>③ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、一定規模以上の地方事務所では専門相談の実施・拡充に努める。</p> <p>また、弁護士会・司法書士会の専門相談窓口利用者が民事法律扶助及び震災法律援助を利用することができる連携スキームの構築に努める。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
(4) 国選弁護士等確保	3 国選弁護士等確保	3 国選弁護士等確保
①迅速かつ確実な選任態勢の確保等	(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1) 迅速かつ確実な選任態勢の確保
41 各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護士、国選付添人の選任、国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図る。とりわけ、裁判員裁判の円滑な実施が我が国の司法制度における喫緊の課題であることにかんがみ、同裁判につき、裁判所及び弁護士会と連携の上、刑事弁護に関する十分な知識や経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が行われる態勢の確保に努めるとともに、その知識や経験を多くの弁護士が共有することができるよう、国選弁護人の選任の運用の工夫に努める。	迅速かつ確実に国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。とりわけ、裁判員裁判につき、裁判所及び弁護士会と連携の上、刑事弁護に関する十分な知識や経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が行われる態勢の確保に努めるとともに、その知識や経験を多くの弁護士が共有することができるよう、国選弁護人の選任の運用の工夫に努める。	本部において、日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、各地の国選弁護士及び付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢について点検する。 また、地方事務所ごとに、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成25年度に1回以上設ける。 裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する国選弁護人を選任するための態勢や、その知識や経験を多くの弁護士が共有し得るような選任の運用につき、地方事務所ごとに裁判所及び弁護士会と協議して、各地の実情に応じた適切な在り方を検討し、その実現に努める。
②通知時間の短縮	(2) 通知時間の短縮	(2) 通知時間の短縮
42 裁判所からの国選弁護士等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。	裁判所からの国選弁護士等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、引き続き、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、実行する。	本部において、日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、各地の指名通知の状況を点検する。 また、地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護士等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。
③契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組
43 関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図り、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得て、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。 弁護士会と連携・協力し、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見等について情報交換等をする場を設けるとともに、支援センターの業務運営の参考とするなど、必要に応じて適切な対応を行う。
(5) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	4 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	4 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務
①体制整備	(1) 体制整備	(1) 体制整備
44 必要に応じて常勤弁護士を複数配置するなど、常勤弁護士が受任事件に的確に対応でき、また、地域のニーズに適切に対応できる体制を整える。 司法過疎対策地域事務所を設置していない司法過疎地域において、より多くの利用者に、ニーズに応じたサービスを提供するため、ニーズを十分に把握し、このような司法過疎地域に近接する地方事務所への常勤弁護士の重点配置等の工夫により、司法過疎地域における法律サービスを充実させる。	法律事務所を備えた事務所のうち必要な地域においては、常勤弁護士を複数配置し、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有債事件等を機動的に受任する体制を整える。 司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。	司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。 民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有債事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努める。
②サービスの質の向上	(2) サービスの質の向上	(2) サービスの質の向上
45 関係機関等と連携協力し、利用者のニーズに適切に対応したきめの細かいサービスの提供に努める。	法律事務所を備えた事務所においては、配置地域の関係機関等との連携を図り、必要に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有債事件等の当事者が抱える法的トラブルの総合的な解決に努める。	常勤弁護士において、関係機関等に常勤弁護士及び法テラスの業務内容の理解を求めて連携を図り、関係機関等が認知する法的トラブルを把握・対応していくとともに、当事者の状況に応じ、事件処理後も関係機関に引き継ぐなどして、法的トラブルの総合的な解決を図る。
(6) 犯罪被害者支援	5 犯罪被害者支援	5 犯罪被害者支援
①利用者のニーズの把握と業務への反映	(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映	(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映
46 支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者やその支援に携わる関係者の意見を聴取する機会を設ける。	犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。	地方事務所ごとに、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、平成25年度に1回以上設ける。

中期目標		中期計画の各項目		年度計画（平成25年度）	
②提供するサービスの質の向上		(2) 提供するサービスの質の向上		(2) 提供するサービスの質の向上	
47	ア 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な情報提供に努める。犯罪被害者に対する情報提供に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえてできるだけ効率的な業務運営を行いつつ、質の向上を図るよう努める。	① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速適切な情報提供に努める。 犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所には、効率性の観点も踏まえ、犯罪被害者支援に精通している職員を適切に配置するなどしてより質の高い情報提供に努める。	① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した迅速適切な情報提供に努める。		
48	イ 効率的な業務運営を行いつつサービスの質の向上を図るため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されている地方事務所における犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が勤務していない時間帯における犯罪被害者に対する窓口での情報提供、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されていない地方事務所における犯罪被害者に対する窓口での情報提供に当たっては、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、必要な研修を行うことなどにより二次被害を防止するなど、犯罪被害者の心情に配慮した質の高いサービスの提供を図る。	② 支援センターが提供する犯罪被害支援の内容及び質を全国的に均質なものとし、かつ、一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を図ることなどを始めとした犯罪被害者支援に関する研修を各事業年度に1回以上実施することなどにより、犯罪被害者の心情に配慮した質の高いサービスの提供を図る。	② 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を始めとする犯罪被害者支援に関する研修を、平成25年度に1回以上実施する。		
49	ウ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図るとともに、犯罪被害者及びその支援に携わる関係者の意見等を踏まえつつ、日本弁護士連合会、弁護士会等の関係機関・団体と連携・協力して、犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上が図られるよう努める。	③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者及びその支援に携わる関係者の意見等を踏まえつつ、弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を図る。	③ 地方事務所ごとに、弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者の状況に応じて必要なサービス提供ができるよう、適切に紹介を行う。		
50	エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、被害回復を行えるように、適切な情報提供に努める。犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じた充実した援助の提供に努める。	④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な助言を徹底する。 犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。	④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。 犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。		
5 財務内容の改善に関する事項		IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
(1) 総括		1 総括		1 総括	
51	引き続き、自己収入（寄附金等）の獲得に努める。	広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。	広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。		
(2) 民事法律扶助		2 民事法律扶助		2 民事法律扶助	
		(1) 民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供するためには、償還金の確保が極めて重要である。そのために、以下の取組等を行う。			

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
①立替金債権等の管理・回収計画等	(2)立替金債権等の管理・回収計画等	(1)立替金債権等の管理・回収計画等
<p>52 民事法律扶助の立替金債権等の回収に最大限努める。そのために、年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、立替金債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行う。その上で、生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、適切に対応する。</p>	<p>年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ることなどにより、債権管理コストの削減を図る。</p>	<p>これまでの実績を踏まえつつ、債権管理システムの稼働によって入手可能となった償還に係る各種データに基づいて、本部において民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収に効果的と思われる取組を必須項目として示した上で、地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画を策定し、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者等に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図るとともに、債権管理システムを活用した効率的な督促を行うなどして、債権管理コストの削減を図る。</p>
②効率的で効果的な回収方法の工夫等	(3)効率的で効果的な回収方法の工夫等	(2)効率的で効果的な回収方法の工夫等
<p>53 償還を要すべき者に対しては、初期滞納の段階での回収率の向上を図る、長期滞納者に対するものも含め効率的で効果的な回収方法を工夫する、償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かして、支援センター全体として効率的で効果的な回収を行うなどの対策を検討し、適切に実施する。</p>	<p>コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備して初期滞納の段階での回収の改善を図るとともに、例えば、①償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する、②集中的に督促を行うための体制を整備する、③援助開始時における償還制度の説明を更に徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する、④電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図るなどの方法により、償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図る。これらの取組を的確に実施することにより、毎年度、前年度と比較して償還率を向上させるよう努める。</p>	<p>償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図る。そのために、債権管理システムの機能を有効に活用して、費用対効果の観点を踏まえつつ、以下の取組について検討し、実施可能なものから速やかに実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コンビニエンスストアを利用した償還方法を拡充するとともに、電話督促を実施して、初期滞納段階での回収の改善を図る。 ② 償還率の高い地方事務所における取組や本部における取組の方法及び効果等を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する。 ③ 集中的に督促を行うための体制を整備する。 ④ 援助開始時における償還制度の説明を徹底して、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。 ⑤ 電話による督促を実施するとともに、問合せにも適切に対応することにより、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。 ⑥ 債権管理システムの活用により、個々の被援助者に係る立替金債権の回収状況を常に把握し、現状に応じた効果的な督促方法を検討の上、実施する。 ⑦ 裁判所の法的手続が適当な場合には積極的に利用するなど、長期滞納者に対する督促を一層強化する。 <p>これらの取組により、平成24年度と比較して償還率を向上させるよう努めるほか、債権管理システムを有効に活用するなどして、より適切かつ機動的な債権管理を行う。</p>
(3)司法過疎対策	3 司法過疎対策	3 司法過疎対策
①有償受任等による自己収入	(1)有償受任等による自己収入	(1)有償受任等による自己収入
<p>54 有償事件の受任等により自己収入を適切に確保する。</p>	<p>司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p>	<p>司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により自己収入を確保する。</p>

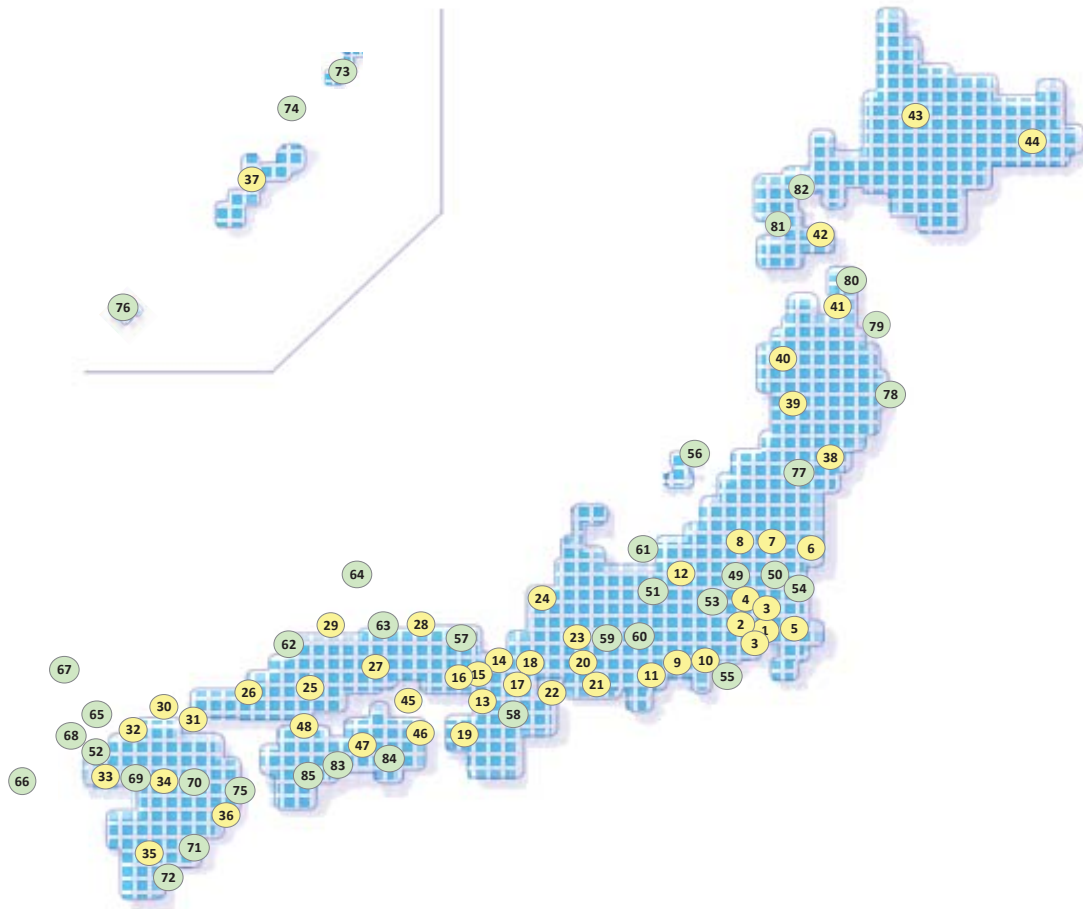
中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成25年度）
②財政的支援の獲得	(2)財政的支援の獲得	(2)財政的支援の獲得
55	国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。	地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。
(4)財務内容の公表	4 財務内容の公表	5 財務内容の公表
56	財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、区分経理によるセグメント情報の充実その他事業報告書等の明解な表示を工夫する等、より分かりやすい形で情報開示を行う。
	5 予算、収支計画及び資金計画	6
57	(1)予算 (2)収支計画 (3)資金計画	
	V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額
	短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。
	VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。	重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。
	VII 剰余金の使途	VII 剰余金の使途
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
6 その他業務運営に関する重要事項	VIII その他法務省令で定める業務運営に関する事項	VIII その他法務省令で定める業務運営に関する事項
58	施設・設備、人事に関する計画 業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づいた確かな職員の採用及び人事配置に取り組む。	施設・設備、人事に関する計画 業務量に応じた施設・設備の充実及び人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく確かな職員の採用及び人事配置に取り組む。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
常勤弁護士数	24	96	151	200	217	220	233	246
うち赴任中	24	57	100	149	182	189	183	201
うち養成中	0	39	51	51	35	31	50	45
対前年度増加分	24	73	59	66	42	39	63	59
対前年度減少分	0	1	4	17	25	36	50	46

資料5

常勤弁護士配置先一覧 (平成26年3月31日現在)



地方事務所(41か所)・支部(7か所)				
1	東京地方事務所	25	25 広島地方事務所	3
2	東京地方事務所多摩支部	5	26 山口地方事務所	5
3	埼玉地方事務所	7	27 岡山地方事務所	1
4	埼玉地方事務所川越支部	4	28 鳥取地方事務所	1
5	千葉地方事務所	9	29 島根地方事務所	2
6	茨城地方事務所	3	30 福岡地方事務所	4
7	栃木地方事務所	1	31 福岡地方事務所北九州支部	3
8	群馬地方事務所	2	32 佐賀地方事務所	2
9	静岡地方事務所	6	33 長崎地方事務所	2
10	静岡地方事務所沼津支部	3	34 熊本地方事務所	3
11	静岡地方事務所浜松支部	3	35 鹿児島地方事務所	2
12	長野地方事務所	1	36 宮崎地方事務所	3
13	大阪地方事務所	15	37 沖縄地方事務所	5
14	京都地方事務所	4	38 福島地方事務所	3
15	兵庫地方事務所	2	39 山形地方事務所	1
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	40 秋田地方事務所	2
17	奈良地方事務所	1	41 青森地方事務所	3
18	滋賀地方事務所	5	42 函館地方事務所	3
19	和歌山地方事務所	3	43 旭川地方事務所	1
20	愛知地方事務所	2	44 釧路地方事務所	2
21	愛知地方事務所三河支部	4	45 香川地方事務所	5
22	三重地方事務所	4	46 徳島地方事務所	1
23	岐阜地方事務所	4	47 高知地方事務所	2
24	福井地方事務所	1	48 愛媛地方事務所	3

地域事務所(37か所)				
49	熊谷地域事務所	2	68 平戸地域事務所	1
50	下妻地域事務所	3	69 雲仙地域事務所	1
51	松本地域事務所	1	70 高森地域事務所	1
52	佐世保地域事務所	2	71 鹿屋地域事務所	1
53	秩父地域事務所	3	72 指宿地域事務所	1
54	牛久地域事務所	2	73 奄美地域事務所	1
55	下田地域事務所	2	74 徳之島地域事務所	1
56	佐渡地域事務所	1	75 延岡地域事務所	1
57	福知山地域事務所	1	76 宮古島地域事務所	2
58	南和地域事務所	2	77 会津若松地域事務所	1
59	可児地域事務所	3	78 宮古地域事務所	1
60	中津川地域事務所	1	79 八戸地域事務所	3
61	魚津地域事務所	3	80 むつ地域事務所	1
62	倉吉地域事務所	2	81 江差地域事務所	2
63	浜田地域事務所	3	82 八雲地域事務所	2
64	西郷地域事務所	1	83 須崎地域事務所	2
65	彦岐地域事務所	1	84 安芸地域事務所	2
66	五島地域事務所	1	85 中村地域事務所	1
67	対馬地域事務所	2		

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

増員配置
 新たな配置

法テラス運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

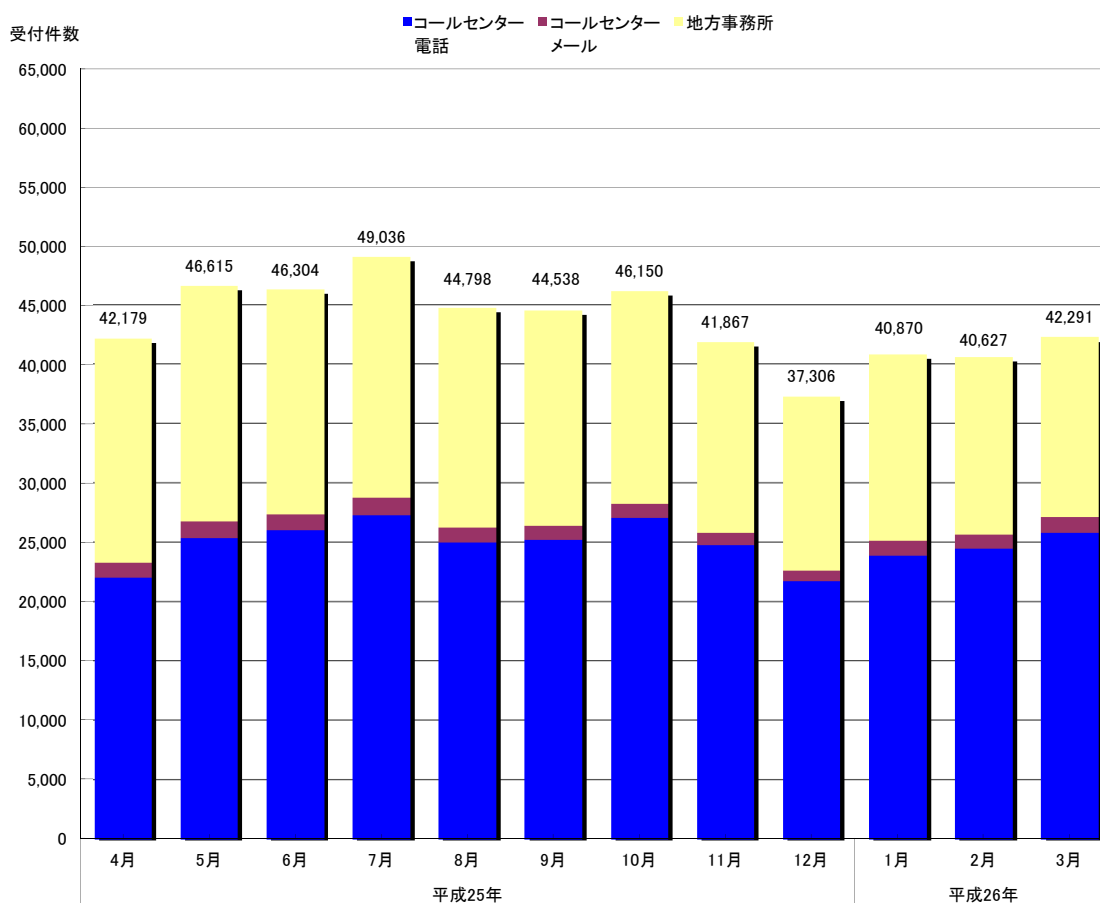
日本司法支援センター業務実績

【資料7】日本司法支援センター業務実績

業 務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
情報提供業務								
コールセンター問合せ件数	128,741 件	220,727 件	287,897 件	401,841 件	370,124 件	339,334 件	327,759 件	313,488 件
地方事務所問合せ件数	—	—	188,661 件	247,172 件	234,614 件	198,963 件	210,432 件	209,093 件
民事法律扶助業務・震災法律援助業務 ※平成24年度及び平成25年度件数の括弧書きは、震災法律援助件数を内数で記載している。								
法律相談援助件数	64,837 件	147,430 件	179,546 件	237,306 件	256,719 件	280,389 件	314,535 件 (42,981件)	322,012 件 (48,418件)
代理援助件数 ※ 当期開始決定分	32,768 件	68,910 件	80,442 件	101,222 件	110,217 件	103,751 件	107,718 件 (2,699件)	106,756 件 (2,267件)
書類作成援助件数 ※ 当期開始決定分	2,024 件	4,197 件	5,101 件	6,769 件	7,366 件	6,164 件	5,449 件 (8件)	4,633 件 (13件)
契約弁護士数	8,523 人 平成19年3月現在	10,318 人 平成20年3月現在	11,802 人 平成21年3月現在	13,401 人 平成22年3月現在	15,037 人 平成23年3月現在	16,570 人 平成24年3月現在	17,863 人 平成25年3月現在	19,159 人 平成26年3月現在
契約司法書士数	3,463 人 平成19年3月現在	4,174 人 平成20年3月現在	4,670 人 平成21年3月現在	5,090 人 平成22年3月現在	5,617 人 平成23年3月現在	6,065 人 平成24年3月現在	6,355 人 平成25年3月現在	6,714 人 平成26年3月現在
国選弁護等関連業務								
被疑者国選弁護事件受理件数 ※ 平成21年5月21日から被疑者国選弁護事件の範囲拡大	3,436 件	6,775 件	7,415 件	61,857 件	70,917 件	73,209 件	73,664 件	72,118件
被告人国選弁護事件受理件数	37,717 件	71,305 件	69,756 件	74,658 件	69,634 件	67,374 件	63,695 件	60,269件
国選付添事件受理件数	—	210 件 ※平成19年11月～	533 件	552 件	423 件	469 件	419 件	445件
国選弁護士契約弁護士数	8,427 人 平成18年10月現在	11,229 人 平成19年10月現在	13,768 人 平成20年10月現在	15,905 人 平成21年10月現在	19,566 人 平成23年4月現在	21,259 人 平成24年4月現在	22,550 人 平成25年4月現在	24,055人 平成26年4月現在
国選付添人契約弁護士数	—	654 人 平成19年11月現在	3,339 人 平成20年10月現在	4,778 人 平成21年10月現在	6,564 人 平成23年4月現在	7,701 人 平成24年4月現在	8,703 人 平成25年4月現在	9,637人 平成26年4月現在
犯罪被害者支援業務								
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	3,679 件	6,296 件	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件
地方事務所受付件数	715 件	8,301 件	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件
精通弁護士紹介件数	97 件	590 件	696 件	898 件	929 件	877 件	1,013 件	1,330 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	—	—	29 件 ※平成20年12月～	204 件	231 件	282 件	302 件	383 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	—	—	1,844 人 平成21年4月現在	2,219 人 平成22年4月現在	2,476 人 平成23年4月現在	3,014 人 平成24年4月現在	3,335 人 平成25年4月現在	3,700 人 平成26年4月現在
受託業務								
申込受付件数	—	7,194 件 ※平成19年10月～	18,816 件	18,164 件	17,587 件	19,826 件	23,160件	25,313 件
認知度								
認知度	—	22.6 % 平成20年2月調査	24.3 % 平成21年2月調査	37.3 % 平成22年2月調査	38.7 % 平成23年1月調査	42.1 % 平成23年12月調査	42.4 % 平成24年12月調査	47.3 % 平成26年1月調査

【資料8】 平成25年度情報提供件数の推移

区 分	平成25年										平成26年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター 電話	22,048	25,358	26,036	27,323	25,038	25,250	27,087	24,766	21,772	23,875	24,495	25,841	298,889	
コールセンター メール	1,252	1,419	1,313	1,408	1,214	1,176	1,191	1,031	879	1,247	1,151	1,318	14,599	
地方事務所	18,879	19,838	18,955	20,305	18,546	18,112	17,872	16,070	14,655	15,748	14,981	15,132	209,093	
合計	42,179	46,615	46,304	49,036	44,798	44,538	46,150	41,867	37,306	40,870	40,627	42,291	522,581	



【資料9】【民事法律扶助】援助申込状況

地方 事務所	法律相談件数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過 件数	勝訴見込無	その他
東京	39,060	16,078	401	207	108	86
神奈川	16,897	7,061	102	65	23	14
埼玉	10,979	5,038	17	5	5	7
千葉	9,328	3,487	43	28	4	11
茨城	1,959	1,543	12	10	2	0
栃木	2,157	1,224	25	9	4	12
群馬	2,315	1,245	4	0	2	2
静岡	6,928	2,367	4	1	0	3
山梨	2,662	653	1	0	0	1
長野	3,565	1,187	20	9	8	3
新潟	4,612	1,727	4	1	2	1
大阪	23,246	10,289	69	6	37	26
京都	6,461	2,963	27	12	6	9
兵庫	10,986	4,506	27	5	10	12
奈良	3,405	1,455	19	0	8	11
滋賀	2,797	879	4	2	2	0
和歌山	1,785	745	14	8	3	3
愛知	8,462	3,852	16	8	7	1
三重	2,731	848	4	1	3	0
岐阜	3,080	829	15	4	5	6
福井	1,531	512	4	0	4	0
石川	2,306	1,095	7	4	1	2
富山	1,275	440	1	0	1	0
広島	7,363	2,267	2	1	0	1
山口	3,391	924	2	0	1	1
岡山	2,932	1,159	46	15	1	30
鳥取	1,913	589	8	4	1	3
島根	1,891	501	2	1	1	0
福岡	14,494	6,346	37	9	3	25
佐賀	2,589	864	3	2	1	0
長崎	4,803	1,267	11	7	2	2
大分	3,986	1,095	17	4	8	5
熊本	5,508	1,838	13	12	0	1
鹿児島	5,385	1,650	9	2	3	4
宮崎	5,033	1,766	14	1	2	11
沖縄	5,585	1,305	5	0	0	5
宮城	2,206	2,512	11	3	5	3
福島	870	827	16	11	4	1
山形	2,597	936	5	2	1	2
岩手	1,064	1,134	15	10	2	3
秋田	3,077	843	6	5	1	0
青森	4,055	1,179	8	1	6	1
札幌	10,312	5,019	90	14	19	57
函館	2,083	675	4	0	3	1
旭川	2,439	1,021	1	0	1	0
釧路	3,478	1,243	7	7	0	0
香川	2,015	407	18	5	6	7
徳島	1,936	510	4	0	3	1
高知	2,051	622	12	8	2	2
愛媛	2,011	587	8	7	1	0
全国合計	273,594	109,109	1,214	516	322	376

【資料10】【震災法律援助】援助申込状況

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	80	366	3	0	0	3
神奈川	12	3	0	0	0	0
埼玉	15	11	0	0	0	0
千葉	310	0	0	0	0	0
茨城	5,802	19	0	0	0	0
栃木	1,955	5	0	0	0	0
群馬	5	5	0	0	0	0
静岡	3	2	0	0	0	0
山梨	5	1	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0
新潟	248	314	0	0	0	0
大阪	9	2	0	0	0	0
京都	6	0	0	0	0	0
兵庫	5	2	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0
滋賀	2	1	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0
愛知	4	1	0	0	0	0
三重	1	0	0	0	0	0
岐阜	1	0	0	0	0	0
福井	2	1	0	0	0	0
石川	0	1	0	0	0	0
富山	3	1	0	0	0	0
広島	8	3	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	2	0	0	0	0	0
鳥取	7	5	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
福岡	0	1	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	5	11	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0
鹿児島	5	1	0	0	0	0
宮崎	3	1	0	0	0	0
沖縄	5	1	0	0	0	0
宮城	19,789	205	0	0	0	0
福島	10,583	180	0	0	0	0
山形	452	1,087	0	0	0	0
岩手	8,916	37	0	0	0	0
秋田	3	0	0	0	0	0
青森	167	3	0	0	0	0
札幌	2	8	0	0	0	0
函館	3	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0
釧路	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0
徳島	0	1	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0
全国合計	48,418	2,280	3	0	0	3

【資料11】【民事法律扶助】援助決定件数等状況

地方事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	27,895	15,886	16,942	26,839	308	192	159	341
神奈川	9,583	6,859	6,642	9,800	269	202	206	265
埼玉	5,581	4,846	4,386	6,041	237	192	162	267
千葉	3,958	3,377	3,114	4,221	113	110	111	112
茨城	2,115	1,515	1,642	1,988	24	28	30	22
栃木	1,465	1,185	1,303	1,347	32	39	42	29
群馬	1,696	1,182	1,279	1,599	84	63	77	70
静岡	3,302	2,179	2,396	3,085	247	188	213	222
山梨	688	642	688	642	24	11	20	15
長野	1,148	1,104	1,015	1,237	96	83	97	82
新潟	1,879	1,643	1,662	1,860	85	84	91	78
大阪	13,065	9,814	10,189	12,690	468	475	491	452
京都	3,452	2,807	3,256	3,003	180	156	225	111
兵庫	5,970	4,092	4,462	5,600	455	414	390	479
奈良	1,495	1,411	1,452	1,454	70	44	68	46
滋賀	855	827	732	950	42	52	45	49
和歌山	1,109	715	903	921	63	30	51	42
愛知	4,062	3,727	3,383	4,406	127	125	139	113
三重	715	755	730	740	72	93	100	65
岐阜	844	796	824	816	45	33	43	35
福井	590	493	498	585	7	19	15	11
石川	941	1,066	953	1,054	33	29	40	22
富山	501	408	391	518	52	32	38	46
広島	2,501	2,168	2,330	2,339	134	99	137	96
山口	738	878	851	765	41	46	46	41
岡山	1,148	1,115	1,138	1,125	60	44	65	39
鳥取	645	578	564	659	35	11	9	37
島根	477	495	500	472	8	6	12	2
福岡	6,867	5,903	5,556	7,214	483	443	409	517
佐賀	779	812	721	870	69	52	67	54
長崎	1,401	1,215	1,227	1,389	38	52	42	48
大分	1,046	1,078	1,242	882	21	17	26	12
熊本	2,209	1,706	1,771	2,144	190	132	177	145
鹿児島	1,344	1,508	1,360	1,492	146	142	159	129
宮崎	1,993	1,730	1,615	2,108	86	36	40	82
沖縄	1,342	1,097	998	1,441	260	208	263	205
宮城	3,262	2,485	2,636	3,111	28	27	25	30
福島	973	808	829	952	40	19	24	35
山形	1,136	920	1,140	916	20	16	22	14
岩手	1,128	1,088	1,057	1,159	19	46	37	28
秋田	786	800	839	747	31	43	43	31
青森	1,071	1,121	1,034	1,158	71	58	77	52
札幌	4,066	4,874	4,316	4,624	97	145	105	137
函館	551	662	671	542	23	13	22	14
旭川	882	1,002	979	905	42	19	32	29
釧路	1,038	1,225	1,249	1,014	16	18	19	15
香川	413	397	438	372	13	10	10	13
徳島	603	490	563	530	23	20	27	16
高知	450	472	472	450	82	150	131	101
愛媛	748	533	642	639	38	54	61	31
全国合計	132,506	104,489	105,580	131,415	5,247	4,620	4,940	4,927

【資料12】【震災法律援助】援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	1,636	366	466	1,536	0	0	0	0
神奈川	5	3	5	3	0	0	0	0
埼玉	1	10	2	9	0	1	0	1
千葉	7	0	1	6	0	0	0	0
茨城	34	19	21	32	0	0	0	0
栃木	2	4	4	2	0	1	1	0
群馬	0	4	0	4	0	1	0	1
静岡	0	2	0	2	0	0	0	0
山梨	1	1	0	2	0	0	0	0
長野	1	0	1	0	0	0	0	0
新潟	1	314	1	314	0	0	0	0
大阪	1	2	0	3	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	2	2	2	2	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	1	1	1	1	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	1	0	1	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	11	1	11	1	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	1	1	0	2
富山	0	1	0	1	0	0	0	0
広島	4	3	6	1	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	3	0	2	1	0	0	0	0
鳥取	0	5	2	3	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	1	1	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	11	2	9	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	1	0	1	0	0	0	0
宮崎	0	1	0	1	0	0	0	0
沖縄	1	1	1	1	0	0	0	0
宮城	197	203	184	216	1	2	1	2
福島	337	174	255	256	2	6	3	5
山形	108	1,087	155	1,040	0	0	0	0
岩手	46	37	40	43	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	2	3	3	2	0	0	0	0
札幌	0	8	5	3	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	4	0	0	4	0	0	0	0
釧路	0	1	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	1	0	1	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	2,405	2,267	1,170	3,502	4	13	6	11

【資料13】【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事 件	家事事件			労働 事 件	保全 事 件	多重債務事件			執行・ 競 売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	1,045	772	1,817	433	3,067	1,174	4,241	414	189	6,250	2,275	8,525	159	108	15,886
神奈川	464	199	663	176	1,735	504	2,239	152	71	2,410	1,029	3,439	81	38	6,859
埼 玉	352	157	509	93	1,175	352	1,527	113	72	1,901	548	2,449	56	27	4,846
千 葉	189	100	289	39	841	217	1,058	58	31	1,493	360	1,853	34	15	3,377
茨 城	91	47	138	28	327	96	423	30	8	565	308	873	11	4	1,515
栃 木	80	44	124	20	283	66	349	23	8	434	207	641	15	5	1,185
群 馬	138	46	184	18	336	108	444	41	23	287	153	440	16	16	1,182
静 岡	232	108	340	44	515	195	710	57	15	708	270	978	19	16	2,179
山 梨	72	35	107	10	162	31	193	8	9	208	93	301	13	1	642
長 野	98	71	169	18	301	100	401	23	4	317	150	467	14	8	1,104
新 潟	99	75	174	36	462	187	649	35	12	498	201	699	24	14	1,643
大 阪	1,024	540	1,564	280	1,880	647	2,527	322	115	3,514	1,294	4,808	130	68	9,814
京 都	300	145	445	126	704	272	976	102	80	742	276	1,018	31	29	2,807
兵 庫	346	235	581	101	922	369	1,291	101	36	1,326	576	1,902	51	29	4,092
奈 良	123	79	202	53	346	123	469	49	29	404	169	573	21	15	1,411
滋 賀	117	32	149	16	183	57	240	26	10	268	102	370	10	6	827
和歌山	97	27	124	20	173	61	234	13	6	223	81	304	7	7	715
愛 知	329	140	469	84	1,103	271	1,374	138	56	1,118	409	1,527	35	44	3,727
三 重	74	24	98	11	263	44	307	24	2	241	52	293	12	8	755
岐 阜	52	19	71	14	227	54	281	17	4	313	81	394	13	2	796
福 井	45	35	80	7	99	31	130	19	6	184	53	237	13	1	493
石 川	77	58	135	25	287	136	423	45	12	280	115	395	23	8	1,066
富 山	36	21	57	4	122	47	169	13	6	103	45	148	10	1	408
広 島	194	88	282	51	490	162	652	83	25	794	248	1,042	18	15	2,168
山 口	69	60	129	9	189	64	253	15	7	306	140	446	13	6	878
岡 山	77	52	129	29	302	103	405	40	11	378	112	490	7	4	1,115
鳥 取	58	27	85	15	129	87	216	11	2	133	102	235	3	11	578
島 根	66	21	87	11	127	41	168	11	6	161	47	208	3	1	495
福 岡	511	260	771	161	1,196	471	1,667	161	73	1,758	1,212	2,970	58	42	5,903
佐 賀	57	29	86	12	172	100	272	13	10	315	74	389	13	17	812
長 崎	91	47	138	29	260	137	397	19	9	433	162	595	19	9	1,215
大 分	84	40	124	19	281	53	334	34	11	378	160	538	13	5	1,078
熊 本	155	87	242	42	390	144	534	34	28	517	269	786	5	35	1,706
鹿 児 島	141	85	226	56	345	94	439	44	12	455	238	693	22	16	1,508
宮 崎	134	109	243	33	294	175	469	45	19	473	417	890	22	9	1,730
沖 縄	128	47	175	43	242	95	337	30	11	289	182	471	16	14	1,097
宮 城	179	126	305	60	739	234	973	81	23	695	311	1,006	29	8	2,485
福 島	61	38	99	22	231	95	326	21	10	207	97	304	16	10	808
山 形	69	62	131	25	193	70	263	13	9	286	177	463	14	2	920
岩 手	43	48	91	23	221	122	343	18	10	429	159	588	9	6	1,088
秋 田	46	30	76	20	118	97	215	9	7	318	140	458	8	7	800
青 森	89	50	139	15	201	71	272	21	7	473	173	646	12	9	1,121
札 幌	354	204	558	118	1,075	353	1,428	151	70	1,926	538	2,464	46	39	4,874
函 館	37	16	53	17	135	36	171	6	6	267	134	401	2	6	662
旭 川	76	69	145	23	209	74	283	21	15	312	182	494	15	6	1,002
釧 路	90	54	144	22	243	129	372	26	21	427	185	612	23	5	1,225
香 川	26	21	47	3	111	25	136	11	4	147	47	194	0	2	397
徳 島	35	19	54	13	131	43	174	9	2	163	65	228	6	4	490
高 知	60	35	95	10	99	30	129	5	1	184	35	219	4	9	472
愛 媛	40	17	57	9	67	25	92	6	2	280	83	363	0	4	533
全国合計	8,450	4,750	13,200	2,546	23,703	8,272	31,975	2,761	1,215	36,291	14,536	50,827	1,194	771	104,489
割合(%)	8.1	4.5	12.6	2.4	22.7	7.9	30.6	2.6	1.2	34.7	13.9	48.6	1.1	0.7	100.0

【資料14】【震災法律援助】震災代理援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ADR		行政不服申立手続		その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立手続	その他	行政不服申立手続	その他		
東京	1	1	2	3	0	2	2	0	0	0	1	1	0	358	0	0	0	0	366
神奈川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	3
埼玉	0	0	0	0	6	3	9	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	14	0	0	0	0	19
栃木	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	4
群馬	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
山梨	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	314	0	314	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	314
大阪	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
広島	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
宮城	44	16	60	25	10	11	21	1	2	30	22	52	0	11	0	1	23	7	203
福島	8	4	12	6	4	7	11	2	0	3	0	3	0	140	0	0	0	0	174
山形	323	0	323	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	761	0	0	0	0	1,087
岩手	1	3	4	2	1	9	10	0	0	6	2	8	0	6	0	2	0	5	37
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	3
札幌	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	8
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	698	26	724	38	27	33	60	3	3	48	33	81	0	1,320	0	3	23	12	2,267
割合(%)	30.8	1.2	31.9	1.7	1.2	1.5	2.6	0.1	0.1	2.1	1.5	3.6	0.0	58.2	0.0	0.1	1.0	0.5	100.0

【資料15】【民事法律扶助】書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事 件	家事事件			労働 事 件	保全 事 件	多重債務事件			執行・ 競 売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	5	8	13	1	2	25	27	1	0	147	2	149	1	0	192
神奈川	2	1	3	2	0	9	9	0	0	182	4	186	1	1	202
埼 玉	1	4	5	0	5	17	22	0	1	160	0	160	4	0	192
千 葉	2	0	2	0	0	10	10	1	0	94	2	96	1	0	110
茨 城	0	0	0	0	2	0	2	0	0	25	1	26	0	0	28
栃 木	1	2	3	0	2	0	2	0	0	34	0	34	0	0	39
群 馬	0	0	0	0	0	4	4	1	0	52	5	57	0	1	63
静 岡	0	3	3	1	5	14	19	0	0	160	5	165	0	0	188
山 梨	0	0	0	0	0	2	2	0	0	8	1	9	0	0	11
長 野	0	0	0	0	0	4	4	1	0	73	2	75	3	0	83
新 潟	0	0	0	0	2	9	11	1	0	72	0	72	0	0	84
大 阪	1	4	5	1	7	62	69	3	0	390	4	394	3	0	475
京 都	0	0	0	0	2	65	67	0	0	86	2	88	1	0	156
兵 庫	4	5	9	0	9	54	63	0	0	329	8	337	4	1	414
奈 良	0	0	0	0	1	4	5	0	0	38	0	38	0	1	44
滋 賀	2	1	3	0	2	9	11	0	0	38	0	38	0	0	52
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	0	0	28	1	29	0	0	30
愛 知	0	2	2	0	1	13	14	1	0	107	0	107	1	0	125
三 重	0	0	0	0	0	3	3	0	0	82	8	90	0	0	93
岐 阜	0	1	1	0	1	1	2	0	0	27	2	29	1	0	33
福 井	0	0	0	0	1	0	1	0	0	18	0	18	0	0	19
石 川	0	0	0	0	0	4	4	0	0	24	0	24	1	0	29
富 山	1	0	1	0	1	1	2	0	0	23	6	29	0	0	32
広 島	0	1	1	0	2	8	10	0	0	86	2	88	0	0	99
山 口	1	1	2	0	1	1	2	0	0	39	3	42	0	0	46
岡 山	0	0	0	0	0	13	13	0	0	31	0	31	0	0	44
鳥 取	0	0	0	0	1	0	1	0	0	10	0	10	0	0	11
島 根	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	6
福 岡	2	3	5	1	4	21	25	0	0	393	18	411	0	1	443
佐 賀	1	1	2	0	1	1	2	0	0	46	2	48	0	0	52
長 崎	0	1	1	0	0	1	1	0	0	47	1	48	2	0	52
大 分	1	0	1	0	0	1	1	0	0	15	0	15	0	0	17
熊 本	1	1	2	0	2	15	17	1	1	109	1	110	0	1	132
鹿児島	0	0	0	1	1	7	8	0	0	131	2	133	0	0	142
宮 崎	1	0	1	0	1	6	7	0	0	28	0	28	0	0	36
沖 縄	2	0	2	2	2	4	6	1	2	192	1	193	1	1	208
宮 城	0	0	0	1	1	1	2	0	0	24	0	24	0	0	27
福 島	0	0	0	0	1	0	1	1	0	17	0	17	0	0	19
山 形	0	2	2	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	16
岩 手	1	1	2	0	1	3	4	0	0	39	1	40	0	0	46
秋 田	0	0	0	0	0	3	3	0	0	40	0	40	0	0	43
青 森	1	0	1	0	0	2	2	0	0	54	1	55	0	0	58
札 幌	0	0	0	0	1	7	8	0	2	133	0	133	1	1	145
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	13	0	0	13
旭 川	0	0	0	0	0	4	4	1	0	13	1	14	0	0	19
釧 路	0	0	0	0	0	6	6	1	0	9	1	10	1	0	18
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	10
徳 島	0	2	2	0	0	2	2	0	0	15	1	16	0	0	20
高 知	1	5	6	0	0	1	1	0	1	140	2	142	0	0	150
愛 媛	0	0	0	0	0	16	16	0	0	37	1	38	0	0	54
全国合計	31	49	80	10	62	435	497	14	7	3,886	92	3,978	26	8	4,620
割合 (%)	0.7	1.1	1.7	0.2	1.3	9.4	10.8	0.3	0.2	84.1	2.0	86.1	0.6	0.2	100.0

【資料16】【震災法律援助】震災書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ADR		行政不服申立手続		その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立手続	その他	行政不服申立手続	その他		
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4	0	0	0	0	6
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6	0	6	1	5	0	0	0	0	13

割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	0.0	46.2	0.0	46.2	7.7	38.5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-------

【資料17】契約弁護士数

地方 事務所	契約弁護士数					(参考) 単位会 会員数	受任 予定者 契約率 (%)	契約弁護士法人数				
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助
東京	4,274	3,888	5,055	4,219	399	16226	31.2%	56	68	79	64	9
神奈川	924	943	1008	844	51	1428	70.6%	18	19	20	18	2
埼玉	411	481	515	482	39	725	71.0%	11	12	12	12	2
千葉	365	483	502	465	112	671	74.8%	10	11	12	11	3
茨城	195	206	206	205	170	245	84.1%	3	3	3	3	2
栃木	124	142	146	141	75	197	74.1%	4	4	4	4	2
群馬	184	198	208	203	51	264	78.8%	6	6	6	6	2
静岡	341	326	335	304	69	420	79.8%	2	2	2	2	0
山梨	103	103	102	101	18	117	87.2%	0	0	0	0	0
長野	185	198	197	194	2	228	86.4%	2	2	2	2	0
新潟	220	221	222	220	103	251	88.4%	7	7	7	7	6
大阪	2,502	2,585	2,833	1,487	15	4133	68.5%	63	67	69	53	0
京都	529	506	537	488	67	664	80.9%	10	11	11	10	2
兵庫	613	635	645	603	18	811	79.5%	15	15	15	15	1
奈良	136	138	138	131	10	157	87.9%	2	2	2	2	0
滋賀	119	122	122	119	25	139	87.8%	1	1	1	1	0
和歌山	116	121	123	115	41	140	87.9%	2	2	2	2	1
愛知	790	804	1029	339	11	1698	60.6%	23	29	31	26	0
三重	128	134	136	117	35	171	79.5%	1	1	1	1	1
岐阜	123	128	133	120	30	178	74.7%	6	6	6	6	3
福井	86	87	87	80	25	98	88.8%	1	1	1	1	0
石川	146	148	149	144	39	166	89.8%	4	4	4	4	1
富山	87	85	86	78	10	106	81.1%	0	0	0	0	0
広島	381	410	426	414	29	526	81.0%	14	14	14	14	3
山口	122	130	125	125	16	149	83.9%	6	8	8	8	1
岡山	287	290	295	288	42	355	83.1%	7	7	7	7	1
鳥取	55	56	55	55	2	68	80.9%	5	5	5	5	0
島根	58	58	58	57	3	71	81.7%	2	2	2	2	0
福岡	759	773	814	768	13	1090	74.7%	17	17	18	15	0
佐賀	84	90	90	87	18	97	92.8%	4	5	5	5	2
長崎	138	140	140	137	6	161	87.0%	6	6	6	6	1
大分	120	118	119	119	28	140	85.0%	13	12	12	12	5
熊本	201	198	201	196	53	244	82.4%	6	6	6	6	4
鹿児島	133	136	137	136	20	184	74.5%	15	15	15	15	1
宮崎	105	106	106	107	5	123	86.2%	11	11	11	11	0
沖縄	146	155	156	147	32	249	62.7%	2	2	3	3	0
宮城	322	334	339	301	343	409	82.9%	9	9	9	9	10
福島	155	159	159	158	155	177	89.8%	8	8	8	7	7
山形	84	84	83	82	66	92	90.2%	4	4	4	4	2
岩手	87	88	90	87	83	99	90.9%	1	2	2	2	1
秋田	68	71	72	67	48	78	92.3%	2	2	2	1	2
青森	94	96	96	94	38	116	82.8%	4	4	4	3	3
札幌	507	552	580	556	180	700	82.9%	18	19	21	19	6
函館	40	39	40	40	17	48	83.3%	1	1	1	1	0
旭川	55	62	62	60	16	68	91.2%	2	2	2	2	0
釧路	60	62	63	63	17	70	90.0%	10	10	10	10	4
香川	107	103	106	105	7	162	65.4%	1	1	1	1	0
徳島	73	72	72	72	20	91	79.1%	5	5	5	5	0
高知	66	64	68	56	6	86	79.1%	0	0	0	0	0
愛媛	88	94	93	88	3	159	58.5%	2	3	3	3	0
全国合計	17,096	17,222	19,159	15,664	2,681	35,045	54.7%	422	453	474	426	90

注1) 契約弁護士・法人数は、平成26年3月31日現在。

注2) 弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料(平成26年3月31日現在)による。

【資料18】契約司法書士数

地方 事務所	契約司法書士数					(参考) 単体会 員数	受託 予定者 契約率 (%)	契約司法書士法人数				
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助
東京	514	639	655	682	110	3,663	18.6%	19	29	32	33	4
神奈川	245	315	330	344	21	1,081	31.8%	15	20	20	20	0
埼玉	192	241	240	243	17	829	29.3%	4	6	6	6	0
千葉	111	140	143	147	26	680	21.6%	2	5	6	6	0
茨城	71	99	85	89	37	318	28.0%	0	0	0	0	0
栃木	57	76	76	76	3	224	33.9%	0	0	0	0	0
群馬	90	97	96	99	27	305	32.5%	1	2	2	2	0
静岡	103	119	122	123	56	485	25.4%	5	5	5	5	5
山梨	38	38	38	38	16	127	29.9%	0	0	0	0	0
長野	102	129	132	137	24	376	36.4%	1	1	1	1	0
新潟	78	97	96	101	25	290	34.8%	3	3	3	3	1
大阪	483	568	570	576	80	2,278	25.3%	16	21	20	20	1
京都	191	215	218	221	21	559	39.5%	6	10	10	10	0
兵庫	349	416	411	424	5	1,019	41.6%	11	13	13	13	1
奈良	65	71	71	71	6	217	32.7%	1	1	1	1	0
滋賀	65	70	70	71	3	218	32.6%	1	1	1	1	0
和歌山	43	49	49	53	8	168	31.5%	0	0	0	0	0
愛知	307	356	357	386	62	1,221	31.6%	12	15	17	17	2
三重	83	100	100	100	20	266	37.6%	2	2	2	2	0
岐阜	73	89	86	94	5	349	26.9%	4	5	5	5	0
福井	24	36	35	47	6	132	35.6%	2	2	2	2	0
石川	57	70	71	74	24	195	37.9%	0	0	0	0	0
富山	31	46	50	51	10	170	30.0%	1	2	2	2	0
広島	198	211	208	215	37	504	42.7%	8	8	8	8	1
山口	73	78	78	85	25	238	35.7%	2	2	2	2	1
岡山	113	128	120	124	21	362	34.3%	3	5	6	6	3
鳥取	34	47	40	44	2	107	41.1%	1	1	1	1	0
島根	27	34	34	36	3	122	29.5%	0	0	0	0	0
福岡	295	394	410	421	94	904	46.6%	9	11	13	13	3
佐賀	38	41	41	42	1	115	36.5%	6	7	7	7	0
長崎	54	58	58	60	5	161	37.3%	3	3	3	3	1
大分	52	65	58	65	7	171	38.0%	0	0	0	0	0
熊本	108	130	127	132	14	325	40.6%	4	5	5	5	1
鹿児島	117	129	130	135	9	321	42.1%	4	4	4	4	2
宮崎	63	72	70	71	13	177	40.1%	2	2	2	2	1
沖縄	48	86	88	90	15	218	41.3%	1	1	1	1	0
宮城	88	96	97	97	55	315	30.8%	3	3	3	3	2
福島	101	106	104	107	63	279	38.4%	1	1	2	2	1
山形	61	72	71	73	28	155	47.1%	0	0	0	0	0
岩手	32	35	34	34	25	156	21.8%	1	1	1	1	1
秋田	55	57	58	66	17	115	57.4%	0	0	0	0	0
青森	36	42	43	47	10	125	37.6%	2	2	2	2	1
札幌	167	194	208	212	34	453	46.8%	3	4	4	4	1
函館	14	16	16	17	3	50	34.0%	1	1	1	1	0
旭川	22	30	28	30	4	65	46.2%	0	0	0	0	0
釧路	28	30	30	33	4	85	38.8%	1	1	1	1	0
香川	62	60	61	63	4	169	37.3%	1	1	1	1	0
徳島	29	38	38	40	4	138	29.0%	1	1	1	1	0
高知	64	65	63	65	7	116	56.0%	3	3	3	3	1
愛媛	45	61	61	63	8	250	25.2%	1	1	2	2	0
全国合計	5,396	6,451	6,475	6,714	1,124	21,366	31.4%	167	211	221	222	34

注1) 契約司法書士・法人数は、平成26年3月31日現在。

注2) 司法書士数(会員数)は、日本司法書士会連合会資料(平成26年4月1日現在)による。

【資料19】 国選付添事件受理件数

地方 事務所	平成25年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	1	5	8	3	1	0	1	1	4	1	0	1	26
多摩	1	4	1	3	0	0	0	0	0	2	0	1	12
神奈川	1	4	3	2	2	7	1	2	8	0	2	2	34
川崎	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	0	6
小田原	0	1	3	0	0	2	6	2	3	1	1	0	19
埼玉	2	4	2	1	3	0	3	5	2	4	1	0	27
川越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
千葉	3	0	0	3	3	0	3	0	5	2	6	6	31
松戸	0	0	2	0	2	6	0	1	4	1	0	0	16
茨城	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	1	6
栃木	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
沼津	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	6
浜松	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
新潟	0	0	2	3	0	1	0	0	0	1	1	0	8
大阪	1	6	2	6	4	3	4	4	2	1	2	0	35
京都	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	1	1	6
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	4
阪神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
愛知	3	6	2	1	3	0	4	0	2	0	2	0	23
三河	3	2	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	11
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
岐阜	1	0	2	0	1	0	0	1	2	0	1	1	9
福井	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
石川	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
広島	2	1	2	1	17	0	8	0	0	0	2	0	33
山口	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
岡山	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	1	5	10
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
福岡	1	0	0	1	0	5	2	0	1	6	6	4	26
北九州	1	0	0	1	0	0	1	4	6	1	0	0	14
佐賀	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	8
長崎	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
熊本	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
鹿児島	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
宮崎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
宮城	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福島	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	5
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	0	0	0	3	1	0	0	0	0	2	0	2	8
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
徳島	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
高知	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	5
合計	39	26	53	29	47	26	21	48	44	19	26	41	445

注) 集計日(平成26年5月9日)時点の件数。

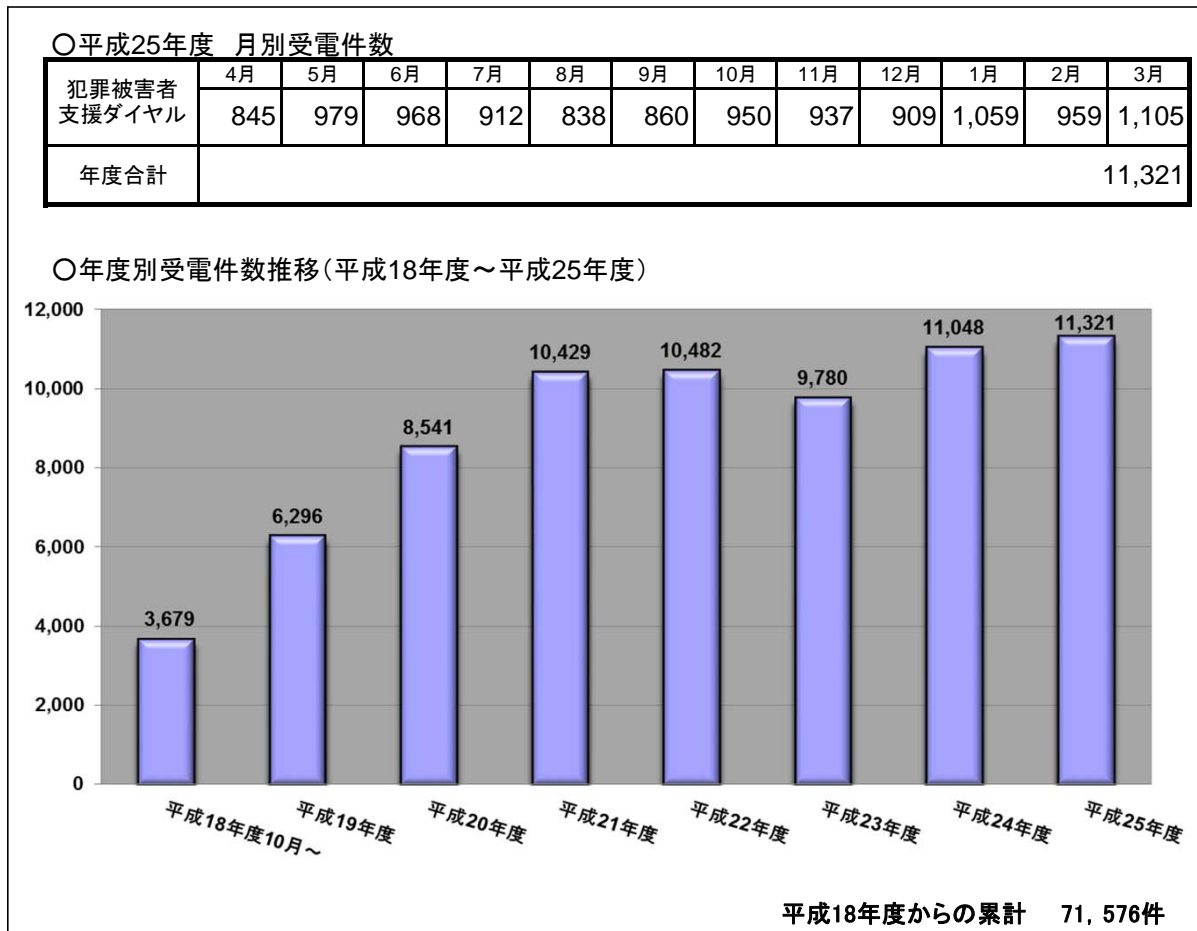
【資料20】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方 事務所	平成18年	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年
	10月2日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	1,906	3,267	3,571	4,669	4,995	5,847	6,069	6,769	7,082	7,791	7,907	8,452	8,511	8,888	9,114	9,524
神奈川	435	525	550	641	637	699	704	804	815	897	913	991	1,000	1,063	1,073	1,144
埼玉	195	248	257	314	317	358	364	415	418	456	460	511	525	530	559	590
千葉	194	224	228	272	270	326	333	383	392	432	433	471	477	535	541	570
茨城	86	99	101	109	110	125	130	147	148	155	164	181	183	196	197	220
栃木	79	83	83	96	96	104	105	115	117	128	125	139	140	149	154	158
群馬	114	121	122	136	133	149	153	166	165	179	178	199	200	216	214	229
静岡	165	188	195	216	220	246	249	270	273	288	295	324	321	348	354	367
山梨	60	61	62	67	69	75	74	78	76	84	83	91	93	99	98	108
長野	105	112	119	123	122	131	131	142	143	161	167	175	178	191	193	206
新潟	111	124	126	138	138	149	150	168	174	184	187	201	204	217	215	226
大阪	1,289	1,474	1,501	1,735	1,709	1,876	1,804	1,978	1,942	2,075	2,030	2,191	2,184	2,285	2,320	2,450
京都	241	256	260	290	292	333	340	375	383	414	420	462	459	495	496	523
兵庫	247	280	297	344	344	394	406	442	440	485	490	536	536	577	583	622
奈良	82	86	88	98	95	107	108	114	113	116	120	120	129	136	140	143
滋賀	46	55	57	63	63	73	70	78	77	87	90	103	101	108	101	108
和歌山	58	66	66	72	73	85	84	97	98	104	104	108	110	116	112	122
愛知	544	636	642	763	774	788	889	999	1,008	1,091	1,104	1,198	1,199	1,257	1,273	1,358
三重	63	67	66	74	76	101	106	113	112	124	125	139	139	147	147	161
岐阜	76	83	87	97	98	103	104	110	110	122	123	133	132	137	143	155
福井	40	45	45	57	56	61	61	66	66	77	77	79	79	83	83	86
石川	84	91	91	99	100	106	110	113	113	115	118	131	135	143	147	157
富山	48	50	52	56	53	56	57	67	70	75	77	82	87	89	91	94
広島	117	182	187	215	223	244	251	290	289	318	321	352	349	376	376	405
山口	61	66	69	84	87	99	104	109	106	115	113	120	119	128	130	130
岡山	132	138	138	161	171	189	192	214	211	230	227	245	249	276	269	290
鳥取	31	32	36	43	43	46	46	53	52	54	56	59	60	65	65	66
島根	26	30	32	36	36	42	43	48	49	54	54	60	57	61	63	66
福岡	383	457	457	529	537	604	605	658	652	701	704	735	745	804	801	808
佐賀	42	47	47	52	53	56	58	65	65	74	72	78	76	82	80	85
長崎	64	70	78	82	84	95	95	108	106	121	121	129	130	136	136	143
大分	59	70	75	80	82	94	94	99	102	111	112	118	117	117	117	122
熊本	79	105	108	122	125	134	136	151	156	165	167	183	180	188	189	204
鹿児島	62	66	68	81	81	102	106	123	123	139	137	155	159	171	166	179
宮崎	55	59	59	70	71	79	79	83	83	88	92	102	102	112	109	116
沖縄	95	112	113	120	123	137	140	135	134	143	147	151	156	159	163	168
宮城	143	170	181	198	206	231	233	256	260	287	289	308	312	330	324	340
福島	85	92	97	107	109	111	113	132	135	139	143	149	149	160	159	168
山形	50	55	56	57	56	62	61	62	61	69	70	73	76	81	79	83
岩手	49	53	55	56	56	59	59	66	67	71	73	84	84	85	90	92
秋田	43	45	48	48	48	50	48	53	53	55	54	59	60	62	62	66
青森	33	38	41	52	53	61	60	72	72	79	77	86	85	94	94	100
札幌	266	293	293	341	326	373	375	391	396	438	430	472	456	494	484	524
函館	20	22	22	26	27	26	29	31	31	33	34	39	40	43	43	45
旭川	21	27	30	36	31	35	36	42	40	43	48	56	56	62	63	62
釧路	37	37	38	42	41	45	47	50	50	52	52	57	58	63	63	64
香川	53	58	59	66	66	80	84	86	88	97	94	101	100	118	114	123
徳島	42	45	47	52	52	60	60	69	69	70	70	80	78	81	82	83
高知	40	43	47	53	53	55	54	62	63	65	66	71	71	74	74	75
愛媛	71	80	82	89	88	95	96	103	106	115	117	120	117	123	121	127
合計	8,427	10,733	11,229	13,427	13,768	15,556	15,905	17,620	17,954	19,566	19,730	21,259	21,363	22,550	22,864	24,055

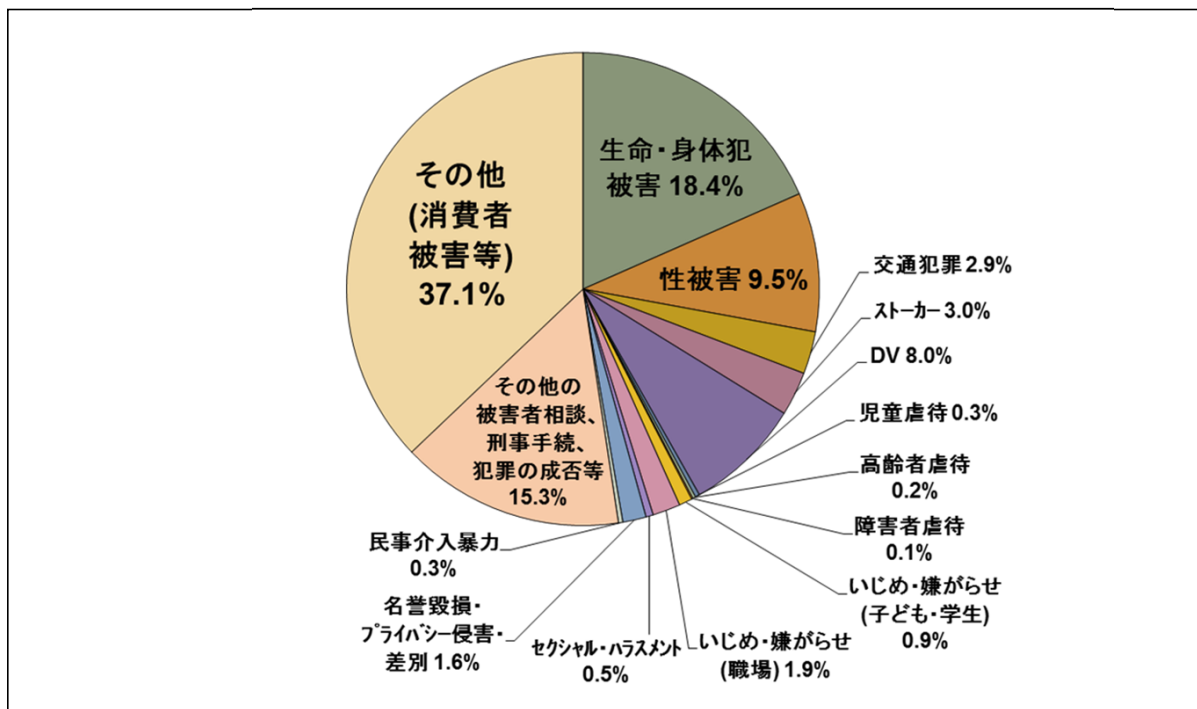
【資料21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方 事務所	平成19年	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年
	11月7日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	6	352	387	530	579	661	711	791	827	1,023	1,110	1,180	1,255	1,334
神奈川	0	109	126	185	198	268	283	344	371	441	461	522	532	593
埼玉	4	99	112	139	144	164	169	189	192	211	221	229	245	265
千葉	0	108	112	134	146	180	182	214	222	247	254	297	302	331
茨城	67	72	72	83	86	102	103	110	116	131	134	143	146	165
栃木	12	19	21	33	36	47	49	64	66	79	82	90	93	100
群馬	35	47	48	51	77	91	90	107	107	128	128	141	140	150
静岡	0	70	152	176	178	198	201	219	226	254	251	278	283	297
山梨	0	27	28	33	32	35	45	50	49	62	64	71	71	81
長野	9	46	49	58	59	69	71	92	101	110	113	125	128	141
新潟	0	45	48	64	65	80	84	94	96	109	111	123	122	130
大阪	2	305	363	510	533	658	639	752	722	853	893	987	1,037	1,142
京都	6	117	123	155	159	190	196	222	224	260	264	290	288	318
兵庫	0	18	82	108	117	138	137	162	168	194	202	231	235	258
奈良	0	52	54	64	75	85	84	86	90	89	95	100	103	105
滋賀	0	16	19	71	67	74	74	82	86	99	96	102	95	102
和歌山	1	28	35	41	46	52	53	59	58	59	60	59	57	74
愛知	0	9	21	151	169	175	188	195	208	218	234	241	252	262
三重	0	31	31	47	50	59	58	69	70	81	81	88	86	100
岐阜	46	60	61	62	62	67	74	82	81	90	90	94	101	110
福井	0	42	42	50	50	54	54	65	65	68	68	72	73	77
石川	25	42	46	53	56	60	61	65	69	82	85	94	96	106
富山	38	42	42	45	45	45	45	47	47	47	47	47	54	55
広島	1	5	7	24	29	54	58	62	64	86	89	117	130	162
山口	36	37	39	42	55	59	58	69	68	75	75	84	87	90
岡山	0	34	33	90	94	117	119	141	144	160	165	192	186	207
鳥取	36	38	38	41	41	48	46	48	48	49	50	55	55	57
島根	0	27	27	32	33	39	40	44	44	49	47	50	51	54
福岡	116	166	207	240	256	378	374	389	421	470	471	526	531	544
佐賀	0	35	37	47	48	55	55	65	64	71	69	75	76	81
長崎	0	64	66	76	76	90	88	103	103	111	111	116	114	120
大分	0	27	32	43	45	51	53	62	63	69	68	72	72	75
熊本	66	68	69	70	82	85	89	94	100	104	114	118	121	123
鹿児島	0	27	32	40	56	71	73	89	90	107	115	127	124	136
宮崎	0	37	39	49	62	66	66	73	77	87	87	97	95	101
沖縄	0	35	36	44	61	72	74	82	86	85	85	98	98	105
宮城	51	54	82	108	109	129	133	160	164	185	187	204	199	215
福島	0	55	60	65	67	81	83	87	94	96	99	112	113	123
山形	6	38	38	46	45	48	47	56	57	60	63	69	68	72
岩手	35	36	36	37	36	47	48	52	54	65	65	68	73	75
秋田	0	25	26	28	29	34	34	35	34	39	40	42	42	47
青森	0	22	23	32	33	44	46	53	52	60	59	68	68	77
札幌	0	130	130	236	244	266	280	322	328	369	367	405	397	438
函館	0	21	22	21	24	27	27	29	30	35	36	40	40	42
旭川	0	20	19	22	22	28	27	29	34	42	43	51	52	52
釧路	0	26	26	30	32	36	36	38	39	45	46	52	51	52
香川	20	27	28	38	40	44	46	54	53	58	59	69	68	79
徳島	0	47	48	56	56	64	64	65	65	75	73	76	77	78
高知	0	26	26	30	28	38	39	41	42	47	48	51	59	62
愛媛	36	39	39	43	46	52	55	62	64	67	64	65	66	74
合計	654	2,922	3,339	4,473	4,778	5,675	5,809	6,564	6,743	7,701	7,939	8,703	8,907	9,637

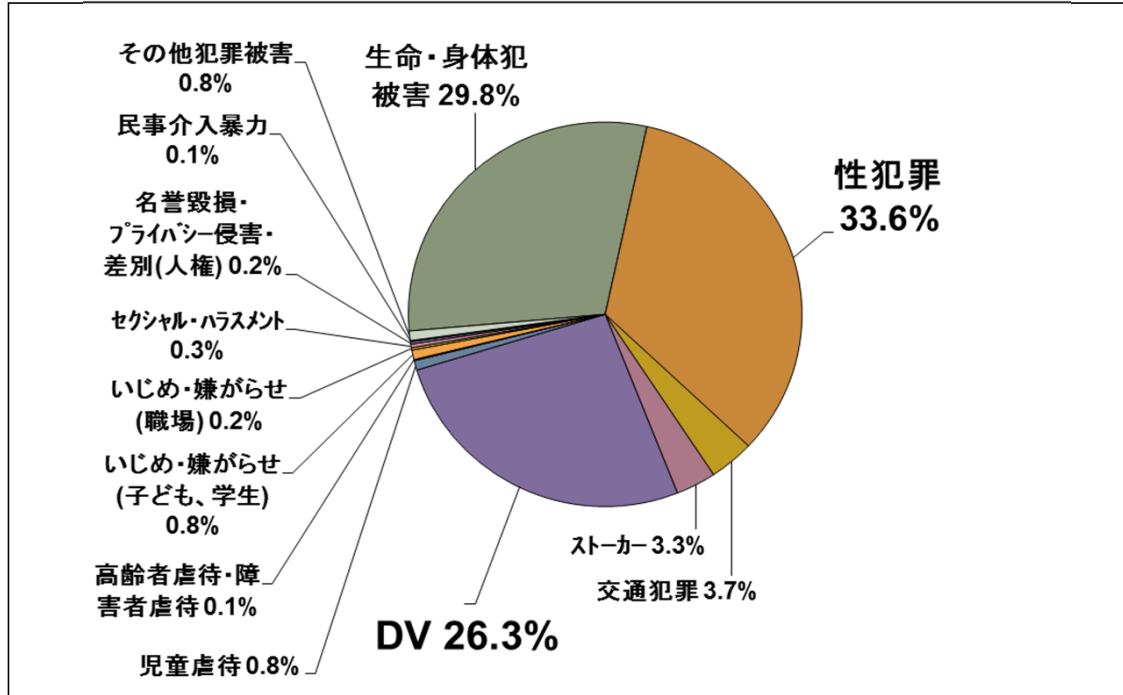
【資料22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移 (平成18年度～平成25年度)



【資料23】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容



【資料24】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況



(参考)

平成18年度	97 件
平成19年度	590 件
平成20年度	696 件
平成21年度	898 件
平成22年度	929 件
平成23年度	877 件
平成24年度	1,013 件
平成25年度	1,330 件
	6,430 件

【資料25】

委託援助事業統計表(申込総受理件数)

H25.4.1

~

H26.3.31

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談(内数)
東京	2,788	918	183	723	41	1,009	28	326	6,016	1,195
神奈川	335	499	179	7	21	70	2	29	1,142	25
埼玉	677	489	40	7	2	25	6	161	1,407	27
千葉	595	420	51	16	5	51	6	61	1,205	16
茨城	43	123	6	4	1	47	1	7	232	15
栃木	39	132	3	3	1	7	0	2	187	3
群馬	67	140	7	5	0	10	0	10	239	9
静岡	204	149	14	1	0	16	5	28	417	5
山梨	39	77	5	0	2	2	4	5	134	5
長野	33	91	10	0	0	0	0	1	135	4
新潟	106	79	11	0	0	4	1	1	202	4
大阪	1,059	691	62	43	9	196	34	160	2,254	121
京都	367	266	42	1	13	4	16	21	730	13
兵庫	168	555	17	3	1	13	9	51	817	10
奈良	68	96	12	1	1	2	9	18	207	7
滋賀	22	106	8	0	1	0	0	14	151	1
和歌山	22	67	10	0	6	1	0	7	113	2
愛知	444	675	45	18	8	141	12	68	1,411	61
三重	56	85	5	0	0	3	0	16	165	1
岐阜	68	99	9	0	0	1	1	11	189	0
福井	48	31	7	0	0	3	0	16	105	3
石川	57	36	12	0	0	1	0	13	119	0
富山	26	45	1	0	0	0	0	29	101	0
広島	239	309	31	0	9	7	41	33	669	32
山口	62	73	9	0	0	0	1	2	147	0
岡山	273	181	31	0	15	2	0	21	523	4
鳥取	41	22	6	0	3	1	0	4	77	1
島根	38	38	9	0	0	1	8	7	101	10
福岡	799	567	47	1	10	6	385	154	1,969	363
佐賀	58	89	15	0	3	0	13	9	187	10
長崎	65	60	11	0	4	3	0	13	156	6
大分	57	64	10	0	1	0	5	2	139	5
熊本	89	123	11	0	0	2	21	7	253	14
鹿児島	61	79	18	0	3	1	34	8	204	32
宮崎	111	74	10	0	0	0	24	0	219	19
沖縄	157	229	12	0	0	4	0	4	406	6
宮城	274	117	18	0	1	3	2	33	448	2
福島	35	76	11	0	0	1	0	6	129	1
山形	69	38	3	0	0	1	1	4	116	2
岩手	125	30	10	0	0	2	5	0	172	5
秋田	46	24	4	0	0	0	0	5	79	1
青森	52	45	6	0	0	0	0	4	107	0
札幌	485	201	32	0	4	1	42	16	781	33
函館	51	18	12	0	1	0	1	1	84	3
旭川	49	22	2	0	0	0	0	2	75	0
釧路	37	13	7	0	1	0	0	6	64	4
香川	39	98	12	0	1	3	0	43	196	5
徳島	6	18	9	0	0	0	0	0	33	1
高知	12	70	22	0	2	0	0	5	111	10
愛媛	52	133	0	0	0	0	0	5	190	1
合計	10,713	8,680	1,107	833	170	1,644	717	1,449	25,313	2,097
予定件数	10,233	9,285	1,021 (211)	838 (538)	219 (9)	1,817 (807)	851 (541)	1,664 (154)	25,928 (2260)	2,260

*予定件数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	19,393	19,518	53.13	53.47
その他	5,920	6,410	16.22	17.56
合計	25,313	25,928	69.35	71.04
中国残留孤児基金援助	4	5		

※援助のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数	
				実績	予定
被疑者	10,713	10,233	104.69	29.35	28.04
少年	8,680	9,285	93.48	23.78	25.44
犯罪被害者	955	810	117.90	2.62	2.22
難民	317	300	105.67	0.87	0.82
子ども	162	210	77.14	0.44	0.58
外国人	803	1,010	79.50	2.20	2.77
精神障害者等	256	310	82.58	0.70	0.85
高齢者等	1,330	1,510	88.08	3.64	4.14
合計	23,216	23,668	98.09	63.61	64.84

※法律相談のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数	
				実績	予定
被疑者	0	0	0.00	0.00	0.00
少年	0	0	0.00	0.00	0.00
犯罪被害者	152	211	72.04	0.42	0.58
難民	516	538	95.91	1.41	1.47
子ども	8	9	88.89	0.02	0.02
外国人	841	807	104.21	2.30	2.21
精神障害者等	461	541	85.21	1.26	1.48
高齢者等	119	154	77.27	0.33	0.42
合計	2,097	2,260	92.79	5.75	6.19

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考) H24
4月	872	587	71	85	11	127	47	112	1,912	1,567
5月	1,023	712	73	69	9	123	48	107	2,164	2,095
6月	957	779	85	62	22	127	57	138	2,227	2,246
7月	994	870	122	61	13	154	72	162	2,448	2,165
8月	804	794	105	66	12	147	48	112	2,088	2,077
9月	824	709	83	54	14	119	61	113	1,977	1,692
10月	1,072	822	116	72	16	149	60	131	2,438	2,224
11月	976	823	92	68	17	150	67	114	2,307	2,097
12月	736	775	77	87	15	129	76	106	2,001	1,770
1月	801	525	100	63	11	125	48	110	1,783	1,461
2月	785	638	100	58	15	139	64	132	1,931	1,817
3月	869	646	83	88	15	155	69	112	2,037	1,949
合計	10,713	8,680	1,107	833	170	1,644	717	1,449	25,313	23,160
(参考:月平均)	893	723	92	69	14	137	60	121	2,109	

【資料26】平成25年度プレスリリース実施一覧

1 本部で実施したもの

【参照】 http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/index_press.html

	リリース内容	リリース日
1	岩手県と日本司法支援センターとの協定書の締結について	2013年4月10日
2	平成24年度日本司法支援センター業務実績	2013年4月10日
3	福島県相馬市への常勤弁護士の派遣について	2013年5月31日
4	法教育シンポジウム開催について	2013年6月24日
5	福島県浪江町、宮城県気仙沼市、岩手県山田町への弁護士の派遣について	2013年7月31日
6	「法テラス南三陸」開所から2年、変わらぬ需要	2013年10月1日
7	刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための制度の改正について	2013年12月10日
8	常勤弁護士を福祉機関・法務省保護局に研修派遣することについて	2013年12月27日
9	被害者参加旅費等支給制度運用開始から1か月	2014年1月16日

2 地方事務所で実施したもの

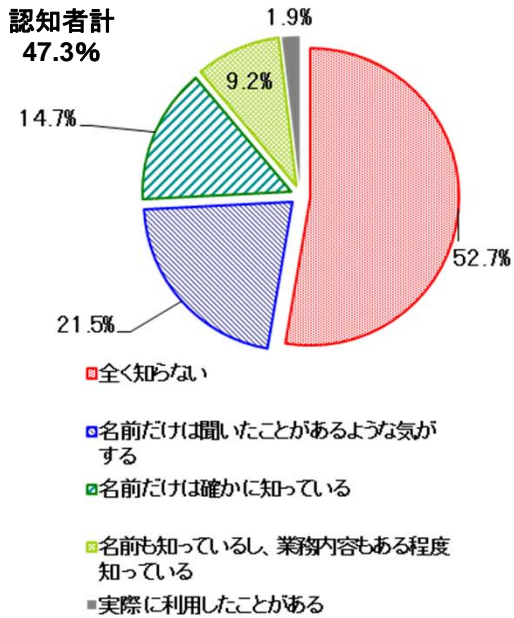
	地方事務所名	回数	リリース内容
1	神奈川地方事務所	1回	地方協議会の開催について
2	埼玉地方事務所	1回	法テラスの日無料法律相談会について
3	千葉地方事務所	1回	法テラスの日無料法律相談会について
4	茨城地方事務所	1回	法テラスの日について
5	栃木地方事務所	1回	地方協議会について
6	群馬地方事務所	1回	業務実績の報告
7	静岡地方事務所	1回	法テラスの日無料法律相談会について
8	山梨地方事務所	4回	法テラスの日について 他
9	長野地方事務所	1回	業務実績について
10	兵庫地方事務所	1回	明石市役所内窓口
11	奈良地方事務所	1回	法テラスの日について
12	滋賀地方事務所	1回	業務実績及びスタッフ弁護士の取組について
13	和歌山地方事務所	5回	法テラスの日について 他
14	三重地方事務所	1回	法テラスの日について
15	岐阜地方事務所	2回	法テラスの日無料法律相談会について 他
16	福井地方事務所	1回	新所長就任あいさつ兼法テラスの日について
17	石川地方事務所	1回	法テラスの日記念行事について
18	広島地方事務所	1回	法テラスの日について
19	山口地方事務所	1回	法テラスの日について
20	鳥取地方事務所	3回	法テラスの日について 他
21	島根地方事務所	1回	法テラスの日無料法律相談会について
22	福岡地方事務所	2回	福岡市と法テラス福岡の共催に基づく実施に関するリーガルエイドプログラムについて 他
23	佐賀地方事務所	1回	法テラスの日について
24	長崎地方事務所	1回	法テラスの日について
25	大分地方事務所	2回	法テラスの日について 他
26	熊本地方事務所	1回	法テラスの日について
27	鹿児島地方事務所	1回	法テラスの日、徳之島地域事務所開設について
28	宮崎地方事務所	1回	法テラスの日について
29	沖縄地方事務所	2回	法テラスの日について 他
30	福島地方事務所	1回	法テラス福島業務概況の説明と法テラスの日について
31	山形地方事務所	1回	業務報告及び無料相談会について
32	岩手地方事務所	1回	被災者支援の実績と今後の活動予定について
33	秋田地方事務所	1回	法テラスの日について
34	青森地方事務所	1回	法テラスの日、業務実績等について
35	札幌地方事務所	2回	事業実績の報告 他
36	旭川地方事務所	1回	法テラスの日について
37	釧路地方事務所	1回	法テラスの日について
38	徳島地方事務所	1回	法テラスの日について
39	高知地方事務所	2回	法テラスの日について 他
40	愛媛地方事務所	1回	法テラスの日について
総計:55回			

【資料27】 広報活動関連資料

図1 「法テラス」認知状況等調査結果（抜粋）

調査時期：2014年1月

①法テラスの認知度（サンプル数：1,100）



②認知者の認知経路（サンプル数：1,100）

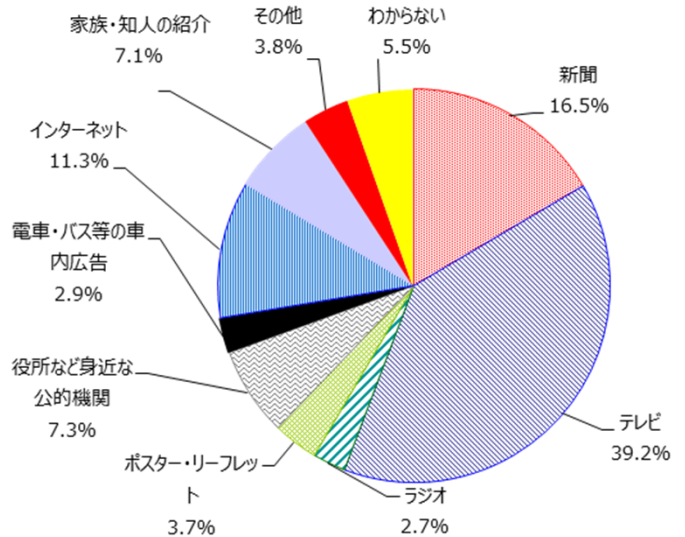
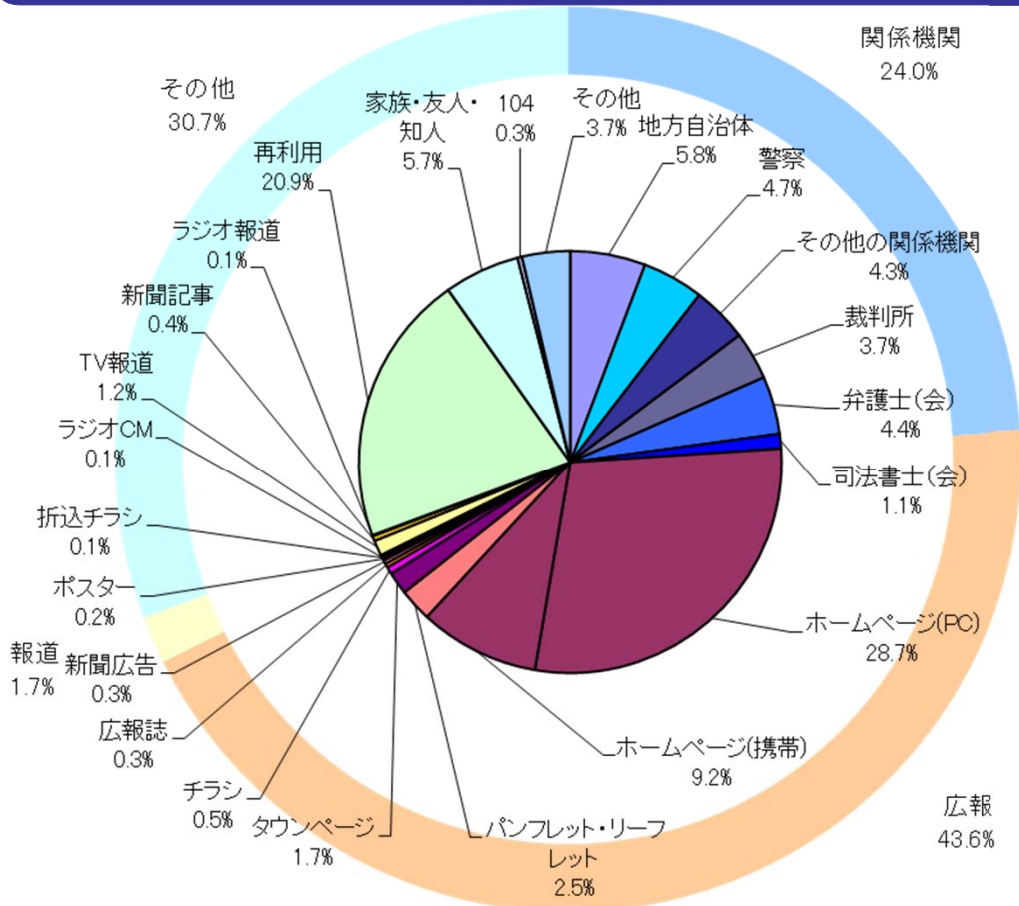


図2 コールセンター利用者の認知経路

2013年4月～2014年3月



【資料28】最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定						援助最終決定					
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	前年度 比(倍)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	前年度 比(倍)
東京	17,875	18,952	17,660	18,841	16,444	0.87	13,302	15,702	17,871	18,307	17,567	0.96
神奈川	6,941	7,586	7,422	7,263	7,064	0.97	5,048	6,268	7,136	7,034	6,853	0.97
埼玉	4,170	4,618	4,791	4,695	5,049	1.08	3,400	3,934	4,110	4,733	4,550	0.96
千葉	2,805	3,694	3,444	3,610	3,487	0.97	1,997	2,785	3,188	3,332	3,226	0.97
茨城	2,244	2,123	1,448	1,706	1,562	0.92	1,587	1,930	1,882	1,722	1,693	0.98
栃木	1,124	1,265	1,156	1,257	1,229	0.98	688	985	1,152	1,195	1,350	1.13
群馬	1,371	1,421	1,263	1,280	1,250	0.98	894	1,267	1,252	1,413	1,356	0.96
静岡	2,388	2,405	2,264	2,361	2,369	1.00	1,597	2,144	2,156	2,754	2,609	0.95
山梨	612	593	595	677	654	0.97	444	623	507	654	708	1.08
長野	911	1,033	991	1,049	1,187	1.13	736	860	888	1,072	1,113	1.04
新潟	1,487	1,694	1,551	1,673	2,041	1.22	1,100	1,431	1,673	1,439	1,754	1.22
大阪	9,249	10,759	10,511	10,196	10,291	1.01	6,811	8,774	10,497	10,273	10,680	1.04
京都	2,744	3,178	3,105	3,042	2,963	0.97	2,231	2,715	2,813	2,781	3,481	1.25
兵庫	4,948	5,144	4,535	4,501	4,508	1.00	3,890	4,975	4,449	4,354	4,854	1.11
奈良	1,308	1,405	1,280	1,466	1,455	0.99	1,162	1,324	1,211	1,303	1,520	1.17
滋賀	673	769	791	865	880	1.02	493	598	901	762	778	1.02
和歌山	968	944	822	808	745	0.92	814	878	796	929	954	1.03
愛知	3,464	3,771	3,736	3,736	3,853	1.03	2,461	3,214	3,567	3,563	3,522	0.99
三重	943	876	773	882	848	0.96	731	893	816	847	830	0.98
岐阜	785	831	846	880	829	0.94	746	706	847	835	867	1.04
福井	559	490	485	525	513	0.98	436	435	458	512	524	1.02
石川	1,086	1,112	980	1,015	1,096	1.08	855	974	1,119	991	993	1.00
富山	566	546	479	474	441	0.93	520	495	499	489	429	0.88
広島	2,178	2,449	2,213	2,287	2,270	0.99	2,359	2,123	2,266	2,140	2,473	1.16
山口	1,058	1,059	792	810	924	1.14	702	996	1,149	1,092	897	0.82
岡山	1,030	1,191	1,169	1,240	1,159	0.93	619	1,002	1,870	1,265	1,205	0.95
鳥取	679	647	640	569	594	1.04	608	602	625	589	575	0.98
島根	549	497	477	506	501	0.99	435	485	503	490	512	1.04
福岡	5,100	6,465	6,377	6,587	6,347	0.96	4,031	5,625	6,098	6,380	5,966	0.94
佐賀	656	679	773	743	864	1.16	573	530	737	680	788	1.16
長崎	1,351	1,490	1,242	1,377	1,267	0.92	1,066	1,212	1,503	1,480	1,269	0.86
大分	1,211	1,326	1,188	1,223	1,106	0.90	975	1,294	1,235	1,308	1,270	0.97
熊本	1,444	1,736	1,663	1,678	1,838	1.10	1,023	1,245	1,592	1,670	1,948	1.17
鹿児島	1,104	1,305	1,494	1,535	1,651	1.08	836	1,118	1,384	1,496	1,519	1.02
宮崎	1,400	1,746	1,611	1,680	1,767	1.05	1,109	1,441	1,591	1,614	1,655	1.03
沖縄	897	1,099	1,367	1,381	1,306	0.95	614	932	1,081	1,529	1,262	0.83
宮城	3,804	3,376	2,564	2,952	2,717	0.92	3,253	3,331	3,118	3,620	2,846	0.79
福島	1,241	1,158	872	1,225	1,007	0.82	938	1,130	1,078	937	1,111	1.19
山形	1,324	1,228	1,076	1,193	2,023	1.70	1,112	1,272	1,036	1,126	1,317	1.17
岩手	1,397	1,422	926	1,115	1,171	1.05	1,290	1,357	1,205	1,086	1,134	1.04
秋田	1,156	1,190	875	825	843	1.02	1,013	1,191	1,105	968	882	0.91
青森	1,493	1,493	1,238	1,124	1,182	1.05	1,297	1,497	1,265	1,236	1,114	0.90
札幌	4,153	4,682	5,022	5,149	5,027	0.98	3,852	4,175	4,546	4,756	4,426	0.93
函館	805	812	645	664	675	1.02	766	772	747	661	693	1.05
旭川	941	1,112	1,074	1,049	1,021	0.97	846	915	991	1,204	1,011	0.84
釧路	1,248	1,403	1,366	1,218	1,244	1.02	1,073	1,295	1,309	1,305	1,268	0.97
香川	452	490	433	429	407	0.95	381	468	480	397	448	1.13
徳島	658	667	575	564	511	0.91	519	693	588	573	590	1.03
高知	706	857	660	590	622	1.05	615	710	751	639	603	0.94
愛媛	735	795	655	652	587	0.90	600	658	738	684	703	1.03
全国合計	107,991	117,583	109,915	113,167	111,389	0.98	84,448	101,979	110,379	112,219	111,696	1.00
21年度比 (倍)	-	1.09	1.02	1.05	1.03	-	-	1.21	1.31	1.33	1.32	-

注)平成24年度及び平成25年度は、民事法律扶助及び震災法律援助の合計件数。

【資料29】国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方 事務所	平成25年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	661	689	697	621	539	530	655	750	509	532	504	561	7,248
多摩	152	177	169	149	126	171	167	177	135	135	131	182	1,871
神奈川	237	367	248	245	237	221	360	266	205	226	208	203	3,023
川崎	53	87	51	40	46	28	59	53	29	31	47	42	566
小田原	39	80	45	60	43	38	58	45	28	33	41	31	541
埼玉	284	365	342	319	297	286	335	335	239	241	289	279	3,611
川越	64	72	54	57	48	54	60	56	50	52	50	49	666
千葉	235	276	294	250	247	218	297	305	197	218	243	264	3,044
松戸	48	71	57	66	61	54	83	63	36	42	47	49	677
茨城	120	140	123	94	94	139	173	139	113	111	103	90	1,439
栃木	110	139	116	115	131	127	117	124	102	112	92	79	1,364
群馬	97	106	134	100	109	100	122	145	78	83	96	93	1,263
静岡	55	69	52	68	45	63	94	64	35	54	46	37	682
沼津	66	101	83	57	51	71	100	57	38	53	62	50	789
浜松	42	73	84	61	50	78	94	64	34	55	56	42	733
山梨	22	45	43	39	22	33	26	35	26	28	36	20	375
長野	57	82	78	80	69	71	109	86	74	67	52	39	864
新潟	66	92	114	76	52	73	115	88	55	83	77	57	948
大阪	531	662	561	518	432	541	660	512	324	425	477	451	6,094
京都	142	194	169	134	132	145	217	175	141	138	130	113	1,830
兵庫	130	200	196	127	134	136	163	172	115	107	149	116	1,745
阪神	55	78	68	48	35	55	56	78	47	58	53	40	671
姫路	62	95	92	64	61	58	75	86	55	75	73	67	863
奈良	68	80	83	71	49	52	101	79	63	74	60	55	835
滋賀	81	81	127	65	64	90	104	68	54	59	59	51	903
和歌山	54	63	65	43	34	61	46	54	47	43	54	53	617
愛知	252	268	304	320	243	269	358	273	186	276	258	262	3,269
三河	83	126	107	108	68	100	128	116	69	96	101	77	1,179
三重	65	74	68	85	89	83	96	66	42	75	67	44	854
岐阜	53	84	79	66	60	59	67	93	58	65	69	62	815
福井	36	49	31	29	34	24	55	36	24	30	41	22	411
石川	33	38	45	48	50	53	43	39	34	35	32	48	498
富山	41	34	29	29	28	25	35	28	19	17	17	18	320
広島	153	147	181	145	162	185	177	170	124	127	147	120	1,838
山口	31	86	64	56	64	80	81	61	51	44	56	58	732
岡山	105	154	144	107	86	101	112	134	77	101	114	73	1,308
鳥取	17	28	37	22	26	26	29	38	21	10	21	23	298
島根	32	38	36	22	23	22	26	13	24	39	25	29	329
福岡	214	211	217	183	183	179	256	253	151	220	216	210	2,493
北九州	80	94	104	88	73	80	116	106	63	69	74	64	1,011
佐賀	36	43	63	40	29	45	52	39	28	27	51	27	480
長崎	36	52	46	40	32	32	39	66	41	35	49	32	500
大分	40	44	49	45	38	33	44	45	29	43	42	37	489
熊本	69	101	123	68	55	80	71	73	54	60	73	61	888
鹿児島	48	50	59	40	44	34	67	45	37	45	49	36	554
宮崎	40	59	85	51	33	58	90	46	30	48	50	31	621
沖縄	104	107	136	94	88	99	94	114	73	92	86	101	1,188
宮城	88	106	131	84	84	109	134	102	89	97	114	96	1,234
福島	62	74	101	83	72	61	109	119	75	75	74	58	963
山形	34	49	42	33	40	31	40	27	31	37	17	16	397
岩手	39	49	51	30	49	37	37	51	35	36	30	31	475
秋田	32	29	32	26	23	26	33	32	20	27	31	15	326
青森	30	39	39	41	32	24	50	35	25	33	34	35	417
札幌	154	180	171	114	152	156	182	150	116	130	131	132	1,768
函館	19	26	28	19	22	23	43	32	14	14	24	13	277
旭川	18	23	30	24	16	24	33	21	14	16	26	20	265
釧路	30	49	42	28	34	30	43	34	27	36	26	22	401
香川	55	68	61	58	65	43	46	55	46	54	52	59	662
徳島	31	36	35	28	26	23	35	29	18	15	29	17	322
高知	38	64	64	45	31	39	46	55	25	26	28	21	482
愛媛	70	79	70	65	68	65	96	63	54	50	52	60	792
合計	5,799	7,242	7,049	5,931	5,430	5,851	7,409	6,735	4,653	5,335	5,541	5,143	72,118

(注) 集計日（平成26年5月9日）時点の件数。

【資料30】国選弁護事件受理件数（被告人）

地方 事務所	平成25年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
東京	586	649	673	739	614	451	656	724	745	574	550	649	7,610
多摩	95	117	105	110	79	89	123	109	132	68	85	104	1,216
神奈川	136	204	195	173	152	133	178	207	175	103	107	142	1,905
川崎	23	36	39	33	26	24	27	31	27	24	29	36	355
小田原	29	35	42	35	30	30	28	36	38	20	18	21	362
埼玉	192	172	182	190	173	141	190	171	214	148	149	165	2,087
川越	29	40	33	42	33	41	37	31	52	42	31	40	451
千葉	161	166	198	172	169	138	186	227	228	158	155	177	2,135
松戸	41	30	30	43	38	35	46	48	51	46	41	39	488
茨城	90	143	140	127	90	80	138	132	138	126	95	93	1,392
栃木	98	100	114	122	106	83	114	113	106	72	77	64	1,169
群馬	60	81	80	56	65	60	83	72	91	47	61	45	801
静岡	26	44	35	32	37	32	56	45	38	27	42	20	434
沼津	41	55	68	54	35	30	57	58	56	19	38	37	548
浜松	41	58	56	51	59	44	63	51	48	25	49	46	591
山梨	29	29	38	36	31	27	30	27	33	32	26	27	365
長野	74	73	72	90	60	64	86	76	89	65	70	57	876
新潟	60	59	53	80	52	55	72	74	63	58	56	64	746
大阪	487	654	582	542	531	456	623	573	545	445	424	479	6,341
京都	84	118	113	111	106	84	112	109	132	99	95	114	1,277
兵庫	87	116	150	120	92	92	127	138	115	67	84	90	1,278
阪神	53	51	55	43	38	35	50	51	47	37	47	43	550
姫路	54	78	70	68	63	51	48	72	75	53	55	59	746
奈良	55	49	57	56	46	33	57	59	61	50	39	38	600
滋賀	39	59	60	72	63	53	86	63	78	47	40	47	707
和歌山	50	47	52	46	51	30	62	49	58	43	50	62	600
愛知	226	213	229	249	226	193	272	225	211	208	236	233	2,721
三河	64	65	65	56	68	59	70	78	81	54	83	60	803
三重	55	73	69	67	86	50	95	69	84	51	61	46	806
岐阜	54	62	66	45	47	35	46	63	73	64	39	49	643
福井	20	33	23	23	26	21	27	36	36	24	24	47	340
石川	27	38	27	51	26	41	37	33	48	40	27	32	427
富山	18	31	19	20	15	14	19	28	28	5	11	16	224
広島	110	110	100	127	113	106	127	127	143	102	106	109	1,380
山口	39	50	62	46	42	43	44	43	67	40	33	40	549
岡山	72	99	107	98	74	86	98	104	117	73	86	83	1,097
鳥取	22	27	27	29	25	30	20	38	32	29	9	27	315
島根	19	18	23	24	17	14	28	16	31	32	24	20	266
福岡	173	211	197	199	169	148	221	203	258	171	187	202	2,339
北九州	52	71	99	96	61	42	78	70	76	61	60	68	834
佐賀	25	20	42	37	15	29	39	32	38	31	21	22	351
長崎	36	39	40	45	42	25	33	31	59	28	36	39	453
大分	34	43	28	40	29	33	40	35	50	27	34	39	432
熊本	63	69	64	86	57	61	67	70	72	50	47	48	754
鹿児島	46	53	49	68	40	34	46	57	44	39	30	55	561
宮崎	36	33	59	53	35	30	62	40	39	38	33	31	489
沖縄	68	78	81	82	60	53	86	71	95	71	68	60	873
宮城	78	89	87	87	64	61	90	78	87	62	63	82	928
福島	48	50	54	69	51	43	78	73	80	74	55	50	725
山形	21	34	26	35	37	25	40	32	35	22	19	22	348
岩手	17	26	50	26	29	34	33	30	47	23	18	25	358
秋田	18	26	23	31	19	19	33	26	35	19	24	18	291
青森	32	37	37	25	33	22	33	36	32	32	29	31	379
札幌	123	142	139	132	119	136	153	140	134	106	111	170	1,605
函館	11	13	21	13	17	19	31	15	18	10	13	15	196
旭川	13	22	20	30	22	12	28	19	20	10	23	18	237
釧路	16	42	42	30	34	18	23	30	27	30	28	19	339
香川	71	83	75	88	70	54	88	83	92	104	75	108	991
徳島	27	25	28	38	24	30	37	32	33	16	22	23	335
高知	24	37	53	47	39	38	40	57	40	32	20	30	457
愛媛	51	73	73	84	63	59	77	66	73	53	44	77	793
合計	4,529	5,398	5,496	5,519	4,733	4,108	5,674	5,532	5,870	4,326	4,312	4,772	60,269

（注）被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（平成26年5月9日）時点の件数である。

【資料31】

常勤弁護士就職説明会等実施状況(平成25年度)

日本弁護士連合会、各弁護士会における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1	平成25年9月	東京都	司法試験合格者	140人
2	10月	東京都	司法試験合格者	120人
3	10月	大阪府	司法試験合格者	30人
4	11月	東京都	司法試験合格者	10人
5	11月	福岡県	司法修習生	20人
6	平成26年1月	北海道	司法修習生	20人
7	1月	宮城県	司法修習生	20人
8	2月	広島県	司法修習生	20人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
9	平成25年10月	東京都	司法試験合格者	150人
10	11月	大阪府	司法修習生	30人

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

※ 参加者数については、概数である。

【資料32】平成25年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成25年8月26日～8月30日	5名
2			平成25年9月9日～9月13日	4名
3			平成25年9月30日～10月4日	4名
4		大阪地方事務所	平成25年9月2日～9月6日	3名
5			平成25年10月7日～10月11日	2名
6	法テラス中規模型事務所修習	埼玉地方事務所	平成25年8月26日～9月13日	2名
7		千葉地方事務所	平成25年9月25日～10月4日	1名
8		静岡地方事務所	平成25年8月6日～8月10日	2名
9		広島地方事務所	平成25年10月15日～10月18日	3名
10		福岡地方事務所等	平成25年8月26日～8月30日	2名
11		長崎地方事務所	平成25年9月9日～9月13日	2名
12	平成25年10月7日～10月11日		2名	
13	法テラス小規模型事務所修習	静岡地方事務所沼津支部	平成25年9月2日～9月6日	1名
14		静岡地方事務所浜松支部	平成25年9月2日～9月6日	1名
15			平成25年9月30日～10月4日	2名
16		滋賀地方事務所	平成25年9月30日～10月4日	1名
17		和歌山地方事務所	平成25年8月19日～8月30日	1名
18		三重地方事務所	平成25年10月3日～10月11日	1名
19		福井地方事務所	平成25年9月2日～9月6日	1名
20		沖縄地方事務所	平成25年10月21日～10月25日	2名
21		釧路地方事務所	平成25年9月9日～9月13日	1名
22		徳島地方事務所	平成25年10月7日～10月11日	3名
23		香川地方事務所	平成25年9月9日～9月20日	1名
24			平成25年10月7日～10月18日	2名
25	愛媛地方事務所	平成25年8月26日～8月30日	2名	
26	法テラス過疎地型事務所修習	秩父地域事務所	平成25年9月2日～9月20日	2名
27			平成25年9月25日～10月15日	3名
28		牛久地域事務所	平成25年9月9日～9月13日	1名
29			平成25年10月7日～10月11日	1名
30		下田地域事務所	平成25年9月2日～9月6日	1名
31			平成25年9月30日～10月4日	1名
32		佐渡地域事務所	平成25年8月5日～8月9日	1名
33			平成25年10月7日～10月11日	1名
34		倉吉地域事務所	平成25年9月2日～9月6日	1名
35			平成25年9月30日～10月4日	1名
36		壱岐地域事務所	平成25年8月12日～8月16日	1名
37			平成25年9月30日～10月4日	1名

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
38	法テラス過疎地型事務所修習	五島地域事務所	平成25年8月12日～8月16日	1名
39			平成25年11月5日～11月8日	1名
40		対馬地域事務所	平成25年7月31日～8月13日	1名
41		平戸地域事務所	平成25年8月19日～8月23日	1名
42			平成25年9月30日～10月4日	1名
43		雲仙地域事務所	平成25年9月2日～9月13日	1名
44		高森地域事務所等	平成25年10月7日～10月11日	1名
45		宮古地域事務所	平成25年8月26日～8月30日	1名
46			平成25年10月15日～10月18日	1名
47		八戸地域事務所	平成25年8月19日～8月30日	2名
48			平成25年9月30日～10月11日	2名
49		江差地域事務所	平成25年9月9日～9月20日	1名
50		安芸地域事務所	平成25年8月26日～8月30日	1名
51			平成25年9月2日～9月6日	1名

【資料33】平成25年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	法科大学院名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	大阪大学法科大学院	滋賀地方事務所	平成25年9月2日～9月13日	1名
2		福岡地方事務所北九州支部	平成25年9月9日～9月13日	1名
3	大宮法科大学院大学	茨城地方事務所	平成25年8月9日～8月15日	1名
4	香川大学大学院	香川地方事務所	平成25年9月2日～9月13日	1名
5	学習院大学法科大学院	東京地方事務所多摩支部	平成25年9月2日～9月6日	1名
6	慶應義塾大学大学院	島根地方事務所	平成25年8月5日～8月9日	1名
7		福岡地方事務所北九州支部	平成25年8月26日～8月30日	1名
8		会津若松地域事務所	平成25年8月19日～8月30日	1名
9		埼玉地方事務所	平成25年8月5日～8月9日	1名
10		宮古地域事務所	平成25年9月2日～9月6日	1名
11		熊谷地域事務所	平成25年9月5日～9月13日	1名
12		愛媛地方事務所	平成25年8月5日～8月9日	1名
13	國學院大學法科大学院	牛久地域事務所	平成25年9月2日～9月6日	1名
14		鹿屋地域事務所	平成25年9月2日～9月6日	1名
15	専修大学法科大学院	東京地方事務所	平成25年9月2日～9月6日	1名
16	創価大学法科大学院	東京地方事務所多摩支部	平成25年9月9日～9月13日	1名
17	名古屋大学院大学	岐阜地方事務所	平成25年9月16日～9月20日	1名
18	新潟大学法科大学院	佐渡地域事務所	平成25年8月30日～9月5日	1名
19	一橋大学法科大学院	東京地方事務所多摩支部	平成25年9月17日～9月24日	1名
20		須崎地域事務所	平成25年8月5日～8月9日	1名
21	法政大学法科大学院	埼玉地方事務所	平成25年8月6日～8月23日	1名
22	北海道大学法科大学院	埼玉地方事務所	平成25年9月17日～9月20日	1名
23		群馬地方事務所	平成25年9月2日～9月13日	1名
24		福岡地方事務所	平成25年9月2日～9月6日	1名
25		長野地方事務所	平成25年9月4日～9月13日	1名
26		兵庫地方事務所阪神支部	平成25年9月2日～9月13日	1名
27	琉球大学法科大学院	沖縄地方事務所	平成25年9月9日～9月13日	1名
28		沖縄地方事務所	平成25年9月9日～9月13日	1名

【資料34】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

	平成18年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年4月1日		
	10月2日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	総数	男	女
東京	237	229	269	321	335	228	208	208	153	55
神奈川	26	25	49	78	79	148	145	145	100	45
埼玉	19	28	30	34	34	35	36	36	28	8
千葉	23	43	43	56	102	92	111	111	84	27
茨城	22	31	39	43	49	54	55	55	41	14
栃木	15	22	22	31	40	42	51	51	39	12
群馬	16	25	25	25	25	25	45	45	40	5
静岡	9	34	34	38	52	77	76	76	58	18
山梨	14	15	15	14	27	32	38	38	26	12
長野	38	42	76	76	75	75	75	75	64	11
新潟	17	33	33	47	51	55	56	56	47	9
大阪	68	93	90	91	97	96	102	102	75	27
京都	29	51	84	94	104	107	108	108	78	30
兵庫	41	59	64	63	66	65	65	65	51	14
奈良	7	11	20	21	21	44	46	46	32	14
滋賀	10	10	10	10	17	18	19	19	14	5
和歌山	23	28	28	29	36	35	34	34	30	4
愛知	37	60	71	81	106	107	115	115	83	32
三重	18	32	32	31	31	31	30	30	24	6
岐阜	12	17	21	22	36	39	39	39	28	11
福井	12	22	21	23	33	35	36	36	29	7
石川	27	28	28	27	32	40	40	40	30	10
富山	11	11	11	11	11	11	16	16	13	3
広島	10	10	11	12	22	19	28	28	17	11
山口	18	16	16	16	16	16	30	30	25	5
岡山	21	29	29	27	42	41	50	50	41	9
鳥取	12	11	11	10	21	21	24	24	20	4
島根	1	14	13	16	17	20	23	23	12	11
福岡	70	149	177	187	196	217	226	226	173	53
佐賀	13	28	30	32	27	27	39	39	31	8
長崎	12	15	15	24	28	34	40	40	30	10
大分	6	14	30	42	49	51	53	53	38	15
熊本	14	14	18	26	27	25	25	25	22	3
鹿児島	28	29	29	27	28	30	43	43	35	8
宮崎	16	19	19	19	27	28	28	28	26	2
沖縄	13	12	11	11	11	11	35	35	27	8
宮城	16	20	19	24	31	31	65	65	53	12
福島	1	21	21	27	35	25	24	24	19	5
山形	20	20	20	19	30	31	29	29	26	3
岩手	7	28	28	27	26	24	24	24	20	4
秋田	24	32	33	32	32	38	38	38	31	7
青森	4	4	20	21	22	21	24	24	23	1
札幌	29	28	41	44	81	91	105	105	85	20
函館	13	14	13	12	16	18	27	27	24	3
旭川	4	5	6	5	7	16	14	14	10	4
釧路	8	17	17	17	19	19	22	22	19	3
香川	10	23	37	26	28	31	41	41	33	8
徳島	15	23	23	23	36	35	48	48	42	6
高知	7	11	18	17	12	20	22	22	13	9
愛媛	12	15	19	19	19	23	32	32	24	8
合計	1,135	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	2,705	2,086	619
前年比	—	138.3%	117.1%	110.3%	116.6%	103.8%	110.2%			

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年4月1日		
	12月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	総数	男	女
東京	175	181	237	283	335	363	399	399	303	96
神奈川	54	67	84	106	128	149	163	163	114	49
埼玉	19	31	43	52	59	54	56	56	43	13
千葉	64	78	79	76	114	161	179	179	143	36
茨城	23	34	46	52	76	82	111	111	86	25
栃木	10	19	22	40	56	64	68	68	53	15
群馬	38	38	39	40	51	52	77	77	64	13
静岡	34	36	37	38	43	44	48	48	34	14
山梨	16	18	19	18	28	34	34	34	26	8
長野	70	51	61	78	92	92	119	119	91	28
新潟	30	33	45	56	69	83	83	83	68	15
大阪	77	85	107	125	132	134	137	137	105	32
京都	19	50	62	57	91	122	141	141	97	44
兵庫	39	41	50	58	64	82	84	84	69	15
奈良	13	16	43	45	52	37	42	42	31	11
滋賀	18	19	19	20	27	30	30	30	23	7
和歌山	26	26	26	28	35	34	33	33	29	4
愛知	76	77	79	79	110	117	122	122	89	33
三重	24	27	32	38	38	44	50	50	40	10
岐阜	16	16	19	20	27	32	31	31	23	8
福井	16	18	20	26	29	37	42	42	36	6
石川	16	16	30	30	38	39	50	50	37	13
富山	15	16	17	17	19	19	20	20	18	2
広島	19	44	52	58	88	91	112	112	85	27
山口	13	42	46	55	57	66	65	65	59	6
岡山	19	22	22	23	38	44	53	53	42	11
鳥取	26	23	23	21	23	23	33	33	27	6
島根	12	18	20	23	27	29	29	29	19	10
福岡	55	102	138	156	164	191	199	199	148	51
佐賀	29	29	30	37	37	50	58	58	49	9
長崎	49	59	58	60	68	71	75	75	64	11
大分	26	30	39	49	58	58	60	60	46	14
熊本	59	70	86	100	103	115	131	131	103	28
鹿児島	35	33	39	30	36	33	34	34	25	9
宮崎	34	47	52	53	84	81	82	82	70	12
沖縄	22	27	26	27	29	30	40	40	30	10
宮城	11	25	25	35	43	44	74	74	63	11
福島	16	19	22	23	23	26	32	32	26	6
山形	24	26	26	32	36	37	39	39	33	6
岩手	25	27	28	25	25	36	36	36	31	5
秋田	13	13	15	14	18	25	26	26	21	5
青森	2	4	20	16	24	24	34	34	30	4
札幌	51	52	72	72	102	110	126	126	102	24
函館	10	11	15	16	20	26	27	27	25	2
旭川	15	20	24	28	38	43	43	43	38	5
釧路	7	19	24	28	34	39	39	39	37	2
香川	19	17	19	26	28	29	28	28	23	5
徳島	31	29	28	29	47	46	43	43	40	3
高知	10	12	19	23	20	31	32	32	24	8
愛媛	27	31	35	35	31	32	31	31	28	3
合計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	3,700	3,700	2,910	790
前年比	—	119.2%	120.3%	111.6%	121.7%	110.7%	110.9%			

【資料36】常勤弁護士に対する研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成25年10月17日～18日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計事務、支援センター職員との関係、常勤弁護士業務支援室における支援体制等
平成26年1月16日～17日	【常勤弁護士新任業務研修】 総合法律支援法、常勤弁護士の職務、民事法律扶助業務、国選弁護・付添業務、受託業務、情報セキュリティ、接遇のあり方等
平成25年7月18日～19日 平成26年2月13日～14日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、弁護士倫理、常勤弁護士対応事例の検討等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成25年4月5日 平成25年9月26日	【裁判員裁判事例研究研修】 責任能力を争う事件の弁護活動、量刑に関する司法研究、殺意を争う事件のケースセオリー、量刑事情の位置付け、再犯可能性に関する情状弁護、公判前整理手続における争点整理、被告人に記憶が乏しい事件における弁護方針等
平成25年11月7日～8日	【裁判員裁判専門研修】 責任能力を争う弁護活動、起案書の検討、共犯事件における情状弁護等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成25年8月1日～2日 平成25年12月12日～13日	【パーソナリティ障害対応研修】 精神疾患の基礎知識、精神疾患に対する面接技法・模擬法律相談等
平成25年10月3日～4日	【民事実務研修】 社会福祉法人における常勤弁護士の活動、原発ADR、関係機関との連携等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック: 埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック: 東京・神奈川・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック: 大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック: 愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック: 広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック: 福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック: 福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック: 函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック: 香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東A・Bブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成25年5月24日	司法ソーシャルワークの具体的実践方法、アウトリーチの実践と成年後見申立支援、成年後見センターの現状と展望、成年後見制度の拡充に関する演習等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年10月25日	障がい者関連法規、常勤弁護士による障がい者支援策等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年11月29日～30日	関係機関との連携、障がい者を当事者とする事件の対処方法等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年6月7日	交通事故事件、日本弁護士連合会との意見交換等
平成25年8月21日	後見事件、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成25年11月20日	離婚と親権、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成26年2月19日	犯罪被害者支援、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年5月18日	4号事務所の開設と定着、勾留等に対する準抗告、パーソナルサポートサービスモデル事業との連携等
平成25年8月25日	子どもの監護、殺人未遂事件、裁判員裁判における情状弁護等
平成25年11月23日	医療観察、暴行被告事件、不動産投資被害事件等
平成26年2月15日	人訴無効確認訴訟、通貨偽造・同行使罪、強制わいせつ致傷事件等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年6月25日	高齢者問題における弁護士の役割、交通事故事件等
平成25年7月31日	原子力発電所差止請求訴訟、原子力損害賠償請求事件等
平成25年11月19日	後見ネットワーク、法教育授業の実践例、社会心理学等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年8月25日	社会福祉法人組織内弁護士、精神科病院との連携、法教育等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成25年8月23日～24日	原子力発電所関連問題、震災被害に関する相談・事件処理等
平成26年3月14日～15日	不動産登記簿、不動産事件、ヒヤリハット事例等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年5月18日～19日	4号事務所における裁判の傾向と弁護士への期待、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成25年11月23日～24日	少年鑑別、関係機関との連携、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等

【資料37】平成25年度地方協議会開催一覧

No	地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数	開催地 (市町村名)
1	東京 (多摩支部)	平成25年9月20日	13:30～15:30	業務状況、アンケート結果について、法テラスの利用について(民事法律扶助業務の手続について、法テラス多摩法律事務所について)、質疑応答・意見交換	14名	立川市
2	東京 (多摩支部)	平成25年11月21日	13:30～15:30	業務状況、アンケート結果について、法テラスの利用について(民事法律扶助業務の手続について、法テラス多摩法律事務所について)、質疑応答、高齢者・障がい者への法的支援に関する意見交換	17名	立川市
3	神奈川	平成25年11月27日	14:30～17:00	困窮者支援に携わっている弁護士、司法書士、臨床心理士から、生活困窮者に対する取組、法テラスとの連携について報告後、参加者からの報告	87名	横浜市
4	神奈川 (川崎支部)	平成25年12月2日	14:00～16:00	講演(基調報告)「司法書士による生活(経済的)困窮者に対する支援の状況について」(神奈川県司法書士会法務総合事業部法テラス対策委員会委員 古谷 理博司法書士)、講演(基調報告)「川崎市と連携した生活保護受給者への巡回法律相談の実施について」(横浜弁護士会川崎支部長 安藤 肇弁護士)、報告「民事法律扶助制度を基にした生活困窮者支援の連携について」	37名	川崎市
5	神奈川 (小田原支部)	平成25年11月22日	15:00～16:30	基調報告「高齢者・障がい者への法的支援」(弁護士 町川 智康)、「生活困難者への支援と課題」(司法書士 高橋 正長)、質疑・意見交換、横浜弁護士会法律相談センターの紹介、神奈川県司法書士法律相談センターの紹介	29名	小田原市
6	埼玉	平成25年9月6日	13:30～16:45	平成24年度概要、「連携メニュー～法テラスの利用方法～」(寸劇と法律事務所からの活動報告)、民事法律扶助制度の概要説明、質疑応答	154名	大宮市
7	千葉	平成26年2月22日	14:00～16:00	講演「犯罪被害者支援における法的支援と連携の必要性」(講師:千葉県弁護士会 東 耕三弁護士)、犯罪被害者支援制度の紹介、満足度調査について、講演「性被害者ワンストップ支援センターの設立構想と展望」(講師:千葉大大学院専門法務研究科教授 後藤 弘子)、質疑応答・意見交換	41名	千葉市
8	茨城	平成25年6月24日	13:30～16:00	常勤弁護士からの基調報告、意見交換会	18名	牛久市
9	茨城	平成25年7月30日	13:30～15:30	常勤弁護士からの基調報告、意見交換会	12名	下妻市
10	茨城	平成25年10月15日	13:30～15:40	業務報告、法テラス法律事務所での取組について、分科会テーマ「高齢者を守る『地域力』を育てたい」、「子どもの視点から、司法と福祉の連携」、「貧困からみる司法ソーシャルワーク」	141名	水戸市
11	茨城	平成25年12月12日	13:30～15:30	常勤弁護士からの基調報告(業務及び常勤弁護士の役割等)、意見交換会(法テラス茨城の活用例、事例検討及び今後の連携の在り方)	19名	鹿嶋市
12	茨城	平成26年1月22日	13:30～15:30	常勤弁護士からの基調報告(業務及び常勤弁護士の役割等)、意見交換会(法テラス茨城の活用例、事例検討及び今後の連携の在り方)	14名	水戸市
13	茨城	平成26年2月25日	13:30～15:30	常勤弁護士からの基調報告(業務及び常勤弁護士の役割等)、意見交換会(法テラス茨城の活用例、事例検討及び今後の連携の在り方)	15名	常陸太田市
14	栃木	平成26年2月25日	14:00～16:00	組織と業務の概要、業務実績、「東日本大震災法律援助事業について～高齢者の司法アクセスを中心に」(コーディネーター:南里副所長)	14名	宇都宮市
15	群馬	平成25年11月21日	13:30～16:00	講演「司法ソーシャルワーク-法テラスにおける高齢者・障がい者への支援」(法テラス東京法律事務所代表弁護士 太田 晃弘)	75名	前橋市
16	静岡 (沼津支部)	平成26年2月5日	14:00～16:20	業務説明、業務件数報告、講演「司法ソーシャルワークの可能性」、意見交換、質疑応答	38名	沼津市
17	静岡 (浜松支部)	平成26年2月17日	14:00～16:00	業務報告、常勤弁護士紹介及び法律事務所の業務内容説明、民事法律扶助業務の説明と利用方法(寸劇とパワーポイント説明)	52名	浜松市
18	山梨	平成25年10月17日	14:00～16:00	業務報告、パネルディスカッション「高齢者・障がい者に関わる諸問題と法テラスとの連携」、意見交換・質疑応答	53名	甲府市
19	長野	平成25年11月14日	13:30～15:00	業務説明、司法制度改革の意義と法テラスの位置付けを説明、利用事例紹介を行った上での質疑応答。スタッフ弁護士から自治体等の福祉担当者と連携している受任案件を紹介し、弁護士と受任担当者との連携の重要性を解説。	23名	伊那市
20	新潟	平成25年7月19日	14:00～16:00	民事法律扶助制度の説明、弁護士会・司法書士会の活動状況、事例に基づく連携強化の検討	21名	長岡市
21	新潟	平成25年11月14日	14:00～16:00	民事法律扶助制度の概要、新発田市における相談業務の現状、弁護士会・司法書士会の新発田市における活動状況、新発田市、同市社会福祉協議会からの事前質問に対する検討、質疑応答	15名	新発田市
22	大阪	平成25年2月6日	10:00～12:00	各業務実績報告、高齢者・障がい者への法的支援の充実について(大阪弁護士会・大阪司法書士会の活動事例報告)、事前アンケート等を基にした意見交換・質疑応答	57名	大阪市
23	京都	平成26年2月13日	13:30～15:30	「外出困難な高齢者・障がい者のための出張法律相談モデル事業」の問題点と手続における検証、事前アンケート結果について意見交換	20名	京都市

No	地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数	開催地 (市町村名)
24	兵庫	平成25年10月29日	14:00～16:00	「高齢者・障がい者への法的支援」に係る法テラスの行う支援、常勤弁護士と事務職員によるロールプレイ「思いがけず相続人になったとき」、高齢者・障がい者に関わっている関係機関から役割・活動内容についての報告	76名	姫路市
25	兵庫	平成26年2月28日	14:00～16:00	「高齢者・障がい者への法的支援」に係る法テラスの行う支援、常勤弁護士によるロールプレイ「高齢者の消費者被害、後見問題」、高齢者・障がい者に関わっている関係機関から役割・活動内容についての報告	72名	神戸市
26	奈良	平成26年2月26日	13:30～16:00	認知度調査・事前アンケートの回答報告、業務説明(DVD上映)、ロールプレイ「高齢者・障がい者支援 司法へつなぐまで」、司法ソーシャルネットワーク活動について(法テラス奈良橋ヶ谷常勤弁護士活動報告)、関係機関連携報告、グループに分かれての意見交換会	44名	奈良市
27	奈良	平成26年3月26日	13:30～16:00	認知度調査・事前アンケートの回答報告、業務説明(DVD上映)、ロールプレイ「高齢者・障がい者支援 司法へつなぐまで」、司法ソーシャルネットワーク活動について(法テラス奈良 橋ヶ谷常勤弁護士活動報告)、関係機関連携報告、グループに分かれての意見交換会	30名	大和高田市
28	滋賀	平成25年11月19日	14:00～16:00	高齢者・障がい者への支援について(業務説明会、常勤弁護士の活動報告、関係機関との連携について意見交換会)	23名	近江八幡市
29	和歌山	平成25年10月7日	13:30～15:30	基調講演「家事調停手続について」(和歌山家庭裁判所首席書記官伊藤博文、同書記官長村 剛)、民事法律扶助業務を中心に法テラスの利用方法を説明する「法テラスの利用のすすめ」、事前アンケートに基づく質疑応答と法テラスとの連携についての意見交換	67名	和歌山市
30	和歌山	平成25年11月29日	13:30～15:30	田辺市で開催、基調講演「家事調停手続について」(和歌山家庭裁判所田辺支部庶務課長兼主任書記官生駒 高伸、同書記官 宇代 芳久)、民事法律扶助業務を中心に法テラスの利用方法を説明する「法テラスの利用のすすめ」、事前アンケートに基づく質疑応答と法テラスとの連携についての意見交換	45名	田辺市
31	愛知 (三河支部)	平成25年11月6日	13:30～15:50	講演「成年後見制度」(愛知県弁護士会西三河支部高齢者問題対策チーム弁護士 都築真琴)、「福祉分野における司法サービスの活用」について、意見交換会	37名	岡崎市
32	愛知	平成26年1月29日	13:30～16:30	法テラスの援助制度について、高齢者・障がい者への法的支援の事例について、小グループによる意見交換	131名	名古屋市
33	三重	平成25年11月27日	14:00～16:00	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町の情報提供窓口機関として登録されている関係機関の相談窓口担当者との意見交換	13名	志摩市
34	岐阜	平成25年11月7日	13:30～16:00	業務説明、利用方法、常勤弁護士の業務について	28名	群上市
35	福井	平成25年12月10日	13:30～15:30	業務概要説明、参加機関の取組み等報告、意見交換(福祉機関と常勤弁護士との連携事例紹介等)	11名	福井市
36	石川	平成25年7月17日	13:30～15:10	民事法律扶助及び情報提供業務の案内、各機関・団体各相談窓口の取組状況報告	19名	金沢市
37	石川	平成25年9月12日	13:30～15:10	能登地区、参加機関・団体における取組状況の報告、民事法律扶助及び情報提供業務の案内、窓口相談全般に関する意見交換	10名	七尾市
38	石川	平成25年11月14日	13:30～15:00	民事法律扶助及び情報提供業務の案内、各機関・団体各相談窓口の取組状況報告、窓口相談全般に関する意見交換	5名	加賀市
39	富山	平成25年10月23日	14:00～16:30	概要説明、基調報告「成年後見制度拡充に向けた「佐渡モデル」の提案」(法テラス佐渡法律事務所 常勤弁護士 水島 俊彦)、「法律事務所から福祉の現場へ」(法テラス遊賀法律事務所 常勤弁護士 稲田 優花)、法テラス魚津活動事例報告、意見交換	17名	魚津市
40	富山	平成25年11月21日	14:00～16:30	業務概況、講演「くり返す過ちを照らす灯を—保護観察所の立場から」(富山保護観察所統括保護観察官 三角 元)、「くり返す過ちを照らす灯を—弁護士の立場から」(富山県弁護士会 弁護士 西山 貞義)	30名	富山市
41	広島	平成25年6月26日	13:30～15:30	業務実績報告、法律事務所活動報告、議事「高齢者・障がい者への法的支援」—関係機関との連携と法テラスのあり方について—、意見交換、質疑応答	92名	広島市
42	広島	平成26年3月5日	13:30～15:30	出席機関状況報告(事前アンケートの集計を基に関係機関から自己紹介を兼ねた報告)、協議事項についての意見交換	12名	広島市
43	山口	平成25年10月18日	13:25～15:30	定例報告(業務概況・実績報告、常勤弁護士の取組等)、小グループに分かれて質疑応答・意見交換	70名	山口市
44	岡山	平成26年10月21日	13:30～15:00	岡山市北区北地域包括支援センターへの業務説明(情報提供業務、民事法律扶助業務)、テーマ「成年後見制度について」、「高齢者トラブルについて」	25名	岡山市
45	岡山	平成26年10月28日	11:00～12:00	岡山県福祉相談センターへの業務説明(情報提供業務、民事法律扶助業務)	10名	岡山市
46	岡山	平成26年11月6日	11:00～12:00	岡山県福祉相談センターへの業務説明(情報提供業務、民事法律扶助業務)	9名	岡山市
47	岡山	平成26年11月19日	14:30～16:00	倉敷市帯江・豊洲高齢者支援センターへの業務説明(情報提供業務、民事法律扶助業務)、テーマ「高齢者トラブル・弁護士業務について」	15名	倉敷市

No	地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数	開催地 (市町村名)
48	岡山	平成26年11月29日	14:30～16:00	法テラス岡山と岡山県消費生活センターの業務内容について意見交換をしながら情報を共有	5名	岡山市
49	鳥取	平成25年10月22日	13:30～16:00	高齢者・障がい者への支援について(業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助の利用の流れ説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換)	24名	伯耆町
50	鳥取	平成25年10月29日	13:30～15:30	高齢者・障がい者への支援について(業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助の利用の流れ説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換)	13名	若桜町
51	鳥取	平成25年11月6日	13:30～15:40	業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助の利用の流れ説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換	8名	北栄町
52	島根	平成25年6月10日	13:30～15:30	平成24年度活動報告・業務実績報告、講演「DV問題について」、意見交換・質疑応答	39名	松江市
53	島根	平成25年9月30日	14:30～16:30	平成24年度活動報告・業務実績報告、活動報告「3年間を振り返って」、意見交換・質疑応答	11名	隠岐の島町
54	福岡	平成26年1月24日	14:00～16:30	高齢者支援の現状と関係機関の連携～司法ソーシャルワークの実践に向けて～業務概況説明、基調講演「高齢者の権利擁護と関係機関のネットワーク」(日本福祉大学 学園事業顧問 柿本 誠)、事例報告・意見交換「司法ソーシャルワークの現状」(日本福祉大学学園事業顧問 柿本 誠、福岡市第4いきいきセンター福岡SW 岩田 宏樹、福岡県司法書士会 司法書士 中嶋安雄、法テラス福岡法律事務所 弁護士 田中 秀基)	113名	福岡市
55	福岡 (北九州支部)	平成25年12月9日	14:00～16:00	業務概況報告、業務説明、「司法ソーシャルワークのあり方」(常勤弁護士による解説と事例の報告、および意見交換)	71名	北九州市
56	佐賀	平成26年1月29日	13:30～16:30	活動状況報告、業務説明、参加団体の労働問題に関する活動状況報告	15名	佐賀市
57	長崎	平成25年12月19日	13:30～16:00	常勤弁護士の活動及び連携事例紹介、社会福祉士・精神保健福祉士の活動及び司法連携事例紹介、長崎県弁護士会高齢者等権利擁護委員会の活動及び連携事例紹介、質疑応答・意見交換	60名	長崎市
58	大分	平成25年11月6日	13:30～15:40	周辺市町村の関係機関との連携強化を目的とする業務説明、法テラスの業務について(DVD視聴)、意見交換	30名	日田市
59	大分	平成26年2月21日	13:30～15:30	業務説明、基調講演「リーガルサポートから見た成年後見制度の現況」(講師:公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大分支部 岩井 哲也、園田 剛士)、アンケート集計結果報告と質疑応答	37名	大分市
60	熊本	平成25年11月19日	14:00～16:10	上益城地区。業務概要、活動報告、高齢者・障がい者の消費者問題について質疑応答	14名	益城町
61	熊本	平成26年2月4日	14:00～16:00	業務概要、業務実績・活動報告、質疑応答、意見交換(協議会出席機関の各種相談の実施状況等、出張法律相談の具体的説明)	24名	松橋町
62	鹿児島	平成26年1月24日	13:30～15:30	業務実績報告、講演「高齢者・障がい者に対する法的支援のあり方」(講師:鹿児島県弁護士会高齢者・障がい者支援委員会委員長 馬場 竹彦 弁護士)、演題「DVと被害者支援に関する事例紹介」(講師:常勤弁護士 吉田 智子)、関係機関・団体との意見交換	86名	鹿児島市
63	宮崎	平成25年12月5日	14:00～16:30	県央で開催。業務説明、統計説明、関係機関の高齢者対応・障がい者対応のための方策を含む業務内容についての説明・発言	49名	宮崎市
64	宮崎	平成26年2月5日	14:00～15:20	県西で開催。業務説明、関係機関から「高齢者対応・障がい者」を対象とした施策(活動や相談窓口)の説明等	11名	都城市
65	宮崎	平成25年2月20日	14:00～15:20	県北で開催。業務説明、関係機関から「高齢者対応・障がい者」を対象とした施策(活動や相談窓口)の説明等	17名	延岡市
66	沖縄	平成25年12月3日	14:00～16:00	業務概要、実績報告、講演「成年後見制度と社会福祉制度」(講師:沖縄弁護士会玉城 征郎 弁護士)、講演「成年後見分野 ～利用の場面～」(講師:公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部 長 福原 淳)、法テラス沖縄における高齢者・障がい者支援	67名	那覇市
67	宮城	平成26年1月31日	13:30～15:30	県北地域における意見交換会「法テラスと関係機関の連携」、概況報告(業務説明)	24名	登米市
68	宮城	平成26年2月7日	13:30～15:30	大崎石巻地域における意見交換会「法テラスと関係機関の連携」、概況報告(業務説明)	14名	大崎市
69	宮城	平成26年2月21日	13:30～15:30	仙台及び県南地域における意見交換会「法テラスと関係機関の連携」、概況報告(業務説明)	58名	名取市
70	宮城	平成26年3月3日	13:30～16:00	業務報告、法テラスと関係機関の連携について質疑応答、講演「精神的問題を抱える当事者への対応」(弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックきしる心理相談室岡田 裕子 弁護士・臨床心理士)	76名	仙台市
71	福島	平成25年9月18日	13:30～15:45	法テラス福島における高齢者・障がい者支援の取組について	23名	福島市

No	地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数	開催地 (市町村名)
72	山形	平成25年11月6日	15:00～16:20	最上地区。政府インターネットテレビ上映「徳光&木佐の知りたいニッポン！知っておきたい！法的トラブルの強い味方 法テラス」、業務概要報告、質疑応答	18名	新庄市
73	山形	平成25年11月27日	14:00～15:30	「高齢者・障がい者への法的支援」。講演「成年後見制度について」(山形市社会福祉協議会生活支援第二係主任 橋本 晶子)、業務概要報告、質疑応答	73名	山形市
74	岩手	平成25年11月11日	14:00～15:45	業務報告。協議事項テーマ「被災者・高齢者・障がい者支援としての出張法律相談の活用」(遠野ひまわり基金法律事務所 大沼 宗範弁護士、北岩手りんどう法律事務所 中川 順平弁護士)、意見・質疑応答	47名	盛岡市
75	秋田	平成25年11月20日	13:30～15:00	業務実績報告、議題「高齢者等への法的支援」(成年後見制度の説明等、スタッフ弁護士による高齢者等への法的支援の事例)、質疑応答	49名	秋田市
76	青森	平成25年10月23日	13:30～15:30	業務説明、常勤弁護士による民事法律扶助事件の具体的事例説明、関係機関との連携に関する意見交換・質疑応答(「高齢者・障がい者への法的支援」～法テラスの利用方法と対象者への支援について～)	28名	青森市
77	青森	平成26年1月23日	13:30～15:00	高齢者・障がい者支援に従事されている関係機関相談窓口担当者との連携の強化。業務説明、常勤弁護士による民事法律扶助事件の具体的事例説明、関係機関との連携に関する意見交換・質疑応答(「高齢者・障がい者への法的支援」～法テラスの利用方法と対象者への支援について～)	9名	八戸市
78	青森	平成26年2月5日	13:30～15:00	業務説明、常勤弁護士による事例報告(同伴者や補助者の方の付添事例、民事法律扶助代理援助事件の事例)、関係機関との連携に関する意見交換・質疑応答(「高齢者・障がい者への法的支援」～法テラスの利用方法と対象者への支援について～)	22名	弘前市
79	札幌	平成25年10月9日	13:30～15:30	業務概要、分科会(情報提供・出張法律相談業務の内容(DVD視聴)、「具体的個別事例の紹介、意見交換(連携に向けた意見交換、法テラスへの意見要望、事前アンケート報告等)	137名	札幌市
80	函館	平成25年10月21日	13:30～15:30	業務概要説明、典型事件の内容と法的処理、関係機関の主要制度の説明、新制度・活動内容の紹介と質疑応答	71名	函館市
81	旭川	平成25年8月27日	14:00～16:00	稚内市内での開催。業務概況、DVD上映「法的解決への道しるべ」・説明、法律相談援助へのアクセスについての解説、法テラスと関係機関との連携事例についての報告と質疑応答、意見交換	18名	稚内市
82	旭川	平成25年10月29日	13:30～16:00	旭川市での開催。業務概況、DVD上映「法的解決への道しるべ」・説明、法律相談援助へのアクセスについての解説、法テラスと関係機関との連携事例についての報告と質疑応答、意見交換	63名	旭川市
83	釧路	平成25年10月21日	14:00～16:00	十勝地区。業務報告、高齢者・障がい者への法的支援について(法テラス釧路法律事務所代表常勤弁護士 阿相裕隆)、同意見交換、質疑応答	43名	帯広市
84	釧路	平成25年10月31日	14:00～16:00	北見・網走地区。業務報告、高齢者・障がい者への法的支援について(法テラス釧路法律事務所代表常勤弁護士 阿相裕隆)、同意見交換、質疑応答	36名	北見市
85	釧路	平成25年11月12日	14:00～16:00	釧路・根室地区。業務報告、高齢者・障がい者への法的支援について(法テラス釧路法律事務所代表常勤弁護士 阿相裕隆)、同意見交換、質疑応答	75名	釧路市
86	香川	平成25年5月28日	18:30～20:45	再犯防止のための支援に関する主催者会合開催趣旨説明、事例報告、今後の会の運営等	14名	高松市
87	香川	平成25年8月27日	18:30～21:00	報告「保護観察所の役割」(高松保護観察所 保護観察官 吉本光歩氏)。再犯防止対策を多方面から研究し、実践的な活動に結びつけていくことを目的としている。	11名	高松市
88	香川	平成26年2月10日	13:30～14:30	法テラスの民事法律扶助概要説明、家庭内暴力(DV)保護命令申立方法の説明、質疑応答	6名	高松市
89	徳島	平成25年12月10日	13:30～15:30	業務解説・業務報告、法テラス徳島法律事務所活動報告、寸劇「母の判断能力が低下！～法テラス利用方法～」、意見交換会・質疑応答、事務所見学	93名	徳島市
90	高知	平成25年10月1日	13:30～15:30	高知地区。業務紹介。地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、常勤弁護士の関係機関との連携の報告、地方事務所及び法律事務所に対する要望等、各関係機関の相談の現状、問題点	53名	高知市
91	高知	平成25年10月16日	13:00～15:00	安芸地区。業務紹介。地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、常勤弁護士の関係機関との連携の報告、地方事務所及び法律事務所に対する要望等、各関係機関の相談の現状、問題点	20名	安芸市
92	高知	平成25年11月6日	13:30～15:30	須崎地区。業務紹介。地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、常勤弁護士の関係機関との連携の報告、地方事務所及び法律事務所に対する要望等、各関係機関の相談の現状、問題点	34名	須崎市
93	高知	平成26年1月27日	13:30～15:30	高知弁護士会の子ども支援活動について、法テラス高知の子ども関係業務の説明、弁護士と関係機関の連携活動報告、質疑応答	22名	高知市
94	高知	平成26年2月13日	13:30～15:30	高知県弁護士会の高齢者・障がい者の支援活動について、法テラス高知の高齢者・障がい者の関係業務の説明、弁護士と関係機関の連携活動報告、質疑応答	37名	高知市
95	愛媛	平成25年10月11日	13:15～15:45	講演「私と法テラス」(愛媛弁護士会副会長 中尾 英二弁護士)、業務内容及び実績報告等、法テラスと関係機関・団体との更なる連携、協力関係強化のための意見交換・質疑応答、地域住民が抱える法的トラブルへの対応方法について(意見交換・質疑応答)	66名	松山市

合計95回 3791名

【資料38】平成25年度地方協議会参考事例一覧

<p>埼玉 静岡 兵庫 奈良 徳島</p>	<p>業務説明や法テラスの利用方法をわかりやすく参加者へ伝えるために、寸劇やロールプレイの手法を用い常勤弁護士や職員等がその役割を果たした。</p> <p>①埼玉 寸劇 「認知症と思われる症状が出始めた75歳の夫、妻はどうしたらいいんだろう。」 (常勤弁護士、窓口対応専門職員)</p> <p>②静岡(浜松) 寸劇 「法テラス民事法律扶助制度の説明とその利用方法について」 (副支部長、常勤弁護士、窓口対応専門職員、職員)</p> <p>③兵庫 ロールプレイ 「高齢者の抱える消費者被害に直面した時に」 (常勤弁護士)</p> <p>④奈良 ロールプレイ 「高齢者・障がい者支援 司法へつなぐまで」 (常勤弁護士、職員、弁護士会関係者、地域包括支援センター関係者)</p> <p>⑤徳島 寸劇 「母の判断能力が低下！～法テラス利用方法～」 (常勤弁護士、窓口対応専門職員、職員)</p>
<p>群馬</p>	<p>法テラス東京法律事務所から常勤弁護士を招き、司法ソーシャルワークをテーマに講演を行い、法テラスにおける高齢者・障がい者への支援を紹介し、地域包括支援センターとの連携強化につなげることができた。</p>
<p>富山</p>	<p>法テラス佐渡法律事務所や法テラス滋賀法律事務所から常勤弁護士を招き、成年後見制度の拡充や法律事務所から福祉現場へをテーマに講演を行い、社会福祉協議会との連携の深度化を実現させることができた。</p>
<p>大分</p>	<p>業務解説DVDを製作し、協議会で上映するだけでなく、事前に県内関係機関200か所に広報活動の一環として配布していたが、当日参加団体の希望者にも余部を配布した。事後アンケート結果からもDVDは分かりやすいと好評で、職員研修用として要望する意見も寄せられた。</p>
<p>旭川</p>	<p>関係機関からの法テラス紹介事例と対応を載せた資料を配布することで、関係機関側としてはどのような場合に法テラスを紹介してよいか判断の目安を示すことができた。札幌地方事務所で作成した業務説明DVDを上映し、各種業務への理解を深めさせることができた。</p>

【資料39】平成25年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

1 工夫されている点

(1) テーマ

- ① 高齢者・障がい者への法的支援を議題に取り上げた(東京、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、愛知、福井、広島、岡山、福岡、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、沖縄、福島、山形、岩手、秋田、青森、札幌、釧路、徳島、高知)
- ② 再犯防止を議題とした(富山、香川)
- ③ 司法ソーシャルワークを議題とした(群馬、静岡(沼津)、奈良、富山、福岡、北九州)
- ④ 出張法律相談の申込方法を具体的に説明した(京都、熊本)
- ⑤ 家庭内暴力(DV)に係る保護命令申立方法について、当該関係機関に呼び掛けて協議会を行った(香川)

(2) 開催場所・回数

- ① 地区ごとに開催した(神奈川、茨城、静岡、兵庫、奈良、和歌山、愛知、岡山、鳥取、福岡、大分、熊本、宮崎、宮城、山形、青森、旭川、釧路、高知)
- ② 複数回の協議会を実施した(神奈川、茨城、静岡、新潟、兵庫、奈良、和歌山、愛知、石川、富山、青森、広島、岡山、鳥取、島根、福岡、大分、熊本、宮崎、宮城、山形、旭川、釧路、香川、高知(24か所))

(3) 分かりやすい説明

- ① 寸劇・ロールプレイを行った(埼玉、静岡、兵庫、奈良、徳島)
- ② 視聴覚資料(政府インターネットテレビ、DVD等)の活用を含め、参加者に分かりやすい説明を心掛けた(奈良、大分、山形、札幌、旭川)

(4) 分科会

複数の分科会を設けて、いくつかの事案について意見交換を行った(茨城、札幌)

(5) その他

- ① 記者会見等を行い、報道機関に取り上げられた(徳島)
- ② 事務所を見学する時間を設けた(徳島)

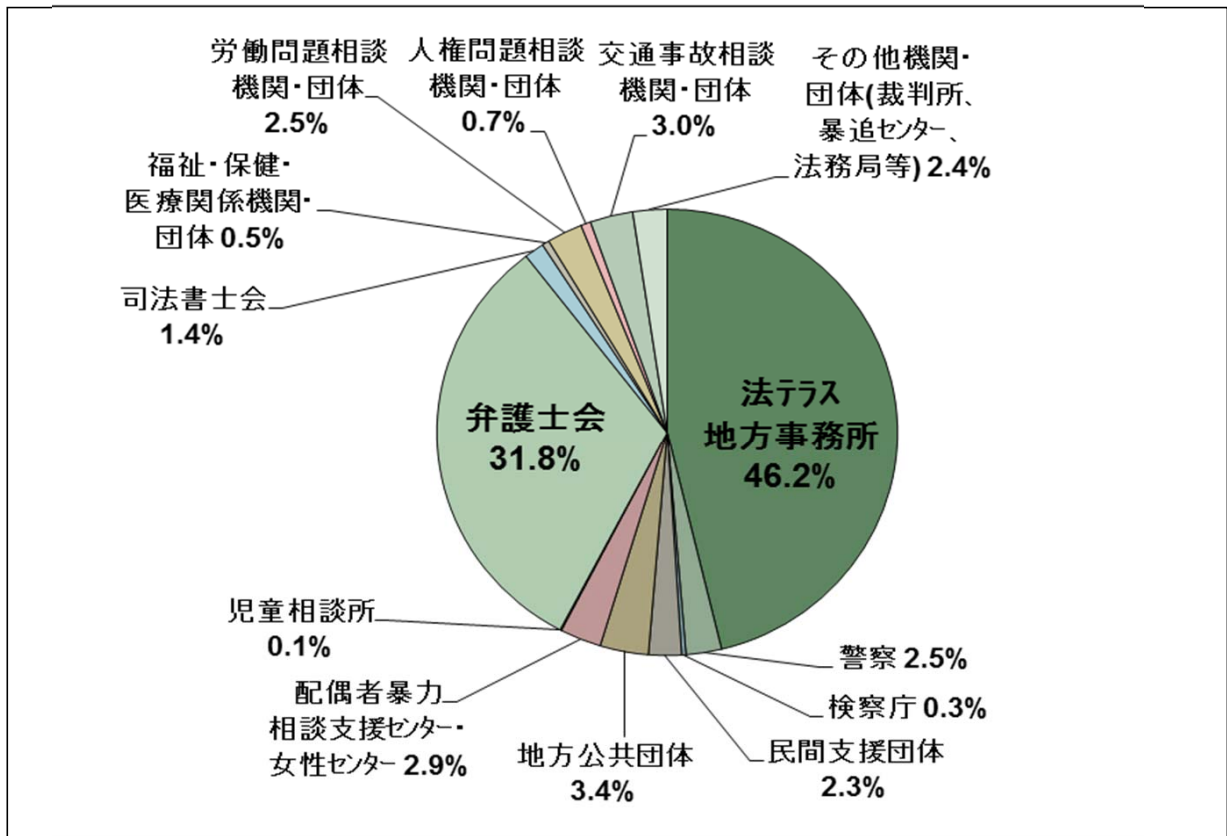
2 協議会を受けて改善を行った点

- ① 関係機関が開催している「寡婦就業相談会」に無料法律相談会を併催したいとの希望を受けて、弁護士会と共催して無料法律相談会を実施した(宮崎)
- ② アンケート回答により、住民に法テラスを紹介しやすいように、手交できるカードがほしいとの要望を受けて、名刺サイズの大きさのカードを作成し活用していただいている(和歌山)
- ③ 地方協議会への自治体出席率が低かったため、自治体訪問を実施し、出席を促すなど協力を求める活動を行った(奈良)
- ④ 高齢者や遠方で外出できない方を対象とした出張法律相談の要請に対して、巡回法律相談を実施するため、要望のあった関係機関を訪問し、需要調査など複数回打合せを行い、実施につなげた(埼玉)
- ⑤ 地方協議会等を複数回定期的に実施してほしいという要望に対して、関係機関に個別に連絡を取り、協議会をミニ版化した講演・業務説明会を延べ43回実施するとともに、初めて参加する関係機関職員等でも理解しやすいよう、窓口対応専門職員と同行して、情報提供の実演を行い、情報提供と法律相談の違いについて説明をした(埼玉)

以上

【資料40】

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続」の問合せに対する紹介先

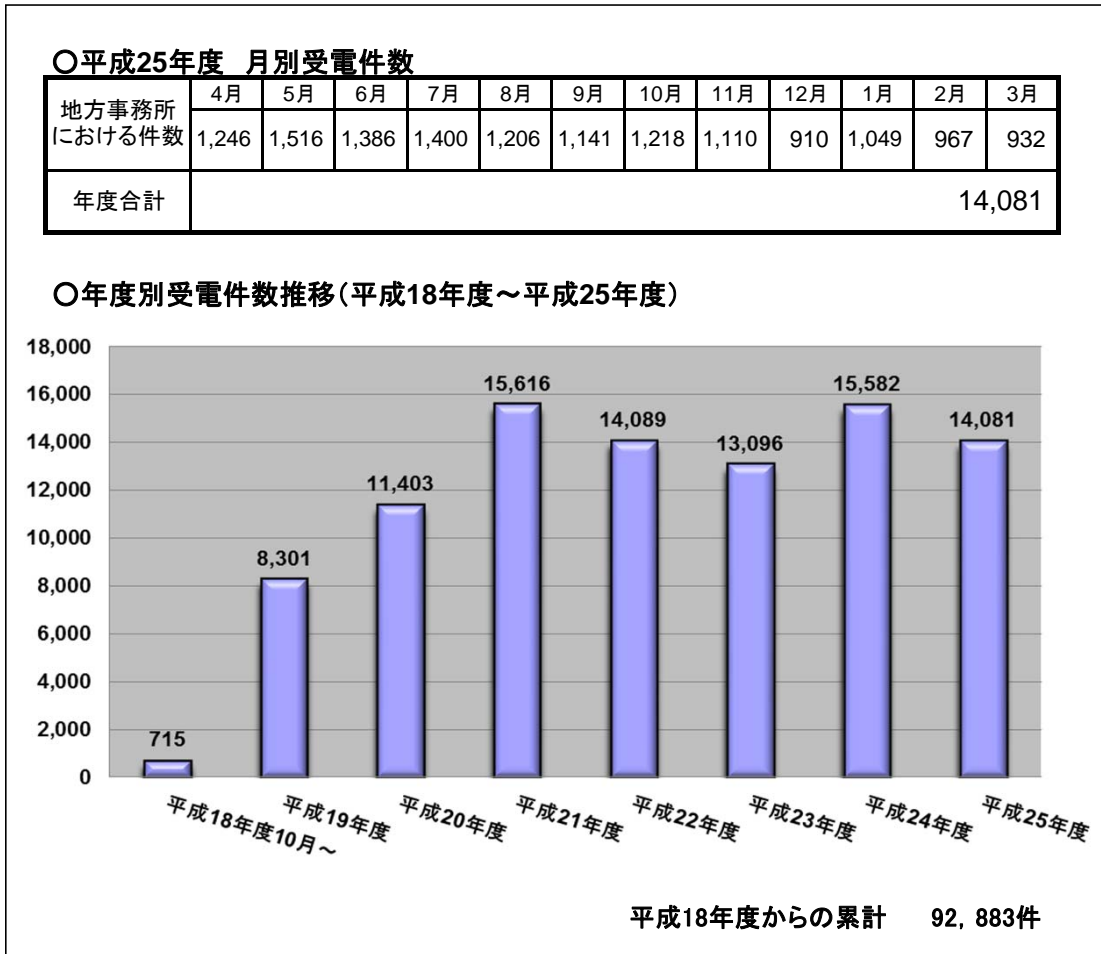


平成25年度紹介件数 8,207件

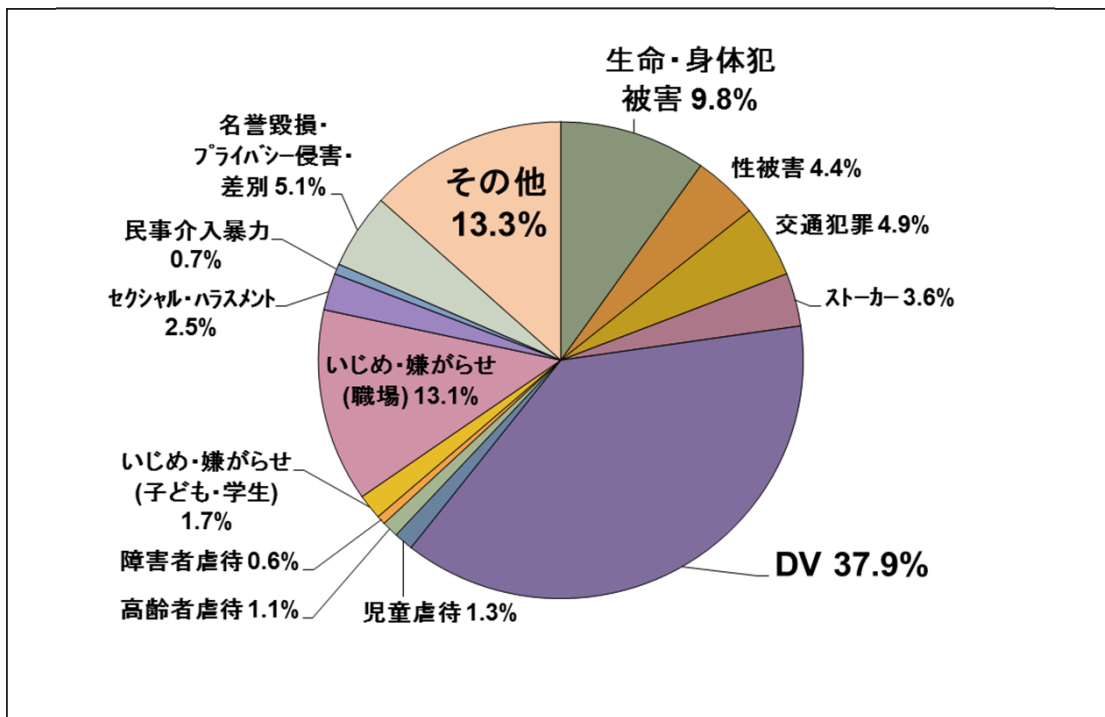
※犯罪被害・刑事手続の分類に含む主なもの。

- ①刑事手続のしくみ
- ②犯罪の成否
- ③その他犯罪・刑事事件に関するもの
(生命・身体に対する被害、性被害、DV、虐待、いじめ、セクハラ、嫌がらせ、人権、民事介入暴力を含む。消費者被害を除く。)

【資料41】 地方事務所における問合せ件数の推移(平成18年10月～平成26年3月)



【資料42】 地方事務所に対応した問合せ内容

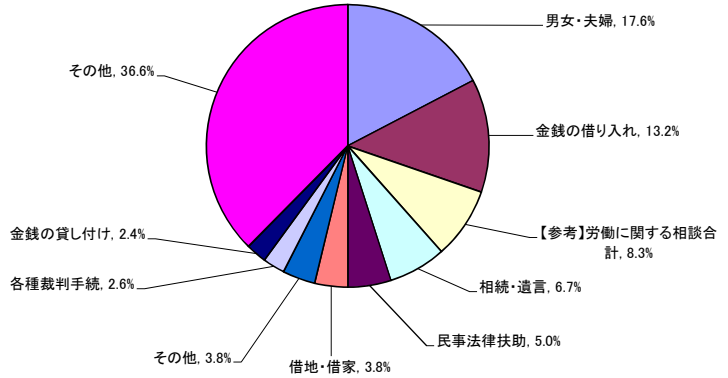


【資料43】平成25年度における相談分野の概要（問合せ上位20件）

コールセンター

相談分野	件数	割合	分野別男女比	
			合計	
			男性	女性
男女・夫婦	54,196	17.6%	28.0%	72.0%
金銭の借り入れ	40,459	13.2%	53.6%	46.4%
【参考】労働に関する相談合計	25,442	8.3%	52.9%	47.1%
相続・遺言	20,632	6.7%	35.4%	64.6%
民事法律扶助	15,386	5.0%	46.1%	53.9%
借地・借家	11,819	3.8%	48.5%	51.5%
その他	11,727	3.8%	53.1%	46.9%
各種裁判手続	7,902	2.6%	57.7%	42.3%
金銭の貸し付け	7,384	2.4%	50.8%	49.2%
犯罪被害者	7,011	2.3%	43.8%	56.2%
高齢者・障害者	5,941	1.9%	40.0%	60.0%
定年・退職・解雇	5,296	1.7%	51.9%	48.1%
損害賠償	5,126	1.7%	54.5%	45.5%
いじめ・嫌がらせ	4,947	1.6%	46.5%	53.5%
生活福祉	4,923	1.6%	53.2%	46.8%
その他	4,537	1.5%	58.0%	42.0%
子ども	4,284	1.4%	29.7%	70.3%
刑事手続のしくみ	4,169	1.4%	55.5%	44.5%
賞金・退職金	4,121	1.3%	60.8%	39.2%
弁護士	3,629	1.2%	45.0%	55.0%

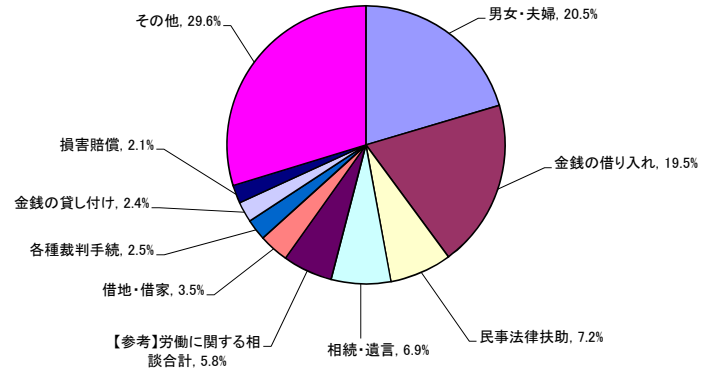
コールセンター



地方事務所

相談分野	件数	割合
男女・夫婦	42,777	20.5%
金銭の借り入れ	40,876	19.5%
民事法律扶助	15,126	7.2%
相続・遺言	14,519	6.9%
【参考】労働に関する相談合計	12,142	5.8%
借地・借家	7,275	3.5%
各種裁判手続	5,151	2.5%
金銭の貸し付け	5,028	2.4%
損害賠償	4,426	2.1%
その他(生活上の取引)	4,011	1.9%
高齢者・障害者	3,192	1.5%
子供	3,175	1.5%
賞金・退職金	2,986	1.4%
定年・退職・解雇	2,915	1.4%
東日本大震災	2,435	1.2%
その他(大分類未入力)	2,336	1.1%
犯罪被害者	2,318	1.1%
いじめ・嫌がらせ	1,984	0.9%
生活福祉	1,867	0.9%
慰謝料	1,855	0.9%

地方事務所

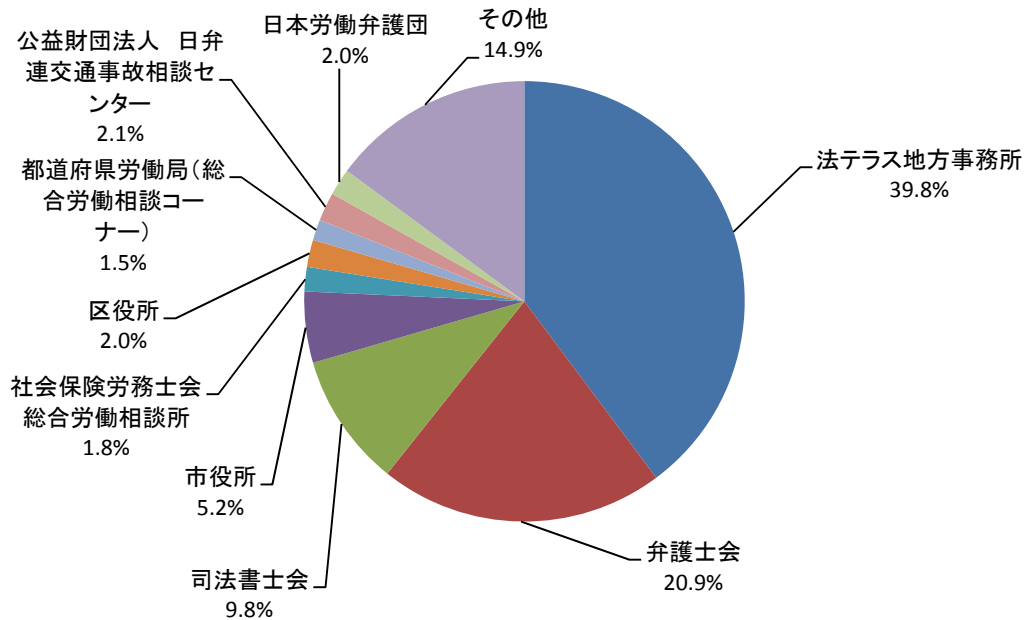


注) 【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数も含まれます。

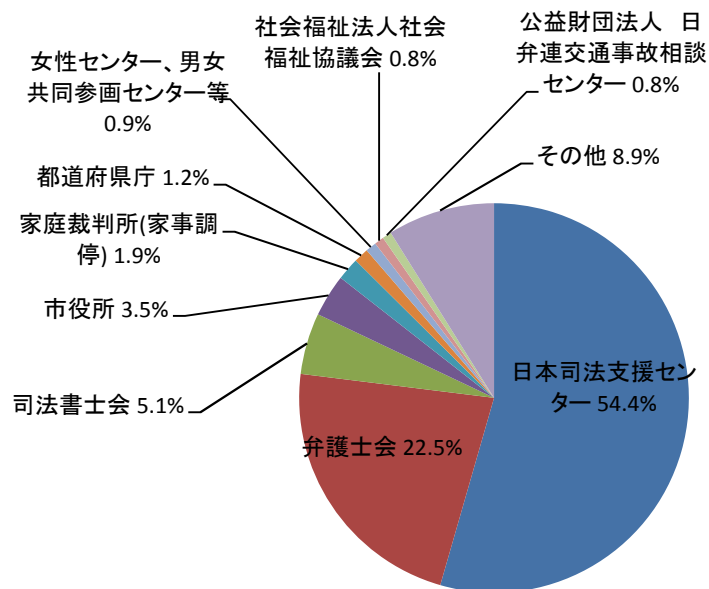
注) 問合せ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

【資料44】平成25年度における関係機関紹介状況

コールセンター



地方事務所



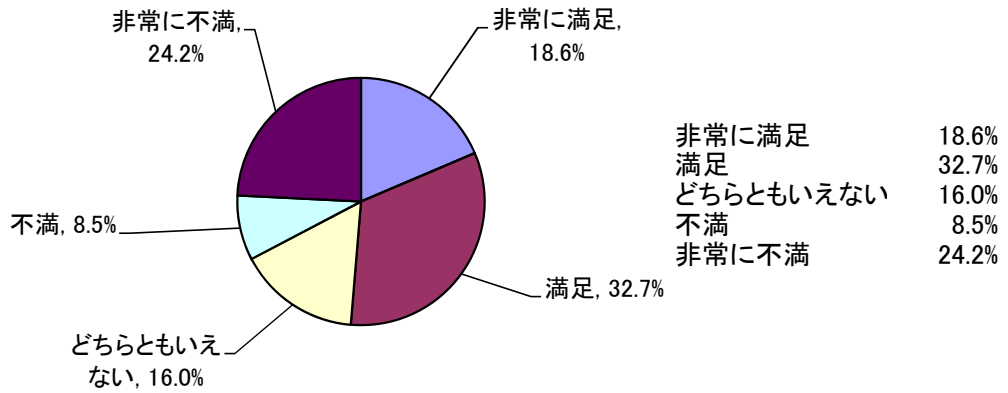
【資料45】平成25年度不服申立件数一覧表

地方事務所	平成25年 4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		平成26年 1月		2月		3月		合計			
	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	総数	本部	地方	
東京	6	0	3	3	4	0	0	1	5	1	2	1	1	0	3	0	10	0	3	0	3	1	7	0	54	47	7	
東京(多摩)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0	
神奈川	1	0	1	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	12	12	0	
神奈川(川崎)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	
神奈川(小田原)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉	3	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	4	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	17	9	8	
埼玉(川越)	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	1	9	5	4		
千葉	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	11	7	4	
千葉(松戸)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
茨城	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	5	0	
栃木	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4	1	3	
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	
静岡	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	3	
静岡(沼津)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡(浜松)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
山梨	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
長野	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	1	8	5	3	
新潟	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	6	6	0	
大阪	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	2	0	3	0	2	0	2	0	0	0	2	0	1	18	6	12	
京都	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	6	3	3	
兵庫	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
兵庫(阪神)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	5	4	1	
兵庫(姫路)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	4	
滋賀	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	7	7	0	
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
愛知	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	9	8	1	
愛知(三河)	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	
三重	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2	0	
岐阜	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	
富山	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	3	
広島	6	1	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	1	1	19	17	2	
山口	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
岡山	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	4	4	0		
鳥取	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	
福岡	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	1	0	0	2	1	0	1	1	0	1	1	2	15	9	6	
福岡(北九州)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐賀	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	4	2	
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
熊本	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	
鹿児島	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	2	0	
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	6	3	3	
宮城	5	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15	15	0	
福島	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	
山形	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	
秋田	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	
青森	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1	
札幌	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	8	8	0	
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	4	0	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
合計	33	3	14	8	25	3	16	7	26	8	16	5	21	10	18	8	23	4	11	5	22	8	24	8	326	249	77	

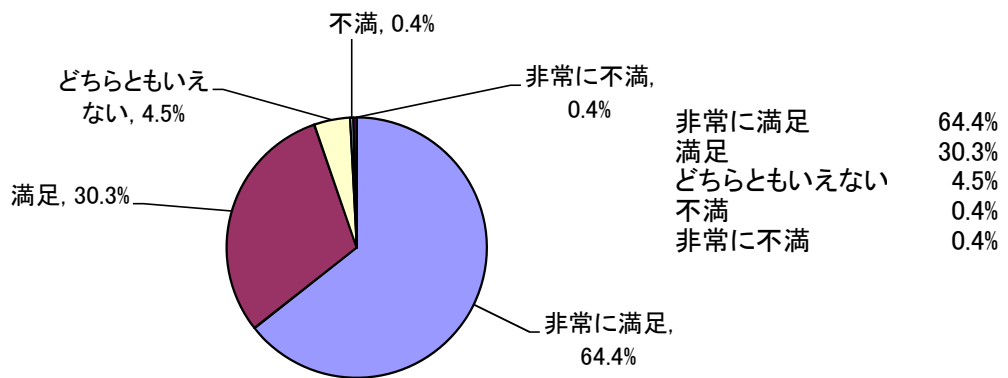
(注)「本部」は本部で処理した件数を、「地方」は地方事務所限りで処理した件数を示す。

【資料46】 利用者満足度調査

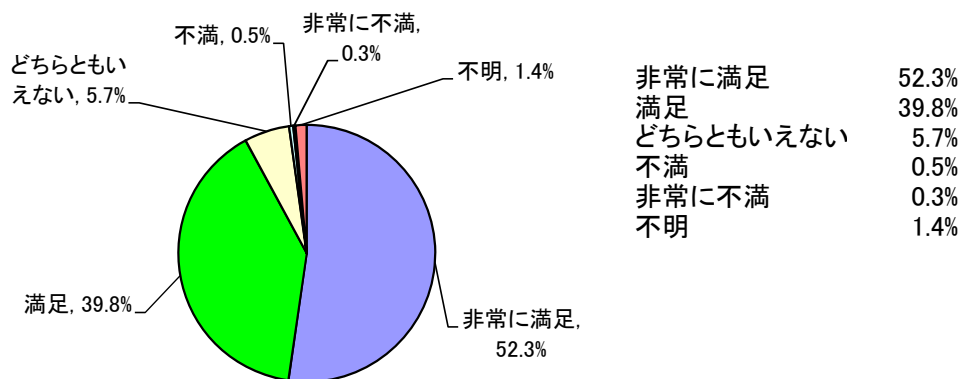
ホームページアンケート集計結果より
 実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日
 回答数：269件



コールセンター利用者満足度調査集計結果より
 実施期間：平成25年11月15日～12月14日
 満足度調査件数：3,080件
 回答率（転送件数／転送対象数）：16.2%



地方事務所面談アンケート集計結果より
 実施期間：平成25年9月1日～11月30日
 面談アンケート回収件数：1,531件
 回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：31.5%



【資料47】

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1	東京	平成25年4月	新宿区福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	新宿区福祉事務所職員	20名
2	東京	平成25年4月	新宿区消費者センター職員に対する法テラス業務説明	新宿区消費者センター職員	20名
3	東京	平成25年4月	新宿区地域福祉課職員に対する法テラス業務説明	新宿区地域福祉課職員	20名
4	東京	平成25年4月	新宿区社会福祉協議会における法テラス業務説明	新宿区社会福祉協議会職員	20名
5	東京	平成25年4月	高田馬場公証役場職員に対する法テラス業務説明	高田馬場公証役場職員	20名
6	東京	平成25年4月	新宿社会福祉協議会における法テラス業務説明	新宿区社会福祉協議会職員	3名
7	東京	平成25年5月	憲法の日記念露が関司法探検スタンプラリーにおける法テラス業務説明	東京都民	280名
8	東京	平成25年5月	北区地域包括支援センター職員との勉強会における法テラス業務説明	北区地域包括支援センター職員	25名
9	東京	平成25年5月	板橋区社会福祉協議会における法テラス業務説明	板橋区社会福祉協議会職員	2名
10	東京	平成25年5月	板橋区消費者センターにおける法テラス業務説明	板橋区消費者センター職員	2名
11	東京	平成25年5月	板橋区福祉総合事務所職員に対する法テラス業務説明	板橋区福祉総合事務所職員	2名
12	東京	平成25年5月	板橋区おとしより保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	板橋区おとしより保健福祉センター職員	2名
13	東京	平成25年5月	板橋区区民センター職員に対する法テラス業務説明	板橋区区民センター職員	2名
14	東京	平成25年5月	東京大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	東京大学法科大学院生	30名
15	東京	平成25年6月	世田谷区烏山総合支所区民相談担当職員に対する法テラス業務説明	世田谷区烏山総合支所区民相談担当職員	2名
16	東京	平成25年6月	世田谷区烏山総合支所生活支援課職員に対する法テラス業務説明	世田谷区烏山総合支所生活支援課職員	2名
17	東京	平成25年6月	世田谷区烏山総合支所からすやま子ども家庭支援センター職員に対する法テラス業務説明	世田谷区烏山総合支所からすやま子ども家庭支援センター職員	2名
18	東京	平成25年6月	世田谷区区民相談室職員に対する法テラス業務説明	世田谷区区民相談室職員	1名
19	東京	平成25年6月	世田谷区生活支援課職員に対する法テラス業務説明	世田谷区生活支援課職員	1名
20	東京	平成25年6月	世田谷区消費者センター職員に対する法テラス業務説明	世田谷区消費者センター職員	1名
21	東京	平成25年6月	中野区区民相談課職員に対する法テラス業務説明	中野区区民相談課職員	2名
22	東京	平成25年6月	中野区消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	中野区消費生活センター職員	2名
23	東京	平成25年6月	中野区子ども家庭支援センター職員に対する法テラス業務説明	中野区子ども家庭支援センター職員	1名
24	東京	平成25年6月	中野区税務課職員に対する法テラス業務説明	中野区税務課職員	2名
25	東京	平成25年6月	中野区犯罪被害者等相談支援窓口担当者に対する法テラス業務説明	中野区犯罪被害者等相談支援窓口担当者	1名
26	東京	平成25年6月	渋谷区生活福祉課職員に対する業務説明	渋谷区生活福祉課職員	2名
27	東京	平成25年6月	渋谷区子ども青少年対策課職員に対する法テラス業務説明	渋谷区子ども青少年対策課職員	1名
28	東京	平成25年6月	渋谷区企画部広報課職員に対する法テラス業務説明	渋谷区企画部広報課職員	1名
29	東京	平成25年6月	桐朋女子中学生に対する法テラス業務説明	桐朋女子中学校生徒	2名
30	東京	平成25年6月	目黒区区民の声課職員に対する法テラス業務説明	目黒区区民の声課職員	2名
31	東京	平成25年6月	目黒区福祉課職員に対する法テラス業務説明	目黒区福祉課職員	1名
32	東京	平成25年6月	北区広報課職員に対する法テラス業務説明	北区広報課職員	3名
33	東京	平成25年6月	北区区民相談室職員に対する法テラス業務説明	北区区民相談室職員	2名
34	東京	平成25年6月	北区高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	北区高齢福祉課職員	3名
35	東京	平成25年6月	北区社会福祉協議会における法テラス業務説明	北区社会福祉協議会職員	3名
36	東京	平成25年6月	杉並区区政相談課職員に対する法テラス業務説明	杉並区区政相談課職員	2名
37	東京	平成25年6月	杉並福祉事務所荻窪事務所職員に対する法テラス業務説明	杉並福祉事務所荻窪事務所職員	1名
38	東京	平成25年6月	杉並福祉事務所高円寺事務所職員に対する法テラス業務説明	杉並福祉事務所高円寺事務所職員	1名
39	東京	平成25年6月	杉並区社会福祉協議会における法テラス業務説明	杉並区社会福祉協議会職員	1名
40	東京	平成25年6月	杉並区消費者センター職員に対する法テラス業務説明	杉並区消費者センター職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
41	東京	平成25年6月	北区男女共同社会参画課職員に対する法テラス業務説明	北区男女共同社会参画課職員	3名
42	東京	平成25年6月	北区福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	北区福祉事務所職員	3名
43	東京	平成25年6月	北区消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	北区消費生活センター職員	5名
44	東京	平成25年6月	中野区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	中野区民生・児童委員	40名
45	東京	平成25年6月	葛飾区福祉管理課職員に対する法テラス業務説明	葛飾区福祉管理課職員	1名
46	東京	平成25年6月	世田谷区北沢総合支所地域振興課職員に対する法テラス業務説明	世田谷区北沢総合支所地域振興課職員	1名
47	東京	平成25年6月	世田谷区砧総合支所地域振興課職員に対する法テラス業務説明	世田谷区砧総合支所地域振興課職員	1名
48	東京	平成25年6月	世田谷区砧総合支所生活支援課職員に対する法テラス業務説明	世田谷区砧総合支所生活支援課職員	1名
49	東京	平成25年6月	世田谷区玉川支所地域振興課職員に対する法テラス業務説明	世田谷区玉川支所地域振興課職員	1名
50	東京	平成25年6月	世田谷区玉川支所生活支援課職員に対する法テラス業務説明	世田谷区玉川支所生活支援課職員	1名
51	東京	平成25年6月	足立区福祉管理課職員に対する法テラス業務説明	足立区福祉管理課職員	1名
52	東京	平成25年7月	東京都民に対する市民向け法教育(法律セミナー)	東京都民	20名
53	東京	平成25年7月	東京未来塾生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	東京未来塾生	4名
54	東京	平成25年8月	小平市広報課職員に対する法テラス業務説明	小平市広報課職員	4名
55	東京	平成25年8月	西東京市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	西東京市秘書広報課職員	4名
56	東京	平成25年8月	武蔵野市市民相談課職員に対する法テラス業務説明	武蔵野市市民相談課職員	3名
57	東京	平成25年8月	三鷹市相談・情報課職員に対する法テラス業務説明	三鷹市相談・情報課職員	3名
58	東京	平成25年8月	武蔵村山広報課職員に対する法テラス業務説明	武蔵村山市広報課職員	3名
59	東京	平成25年8月	東大和市広報課職員に対する法テラス業務説明	東大和市広報課職員	3名
60	東京	平成25年8月	東村山市生活文化課職員に対する法テラス業務説明	東村山市生活文化課職員	3名
61	東京	平成25年8月	八王子市暮らしの安全安心課職員に対する法テラス業務説明	八王子市暮らしの安全安心課職員	3名
62	東京	平成25年8月	八王子市社会福祉協議会における法テラス業務説明	八王子市社会福祉協議会職員	3名
63	東京	平成25年8月	町田市広聴課職員に対する法テラス業務説明	町田市広聴課職員	3名
64	東京	平成25年8月	多摩市広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	多摩市広報広聴課職員	3名
65	東京	平成25年8月	稲城市経済課消費生活係職員に対する法テラス業務説明	稲城市経済課消費生活係職員	3名
66	東京	平成25年8月	小平市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	小平市秘書広報課職員	7名
67	東京	平成25年8月	西東京市広報課職員に対する法テラス業務説明	西東京市広報課職員	7名
68	東京	平成25年8月	武蔵野市市民相談課職員に対する法テラス業務説明	武蔵野市市民相談課職員	7名
69	東京	平成25年8月	三鷹市相談・情報課職員に対する法テラス業務説明	三鷹市相談・情報課職員	6名
70	東京	平成25年8月	東村山市市民部生活文化課職員に対する法テラス業務説明	東村山市市民部生活文化課職員	6名
71	東京	平成25年8月	武蔵村山市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	武蔵村山市秘書広報課職員	6名
72	東京	平成25年8月	東大和市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	東大和市秘書広報課職員	6名
73	東京	平成25年8月	八王子市暮らしの安全安心課職員に対する法テラス業務説明	八王子市暮らしの安全安心課職員	7名
74	東京	平成25年8月	八王子市社会福祉協議会における法テラス業務説明	八王子市社会福祉協議会職員	5名
75	東京	平成25年8月	町田市政策経営部広聴課(市民相談室)職員に対する法テラス業務説明	町田市政策経営部広聴課(市民相談室)職員	6名
76	東京	平成25年8月	稲城市経済課消費生活係職員に対する法テラス業務説明	稲城市経済課消費生活係職員	6名
77	東京	平成25年8月	多摩市広報広聴市民係職員に対する法テラス業務説明	多摩市広報広聴市民係職員	5名
78	東京	平成25年9月	地域見守り協力員に対する法テラス業務説明	新宿区社会福祉協議会地域見守り協力員	5名
79	東京	平成25年9月	NPO日本メディエーションセンター職員に対する法テラス業務説明	日本メディエーションセンター職員	2名
80	東京	平成25年9月	新宿区社会福祉協議会における法テラス業務説明	新宿区社会福祉協議会職員	30名
81	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員地区協議会合同会長会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	7名
82	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
83	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員第5合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	80名
84	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員第6合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	80名
85	東京	平成25年9月	豊島区民に対する法テラス業務説明	豊島区民	20名
86	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員第7合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	80名
87	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員第1合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	80名
88	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員第2合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	80名
89	東京	平成25年9月	新宿区立西落合図書館における法教育(法律セミナー)、法テラス業務説明	東京都民	10名
90	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員第3合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	80名
91	東京	平成25年9月	足立区民生・児童委員第4合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	80名
92	東京	平成25年9月	板橋区前野おとしより相談センター民生・児童委員に対する法テラス業務説明	板橋区前野おとしより相談センター民生・児童委員	60名
93	東京	平成25年9月	国立市生活コミュニティ課職員に対する法テラス業務説明	国立市生活コミュニティ課職員	1名
94	東京	平成25年9月	葛飾区ケースワーカーの勉強会における法テラス業務説明	葛飾区ケースワーカー	30名
95	東京	平成25年9月	東京都立中央図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	東京都民	110名
96	東京	平成25年9月	多摩地区自治体住民相談窓口担当職員に対する法テラス業務説明	多摩地区自治体住民相談窓口担当職員	25名
97	東京	平成25年9月	国立市生活コミュニティ課職員に対する法テラス業務説明	国立市生活コミュニティ課職員	4名
98	東京	平成25年10月	新島村立式根島小学生に対する法教育(講義)	新島村立式根島小学校児童	7名
99	東京	平成25年10月	新島村立新島高校生に対する法テラス業務説明	新島村立新島高等学校生徒	18名
100	東京	平成25年10月	法の日週間記念行事「霞が関司法探検スタンプラリー」における法教育(講演)	東京都民、神奈川県民	56名
101	東京	平成25年10月	中野区福祉担当職員との懇談会における法テラス業務説明	中野区福祉担当職員	11名
102	東京	平成25年10月	主婦連合会会長に対する法テラス業務説明	主婦連合会会長	1名
103	東京	平成25年11月	東京23区社会福祉協議会における法テラス業務説明	東京23区社会福祉協議会職員	25名
104	東京	平成25年11月	桐朋女子中学生に対する法教育(講義)	桐朋女子中学校生徒	23名
105	東京	平成25年11月	中野区犯罪被害者週間・行事講演会における法テラス業務説明	中野区民	90名
106	東京	平成25年11月	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにおける法教育(講演)	東京都民、神奈川県民、千葉県民、埼玉県民	2000名
107	東京	平成25年11月	八丈町教育委員会職員に対する法テラス業務説明	八丈町教育委員会職員	1名
108	東京	平成25年11月	八丈町社会福祉協議会における法テラス業務説明会	八丈町社会福祉協議会職員	1名
109	東京	平成25年11月	八丈町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	八丈町地域包括支援センター職員	1名
110	東京	平成25年11月	中野区障がい者支援団体職員に対する法テラス業務説明	中野区障がい者支援団体職員	70名
111	東京	平成25年11月	豊島区福祉課職員に対する法テラス業務説明	豊島区福祉課職員	40名
112	東京	平成25年11月	ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにおける法教育(講演)	東京都民	500名
113	東京	平成25年11月	多摩地区社会福祉協議会における法テラス業務説明	多摩地区社会福祉協議会職員	31名
114	東京	平成25年11月	労働問題の法的解決に関する懇談会における法テラス業務説明	多摩地区の労働基準監督署、東京都労働相談情報センター職員等	23名
115	東京	平成25年12月	新宿区区长室区政情報課広聴係職員に対する業務説明	新宿区区长室区政情報課広聴係職員	1名
116	東京	平成25年12月	新宿区福祉事務所生活福祉課職員に対する業務説明	新宿区福祉事務所生活福祉課職員	1名
117	東京	平成25年12月	世田谷区広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	世田谷区広報広聴課職員	1名
118	東京	平成25年12月	世田谷区世田谷保健福祉センター職員に対する業務説明	世田谷区世田谷保健福祉センター	1名
119	東京	平成25年12月	世田谷区玉川保健福祉センター職員に対する業務説明	世田谷区玉川保健福祉センター職員	1名
120	東京	平成25年12月	世田谷区烏山保健福祉センター職員に対する業務説明	世田谷区烏山保健福祉センター職員	1名
121	東京	平成25年12月	新宿区立落合第一小学生に対する法教育	新宿区立落合第一小学校児童(6年生)	62名
122	東京	平成25年12月	荒川区区民相談担当職員に対する法テラス業務説明	荒川区区民相談担当職員	1名
123	東京	平成25年12月	荒川区産業振興課職員に対する法テラス業務説明	荒川区産業振興課職員	1名
124	東京	平成25年12月	荒川区保護課職員に対する法テラス業務説明	荒川区保護課職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
125	東京	平成25年12月	荒川区総務企画部総務企画課職員に対する法テラス業務説明	荒川区総務企画部総務企画課職員	1名
126	東京	平成25年12月	荒川区立男女平等推進センター職員に対する法テラス業務説明	荒川区男女平等推進センター(アクト21)職員	1名
127	東京	平成25年12月	足立区市政相談課職員に対する法テラス業務説明	足立区市政相談課職員	1名
128	東京	平成25年12月	足立区中部福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	足立区中部福祉事務所職員	1名
129	東京	平成25年12月	足立区消費者センター職員に対する法テラス業務説明	足立区消費者センター職員	1名
130	東京	平成25年12月	足立区男女参画プラザ職員に対する法テラス業務説明	足立区男女参画プラザ職員	1名
131	東京	平成25年12月	足立区立中央図書館職員に対する法テラス業務説明	足立区立中央図書館職員	1名
132	東京	平成25年12月	台東区広報課区民相談室担当職員に対する法テラス業務説明	台東区広報課区民相談室担当職員	1名
133	東京	平成25年12月	台東区くらしの相談課職員に対する法テラス業務説明	台東区くらしの相談課職員	1名
134	東京	平成25年12月	台東区保護課職員に対する法テラス業務説明	台東区保護課職員	1名
135	東京	平成25年12月	台東区交通事故相談センター職員に対する法テラス業務説明	台東区交通事故相談センター職員	1名
136	東京	平成25年12月	更生施設しのばず荘職員に対する法テラス業務説明	更生施設しのばず荘職員	1名
137	東京	平成25年12月	台東区権利擁護センター(あんしん台東)職員に対する法テラス業務説明	台東区権利擁護センター(あんしん台東)職員	1名
138	東京	平成25年12月	葛飾区区民相談室職員に対する法テラス業務説明	葛飾区区民相談室職員	1名
139	東京	平成25年12月	葛飾区西生活課相談係職員に対する法テラス業務説明	葛飾区西生活課相談係職員	1名
140	東京	平成25年12月	葛飾区消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	葛飾区消費生活センター職員	1名
141	東京	平成25年12月	墨田区企画経営室広報広聴担当職員に対する法テラス業務説明	墨田区企画経営室広報広聴担当職員	1名
142	東京	平成25年12月	墨田区すみだ消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	墨田区すみだ消費生活センター職員	1名
143	東京	平成25年12月	渋谷区役所職員に対する法テラス業務説明	渋谷区役所職員	1名
144	東京	平成25年12月	渋谷区福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	渋谷区福祉事務所職員	1名
145	東京	平成25年12月	目黒区役所職員に対する法テラス業務説明	目黒区役所職員	1名
146	東京	平成25年12月	目黒区福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	目黒区福祉事務所職員	1名
147	東京	平成25年12月	墨田区保護課相談担当職員に対する法テラス業務説明	墨田区保護課相談担当職員	1名
148	東京	平成25年12月	世田谷区砧保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	世田谷区砧保健福祉センター職員	1名
149	東京	平成25年12月	中野区役所職員に対する法テラス業務説明	中野区役所職員	1名
150	東京	平成25年12月	中野福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	中野福祉事務所職員	1名
151	東京	平成25年12月	杉並区福祉事務所高井戸事務所職員に対する法テラス業務説明	杉並区福祉事務所高井戸事務所職員	1名
152	東京	平成25年12月	杉並区区长室職員に対する法テラス業務説明	杉並区区长室職員	1名
153	東京	平成25年12月	杉並区市政相談課職員に対する法テラス業務説明	杉並区市政相談課職員	1名
154	東京	平成25年12月	杉並福祉事務所荻窪事務所職員に対する法テラス業務説明	杉並福祉事務所荻窪事務所職員	1名
155	東京	平成25年12月	杉並福祉事務所高円寺事務所職員に対する法テラス業務説明	杉並福祉事務所高円寺事務所職員	1名
156	東京	平成25年12月	墨田区子育て支援課職員に対する法テラス業務説明	墨田区子育て支援課職員	1名
157	東京	平成25年12月	墨田区すみだ女性センター職員に対する法テラス業務説明	墨田区すみだ女性センター職員	1名
158	東京	平成25年12月	墨田区福祉管理課職員に対する法テラス業務説明	墨田区福祉管理課職員	1名
159	東京	平成25年12月	江東区男女共同参画推進センター職員に対する法テラス業務説明	江東区男女共同参画推進センター職員	1名
160	東京	平成25年12月	社会福祉法人有隣協会さざなみ苑職員に対する法テラス業務説明	社会福祉法人有隣協会さざなみ苑職員	1名
161	東京	平成25年12月	江東区広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	江東区広報広聴課職員	1名
162	東京	平成25年12月	江東区保護課職員に対する法テラス業務説明	江東区保護課職員	1名
163	東京	平成25年12月	江戸川区区民相談室職員に対する法テラス業務説明	江戸川区区民相談室職員	1名
164	東京	平成25年12月	江戸川区福祉事務所生活支援第一課職員に対する法テラス業務説明	江戸川区福祉事務所生活支援第一課職員	1名
165	東京	平成25年12月	台東区生涯学習センター職員に対する法テラス業務説明	台東区生涯学習センター職員	1名
166	東京	平成25年12月	台東区立中央図書館職員に対する法テラス業務説明	台東区立中央図書館職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
167	東京	平成25年12月	台東区男女平等推進ブラザ職員に対する法テラス業務説明	台東区立男女平等推進ブラザ職員	1名
168	東京	平成25年12月	東京ウィメンズブラザ職員に対する法テラス業務説明	東京ウィメンズブラザ職員	1名
169	東京	平成25年12月	被害者支援都民センター職員に対する法テラス業務説明	被害者支援都民センター職員	1名
170	東京	平成25年12月	被害者支援都民センター職員に対する法テラス業務説明	被害者支援都民センター職員	1名
171	東京	平成25年12月	中野区役所職員に対する法テラス業務説明	中野区役所職員	1名
172	東京	平成25年12月	港区立男女平等参画センター(リーブラ)職員に対する法テラス業務説明	港区立男女平等参画センター(リーブラ)職員	1名
173	東京	平成25年12月	新宿区立落合第一小生に対する法テラス業務説明	新宿区立落合第一小学校児童	1名
174	東京	平成25年12月	NPO法人PandA-J職員に対する法テラス業務説明	NPO法人PandA-J職員	1名
175	東京	平成26年1月	八王子市民講座における法教育(講演)	八王子市民	100名
176	東京	平成26年1月	八王子市民講座における法教育(講演)	八王子市民	100名
177	東京	平成26年2月	入間市立西武中学生に対する法テラス業務説明	入間市立西武中学校生徒	20名
178	東京	平成26年2月	葛飾区立中央図書館における法教育(講演)	葛飾区民、葛飾区立図書館利用者	50名
179	東京	平成26年2月	東京都市市民相談事務連絡協議会における法テラス業務説明	東京都市市民相談事務連絡協議会・第一ブロック構成市市民相談担当課長	9名
180	東京	平成26年2月	新宿区立四谷図書館における法教育(講演)	新宿区民、新宿区立図書館利用者	30名
181	東京	平成26年3月	新宿区立大久保図書館における法教育(講演)	新宿区民、新宿区立図書館利用者	19名
182	神奈川	平成25年4月	横浜市市民相談室、健康福祉局等職員に対する法テラス業務説明	横浜市市民相談室、健康福祉局等職員	10名
183	神奈川	平成25年4月	泉区飯田地区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	泉区飯田地区民生・児童委員	20名
184	神奈川	平成25年5月	大和中央林間地区民生・児童委員協議会職員による法テラス業務説明、事務所見学	大和中央林間地区民生・児童委員	24名
185	神奈川	平成25年5月	鎌倉市地域包括支援センター等職員に対する法テラス業務説明、事務所見学	地域包括支援センター職員、社会福祉士、鎌倉市職員、鎌倉市社協職員	12名
186	神奈川	平成25年5月	泉区和泉中央地区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	泉区和泉中央地区民生・児童委員、主任児童委員	26名
187	神奈川	平成25年6月	NPOよこまは成年後見つばさ職員に対する法テラス業務説明、事務所見学	横浜市福祉関係職員OB等	4名
188	神奈川	平成25年6月	横浜市広報相談係長会における法テラス業務説明	横浜市・区の広報相談担当職員	25名
189	神奈川	平成25年6月	泉区中川地区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	泉区中川地区民生・児童委員協議会会長等	50名
190	神奈川	平成25年6月	横浜民事調停協会自主研修会における法テラス業務説明	調停委員	35名
191	神奈川	平成25年6月	茅ヶ崎市民生・児童委員協議会定例会・研修会における法テラス業務説明	茅ヶ崎市各地区民生・児童委員協議会会長、副会長	40名
192	神奈川	平成25年6月	被害者協議会における法テラス業務説明、意見交換	神奈川県、横浜市、犯罪被害者支援センター職員等	12名
193	神奈川	平成25年7月	寒川町東部地区民生・児童委員等に対する法テラス業務説明、事務所見学	寒川町東部地区民生・児童委員	21名
194	神奈川	平成25年7月	ヤミ金融対策連絡会議における法テラス業務説明	ヤミ金融対策連絡会議出席者	10名
195	神奈川	平成25年7月	大和市和喜園地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大和市和喜園地域包括支援センター職員	15名
196	神奈川	平成25年7月	横浜市障害福祉従事者に対する法テラス業務説明、事務所見学	横浜市障害福祉従事者	65名
197	神奈川	平成25年7月	本牧原地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明、事務所見学	本牧原地域包括支援センター職員、学生	2名
198	神奈川	平成25年7月	被害者協議会における法テラス業務説明、意見交換	神奈川県庁、横浜市役所、犯罪被害者支援センター職員等	12名
199	神奈川	平成25年8月	横浜市中区保護課職員に対する法テラス業務説明	横浜市中区保護課職員	5名
200	神奈川	平成25年8月	上飯田地区老人会会長会における法テラス業務説明	上飯田地区老人会会長会出席者	20名
201	神奈川	平成25年8月	神奈川区白幡地区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明、事務所見学	神奈川区白幡地区民生・児童委員	15名
202	神奈川	平成25年8月	医療法人福和会職員に対する法テラス業務説明、事務所見学	医療福祉法人福和会職員	2名
203	神奈川	平成25年8月	横浜市教育委員会との協議会における法テラス業務説明	横浜市教育委員会職員	3名
204	神奈川	平成25年8月	被害者協議会における法テラス業務説明、意見交換	神奈川県庁、横浜市役所、犯罪被害者支援センター職員等	12名
205	神奈川	平成25年9月	神奈川区大口七島地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明、事務所見学	神奈川区大口七島地区民生・児童委員	16名
206	神奈川	平成25年9月	日本産業カウンセリング協会神奈川支部役員に対する法テラス業務説明、事務所見学	日本産業カウンセリング協会神奈川支部役員	2名
207	神奈川	平成25年9月	横浜市中区保護課職員に対する法テラス業務説明	横浜市中区保護課職員	4名
208	神奈川	平成25年9月	神奈川県内各警察署住民相談係員に対する法テラス業務説明	神奈川県内各警察署住民相談係員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
209	神奈川	平成25年9月	神奈川県社会福祉士会主催の市民セミナーにおける法テラス業務説明	一般市民	90名
210	神奈川	平成25年10月	相模原市緑生活支援課職員に対する法テラス業務説明	相模原市緑生活支援課職員	72名
211	神奈川	平成25年10月	横浜市民生・児童委員協議会理事会における法テラス業務説明	横浜市民生・児童委員協議会理事会出席者	30名
212	神奈川	平成25年10月	横浜YMCA職員に対する法テラス業務説明、事務所見学	横浜YMCA職員、サポーター	8名
213	神奈川	平成25年10月	港北区新吉田地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	港北区新吉田地域包括支援センター職員	12名
214	神奈川	平成25年10月	藤沢市遠藤地区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	藤沢市遠藤地区民生・児童委員	16名
215	神奈川	平成25年10月	横浜市民相談室職員に対する法テラス業務説明	横浜市民相談室職員	180名
216	神奈川	平成25年10月	横浜家事調停協会における法テラス業務説明	横浜家事調停協会調停員	20名
217	神奈川	平成25年10月	NPO「和の輪」会員に対する法テラス業務説明	NPO「和の輪」会員	10名
218	神奈川	平成25年10月	被害者協議会における法テラス業務説明、意見交換	神奈川県庁、横浜市役所、犯罪被害者支援センター職員等	12名
219	神奈川	平成25年11月	横浜市民相談室職員に対する法テラス業務説明	横浜市民相談室職員	48名
220	神奈川	平成25年11月	海老名市役所職員に対する法テラス業務説明	海老名市役所職員	6名
221	神奈川	平成25年11月	瀬谷区民生・児童委員協議会職員に対する法テラス業務説明、事務所見学	瀬谷区民生・児童委員協議会職員	15名
222	神奈川	平成25年11月	綾瀬市役所職員に対する法テラス業務説明	綾瀬市役所職員	10名
223	神奈川	平成25年11月	厚木市役所職員に対する法テラス業務説明	厚木市役所職員	10名
224	神奈川	平成25年11月	清川村役場職員に対する法テラス業務説明	清川村役場職員	1名
225	神奈川	平成25年11月	三浦市税外徴収担当職員に対する法テラス業務説明	三浦市税外徴収担当職員	15名
226	神奈川	平成25年11月	横浜社会福祉協議会における法テラス業務説明	横浜社会福祉協議会職員、福祉医療団体職員等	70名
227	神奈川	平成25年12月	被害者協議会における法テラス業務説明、意見交換	神奈川県庁、横浜市役所、犯罪被害者支援センター職員等	12名
228	神奈川	平成25年12月	神奈川県地域福祉課職員との意見交換会における法テラス業務説明	神奈川県地域福祉課職員	30名
229	神奈川	平成25年12月	神奈川被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	神奈川被害者支援センター職員	30名
230	神奈川	平成25年12月	神奈川県内自治体職員に対する法テラス業務説明	神奈川県内自治体職員	30名
231	神奈川	平成26年1月	神奈川県内自治体職員に対する法テラス業務説明	神奈川県内自治体職員	28名
232	神奈川	平成26年2月	ヤミ金融対策連絡会議における法テラス業務説明	ヤミ金融対策連絡会議出席者	10名
233	神奈川	平成26年2月	横浜市立大学病院関係者に対する法テラス業務説明	横浜市立大学病院関係者	2名
234	神奈川	平成26年2月	ハイテラス金沢文庫老人会における法テラス業務説明	ハイテラス金沢文庫老人会関係者	28名
235	神奈川	平成26年2月	神奈川県内自治体相談担当職員への法テラス業務説明	神奈川県内自治体相談担当職員	55名
236	神奈川	平成26年3月	宮前区保護司会における法テラス業務説明	宮前区保護司	50名
237	神奈川	平成26年3月	武蔵野大学大学生に対する法テラス業務説明、事務所見学	武蔵野大学大学生	16名
238	神奈川	平成26年3月	神奈川県安全防災局安全防災部相談員養成研修における法テラス業務説明	神奈川県安全防災局安全防災部相談員	46名
239	神奈川	平成26年3月	神奈川県民生・児童委員協議会総会における法テラス業務説明	市町村民生・児童委員協議会会長・副会長、担当職員	170名
240	神奈川	平成26年3月	神奈川県警察本部相談員に対する法テラス業務説明	神奈川県警察本部相談員	28名
241	神奈川	平成26年3月	NPO「和の輪」電話相談員研修における法テラス業務説明	NPO「和の輪」電話相談員	10名
242	埼玉	平成25年4月	ふじみの国際交流センター職員に対する法テラス業務説明	ふじみの国際交流センター職員	10名
243	埼玉	平成25年4月	浦和区地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	浦和区地域包括支援センター職員	12名
244	埼玉	平成25年5月	加須市役所職員に対する法テラス業務説明	加須市役所職員	8名
245	埼玉	平成25年6月	久喜市内ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	久喜市内ケアマネージャー	20名
246	埼玉	平成25年6月	さいたま市中央区ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	さいたま市中央区ケアマネージャー	40名
247	埼玉	平成25年6月	行政書士会運営委員会委員に対する業務説明	行政書士会運営委員会委員	7名
248	埼玉	平成25年6月	埼玉県内臨床心理士に対する法テラス業務説明	埼玉県内臨床心理士	350名
249	埼玉	平成25年7月	埼玉県都市整備部建築安全課職員及び相談員に対する法テラス業務説明	埼玉県都市整備部建築安全課職員、相談員	3名
250	埼玉	平成25年7月	新座市役所職員に対する法テラス業務説明	新座市役所職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
251	埼玉	平成25年7月	障害者就業・生活支援センター職員に対する法テラス業務説明	障害者就業・生活支援センター職員	2名
252	埼玉	平成25年7月	埼玉県庁及び埼玉県警察職員等に対する法テラス業務説明	埼玉県庁、埼玉県警察職員等	4名
253	埼玉	平成25年7月	埼玉県交通安全協会相談員に対する法テラス業務説明	埼玉県交通安全協会相談員	1名
254	埼玉	平成25年7月	特別養護老人ホームみちみち伊奈中央職員に対する法テラス業務説明	特別養護老人ホームみちみち伊奈中央職員	2名
255	埼玉	平成25年7月	幸手東地域包括支援センター、幸手市役所職員に対する法テラス業務説明	幸手東地域包括支援センター、幸手市役所職員	1名
256	埼玉	平成25年8月	鴻巣地域包括支援センターふくしのまち職員に対する法教育(講演)	鴻巣地域包括支援センターふくしのまち職員	1名
257	埼玉	平成25年8月	上尾市役所職員に対する法テラス業務説明	上尾市社会福祉士、看護師、ケースワーカー等	20名
258	埼玉	平成25年8月	さいたま市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	さいたま市民生・児童委員	50名
259	埼玉	平成25年8月	さいたま市ケアマネージャー等に対する法教育(講演)	さいたま市ケアマネージャー、保健師	20名
260	埼玉	平成25年8月	障がい者支援団体職員に対する法テラス業務説明	障がい者支援団体職員	15名
261	埼玉	平成25年8月	第15回埼玉県南西部障害者就労支援センター等情報交換会における法テラス業務説明	埼玉県南西部障害者就労者支援センター職員	15名
262	埼玉	平成25年8月	さいたま市、川越市消費生活コンサルタント勉強会における法テラス業務説明	さいたま市、川越市消費生活コンサルタント	18名
263	埼玉	平成25年9月	川越市内相談員に対する法テラス業務説明	川越市内相談員	6名
264	埼玉	平成25年9月	幸手市役所、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	幸手市役所、地域包括支援センター職員	14名
265	埼玉	平成25年9月	医師、看護師等に対する法テラス業務説明	精神科医、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等	15名
266	埼玉	平成25年9月	春日部市暮らしの安全課職員に対する法テラス業務説明	春日部市暮らしの安全課職員	1名
267	埼玉	平成25年9月	秩父市内病院ケースワーカー、地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、事例検討会	秩父市内病院ケースワーカー、地域包括支援センター職員	30名
268	埼玉	平成25年10月	さいたま市浦和区民に対する法教育(講演)	さいたま市浦和区民	18名
269	埼玉	平成25年10月	川越市民に対する法教育(講演)	川越市民	25名
270	埼玉	平成25年10月	岩槻区障害者支援機関職員に対する法テラス業務説明	岩槻区障害者支援機関職員	30名
271	埼玉	平成25年10月	春日部市民に対する法教育(講演)	春日部市民	80名
272	埼玉	平成25年11月	伊奈町民生・児童委員、保護司、人権擁護委員等に対する法テラス業務説明	伊奈町の民生・児童委員、保護司、人権擁護委員等	60名
273	埼玉	平成25年11月	志木市DV対策ネットワーク会議における法教育(講演)	志木市DV対策ネットワーク会議参加者	25名
274	埼玉	平成25年11月	上尾市平方地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	上尾市平方地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等相談員	18名
275	埼玉	平成25年12月	岩槻区顔の見えるネットワーク会議における法テラス業務説明	岩槻区支援課、さいたま市障害福祉課、さいたま市障害者更生相談センター職員	45名
276	埼玉	平成25年12月	川越市民に対する法教育(講演)	川越市民	5名
277	埼玉	平成25年12月	川越市民に対する法教育(講演)	川越市民	11名
278	埼玉	平成25年12月	川越市民に対する法教育(講演)	川越市民	6名
279	埼玉	平成25年12月	川越市地域包括支援センターかすみケアマネージャーとの勉強会における法テラス業務説明	川越市地域包括支援センターかすみケアマネージャー	20名
280	埼玉	平成26年1月	加須市役所職員に対する法テラス業務説明	加須市社会福祉士、ケースワーカー、ケアマネージャー	40名
281	埼玉	平成26年1月	獨協地域と子どもリーガルセンター職員に対する法テラス業務説明	獨協地域と子どもリーガルセンター職員	6名
282	埼玉	平成26年2月	幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会メンバーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会メンバー	80名
283	埼玉	平成26年2月	伊奈町民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	伊奈町民生・児童委員等	75名
284	埼玉	平成26年2月	加須市ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	加須市ケアマネージャー	45名
285	埼玉	平成26年2月	草加市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	草加市民生・児童委員等	35名
286	埼玉	平成26年3月	吉川市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	吉川市民生・児童委員	2名
287	埼玉	平成26年3月	越谷市民生・児童委員、越谷市役所職員に対する法テラス業務説明	越谷市民生・児童委員、越谷市役所職員	40名
288	埼玉	平成26年3月	「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」における法テラス業務説明	岩槻区支援課、さいたま市障害福祉課、さいたま市障害者更生相談センター職員	50名
289	埼玉	平成26年3月	八潮市福祉課職員に対する法テラス業務説明	八潮市役所社会福祉課職員	2名
290	埼玉	平成26年3月	さいたま市内地域包括支援センターとの困難案件検討会議における法テラス業務説明	浦和区内シニアサポートセンター、浦和区在宅介護支援センター職員等	17名
291	埼玉	平成26年3月	松伏町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	松伏町民生・児童委員	50名
292	埼玉	平成26年3月	加須市婦人会員等に対する法テラス業務説明	加須市婦人会員等	40名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
293	埼玉	平成26年3月	川口市役所職員に対する法テラス業務説明	川口市役所職員	2名
294	埼玉	平成26年3月	幸手市社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	幸手市社会福祉課職員	1名
295	埼玉	平成26年3月	久喜市社会福祉課社会福祉係職員に対する法テラス業務説明	久喜市社会福祉課社会福祉係職員	1名
296	埼玉	平成26年3月	加須市福祉部社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	加須市福祉部社会福祉課職員	1名
297	埼玉	平成26年3月	八潮市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	八潮市民生・児童委員	125名
298	埼玉	平成26年3月	越谷市民生・児童委員、越谷市役所職員に対する法テラス業務説明	越谷市民生・児童委員、越谷市役所職員	40名
299	千葉	平成25年4月	若葉区内介護保険事業者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	若葉区内介護保険事業者	45名
300	千葉	平成25年5月	若葉区内介護保険事業者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	若葉区内介護保険事業者	80名
301	千葉	平成25年5月	旭市障がい者就業生活支援センター等にて訓練中・在職中の障がい者に対する法教育(講演)	旭市障がい者就業生活支援センター等にて訓練中・在職中の障がい者	30名
302	千葉	平成25年5月	千葉中央図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	40名
303	千葉	平成25年5月	千葉県精神保健福祉協会における法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県精神保健福祉士協会会員	100名
304	千葉	平成25年5月	さんぶエリアネット運営委員会における法テラス業務説明	さんぶエリアネット運営委員会会員	30名
305	千葉	平成25年6月	流山市東部地域包括支援センターケアマネージャーに対する法テラス業務説明	流山市地域包括支援センターケアマネージャー	15名
306	千葉	平成25年6月	千葉保護観察所における法テラス業務説明	千葉県保護観察所課長、監察官、保護司	10名
307	千葉	平成25年6月	障害者家族会における法教育(講演)	障害者家族会	20名
308	千葉	平成25年6月	千葉県精神保健福祉センター「薬物乱用問題を考える会」における法テラス業務説明	薬物乱用問題当事者、家族、関係機関職員、薬物乱用問題に関心のある方	50名
309	千葉	平成25年6月	ゆるネット会員、福祉関係機関職員に対する法テラス業務説明	ゆるネット会員、福祉関係機関職員	15名
310	千葉	平成25年6月	香取市市民活動推進課職員に対する法テラス業務説明	香取市市民活動推進課職員	3名
311	千葉	平成25年6月	香取市社会福祉協議会窓口担当者に対する法テラス業務説明	香取市社会福祉協議会窓口担当者	2名
312	千葉	平成25年7月	佐倉市市民相談員、心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	佐倉市市民相談員、心配ごと相談員	40名
313	千葉	平成25年7月	精神障害者の地域移行・定着支援についての意見交換会における法テラス業務説明	千葉県精神保健福祉士協会	3名
314	千葉	平成25年7月	千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会及び犯罪被害者等に対する支援部会における法テラス業務説明	千葉県安全安心まちづくり推進協議会会員、犯罪による被害者等に対する支援部会	60名
315	千葉	平成25年7月	母子自立支援員に対する法教育(講演)、法テラスの業務説明	母子自立支援員	8名
316	千葉	平成25年7月	旭市市民生活課市民生活支援班職員に対する法テラス業務説明	市役所市民生活課市民生活支援班職員	2名
317	千葉	平成25年7月	総合病院国保旭中央病院における法テラス業務説明	総合病院国保旭中央病院担当者	4名
318	千葉	平成25年7月	千葉県母子自立支援員婦人相談員連絡協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	母子自立支援相談員	20名
319	千葉	平成25年7月	流山市社会福祉協議会における法テラス業務説明	流山市社会福祉協議会心配事相談員	15名
320	千葉	平成25年7月	八千代市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	八千代市民	100名
321	千葉	平成25年8月	社会福祉士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県内社会福祉士	40名
322	千葉	平成25年8月	ゆるネット勉強会参加者に対する法テラス業務説明	社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等	30名
323	千葉	平成25年8月	リハビリ全国フォーラム2013における法テラス業務説明	福祉関係者	40名
324	千葉	平成25年9月	市原市母子自立支援相談員、婦人相談員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	母子自立支援相談員、婦人相談員等	20名
325	千葉	平成25年9月	さんむ広域後見支援センターにおける法テラス業務説明	自治体職員、社会福祉協議会職員等	25名
326	千葉	平成25年9月	家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議における法テラス業務説明	家庭等における暴力対策ネットワーク会議所属団体担当者	20名
327	千葉	平成25年9月	千葉県立千葉商業高校生(定時制)に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	千葉県立千葉商業高等学校(定時制)生徒	150名
328	千葉	平成25年10月	千葉県立松戸向陽高校生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	千葉県立松戸向陽高等学校3年生生徒	240名
329	千葉	平成25年10月	高齢者大学における法教育(講演)、法テラス業務説明	中町地区住民	30名
330	千葉	平成25年10月	市原市ケアマネージャー連絡会における法テラス業務説明	ケアマネージャー	100名
331	千葉	平成25年10月	千葉県国際交流センター職員に対する法テラス業務説明	千葉県国際交流センター職員	6名
332	千葉	平成25年10月	高齢者大学における法教育(講演)	元町地区住民	30名
333	千葉	平成25年10月	府中刑務所に開催の支援会議における法テラス業務説明	府中刑務所職員、千葉県に帰予定の在監者	10名
334	千葉	平成25年10月	福祉機関担当者に対する法テラス業務説明	養護老人ホーム職員、自治体障がい者支援課職員等	8名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
335	千葉	平成25年10月	千葉県立千葉工業高校生(定時制)に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	千葉県立千葉工業高等学校(定時制)1年生生徒	40名
336	千葉	平成25年11月	鎌ヶ谷市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鎌ヶ谷市民	250名
337	千葉	平成25年11月	印西市立大森図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	印西市民	80名
338	千葉	平成25年11月	精神保健福祉士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	精神保健福祉士	30名
339	千葉	平成25年11月	流山市社会福祉協議会協力員に対する法テラス業務説明	流山市社会福祉協議会協力員	200名
340	千葉	平成25年11月	我孫子市在住高齢者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	我孫子市在住高齢者	100名
341	千葉	平成25年11月	千葉県医療社会事業協会、精神保健福祉士協会、社会福祉士会合同研修会における法テラス業務説明	医療従事者、精神保健福祉士、社会福祉士、介護事業者、ソーシャルワーカー	50名
342	千葉	平成25年11月	犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」における法テラス業務説明	千葉県警、千葉犯罪被害者支援センター、千葉県庁	230名
343	千葉	平成25年12月	千葉県内北総地区病院ソーシャルワーカーに対する法テラス業務説明	千葉県内北総地区病院ソーシャルワーカー	20名
344	千葉	平成25年12月	富津市障害者自立支援協議会権利擁護部会における法教育(講演会)、法テラス業務説明	富津市内及び周辺自治体行政職、福祉職員等	100名
345	千葉	平成25年12月	千葉県立佐原高校生(定時制)に対する法教育(講義)	千葉県立佐原高等学校(定時制)生徒	85名
346	千葉	平成25年12月	千葉県立千葉高校生に対する法テラス業務説明	千葉県立千葉高等学校生徒	4名
347	千葉	平成25年12月	千葉県内定時制擁護学校教諭研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	千葉県内定時制擁護学校教諭	25名
348	千葉	平成26年1月	千葉県立東金高校生(定時制)に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	千葉県立東金高等学校(定時制)生徒	132名
349	千葉	平成26年1月	習志野市消費生活相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	習志野市消費生活相談員	5名
350	千葉	平成26年2月	ピアサポーター育成講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	ピアサポーター、ピアスタッフ	45名
351	千葉	平成26年2月	東金市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東金市民	60名
352	千葉	平成26年2月	八千代市生活支援課職員に対する法教育(講演)	八千代市生活支援課職員	15名
353	千葉	平成26年2月	八街市消費生活相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	八街市消費生活相談員	4名
354	千葉	平成26年2月	九十九里地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	九十九里地域包括支援センター職員、関係福祉機関担当者	10名
355	千葉	平成26年2月	ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	ケアマネージャー	30名
356	千葉	平成26年2月	関東地区知的障害者福祉協会における法テラス業務説明	関東地区知的障害者福祉協会・障害者支援施設部会の各都県市の代表者等	150名
357	千葉	平成26年2月	千葉市生涯学習センターにおける法教育(講演)	県内警察官、病院関係者、千葉県内犯罪被害担当者等	40名
358	千葉	平成26年3月	介護サービス事業者に対する法教育、法テラス業務説明	若葉区内介護サービス事業者	30名
359	千葉	平成26年3月	流山市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	流山市民	70名
360	千葉	平成26年3月	九十九里地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	九十九里地域包括支援センター職員	5名
361	千葉	平成26年3月	特別調整対象者、福祉担当者に対する法テラス業務説明	千葉県地域生活定着支援センター職員、千葉県帰住予定の特別調整対象者	3名
362	千葉	平成26年3月	山武広域後見支援センターにおける法テラス業務説明	山武広域後見支援センター職員	3名
363	千葉	平成26年3月	習志野市消費生活相談員に対する法テラス業務説明	習志野市消費生活相談員	5名
364	茨城	平成25年4月	こころの医療センターにおける法テラス業務説明	こころの医療センター職員	5名
365	茨城	平成25年4月	ひたちなか市消費生活センター、ひたちなか市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	ひたちなか市消費生活センター職員、ひたちなか市地域包括支援センター職員	4名
366	茨城	平成25年5月	土浦市社会福祉協議会における法テラス業務説明	土浦市社会福祉協議会職員	5名
367	茨城	平成25年5月	土浦市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	土浦市地域包括支援センター職員	5名
368	茨城	平成25年5月	土浦市市長公室広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	土浦市市長公室広報広聴課職員	5名
369	茨城	平成25年5月	土浦市高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	土浦市高齢福祉課職員	5名
370	茨城	平成25年5月	つくば市総務部総務課職員に対する法テラス業務説明	つくば市総務部総務課職員	5名
371	茨城	平成25年5月	つくば市民部国際・文化部職員に対する法テラス業務説明	つくば市民部国際・文化部職員	5名
372	茨城	平成25年5月	つくば市社会福祉協議会における法テラス業務説明	つくば市社会福祉協議会職員	5名
373	茨城	平成25年5月	つくば市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	つくば市地域包括支援センター職員	5名
374	茨城	平成25年5月	阿見町総務部総務課職員に対する法テラス業務説明	阿見町総務部総務課職員	5名
375	茨城	平成25年5月	阿見町生活産業部商工観光課職員に対する法テラス業務説明	阿見町生活産業部商工観光課職員	5名
376	茨城	平成25年5月	阿見町社会福祉協議会における法テラス業務説明	阿見町社会福祉協議会職員	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
377	茨城	平成25年5月	阿見町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	阿見町地域包括支援センター職員	5名
378	茨城	平成25年5月	稲敷市総務部総務課職員に対する法テラス業務説明	稲敷市総務部総務課職員	5名
379	茨城	平成25年5月	稲敷市産業建設部商工観光課職員に対する法テラス業務説明	稲敷市産業建設部商工観光課職員	5名
380	茨城	平成25年5月	稲敷市社会福祉協議会における法テラス業務説明	稲敷市社会福祉協議会職員	5名
381	茨城	平成25年5月	稲敷市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	稲敷市地域包括支援センター職員	5名
382	茨城	平成25年5月	茨城県被害者支援連絡協議会幹事会における法テラス業務説明	茨城県被害者支援連絡協議会構成員	50名
383	茨城	平成25年6月	県南地域における関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	土浦市社会福祉協議会等14関係機関職員	24名
384	茨城	平成25年6月	地域包括支援センター職員(初任者)研修における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	20名
385	茨城	平成25年6月	茨城県地域包括支援センター研修会における法テラス業務説明	茨城県地域包括支援センター職員	50名
386	茨城	平成25年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡会構成員に対する法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	15名
387	茨城	平成25年6月	電話相談員養成講座における法テラス業務説明	一般市民、電話相談実施者等	13名
388	茨城	平成25年6月	日常生活支援事業新任専門員に対する法テラス業務説明	日常生活支援事業新任専門員	30名
389	茨城	平成25年6月	茨城県要保護児童対策地域連絡協議会構成員に対する法テラス業務説明	茨城県要保護児童対策地域連絡協議会構成員	36名
390	茨城	平成25年6月	公民館講座における法テラス業務説明	公民館講座受講者	20名
391	茨城	平成25年7月	県西地域の関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	下妻市社会福祉協議会職員等	20名
392	茨城	平成25年7月	坂東市消費生活センターにおける法テラス業務説明	坂東市消費生活センター職員、相談員	5名
393	茨城	平成25年7月	坂東市社会福祉協議会における法テラス業務説明	坂東市社会福祉協議会職員	5名
394	茨城	平成25年7月	坂東市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	坂東市地域包括支援センター職員	5名
395	茨城	平成25年7月	坂東市南部地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	坂東市南部地域包括支援センター職員	5名
396	茨城	平成25年7月	境町農政商工課職員に対する法テラス業務説明	境町農政商工課職員	5名
397	茨城	平成25年7月	境町社会福祉協議会における法テラス業務説明	境町社会福祉協議会職員	5名
398	茨城	平成25年7月	境町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	境町地域包括支援センター職員	5名
399	茨城	平成25年7月	五霞町消費生活センターにおける法テラス業務説明	五霞町消費生活センター職員	5名
400	茨城	平成25年7月	五霞町社会福祉協議会における法テラス業務説明	五霞町社会福祉協議会職員	5名
401	茨城	平成25年7月	五霞町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	五霞町地域包括支援センター職員	5名
402	茨城	平成25年7月	筑西市消費生活センターにおける法テラス業務説明	筑西市消費生活センター職員	5名
403	茨城	平成25年7月	筑西市社会福祉協議会における法テラス業務説明	筑西市社会福祉協議会職員	5名
404	茨城	平成25年7月	筑西市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	筑西市地域包括支援センター職員	5名
405	茨城	平成25年7月	下妻市消費生活センターにおける法テラス業務説明	下妻市消費生活センター職員	5名
406	茨城	平成25年7月	下妻市社会福祉協議会における法テラス業務説明	下妻市社会福祉協議会職員	5名
407	茨城	平成25年7月	下妻市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	下妻市地域包括支援センター職員	5名
408	茨城	平成25年7月	古河市消費生活センターにおける法テラス業務説明	古河市消費生活センター職員	5名
409	茨城	平成25年7月	古河市社会福祉協議会における法テラス業務説明	古河市社会福祉協議会職員	5名
410	茨城	平成25年7月	古河市中心地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	古河市中心地域包括支援センター職員	5名
411	茨城	平成25年7月	下妻市経済建設部産業振興課職員に対する法テラス業務説明	下妻市経済建設部産業振興課職員	6名
412	茨城	平成25年7月	土浦市六中地区公民館講座における法テラス業務説明	土浦市六中地区公民館講座受講者	20名
413	茨城	平成25年7月	下妻市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	下妻市民生・児童委員	19名
414	茨城	平成25年7月	市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	市民後見人養成講座修了者	26名
415	茨城	平成25年8月	中学校社会科教員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	中学校社会科教員等	19名
416	茨城	平成25年8月	境町心配ごと相談員事例検討会における法教育(講義)、法テラス業務説明	境町心配ごと相談員	11名
417	茨城	平成25年9月	家族介護事業研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	家族介護事業研修会参加者	20名
418	茨城	平成25年9月	茨城町心配ごと相談員事例検討会における法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城町心配ごと相談員	16名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
419	茨城	平成25年9月	第2回福祉講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	あすなろの里職員、育成会員等	50名
420	茨城	平成25年9月	産業保健セミナーにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	産業医	30名
421	茨城	平成25年9月	土浦ケアマネージャー研究会における法教育(講演)、法テラス業務説明	土浦ケアマネージャー研究会会員	35名
422	茨城	平成25年9月	相談業務・徴収業務従事者に対する法テラス業務説明	相談業務・徴収業務従事者	30名
423	茨城	平成25年10月	法人成年後見制度サポートセンター設置検討委員会における法教育(講演)、法テラス業務説明	法人成年後見制度サポートセンター設置検討委員会委員	10名
424	茨城	平成25年10月	鹿嶋市社会福祉協議会における法テラス業務説明	鹿嶋市社会福祉協議会職員	5名
425	茨城	平成25年10月	地域包括支援センターたかおざきにおける法テラス業務説明	地域包括支援センターたかおざき職員	5名
426	茨城	平成25年10月	神栖市社会福祉協議会における法テラス業務説明	神栖市社会福祉協議会職員	5名
427	茨城	平成25年10月	神栖市長寿介護課職員における法テラス業務説明	神栖市長寿介護課職員	5名
428	茨城	平成25年10月	潮来市社会福祉協議会における法テラス業務説明	潮来市社会福祉協議会職員	5名
429	茨城	平成25年10月	潮来市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	潮来市地域包括支援センター職員	5名
430	茨城	平成25年10月	茨城県被害者支援連絡協議会会員に対する法テラス業務説明	茨城県被害者支援連絡協議会会員	68名
431	茨城	平成25年10月	常総市中心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	常総市中心配ごと相談員	12名
432	茨城	平成25年10月	結城市中心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	結城市社会福祉協議会心配ごと相談員	7名
433	茨城	平成25年10月	行方市多重債務者相談庁内連絡会議における法テラス業務説明	行方市多重債務者相談庁内連絡会議構成員	22名
434	茨城	平成25年10月	東海村心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	東海村心配ごと相談員	16名
435	茨城	平成25年10月	かすみがうら市中心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	かすみがうら市中心配ごと相談員	12名
436	茨城	平成25年11月	東海村議会総務委員会における法テラス業務説明	東海村議会総務委員会委員	11名
437	茨城	平成25年11月	大子町社会福祉協議会心配ごと相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大子町社会福祉協議会心配ごと相談員	7名
438	茨城	平成25年11月	第6回相談業務関係機関連絡会における法テラス業務説明	相談業務関係機関連絡会構成員	45名
439	茨城	平成25年11月	フォローアップ研修における法テラス業務説明	保護司	47名
440	茨城	平成25年11月	介護専門員に対する法テラス業務説明	介護支援専門員	50名
441	茨城	平成25年11月	龍ヶ崎市在勤・在住者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	龍ヶ崎市在勤・在住者	50名
442	茨城	平成25年12月	鹿行地域連絡協議会における法テラス業務説明	鹿嶋市社会福祉協議会等12関係機関職員	25名
443	茨城	平成25年12月	茨城県社会福祉協議会県北支部第4回研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城県社会福祉協議会県北支部職員	25名
444	茨城	平成25年12月	第23期長寿大学における法テラス業務説明	長寿大学受講者	50名
445	茨城	平成25年12月	牛久市中心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	牛久市中心配ごと相談員	17名
446	茨城	平成26年1月	県央地域連絡協議会における法テラス業務説明	茨城県社会福祉協議会職員等	20名
447	茨城	平成26年1月	県西地区地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	県西地区(6市町村)地域包括支援センター職員	10名
448	茨城	平成26年1月	「福祉関係者のための法律講座」における法テラス業務説明	社会福祉士、社会福祉関係業務従事者	30名
449	茨城	平成26年1月	高齢者大学学習会における法教育(講義)、法テラス業務説明	高齢者大学生	40名
450	茨城	平成26年1月	第192回地域ネットワーク勉強会における法教育(講演)、法テラス業務説明	神栖市民、民生・児童委員等	10名
451	茨城	平成26年1月	日立市高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	日立市高齢福祉課職員	5名
452	茨城	平成26年1月	大子町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	大子町役場総務課職員	5名
453	茨城	平成26年1月	大子町役場企画観光課職員に対する法テラス業務説明	大子町役場企画観光課職員	5名
454	茨城	平成26年1月	大子町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	大子町地域包括支援センター職員	5名
455	茨城	平成26年1月	常陸大宮市南部地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	常陸大宮市南部地域包括支援センター職員	5名
456	茨城	平成26年2月	県北地域連絡協議会における法テラス業務説明	日立市社会福祉協議会職員等	22名
457	茨城	平成26年2月	第2回茨城県要保護児童対策地域連絡協議会構成員に対する法テラス業務説明	茨城県要保護児童対策地域連絡協議会構成員	39名
458	茨城	平成26年2月	茨城県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	茨城県多重債務者対策協議会構成員	30名
459	茨城	平成26年2月	北茨城社会福祉協議会華川支部研修会における講演	北茨城社会福祉協議会華川支部職員、心配ごと相談員	25名
460	茨城	平成26年2月	精神保健福祉ネットワーク連絡会における法教育(講演)、法テラス業務説明	精神保健福祉担当者、精神保健福祉士、社会福祉協議会職員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
461	茨城	平成26年2月	筑西市消費生活センター研修会における法テラス業務説明	筑西市役所多重債務関係部署職員	30名
462	茨城	平成26年2月	石岡市社会福祉協議会心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	石岡市社会福祉協議会心配ごと相談員	15名
463	茨城	平成26年3月	茨城県警察本部留置管理課職員に対する法テラス業務説明	茨城県警察本部留置管理課幹部職員	6名
464	茨城	平成26年3月	虐待防止センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	大子町社会福祉協議会、久慈川荘相談事業所職員等	6名
465	茨城	平成26年3月	茨城町心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	茨城町心配ごと相談員	15名
466	栃木	平成25年5月	とちぎ男女共同参画センターにおける法テラス業務説明	婦人相談所等、DV防止対策等関係機関・団体職員	40名
467	栃木	平成25年8月	被害者支援センターとちぎボランティア相談員養成講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	被害者支援センターとちぎボランティア相談員養成講座参加者	10名
468	栃木	平成25年8月	宇都宮相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	宇都宮3警察署、宇都宮市内の被害者支援機関・団体職員	17名
469	栃木	平成25年12月	栃木県民相談相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク会議参加者	30名
470	栃木	平成26年2月	多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	自治体、弁護士会等、多重債務者対策関係相談機関・団体職員	17名
471	群馬	平成25年4月	犯罪被害者支援業務に携わる関係機関職員・役員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	15名
472	群馬	平成25年5月	群馬県警察官研修における法テラス業務説明	群馬県警察官	20名
473	群馬	平成25年7月	犯罪被害者支援業務に携わる関係機関職員・役員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	15名
474	群馬	平成25年10月	犯罪被害者支援業務に携わる関係機関職員・役員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	15名
475	群馬	平成25年11月	犯罪被害者支援養成講座における法テラス業務説明	犯罪被害者支援員養成講座受講者	15名
476	群馬	平成25年11月	地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	100名
477	群馬	平成25年11月	ぐんま若者サポートステーション、キャリア倶楽部職員に対する法テラス業務説明	ぐんま若者サポートステーション、キャリア倶楽部職員	22名
478	群馬	平成26年1月	群馬県ソーシャルワーク協会における法テラス業務説明	群馬県ソーシャルワーク協会職員	20名
479	群馬	平成26年1月	ぐんま若者サポートステーション、キャリア倶楽部職員に対する法テラス業務説明	ぐんま若者サポートステーション、キャリア倶楽部職員	20名
480	群馬	平成26年1月	犯罪被害者支援業務に携わる関係機関職員・役員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	15名
481	群馬	平成26年2月	地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	30名
482	群馬	平成26年3月	ぐんま若者サポートステーション、キャリア倶楽部職員に対する法テラス業務説明	ぐんま若者サポートステーション、キャリア倶楽部職員	20名
483	静岡	平成25年4月	よりそいホットライン職員に対する法テラス業務説明	よりそいホットライン職員等	15名
484	静岡	平成25年4月	県内東部地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	県内東部地区民生・児童委員	33名
485	静岡	平成25年6月	静岡市国際交流協会における法テラス業務説明	静岡市国際交流協会スタッフ、外国人支援者等	30名
486	静岡	平成25年6月	介護保険事業者等に対する法テラス業務説明	介護保険事業者等	80名
487	静岡	平成25年7月	あんしん見守りネットワークにおける法教育(講義)	東伊豆町地域住民	40名
488	静岡	平成25年7月	東伊豆町地域包括ケア会議における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等	15名
489	静岡	平成25年7月	知的障害者及び生活保護者の就労支援についての協議会における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、ハローワーク職員等	15名
490	静岡	平成25年9月	静岡県西中部地区犯罪被害者関係連絡協議会における法テラス業務説明	NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、静岡地方検察庁浜松支部職員等	18名
491	静岡	平成25年10月	精神保健福祉士市町担当者連絡会における法テラス業務説明	中部保健所管内市町精神保健福祉担当者、中部保健所福祉こども課職員	20名
492	静岡	平成25年10月	犯罪被害者等支援庁内担当者研修会における法テラス業務説明	静岡市生活文化局職員等	30名
493	静岡	平成25年10月	精神保健福祉士との勉強会における法テラス業務説明	精神保健福祉士	10名
494	静岡	平成25年10月	浜松労働基準監督署職員に対する法テラス業務説明	浜松労働基準監督署次長、相談員	2名
495	静岡	平成25年10月	賀茂地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、司法書士、弁護士、市町村職員等	10名
496	静岡	平成25年10月	東伊豆町地域包括ケア会議における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等	20名
497	静岡	平成25年11月	浜松国際交流協会HICEの外国人支援者等に対する法テラス業務説明	外国人支援者等	30名
498	静岡	平成25年11月	静岡市外国人住民施策に関する意見交換会における法テラス業務説明	静岡市生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課職員等	20名
499	静岡	平成25年11月	法律家と精神保健福祉関係者による事例検討会における法テラス業務説明	法律家、精神保健福祉関係者	50名
500	静岡	平成25年11月	外国人を対象とした防災セミナーにおける法テラス業務説明	外国人住民および外国人と関係のある日本人	30名
501	静岡	平成25年11月	浜松市DV相談ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	警察署、自治体福祉課、関係機関職員	35名
502	静岡	平成25年11月	静岡家庭裁判所調停委員に対する法テラス業務説明	家庭裁判所調停委員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
503	静岡	平成25年11月	法律家と精神保健福祉関係者による事例検討会における法テラス業務説明	弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士等	49名
504	静岡	平成25年12月	精神保健福祉士との勉強会における法テラス業務説明	精神保健福祉士	10名
505	静岡	平成26年1月	静岡県東部市相談業務連絡協議会における法テラス業務説明	県内東部10市の相談業務担当職員	12名
506	静岡	平成26年1月	浜松市中区社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	浜松市中区役所社会福祉課職員	1名
507	静岡	平成26年2月	個別労働紛争解決制度関係機関職員に対する法テラス業務説明	裁判所職員等	22名
508	静岡	平成26年2月	ホッとホームでのひら職員に対する法テラス業務説明	ホッとホームでのひら職員	10名
509	静岡	平成26年2月	静岡県健康福祉部職員に対する法テラス業務説明	静岡県健康福祉部職員等	28名
510	静岡	平成26年2月	静岡県浜松市行政相談員に対する法テラス業務説明	西遠地区行政相談員	26名
511	静岡	平成26年2月	社会福祉法人職員(浜松市/パイロット事業受託者)に対する法テラス業務説明	社会福祉法人施設長、施設職員	3名
512	静岡	平成26年2月	賀茂地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、司法書士、弁護士、市町村職員等	15名
513	静岡	平成26年3月	精神保健福祉士との勉強会における法テラス業務説明	精神保健福祉士	10名
514	静岡	平成26年3月	東伊豆町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、介護施設職員等	20名
515	静岡	平成26年3月	東伊豆町地域包括ケア会議における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等	20名
516	山梨	平成25年6月	市町村国際交流協会等連絡会における法教育(講演)、法テラス業務説明	北社市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲府市、昭和町等国際交流協会担当者	20名
517	山梨	平成25年7月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員	90名
518	山梨	平成25年8月	山梨学院法科大学院生に対する法テラス業務説明	山梨学院法科大学院生	10名
519	山梨	平成25年8月	山梨学院大学生に対する法教育(講義)	山梨学院大学生	6名
520	山梨	平成25年10月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	20名
521	山梨	平成25年11月	山梨県内市町村職員に対する法テラスの業務説明	市町村職員	15名
522	山梨	平成25年11月	山梨県犯罪被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	山梨県犯罪被害者支援連絡協議会会員	28名
523	山梨	平成26年1月	県民相談相互支援ネットワーク連絡会議における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク会員	19名
524	山梨	平成26年2月	やまなし多文化共生推進協議会委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	やまなし多文化共生推進協議会委員	33名
525	山梨	平成26年2月	市町村職員に対する自殺防止対策研修会における法テラス業務説明	県市町村職員	35名
526	山梨	平成26年3月	被害者支援センターやまなしの支援員に対する法テラス業務説明	被害者支援センターやまなし支援員	50名
527	長野	平成25年4月	長野市新規採用職員に対する法テラス業務説明	長野市新規採用職員	100名
528	長野	平成25年7月	長野県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	県内犯罪被害者支援機関実務担当者	44名
529	長野	平成25年7月	松本市福祉事務所担当者に対する法テラス業務説明	松本市福祉事務所担当者	4名
530	長野	平成25年7月	長野市福祉課職員に対する法テラス業務説明	長野市福祉課職員	1名
531	長野	平成25年8月	自殺対策推進ネットワーク会議における法テラス業務説明	相談機関担当者	31名
532	長野	平成25年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度連絡協議会における法テラス業務説明	労働局、裁判所、弁護士、社労士	13名
533	長野	平成25年9月	伊那保健福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	伊那保健福祉事務所職員	2名
534	長野	平成25年9月	伊那警察署職員に対する法テラス業務説明	伊那警察署職員	2名
535	長野	平成25年10月	長野地域虐待防止ネットワークにおける法テラス業務説明	市町村、DV等関係機関、保健所職員等	40名
536	長野	平成25年11月	犯罪被害者支援に関する協議会における法テラス業務説明	長野中央警察署犯罪被害者支援機関実務担当者	18名
537	長野	平成25年11月	長野パーソナルサポートセンター松本サテライト職員に対する法テラス業務説明	長野パーソナルサポートセンター松本サテライト代表、職員	2名
538	長野	平成25年12月	県内図書館職員に対する法テラス業務説明	県内図書館職員	20名
539	長野	平成26年1月	長野県労働者福祉協議会における法テラス業務説明	長野県労働者福祉協議会職員	100名
540	長野	平成26年2月	下諏訪町域内保健師に対する法テラス業務説明	下諏訪町域内保健師	30名
541	長野	平成26年2月	大北地域相談窓口担当者に対する法テラス業務説明	相談窓口担当職員	30名
542	長野	平成26年3月	児童虐待・DV被害者支援機関職員に対する法テラス業務説明	児童虐待・DV被害者支援機関職員	50名
543	新潟	平成25年4月	新潟市江南区地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	新潟市江南区地域包括支援センター職員	15名
544	新潟	平成25年5月	新潟市東区地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	新潟市東区地域包括支援センター職員	6名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
545	新潟	平成25年6月	長岡市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	長岡市地域包括支援センター職員	50名
546	新潟	平成25年7月	柏崎市役所職員等に対する法テラス業務説明	柏崎市役所職員、柏崎社会福祉協議会職員等	36名
547	新潟	平成25年7月	三条市役所職員に対する法テラス業務説明	三条市役所職員	20名
548	新潟	平成25年9月	燕市役所職員に対する法テラス業務説明	燕市役所職員	8名
549	新潟	平成25年10月	南魚沼市地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	南魚沼市地域包括支援センター職員等	40名
550	新潟	平成25年10月	被害者支援専科生に対する法テラス業務説明	新潟県警察被害者支援専科生	35名
551	新潟	平成25年11月	燕市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	燕市職員、燕市地域包括支援センター職員等	25名
552	新潟	平成25年11月	小千谷市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	小千谷市地域包括支援センター職員、小千谷市職員	8名
553	新潟	平成25年11月	十日町市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	十日町地域包括支援センター職員	15名
554	新潟	平成25年11月	新潟市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	新潟市民	30名
555	大阪	平成25年6月	大阪府民生・児童委員連合会会長、大阪府社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	民生・児童委員連合会会長、府社会福祉協議会職員等	6名
556	大阪	平成25年7月	龍谷大学インターンシップ支援オフィスキャリアセンター担当職員に対する法テラス業務説明	龍谷大学インターンシップ支援オフィスキャリアセンター担当職員	3名
557	大阪	平成25年9月	大阪府民生・児童委員協議会連合会における法テラス業務説明	大阪府内各民生・児童委員会会長	70名
558	大阪	平成25年9月	大阪市福祉局地域福祉課職員に対する法テラス業務説明	大阪市福祉局地域福祉課職員	5名
559	大阪	平成25年9月	全国消費生活相談員協会関西支部長に対する法テラス業務説明	全国消費生活相談員協会関西支部長	3名
560	大阪	平成25年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	大阪弁護士会・大阪地方裁判所・大阪府労働委員会・中央労働委員会職員等	20名
561	大阪	平成25年10月	大阪府民生・児童委員会連絡協議会における法テラス業務説明	大阪府内各民生・児童委員協議会会長	40名
562	大阪	平成25年10月	大阪市各区社会福祉協議会事務局長に対する法テラス業務説明	大阪市各区社会福祉協議会職員	55名
563	大阪	平成25年10月	大阪市各区社会福祉協議会会長における法テラス業務説明	大阪市各区社会福祉協議会会長	80名
564	大阪	平成25年12月	吹田市市民相談課、市税関係・福祉関係等各課担当者に対する法テラス業務説明	吹田市市民相談課及び市税関係・福祉関係等各課担当者	25名
565	大阪	平成25年12月	東淀川区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	東淀川区ケースワーカー	37名
566	京都	平成25年6月	府民相談相互ネットワーク会議における法テラス業務説明	警察本部、京都府相談センター職員等	60名
567	京都	平成25年6月	京都府相談・支援ネットワーク「京のいのち支え隊」設立総会における法テラス業務説明	京都府社会福祉協議会、京都市いのちの電話職員等	60名
568	京都	平成25年6月	司法書士法教育ネットワーク第5回定時総会における法テラス業務説明	教育関係者、司法書士	30名
569	京都	平成25年7月	京都府医師会、京都精神病院協会職員等に対する法教育(講演)	京都府医師会、京都精神病院協会職員等	30名
570	京都	平成25年8月	京都府犯罪被害者支援連絡協議会通常総会における法テラス業務説明	京都府警察本部、京都地検、法務局職員等	100名
571	京都	平成25年9月	社会保険労務士に対する法テラス業務説明	社会保険労務士等	20名
572	京都	平成25年9月	配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議に係る実務者会議における法テラス業務説明	京都府家庭支援総合センター、京都府警察本部職員等	25名
573	京都	平成25年10月	舞鶴共済病院職員に対する法教育(講義)	舞鶴共済病院職員	20名
574	京都	平成25年11月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	京都府労働委員会、社会保険労務士会職員	20名
575	京都	平成25年11月	子どもと社会を結ぶまなびづくり協議会「結ネットKYOTO」における法テラス業務説明	京都新聞社、検察庁、法務局職員	25名
576	京都	平成25年12月	中京区民相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	中京警察署、中京消防署、中京区役所職員	15名
577	京都	平成25年12月	配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議における法テラス業務説明	京都市DV相談支援センター、弁護士会職員等	30名
578	京都	平成25年12月	京田辺市健康福祉部、下京区福祉部支援課職員に対する法テラス業務説明	高齢者福祉職員	10名
579	京都	平成26年2月	第4回高齢者なんでも相談会における法テラス業務説明	下京区在住高齢者、介護支援者等	80名
580	京都	平成26年3月	「DV被害者支援シンポジウム」における法テラス業務説明	京都府家庭支援総合センター、京都府警察本部等	200名
581	京都	平成26年3月	京都府多重債務問題関係機関対策協議会及び多重債務問題研修会における法テラス業務説明	近畿財務局京都事務所、京都労働局職員等	50名
582	兵庫	平成25年4月	播磨町役場相談担当職員に対する法テラス業務説明	相談担当職員	20名
583	兵庫	平成25年5月	神戸市兵庫区保護課職員に対する法テラス業務説明	兵庫区保護課職員	10名
584	兵庫	平成25年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	15名
585	兵庫	平成25年6月	DV防止法律セミナーにおける法テラス業務説明	相談員・警察官	100名
586	兵庫	平成25年6月	姫路市・たつの市・相生市等の民生・児童委員及び一般市民に対する法テラス業務説明	民生・児童委員協力員他姫路支管轄内(姫路市・たつの市・相生市等)一般市民	785名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
587	兵庫	平成25年7月	神戸市兵庫区保護課職員に対する法テラス業務説明	兵庫区保護課職員	10名
588	兵庫	平成25年7月	神戸市兵庫区保護課職員に対する法テラス業務説明	兵庫区保護課職員	10名
589	兵庫	平成25年7月	養父市社会福祉協議会における法テラス業務説明	養父市社会福祉協議会総務課職員	2名
590	兵庫	平成25年8月	神戸市西区保護課職員に対する法テラス業務説明	西区保護課職員	10名
591	兵庫	平成25年9月	多重債務相談担当者向けの実務学習会における法テラス業務説明	消費生活相談員・行政機関職員等	42名
592	兵庫	平成25年10月	神戸市垂水区保護課職員に対する法テラス業務説明	垂水区保護課職員	10名
593	兵庫	平成25年10月	神戸市兵庫区保護課職員に対する法テラス業務説明	兵庫区保護課職員	10名
594	兵庫	平成25年11月	神戸市兵庫区保護課職員に対する法テラス業務説明	兵庫区保護課職員	5名
595	兵庫	平成25年11月	明石市男女共同参画課「離婚法律セミナー」における法テラス業務説明	一般市民	40名
596	兵庫	平成25年11月	神戸市兵庫区保護課職員に対する法テラス業務説明	兵庫区保護課職員	10名
597	兵庫	平成25年11月	明石市後見人制度協議会における法テラス業務説明	協議会参加機関職員	15名
598	兵庫	平成25年12月	ひょうご被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	ひょうご被害者支援センター職員	15名
599	兵庫	平成26年1月	神戸市垂水区役所職員に対する法テラス業務説明	垂水区役所職員	30名
600	兵庫	平成26年1月	神戸保護観察所職員、保護司に対する法テラス業務説明	保護観察所職員	30名
601	兵庫	平成26年2月	ひょうご被害者支援センター主催の研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	ひょうご被害者支援センター職員	20名
602	奈良	平成25年4月	居宅介護支援事業所とみのくに職員に対する法テラス業務説明	居宅介護支援事業所とみのくに職員	30名
603	奈良	平成25年5月	奈良市民を対象とした消費生活に関する講義における法テラス業務説明	奈良市民	25名
604	奈良	平成25年6月	奈良市都南地域包括支援センター圏域内介護保険事業所職員に対する法テラス業務説明	奈良市都南地域包括支援センター圏域内介護保険事業所職員	40名
605	奈良	平成25年6月	奈良市大宮地区婦人会主催「消費生活に関する講義」における法テラス業務説明	奈良市民	25名
606	奈良	平成25年6月	奈良市若草地域包括支援センター主催「消費生活に関する講義」における法テラス業務説明	奈良市民	10名
607	奈良	平成25年6月	奈良市辰市地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	奈良市辰市地区民生・児童委員	23名
608	奈良	平成25年6月	生駒市社会福祉協議会における法テラス業務説明	生駒市社会福祉協議会職員	30名
609	奈良	平成25年6月	奈良市三笠自治会における法テラス業務説明	安堵町民	20名
610	奈良	平成25年7月	橿原市社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	橿原市社会福祉協議会職員	40名
611	奈良	平成25年7月	奈良市民に対する法テラス業務説明	奈良市民	20名
612	奈良	平成25年7月	奈良市生涯学習センターにおける法テラス業務説明	奈良市民	15名
613	奈良	平成25年8月	奈良市宮の森婦人会における法テラス業務説明	奈良市民	20名
614	奈良	平成25年8月	奈良市五条畑自治会における法テラス業務説明	奈良市民	20名
615	奈良	平成25年8月	奈良県下労働相談関係機関職員に対する法テラス業務説明	奈良県下労働相談関係機関職員	15名
616	奈良	平成25年9月	平和会吉田病院介護職員に対する法テラス業務説明	病院介護職員	30名
617	奈良	平成25年9月	奈良市あやめ池地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	奈良市あやめ池地区民生・児童委員	13名
618	奈良	平成25年9月	奈良市東里地区自主防災防犯会における法テラス業務説明	奈良市民	50名
619	奈良	平成25年9月	奈良市登美ヶ丘自治会における法テラス業務説明	奈良市民	30名
620	奈良	平成25年9月	奈良県庁広報課職員に対する法テラス業務説明	奈良県庁広報課職員	2名
621	奈良	平成25年10月	奈良市二名地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市二名地域包括支援センター職員	35名
622	奈良	平成25年10月	奈良市青山地区自治会における法テラス業務説明	奈良市民	40名
623	奈良	平成25年10月	奈良市済美南地区女性防災クラブにおける法テラス業務説明	奈良市民	30名
624	奈良	平成25年10月	安堵町市民講座における法テラス業務説明	安堵町民	30名
625	奈良	平成25年10月	平群町役場職員に対する法テラス業務説明	平群町役場職員	2名
626	奈良	平成25年10月	三郷町役場職員に対する法テラス業務説明	三郷町役場職員	2名
627	奈良	平成25年10月	広陵町役場職員に対する法テラス業務説明	広陵町役場職員	2名
628	奈良	平成25年10月	河合町役場職員に対する法テラス業務説明	河合町役場職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
629	奈良	平成25年10月	大和高田市地域包括支援センター職員に対する業務説明	大和高田市地域包括支援センター職員	30名
630	奈良	平成25年11月	大和高田市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大和高田市地域包括支援センター職員	20名
631	奈良	平成25年11月	奈良県下性被害支援関係機関職員に対する法テラス業務説明	奈良県下性被害支援関係機関職員	20名
632	奈良	平成25年11月	配偶者からの暴力被害者支援協議会における法テラス業務説明	奈良県下配偶者からの暴力被害者支援関係機関職員	20名
633	奈良	平成25年12月	奈良市都跡地区自治連合会南部会における法テラス業務説明	奈良市民	70名
634	奈良	平成26年1月	大和郡山市役所職員に対する法テラス業務説明	大和郡山市役所職員	2名
635	奈良	平成26年1月	奈良県消費生活センターにおける法テラス業務説明	奈良県消費生活センター職員	1名
636	奈良	平成26年1月	奈良県立図書情報館職員に対する法テラス業務説明	奈良県立図書情報館職員	1名
637	奈良	平成26年1月	奈良市帝塚山自治会における法テラス業務説明	奈良市民	40名
638	奈良	平成26年2月	奈良市公立・私立幼稚園長に対する法テラス業務説明	奈良市公立・私立幼稚園長	44名
639	奈良	平成26年2月	奈良子ども家庭センター職員に対する法テラス業務説明	奈良子ども家庭センター職員	2名
640	奈良	平成26年2月	天理市役所職員に対する法テラス業務説明	天理市役所職員	2名
641	奈良	平成26年2月	天理市社会福祉協議会における法テラス業務説明	天理市社会福祉協議会職員	1名
642	奈良	平成26年2月	天理市中部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	天理市中部地域包括支援センター職員	1名
643	奈良	平成26年2月	斑鳩町社会福祉協議会・地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	斑鳩町社会福祉協議会・地域包括支援センター職員	1名
644	奈良	平成26年2月	三郷町社会福祉協議会・地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	三郷町社会福祉協議会・地域包括支援センター職員	2名
645	奈良	平成26年2月	平群町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	平群町地域包括支援センター職員	1名
646	奈良	平成26年2月	桜井市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	桜井市地域包括支援センター職員	25名
647	奈良	平成26年3月	三郷町社会福祉協議会圏域介護保険事業所職員に対する法テラス業務説明	三郷町社会福祉協議会圏域介護保険事業所職員	35名
648	奈良	平成26年3月	大和高田公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	大和高田公共職業安定所職員	1名
649	奈良	平成26年3月	大和郡山市社会福祉協議会における法テラス業務説明	大和郡山市社会福祉協議会職員	1名
650	滋賀	平成25年4月	大津社会福祉協議会における法テラス業務説明	滋賀県社会福祉協議会、消費者センター、大津市福祉課職員等	30名
651	滋賀	平成25年6月	大津社会福祉協議会における法テラス業務説明	滋賀県社会福祉協議会、消費者センター、大津市福祉課職員等	20名
652	滋賀	平成25年8月	滋賀労働委員会、滋賀県商工労働部職員等に対する法テラス業務説明	大津地裁、滋賀県商工労働部、滋賀県労働委員会会員等	20名
653	滋賀	平成26年2月	大津社会福祉協議会における法テラス業務説明	滋賀県福祉協議会、消費者センター、大津市福祉課職員等	20名
654	和歌山	平成25年4月	湯浅町社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	湯浅町社会福祉協議会職員、心配ごと相談員	13名
655	和歌山	平成25年4月	インターンシップ受け入れに関する説明会における法テラス業務説明	説明会参加企業及び学校関係者	34名
656	和歌山	平成25年5月	和歌山市民生・児童委員地区長に対する法テラス業務説明	和歌山市民生・児童委員	70名
657	和歌山	平成25年5月	和歌山県精神保健福祉センター自殺対策情報センター専門部会会議における法テラス業務説明	自殺対策情報センター専門部会会員	25名
658	和歌山	平成25年6月	和歌山市民生・児童委員地区長に対する法テラス業務説明	和歌山市民生・児童委員	50名
659	和歌山	平成25年6月	紀の川市民生・児童委員協議会委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	紀の川市民生・児童委員協議会委員	11名
660	和歌山	平成25年8月	インターンシップ学生に対する法テラス業務説明	インターンシップ学生	1名
661	和歌山	平成25年8月	成年後見制度関係機関連絡会議における法テラス業務説明	成年後見制度関係機関連絡会議参加者	32名
662	和歌山	平成25年9月	和歌山市第4、第8圏域地域包括支援センター職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	和歌山市第4、第8圏域地域包括支援センター職員等	60名
663	和歌山	平成25年9月	和歌山県性暴力支援センターの関係機関連絡会議における法テラス業務説明	和歌山県医師会、和歌山県看護師会会員等	20名
664	和歌山	平成25年10月	フリーペーパー編集者に対する法テラス業務説明	フリーペーパー編集者	1名
665	和歌山	平成25年10月	「ふれあい人権フェスタ2013」における法テラス業務説明	和歌山県民	400名
666	和歌山	平成25年10月	和歌山市第1、第2、第3圏域地域包括支援センター職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	和歌山市第1、第2、第3圏域地域包括支援センター職員等	70名
667	和歌山	平成25年11月	和歌山市第5、第6、第7圏域地域包括支援センター職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	和歌山市第5、第6、第7圏域地域包括支援センター職員等	70名
668	和歌山	平成25年11月	和歌山県内社会福祉士に対する法テラス業務説明	和歌山県内社会福祉士	20名
669	和歌山	平成25年12月	橋本市子ども課職員及び相談員に対する法テラス業務説明	橋本市子ども課職員、相談員	20名
670	和歌山	平成25年12月	DV被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	DV被害者支援ネットワーク会員	45名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
671	和歌山	平成26年1月	行政評価事務所における法テラス業務説明	行政相談員	12名
672	和歌山	平成26年1月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係協議会参加団体職員に対する法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	12名
673	和歌山	平成26年1月	年金事務所長に対する法テラス業務説明	年金事務所長	1名
674	和歌山	平成26年1月	自殺対策情報センター専門部会会員に対する法テラス業務説明	自殺対策情報センター専門部会会員	23名
675	和歌山	平成26年2月	紀ノ川市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	紀ノ川市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等	20名
676	和歌山	平成26年3月	紀ノ川市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	紀ノ川市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等	40名
677	和歌山	平成26年3月	紀ノ川市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	紀ノ川市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等	20名
678	和歌山	平成26年3月	くにぎの郷における法テラス業務説明	市民(高齢者)	25名
679	愛知	平成25年4月	愛知県警察本部住民サービス係長研修における法テラス業務説明	愛知県警察職員	20名
680	愛知	平成25年4月	愛知県被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会参加機関職員	30名
681	愛知	平成25年5月	名古屋市自殺対策関係相談機関ネットワーク会議における法テラス業務説明	ネットワーク参加機関職員	20名
682	愛知	平成25年5月	愛知県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	愛知県多重債務者対策協議会参加機関職員	30名
683	愛知	平成25年6月	碧南警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	20名
684	愛知	平成25年6月	愛知県警察本部被害者支援に関する事例検討会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会会員	30名
685	愛知	平成25年7月	蟹江町民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	蟹江町民生・児童委員	30名
686	愛知	平成25年8月	名古屋市・他機関機関職員に対する法テラスの業務説明	市・関係機関職員	5名
687	愛知	平成25年9月	被害者支援に関する事例検討会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会会員	30名
688	愛知	平成25年9月	名古屋市DV対策関係機関構成員に対する法テラス業務説明	名古屋市DV対策関係機関構成員	30名
689	愛知	平成25年9月	自殺予防街頭啓発キャンペーンにおける法テラス業務説明	県・市・関係団体職員	30名
690	愛知	平成25年9月	官公庁行政相談連絡協議会における法テラス業務説明	県・市・関係団体職員	31名
691	愛知	平成25年9月	愛知県警察本部被害者支援事例検討会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会会員	30名
692	愛知	平成25年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	30名
693	愛知	平成25年9月	愛知県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会参加機関職員	20名
694	愛知	平成25年9月	愛知県女性相談センター三河ブロック女性相談員研修における法テラス業務説明	女性相談センター職員	14名
695	愛知	平成25年10月	名古屋市、愛知県庁福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	15名
696	愛知	平成25年10月	春日井市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	14名
697	愛知	平成25年10月	愛知県労働委員会問題に関する会議における法テラス業務説明	県・市・関係団体職員	20名
698	愛知	平成25年10月	北名古屋市、江南市、岩倉市、小牧市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	25名
699	愛知	平成25年10月	北名古屋市、江南市、岩倉市、小牧市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	24名
700	愛知	平成25年10月	尾張旭市、瀬戸市、長久手市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	30名
701	愛知	平成25年10月	日進市、東郷町、豊明市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	名古屋市職員	30名
702	愛知	平成25年10月	一宮市、稲沢市、清須市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	19名
703	愛知	平成25年10月	名古屋市社会福祉協議会、愛知県社会福祉協議会福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	名古屋市職員	30名
704	愛知	平成25年10月	東海市、知多市、半田市、常滑市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	19名
705	愛知	平成25年10月	西尾警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	20名
706	愛知	平成25年10月	一宮市、稲沢市、清須市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	20名
707	愛知	平成25年10月	愛知県介護サービス第三者評価推進会議における法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	30名
708	愛知	平成25年10月	名古屋市社会福祉協議会、愛知県社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	12名
709	愛知	平成25年10月	東海市、知多市、半田市、常滑市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	25名
710	愛知	平成25年10月	無料法律相談所担当者懇談会における法テラス業務説明	弁護士会・自治体相談担当者	20名
711	愛知	平成25年10月	新城警察署における法テラス業務説明	被害者支援連絡協議会会員、警察署職員、被害者サポートセンターあいち職員	35名
712	愛知	平成25年11月	緑警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会の構成員	35名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
713	愛知	平成25年11月	小牧警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会の構成員	14名
714	愛知	平成25年11月	津島警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会の構成員	32名
715	愛知	平成25年11月	大府市福祉関係課職員に対する法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	30名
716	愛知	平成25年11月	江南警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会の構成員	31名
717	愛知	平成25年11月	常滑警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会の構成員	22名
718	愛知	平成25年11月	愛知警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	県・市・関係団体職員	41名
719	愛知	平成25年11月	クレジットカウンセリング協会主催会議における法テラス業務説明	県・市・関係団体職員	30名
720	愛知	平成26年1月	愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修における法テラス業務説明	研修参加機関職員	20名
721	愛知	平成26年1月	名古屋家庭裁判所調停委員に対する法テラス業務説明	調停委員	30名
722	愛知	平成26年1月	女性応援講座における法教育(講演)	男女共同参画センター職員	30名
723	愛知	平成26年1月	りぶら講座における法テラス業務説明	一般市民	10名
724	愛知	平成26年1月	岡崎市認知症支援者研修における法テラス業務説明	社会福祉法人職員	10名
725	愛知	平成26年1月	愛知県障がい者虐待防止・権利擁護研修・成年後見制度利用推進研修における法テラス業務説明	障がい福祉サービス事業所等従事者	200名
726	愛知	平成26年1月	田原警察署警察官に対する法テラス業務説明	警察官	10名
727	愛知	平成26年2月	友愛訪問研究会における法テラス業務説明	関係機関職員	30名
728	愛知	平成26年2月	瑞穂警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	瑞穂警察署被害者支援連絡協議会参加機関職員	20名
729	愛知	平成26年2月	愛知県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会参加機関職員	30名
730	愛知	平成26年2月	愛知県貸金業対策会議における法テラス業務説明	愛知県貸金業対策会議参加機関職員	30名
731	愛知	平成26年2月	中村警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	25名
732	愛知	平成26年2月	稲沢警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	11名
733	愛知	平成26年2月	西枇杷警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	26名
734	愛知	平成26年2月	春日井警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	19名
735	愛知	平成26年2月	中警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	28名
736	愛知	平成26年2月	天白警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	18名
737	愛知	平成26年2月	常滑警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	41名
738	愛知	平成26年2月	愛知県障がい者虐待防止・権利擁護研修・成年後見制度利用推進研修における法テラス業務説明	障がい福祉サービス事業所等従事者	200名
739	愛知	平成26年2月	電話相談員養成講座施設見学における法テラス業務説明	自治体職員、関係機関職員	15名
740	愛知	平成26年2月	豊橋警察署被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	被害者支援連絡協議会会員	28名
741	愛知	平成26年3月	港警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	23名
742	愛知	平成26年3月	瀬戸警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	27名
743	愛知	平成26年3月	中川警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	28名
744	愛知	平成26年3月	北警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	31名
745	愛知	平成26年3月	名東警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	43名
746	愛知	平成26年3月	東海警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	21名
747	愛知	平成26年3月	昭和警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	45名
748	愛知	平成26年3月	愛知県介護サービス第三者評価推進会議における法テラス業務説明	自治体福祉関係課職員	30名
749	愛知	平成26年3月	安城警察署被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	地域における被害者支援連絡協議会構成員	20名
750	三重	平成25年5月	三重医療ソーシャルワーカー協会総会記念講演会における法教育(講演)、法テラス業務説明	医療ソーシャルワーカー協会会員	50名
751	三重	平成25年6月	地域権利擁護支援事業研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	地域権利擁護支援事業会員	60名
752	三重	平成25年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談関係団体職員	25名
753	三重	平成25年7月	県立こころの医療センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	医療関係職員、家族教室参加者	15名
754	三重	平成25年8月	みえ・くらしのネットワーク会議における法テラス業務説明	ネットワーク会議会員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
755	三重	平成25年9月	県DV防止会議における法テラス業務説明	連絡会会員	30名
756	三重	平成25年9月	保護司に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	保護司	44名
757	三重	平成25年11月	県立こころの医療センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	医療関係職員、家族教室参加者	18名
758	三重	平成25年11月	津市生活・介護支援サポーター養成講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	津市生活・介護支援サポーター	30名
759	三重	平成25年12月	津市生活・介護支援サポーター養成講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	津市生活・介護支援サポーター	30名
760	三重	平成25年12月	三重県県民の声相談員に対する法テラス業務説明	三重県県民の声相談員	5名
761	三重	平成26年1月	「三重県意見交換会」における法テラス業務説明	交通事故遺族会関係者等	23名
762	三重	平成26年2月	人権擁護委員第一次研修における法教育(講義)、法テラス業務説明	人権擁護委員	20名
763	三重	平成26年2月	三重県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	三重県犯罪被害者支援連絡協議会関係者	37名
764	三重	平成26年3月	県立こころの医療センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	医療関係職員、家族教室参加者	15名
765	三重	平成26年3月	関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	協議会関係者	46名
766	岐阜	平成25年5月	社会福祉士に対する法テラス業務説明	社会福祉士	36名
767	岐阜	平成25年6月	消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	消費生活センター相談員	50名
768	岐阜	平成25年6月	可児市国際交流協会における法テラス業務説明	可児市国際交流協会参加者	10名
769	岐阜	平成25年6月	自治体及び関係機関団体職員に対する法教育(講演)	自治体及び関係機関団体職員	70名
770	岐阜	平成25年6月	岐阜ダルク関係者に対する法テラス業務説明	岐阜ダルク関係者	13名
771	岐阜	平成25年6月	岐阜国際交流センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	岐阜国際交流センター職員	4名
772	岐阜	平成25年6月	ケアマネージャー、社会福祉士、団体職員に対する法テラス業務説明	ケアマネージャー、社会福祉士、団体職員	100名
773	岐阜	平成25年7月	消費者ネットワーク職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	消費者ネットワーク職員	100名
774	岐阜	平成25年7月	民生・児童委員に対する法教育(講演)	民生・児童委員	15名
775	岐阜	平成25年7月	坂祝町社会福祉士勉強会における法テラス業務説明	坂祝町内社会福祉士	20名
776	岐阜	平成25年8月	ジュニアロースクール参加者に対する法テラス業務説明	ジュニアロースクール参加者	5名
777	岐阜	平成25年8月	美濃加茂市自治体職員に対する法テラス業務説明	美濃加茂市自治体職員	10名
778	岐阜	平成25年8月	各務原病院医師、ケースワーカーに対する法教育(講演)	医師、ケースワーカー	5名
779	岐阜	平成25年8月	岐阜県消費生活相談員に対する法テラス業務説明	岐阜県消費生活相談員	7名
780	岐阜	平成25年8月	ケアマネージャー、社会福祉士、精神保健福祉士に対する法教育(講演)	ケアマネージャー、社会福祉士、精神保健福祉士	15名
781	岐阜	平成25年9月	ぎふ犯罪被害者支援センター職員に対する法教育(講演)	団体職員	20名
782	岐阜	平成25年10月	高山市社会福祉協議会における法教育(講演)	団体職員	40名
783	岐阜	平成25年11月	自治体職員に対する法テラス業務説明	自治体職員	28名
784	岐阜	平成25年11月	人権擁護相談員に対する法テラス業務説明	人権擁護相談員	37名
785	福井	平成25年5月	生活訓練「やわらぎ」における法教育(講演)	本人・家族・市役所職員・やわらぎ職員・看護師等	8名
786	福井	平成25年6月	南越前町在宅ケアマネージャー連絡会研修会における法テラス業務説明	南越前町在宅ケアマネージャー	16名
787	福井	平成25年6月	福井県犯罪被害者等連絡会における法テラス業務説明	福井県犯罪被害者等連絡会参加機関職員	45名
788	福井	平成25年7月	福井市消費者センターにおける法テラス業務説明	福井市民	50名
789	福井	平成25年7月	福井東地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	ケアマネージャー、相談員	60名
790	福井	平成25年7月	福井地域自殺予防対策協議会における法テラス業務説明	福井地域自殺予防対策協議会委員	29名
791	福井	平成25年7月	小浜警察署職員に対する法テラス業務説明	小浜警察署職員	2名
792	福井	平成25年7月	福井県嶺南消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	福井県嶺南消費生活センター職員	2名
793	福井	平成25年7月	小浜市社会福祉協議会における法テラス業務説明	小浜市社会福祉協議会職員	2名
794	福井	平成25年7月	美浜町社会福祉協議会における法テラス業務説明	美浜町社会福祉協議会職員	2名
795	福井	平成25年7月	若狭町社会福祉協議会(五湖の郷)における法テラス業務説明	若狭町社会福祉協議会(五湖の郷)職員	2名
796	福井	平成25年7月	若狭町社会福祉協議会(パレア若狭)における法テラス業務説明	若狭町社会福祉協議会(パレア若狭)職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
797	福井	平成25年7月	若狭町社会福祉協議会(いずみ)における対する法テラス業務説明	若狭町社会福祉協議会(いずみ)職員	2名
798	福井	平成25年7月	おおい町社会福祉協議会(大飯)における法テラス業務説明	おおい町社会福祉協議会(大飯)職員	2名
799	福井	平成25年7月	おおい町社会福祉協議会(名田庄)における法テラス業務説明	おおい町社会福祉協議会(名田庄)職員	2名
800	福井	平成25年7月	高浜町社会福祉協議会における法テラス業務説明	高浜町社会福祉協議会職員	2名
801	福井	平成25年7月	敦賀市役所職員に対する法テラス業務説明	敦賀市役所職員	2名
802	福井	平成25年7月	美浜町役場職員に対する法テラス業務説明	美浜町役場職員	2名
803	福井	平成25年7月	若狭町役場職員に対する法テラス業務説明	若狭町役場職員	2名
804	福井	平成25年7月	大飯町役場職員に対する法テラス業務説明	大飯町役場職員	2名
805	福井	平成25年7月	高浜町役場職員に対する法テラス業務説明	高浜町役場職員	2名
806	福井	平成25年8月	福井県犯罪被害者支援相談員研修会における法テラス業務説明	県内犯罪被害者相談員	70名
807	福井	平成25年8月	福井中央地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	ケアマネージャー、相談員	52名
808	福井	平成25年8月	福井地域自殺予防協議会研修会、地域精神保健福祉業務連絡会における法テラス業務説明	関係機関職員、相談員	80名
809	福井	平成25年9月	福井県多重債務対策協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	20名
810	福井	平成25年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	20名
811	福井	平成25年9月	鯖江市消費生活センターにおける法テラス業務説明	一般市民	65名
812	福井	平成25年9月	福井県立丸岡高校生に対する法テラス業務説明	福井県立丸岡高等学校生徒	150名
813	福井	平成25年9月	福井県立武生東高校生に対する法テラス業務説明	福井県立武生東高等学校生徒	209名
814	福井	平成25年9月	おおい町民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	民生・児童委員	40名
815	福井	平成25年9月	おおい町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	おおい町民	20名
816	福井	平成25年10月	法務局休日相談における法テラス業務説明	福井市民	50名
817	福井	平成25年10月	福井県立羽水高校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	福井県立羽水高等学校生徒	325名
818	福井	平成25年11月	福井県服飾学校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	福井県服飾学校生徒	25名
819	福井	平成25年11月	福井県立道守高校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	福井県立道守高等学校生徒	220名
820	福井	平成25年11月	福井弁護士会第10回配偶者暴力担当機関連絡協議会における法テラス業務説明	配偶者暴力担当機関職員等	56名
821	福井	平成25年11月	福井県立三国高校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	福井県立三国高等学校生徒	211名
822	福井	平成25年11月	福井県立敦賀工業高校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	福井県立敦賀工業高等学校生徒	112名
823	福井	平成25年11月	仁愛女子高校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	仁愛女子高等学校生徒	174名
824	福井	平成25年11月	あわら市消費者センター職員に対する法テラス業務説明	あわら市消費者センター職員	2名
825	福井	平成25年11月	あわら市社会福祉協議会における法テラス業務説明	あわら市社会福祉協議会職員	2名
826	福井	平成25年11月	ファミリーあわら職員に対する法テラス業務説明	ファミリーあわら職員	2名
827	福井	平成25年11月	坂井市消費者センター職員に対する法テラス業務説明	坂井市消費者センター職員	2名
828	福井	平成25年11月	坂井市社会福祉協議会における法テラス業務説明	坂井市社会福祉協議会職員	2名
829	福井	平成25年11月	坂井健康福祉センター職員に対する法テラス業務説明	坂井健康福祉センター職員	2名
830	福井	平成25年11月	坂井市三国総合支所職員に対する法テラス業務説明	坂井市三国総合支所職員	2名
831	福井	平成25年11月	坂井市春江総合支所職員に対する法テラス業務説明	坂井市春江総合支所職員	2名
832	福井	平成25年11月	坂井市丸岡総合支所職員に対する法テラス業務説明	坂井市丸岡総合支所職員	2名
833	福井	平成25年11月	福井県総合福祉相談所(婦人相談所)職員に対する法テラス業務説明	福井県総合福祉相談所(婦人相談所)職員	2名
834	福井	平成25年11月	福井県福井健康福祉センター職員に対する法テラス業務説明	福井県福井健康福祉センター職員	2名
835	福井	平成25年11月	ユー・アイふくい職員に対する法テラス業務説明	ユー・アイふくい職員	2名
836	福井	平成25年11月	福井県精神保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	福井県精神保健福祉センター職員	2名
837	福井	平成25年11月	福井県発達障害児者支援センター・スクラム福井職員に対する法テラス業務説明	福井県発達障害児者支援センタースクラム福井職員	2名
838	福井	平成25年11月	福井県警察本部刑事部捜査第一課(女性相談)職員に対する法テラス業務説明	福井県警察本部刑事部捜査第一課(女性相談)職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
839	福井	平成25年11月	福井県警察犯罪被害者支援室職員に対する法テラス業務説明	福井県警察犯罪被害者支援室職員	2名
840	福井	平成25年11月	福井警察署職員に対する法テラス業務説明	福井警察署職員	2名
841	福井	平成25年11月	福井南警察署職員に対する法テラス業務説明	福井南警察署職員	2名
842	福井	平成25年11月	安全環境部県民安全課職員に対する法テラス業務説明	安全環境部県民安全課職員	2名
843	福井	平成25年11月	男女共同参画・県民活動課職員に対する法テラス業務説明	男女共同参画・県民活動課職員	2名
844	福井	平成25年11月	健康福祉部障害福祉課職員に対する法テラス業務説明	健康福祉部障害福祉課職員	2名
845	福井	平成25年11月	福井県県民相談室職員に対する法テラス業務説明	福井県県民相談室職員	2名
846	福井	平成25年11月	福井市市民相談室職員に対する法テラス業務説明	福井市市民相談室職員	2名
847	福井	平成25年12月	福井県立小浜水産高校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	福井県立小浜水産高等学校生徒	67名
848	福井	平成25年12月	福井県自立促進支援センター関係機関ネットワークにおける法テラス業務説明	関係機関職員	35名
849	福井	平成26年1月	福井県立科学技術高校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	福井県立科学技術高等学校生徒	186名
850	福井	平成26年1月	敦賀市相談業務関係窓口担当者連絡会における法テラス業務説明	相談業務窓口担当者	7名
851	福井	平成26年2月	あわら市社会福祉協議会「あわらふくし塾」における法テラス業務説明	「あわらふくし塾」受講者	80名
852	福井	平成26年2月	福井市福祉保健部職員に対する法テラス業務説明	福井市福祉保健部職員	30名
853	福井	平成26年2月	福井県青少年安心・安全ネット利用促進連絡会における法テラス業務説明	福井県大学教員・PTA各団体員等	60名
854	福井	平成26年2月	福井県配偶者暴力対策連絡会議における法テラス業務説明	福井県配偶者暴力対策連絡会議参加機関職員	37名
855	福井	平成26年2月	福井川西地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	福井川西地域包括支援センター職員	2名
856	福井	平成26年2月	福井川西地域包括支援センターあゆかわ相談所職員に対する法テラス業務説明	福井川西地域包括支援センターあゆかわ相談所職員	2名
857	福井	平成26年2月	福井西地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	福井西地域包括支援センター職員	2名
858	福井	平成26年2月	福井西地域包括支援センターたご相談所職員に対する法テラス業務説明	福井西地域包括支援センターたご相談所職員	2名
859	福井	平成26年2月	福井南地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	福井南地域包括支援センター職員	2名
860	福井	平成26年2月	福井橋南地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	福井橋南地域包括支援センター職員	2名
861	福井	平成26年2月	福井東足羽地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	福井東足羽地域包括支援センター職員	2名
862	福井	平成26年2月	福井東足羽地域包括支援センターすいだに相談所職員に対する法テラス業務説明	福井東足羽地域包括支援センターすいだに相談所	2名
863	福井	平成26年2月	福井北地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	福井北地域包括支援センター職員	2名
864	福井	平成26年2月	福井中央北地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	福井中央北地域包括支援センター職員	2名
865	福井	平成26年3月	福井市・永平寺町悩みごと総合相談会における法テラス業務説明	一般市民	27名
866	福井	平成26年3月	福井県社会福祉協議会における法テラス業務説明	福井県社会福祉協議会職員	100名
867	福井	平成26年3月	福井地域自殺予防対策協議会における法テラス業務説明	福井地域自殺予防対策協議会参加機関職員	29名
868	福井	平成26年3月	福井地区被害者支援ネットワーク総会における法テラス業務説明	福井地区被害者支援ネットワーク参加機関職員	60名
869	福井	平成26年3月	ほやねっと中央北(認知症患者支援関係者連絡会)における法テラス業務説明	連絡会参加者	30名
870	石川	平成25年4月	金沢調停協会における法テラス業務説明	家事調停委員	50名
871	石川	平成25年6月	金沢市役所職員に対する法テラス業務説明	金沢市役所職員	28名
872	石川	平成25年8月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	25名
873	石川	平成25年9月	県民相談相互支援ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク連絡会会員	29名
874	石川	平成25年10月	石川県多重債務問題対策協議会における法テラス業務説明	石川県多重債務問題対策協議会会員	30名
875	石川	平成25年12月	「女性なんでも相談室」相談員研修会における法テラス業務説明	石川県女性センター「女性なんでも相談室」相談員	20名
876	石川	平成26年1月	能美市中心配ごと相談所相談員研修会における法テラス業務説明	能美市中心配ごと相談所相談員	27名
877	富山	平成25年6月	くらしの安心ネットとやまにおける法テラス業務説明	くらしの安心ネットとやま参加関係機関	50名
878	富山	平成25年6月	富山県青少年安心・安全ネット利用促進連絡会における法テラス業務説明	総務省北陸総合通信局情報通信文電気通信事業課職員	3名
879	富山	平成25年7月	多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	「多重債務者対策協議会」構成員	26名
880	富山	平成25年8月	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会構成員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
881	富山	平成25年9月	富山県特別支援学校知的障害教育校保護者・教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	富山県特別支援学校知的障害教育校保護者・教員	159名
882	富山	平成25年10月	富山市消費者大会における法テラス業務説明	富山県民	250名
883	富山	平成25年10月	富山県青少年安心・安全ネット利用促進連絡会における法テラス業務説明	富山県青少年安心・安全ネット利用促進連絡会構成員	31名
884	富山	平成25年11月	富山県社会福祉協議会生活支援員、日常生活自立心事業担当者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	生活支援員、日常生活自立心事業担当者	80名
885	富山	平成25年11月	富山市内社会福祉士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	富山市内社会福祉士	20名
886	富山	平成25年11月	富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	11名
887	富山	平成25年12月	富山県社会保険労務士会における法テラス業務説明	富山県内社会保険労務士	100名
888	富山	平成26年2月	富山県警察本部犯罪被害者支援専科研修員に対する法テラス業務説明	富山県警察本部犯罪被害者支援専科研修員	17名
889	富山	平成26年2月	「くらしの安心ネットとやま」参加関係機関職員に対する法テラス業務説明	「くらしの安心ネットとやま」参加関係機関職員	45名
890	富山	平成26年3月	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会参加機関職員	20名
891	広島	平成25年4月	東広島市民生・児童委員協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	東広島市民生・児童委員	300名
892	広島	平成25年5月	憲法週間「法の現場」見学ツアーにおける法テラス業務説明	一般市民	12名
893	広島	平成25年5月	広島市己斐東区学区会館における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	35名
894	広島	平成25年5月	第63回社会を明るくする運動広島大会定期総会における法テラス業務説明	「社会を明るくする運動」加盟関係機関(官公庁、各種団体)	128名
895	広島	平成25年5月	広島県内各警察署所属の警察官に対する法テラス業務説明	広島県内警察官	18名
896	広島	平成25年5月	広島市宇品公民館における法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援専門員	15名
897	広島	平成25年6月	世羅町社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	世羅町民生・児童委員、社会福祉協議会相談員	70名
898	広島	平成25年6月	広島市中区地域福祉センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市内母子自立支援員、広島市こども未来局こども・家庭支援課職員	11名
899	広島	平成25年7月	福山市男女共同参画センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民、相談員、会員	25名
900	広島	平成25年7月	「子どもキャリア塾」における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	26名
901	広島	平成25年8月	広島県立安芸高校生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県立安芸高等学校生徒	3名
902	広島	平成25年8月	広島県内の中学生・高校生に対する法テラス業務説明	広島県内の中学校生徒、高等学校生徒	100名
903	広島	平成25年8月	福山市男女共同参画センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民、男女共同参画センター職員	30名
904	広島	平成25年8月	広島市DV対策関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	広島市DV対策関係機関連絡協議会構成員	26名
905	広島	平成25年8月	広島県多重債務者問題対策協議会における法テラス業務説明	広島県多重債務者問題連絡協議会構成員	29名
906	広島	平成25年8月	広島修道大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	広島修道大学法科大学院生	3名
907	広島	平成25年8月	広島大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	広島大学法科大学院生	3名
908	広島	平成25年9月	福山市男女共同参画センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民、男女共同参画センター職員	30名
909	広島	平成25年9月	広島法務局管内人権擁護委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島法務局管内人権擁護委員	35名
910	広島	平成25年9月	広島市段原地域包括支援センター圏域内居宅介護支援事業所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	ケアマネジャー、地域包括支援センター職員	31名
911	広島	平成25年9月	広島市祇園・長東地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援専門職員	40名
912	広島	平成25年10月	法の日週間「法の現場」見学ツアーにおける法テラス業務説明	一般市民	18名
913	広島	平成25年10月	保護司特別研修における法テラス業務説明	広島市内保護司	65名
914	広島	平成25年10月	DV対策関係機関東部地区連絡協議会における法テラス業務説明	警察署、自治体、関係法人職員	36名
915	広島	平成25年11月	広島県内消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	広島県内消費生活センター職員	20名
916	広島	平成25年11月	広島県北広島町立大朝中学生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県立北広島町立大朝中学校生徒	22名
917	広島	平成25年11月	性犯罪被害者支援実務担当者研究会における法テラス業務説明	性犯罪被害者支援実務担当者研究会参加者	35名
918	広島	平成25年11月	広島県立図書館における法教育(講演)	一般市民	33名
919	広島	平成25年12月	長東西学区社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	長東西学区社会福祉協議会職員	42名
920	広島	平成25年12月	小規模福祉事務所生活保護担当職員合同研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	小規模福祉事務所生活保護担当職員	34名
921	広島	平成25年12月	広島市南区役所別館における法テラス業務説明	介護支援専門員	15名
922	広島	平成26年1月	広島市東地区保護司研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市東地区保護司	54名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
923	広島	平成26年1月	東広島市地区保護司研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	東広島地区保護司	71名
924	広島	平成26年1月	広島市安佐北地区保護司研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市安佐北地区保護司	50名
925	広島	平成26年1月	第39回広島県建設工事紛争審査会総会における法テラス業務説明	広島県建設工事紛争審査会委員	17名
926	広島	平成26年2月	府中市ふくし相談センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	府中市ふくしセンター職員、相談員	15名
927	広島	平成26年2月	己斐上公民館における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市西区己斐地区町内会長、民生・児童委員、老人会会長等	40名
928	広島	平成26年2月	広島市安芸高田地区保護司研修会における法テラス業務説明	広島市安芸高田地区保護司	23名
929	広島	平成26年2月	広島県西部子ども家庭センター職員に対する法テラス業務説明	広島県西部子ども家庭センター職員	50名
930	広島	平成26年2月	広島市東地区更生保護女性会における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市東地区更生保護女性会所属保護司	65名
931	広島	平成26年2月	庄原市保健福祉センター「こころの健康講座」における法教育(講演)、法テラス業務説明	庄原市民	40名
932	広島	平成26年3月	広島市中区幟会館における法教育(講演)、法テラス業務説明	キャリア・コンサルタント資格者	15名
933	広島	平成26年3月	広島市西地区保護司研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市西地区保護司	95名
934	広島	平成26年3月	広島市安芸地区保護司研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市安芸地区保護司、更生保護女性会会員	35名
935	広島	平成26年3月	庄原地区保護司研修会における法テラス業務説明	庄原地区保護司	30名
936	広島	平成26年3月	府中町ふれあい福祉センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	府中町介護サービス事業所職員	50名
937	山口	平成25年5月	山口県社会福祉協議会職員、山口県地域生活定着支援センター職員等に対する法テラス業務説明	山口県社会福祉協議会職員、山口県地域生活定着支援センター職員等	10名
938	山口	平成25年5月	宇部市西岐波地区民生・児童委員、福祉委員に対する法テラス業務説明	宇部市西岐波地区民生・児童委員、福祉委員	50名
939	山口	平成25年5月	美祢市役所担当職員に対する法テラス業務説明	美祢市役所担当職員	13名
940	山口	平成25年5月	山口県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	山口県被害者支援連絡協議会関係職員	20名
941	山口	平成25年6月	山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会における法テラス業務説明	山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会関係職員	24名
942	山口	平成25年6月	防府市役所担当職員に対する法テラス業務説明	防府市役所担当職員	30名
943	山口	平成25年6月	高齢者トラブルに関するパネルディスカッションにおける法テラス業務説明	社会福祉協議会職員、市福祉課職員等	250名
944	山口	平成25年6月	山口労働局労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	山口労働局労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	14名
945	山口	平成25年6月	萩市福祉課、消費生活センター職員等に対する法テラス業務説明	萩市福祉課、消費生活センター職員等	15名
946	山口	平成25年7月	宇部市藤山地区民生・児童委員、福祉委員に対する法テラス業務説明	宇部市藤山地区民生・児童委員、福祉委員	50名
947	山口	平成25年7月	山口労働局相談員、山口県労働委員会相談員等に対する法テラス業務説明	山口労働局相談員、山口県労働委員会相談員等	15名
948	山口	平成25年8月	山口県社会福祉協議会、山口県地域生活定着支援センター職員等に対する法テラス業務説明	山口県社会福祉協議会、山口県生活地域定着支援センター職員等	10名
949	山口	平成25年8月	光市民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	光市民生児童委員協議会役員、心配ごと相談員	24名
950	山口	平成25年10月	山口県警察本部警察官に対する法テラス業務説明	山口県警察本部警察官	17名
951	山口	平成25年11月	山口県立下関工業高校生(定時制)に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	山口県立下関工業高等学校定時制生徒	35名
952	山口	平成25年11月	保護司に対する法テラス業務説明	保護司	30名
953	山口	平成25年12月	山口市民に対する法教育(講演)	山口市民	400名
954	山口	平成25年12月	防府市迫戸自治会のいきいきサロン法律講座における法テラス業務説明	防府市迫戸町高齢者	20名
955	山口	平成25年12月	山口市消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	山口市消費生活センター相談員	5名
956	山口	平成25年12月	山口市民生・児童委員、福祉委員に対する法テラス業務説明	山口市民生・児童委員、福祉委員	80名
957	岡山	平成25年10月	岡山市北区北地域介護支援専門員に対する法テラス業務説明	岡山市北区北地域介護支援専門員	30名
958	岡山	平成25年10月	岡山県福祉相談センター職員に対する法テラス業務説明	岡山県福祉相談センター職員	19名
959	岡山	平成25年11月	倉敷市帯江・豊洲地域介護支援専門員に対する法テラス業務説明	倉敷市帯江・豊洲地域介護支援専門員	15名
960	岡山	平成25年11月	岡山県消費生活センター職員、相談員に対する法テラス業務説明	岡山県消費生活センター職員、相談員	5名
961	岡山	平成26年3月	岡山県内市町村職員、消費生活相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	岡山県内市町村職員、消費生活相談員	24名
962	鳥取	平成25年4月	鳥取県教育委員会(高等学校)における法テラス業務説明	鳥取県教育委員会高等学校課指導主事	2名
963	鳥取	平成25年5月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	13名
964	鳥取	平成25年6月	とっとり被害者支援センター支援活動員(被害者支援ボランティア)採用時養成講座における法テラス業務説明	とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティア応募者	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
965	鳥取	平成25年7月	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会会員	30名
966	鳥取	平成25年7月	鳥取県労働委員会あっせん員候補者等特別研修会における法テラス業務説明	鳥取県労働委員会あっせん員候補者、関係機関職員	40名
967	鳥取	平成25年10月	多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会における法テラス業務説明	多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会参加者	24名
968	鳥取	平成25年10月	鳥取県地方務局管内人権擁護委員研修会における法テラス業務説明	鳥取県地方務局管内人権擁護委員	9名
969	鳥取	平成25年11月	鳥取県銀行協会における法テラス業務説明	鳥取県銀行協会職員	2名
970	鳥取	平成26年2月	鳥取県西部福祉事務所、日野郡・西伯郡各町福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	鳥取県、西部各町担当職員、関係機関職員	28名
971	島根	平成25年4月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	16名
972	島根	平成25年5月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	19名
973	島根	平成25年5月	大津地区社会福祉協議会総会における法テラス業務説明	社会福祉協議会理事、職員	81名
974	島根	平成25年5月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	40名
975	島根	平成25年5月	被害者サポートセンター定期総会における法テラス業務説明	被害者サポートセンター定期総会参加者	20名
976	島根	平成25年5月	社会を明るくする運動推進委員会における法テラス業務説明	社会を明るくする運動推進委員会参加者	40名
977	島根	平成25年5月	地域生活福祉・就労支援協議会における法テラス業務説明	地域生活福祉・就労支援協議会参加者	30名
978	島根	平成25年6月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	12名
979	島根	平成25年6月	より良い消費生活のための集いにおける法テラス業務説明	安来市民	80名
980	島根	平成25年6月	公民館における法テラス業務説明	松江市生涯学習課担当職員	4名
981	島根	平成25年7月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	12名
982	島根	平成25年7月	関係機関連絡会議における法テラス業務説明	関係機関連絡会議参加者	8名
983	島根	平成25年7月	社会福祉協議会・民生・児童委員協議会連絡会議における法テラス業務説明	社会福祉協議会・民生・児童委員協議会連絡会議参加者	15名
984	島根	平成25年7月	男女共同参画相談連絡会議における法テラス業務説明	男女共同参画相談連絡会議参加者	20名
985	島根	平成25年8月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	12名
986	島根	平成25年8月	市民大学特別コース「消費者コース」における法教育(講演)、法テラス業務説明	松江市民	30名
987	島根	平成25年8月	松江市公民館館長会における法教育(講演)、法テラス業務説明	松江市公民館館長会参加者	40名
988	島根	平成25年8月	三郷町心配ごと相談員、民生・児童委員に対する法教育(講義)	三郷町心配ごと相談員、民生・児童委員	15名
989	島根	平成25年8月	出雲市総務課(生活・消費相談センター)職員に対する法テラス業務説明	出雲市総務課(生活・消費相談センター)職員	4名
990	島根	平成25年8月	被害者サポートセンター職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	被害者サポートセンター職員	20名
991	島根	平成25年9月	隠岐地区社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	隠岐地区社会福祉協議会職員	15名
992	島根	平成25年9月	島根県地方務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	島根県地方務局管内人権擁護委員	30名
993	島根	平成25年9月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	12名
994	島根	平成25年9月	松江市立湖東中学生に対する法テラス業務説明	松江市立湖東中学校生徒	6名
995	島根	平成25年9月	民生・児童委員研修会における法テラス業務説明	民生・児童委員	25名
996	島根	平成25年9月	相談業務相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	相談業務相互支援ネットワーク会議参加者	40名
997	島根	平成25年9月	大田市人権推進課担当職員に対する法テラス業務説明	大田市人権推進課担当職員	2名
998	島根	平成25年10月	島根県警察相談実務専科における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県警察官	10名
999	島根	平成25年10月	被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会における法テラス業務説明	被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会参加者	30名
1000	島根	平成25年10月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	12名
1001	島根	平成25年10月	松江市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	松江市民	20名
1002	島根	平成25年11月	第1回島根県生活困窮者自立支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	島根県生活困窮者自立支援ネットワーク会議参加者	30名
1003	島根	平成25年11月	第9回「ららふえすた」における法テラス業務説明	島根県民	300名
1004	島根	平成25年11月	松江市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	松江市民	30名
1005	島根	平成25年11月	益田市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	益田市民	20名
1006	島根	平成25年11月	隠岐の島町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	隠岐の島町民	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1007	島根	平成25年11月	西ノ島町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	西ノ島町民	15名
1008	島根	平成25年11月	犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援連絡協議会参加者	50名
1009	島根	平成25年11月	高齢者虐待防止研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県社会福祉協議会職員	30名
1010	島根	平成25年12月	高齢者虐待防止研修会(隠岐地域)における法テラス業務説明	介護職員等	15名
1011	島根	平成25年12月	出雲市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	出雲市民	20名
1012	島根	平成25年12月	浦郷地区、三度地区住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	浦郷地区、三度地区住民	15名
1013	島根	平成25年12月	島根県生活困窮者自立支援ネットワーク会議第1回アドバイザー連絡会議における法テラス業務説明	島根県生活困窮者自立支援ネットワーク会議第1回アドバイザー連絡会議参加者	30名
1014	島根	平成26年1月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	22名
1015	島根	平成26年1月	知夫村民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	知夫村民	15名
1016	島根	平成26年1月	島根県立松江養護学校PTA研修会における法テラス業務説明	島根県立松江養護学校生徒保護者	20名
1017	島根	平成26年1月	島根県立隠岐養護学校生徒に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県立隠岐養護学校生徒	30名
1018	島根	平成26年1月	成年後見制度研修会における法テラス業務説明	成年後見制度研修会参加者	20名
1019	島根	平成26年1月	高齢者虐待対応専門職チーム事例検討会における法テラス業務説明	高齢者虐待対応専門職チーム、社会福祉士	20名
1020	島根	平成26年1月	宍道地区社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	宍道地区社会福祉協議会職員	20名
1021	島根	平成26年2月	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会における法テラス業務説明	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会参加者	40名
1022	島根	平成26年2月	高齢消費者被害防止対策・消費者金融等被害防止対策連絡協議会における法テラス業務説明	高齢消費者被害防止対策・消費者金融等被害防止対策連絡協議会参加者	40名
1023	島根	平成26年2月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	13名
1024	島根	平成26年2月	市民後見人養成講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	浜田市民	20名
1025	島根	平成26年2月	第2回島根県生活困窮者自立支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	島根県生活困窮者自立支援ネットワーク会議参加者	30名
1026	島根	平成26年2月	第2回隠岐圏自死予防対策連絡会及び隠岐の島町自殺対策協議会合同会議における法テラス業務説明	隠岐圏自死予防対策連絡会及び隠岐の島町自殺対策協議会合同会議参加者	20名
1027	島根	平成26年2月	第3回被害者サポートセンター理事会における法テラス業務説明	被害者サポートセンター役員	12名
1028	島根	平成26年3月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	13名
1029	島根	平成26年3月	松江市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	松江市民	30名
1030	島根	平成26年3月	第9回松江市ボランティアフェスティバルにおける法テラス業務説明	松江市民	100名
1031	島根	平成26年3月	隠岐の島町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	隠岐の島町民	20名
1032	島根	平成26年3月	隠岐の島町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	隠岐の島町民	20名
1033	福岡	平成25年5月	福岡市早良区公民館館長に対する法テラス業務説明	福岡市早良区公民館職員	30名
1034	福岡	平成25年5月	福岡市西区公民館館長に対する法テラス業務説明	福岡市西区公民館職員	30名
1035	福岡	平成25年5月	福岡市東区保護課職員に対する法テラス業務説明	福岡市東区保護課職員	1名
1036	福岡	平成25年5月	福岡市中央区公民館館長に対する法テラス業務説明	福岡市中央区公民館職員	30名
1037	福岡	平成25年5月	福岡市中央区保護課ケースワーカーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	福岡市中央区保護課ケースワーカー	70名
1038	福岡	平成25年6月	福岡市城南区公民館館長に対する法テラス業務説明	福岡市城南区公民館職員	20名
1039	福岡	平成25年7月	城南区保護課担当職員に対する法テラス業務説明	福岡市城南区保護課職員等	2名
1040	福岡	平成25年8月	博多区保護課担当職員に対する法テラス業務説明	福岡市博多区保護課職員	1名
1041	福岡	平成25年8月	博多区保護課担当職員に対する法テラス業務説明	福岡市博多区保護課職員	1名
1042	福岡	平成25年8月	南区保護課担当職員に対する法テラス業務説明	福岡市南区保護課職員	1名
1043	福岡	平成25年9月	福岡市西区保護課ケースワーカーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	福岡市西区保護課ケースワーカー	30名
1044	福岡	平成25年9月	福岡市城南第4地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	福岡市城南第4地域包括支援センター職員、城南管内介護事業所ケアマネージャー	25名
1045	福岡	平成25年9月	福岡市城南第1地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	福岡市城南第1地域包括支援センター職員、城南管内介護事業所ケアマネージャー	30名
1046	福岡	平成25年9月	西区保護課担当職員に対する業務説明	福岡市西区保護課職員	1名
1047	福岡	平成25年10月	福岡市地域保健課担当職員に対する法テラス業務説明	福岡市地域保健課担当職員	1名
1048	福岡	平成25年10月	福岡市南区保護課ケースワーカーにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	福岡市南区保護課ケースワーカー	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1049	福岡	平成25年10月	福岡市中央区地域保健福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市中央区地域保健福祉課主査、中央区内地域包括支援センター社会福祉士	10名
1050	福岡	平成25年10月	福岡市城南区地域保健福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市城南区地域保健福祉課主査、城南区内地域包括支援センター社会福祉士	10名
1051	福岡	平成25年11月	福岡市東区地域保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	福岡市東区地域保健福祉課主査、東区内地域包括支援センター社会福祉士	10名
1052	福岡	平成25年11月	福岡市早良区地域保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	福岡市早良区地域保健福祉課主査、早良区内地域包括支援センター社会福祉士	10名
1053	福岡	平成25年11月	福岡市博多区地域保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	福岡市博多区地域保健福祉課主査、博多区内地域包括支援センター社会福祉士	10名
1054	福岡	平成25年12月	福岡市城南区保護課ケースワーカーに対する法テラス業務説明	福岡市城南区保護課ケースワーカー	30名
1055	福岡	平成26年1月	福岡市保護課主査、生活困窮者自立支援センター職員に対する法テラス業務説明	福岡市保護課主査、福岡市生活困窮者自立支援センター職員	3名
1056	福岡	平成26年2月	苅田町社会福祉協議会における法テラス業務説明	ソーシャルワーカー、ケースワーカー等	40名
1057	福岡	平成26年2月	福岡市城南区等福祉関係機関職員に対する法テラス業務説明	福岡市城南区等地域包括支援センター職員、介護事業所ケアマネージャー等	80名
1058	福岡	平成26年2月	福岡市糟屋保護区保護司に対する法テラス業務説明	福岡市糟屋保護区保護司	80名
1059	福岡	平成26年2月	福岡市うきは保護区保護司に対する法テラス業務説明	福岡市うきは保護区保護司	20名
1060	福岡	平成26年2月	福岡市城南保護区保護司に対する法テラス業務説明	福岡市城南保護区保護司	35名
1061	福岡	平成26年2月	福岡市八女保護区保護司に対する法テラス業務説明	福岡市八女保護区保護司	55名
1062	福岡	平成26年2月	福岡市糸島保護区保護司に対する法テラス業務説明	福岡市糸島保護区保護司	80名
1063	福岡	平成26年2月	福岡市久留米保護区保護司に対する法テラス業務説明	福岡市久留米保護区保護司	80名
1064	福岡	平成26年3月	小倉調停協会調停委員に対する法テラス業務説明	小倉調停協会調停委員	40名
1065	福岡	平成26年3月	福岡市地域保健課職員に対する法テラス業務説明	福岡市地域保健課職員等	2名
1066	佐賀	平成25年5月	犯罪被害者支援講演会における法教育(講演)、法テラス業務説明	佐賀県警察官、佐賀県職員等	33名
1067	佐賀	平成25年5月	DV根絶犯罪被害者支援のための第1回会議における法テラス業務説明	佐賀県職員、佐賀市職員等	18名
1068	佐賀	平成25年7月	有田町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	有田町民生・児童委員	60名
1069	佐賀	平成25年7月	基山町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	基山町民生・児童委員	34名
1070	佐賀	平成25年10月	佐賀市役所職員に対する法テラス業務説明	佐賀市役所職員	2名
1071	佐賀	平成25年11月	佐賀市民に対する法教育(講演)	佐賀市民	300名
1072	佐賀	平成25年11月	女性のための護身術講座における法テラス業務説明	一般市民	17名
1073	佐賀	平成25年11月	消費対策センター職員等に対する法テラス業務説明	消費対策センター職員等	20名
1074	佐賀	平成25年12月	遠隔地自治体職員に対する法テラス業務説明	唐津市自治体職員等	8名
1075	佐賀	平成25年12月	行政相談員自主研修会における法テラス業務説明	総務省佐賀行政評価事務所行政相談員	19名
1076	佐賀	平成26年1月	佐賀地方務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	佐賀地方務局管内人権擁護委員	14名
1077	佐賀	平成26年1月	佐賀労働局、中央労働委員会職員等に対する法テラス業務説明	佐賀労働局、中央労働委員会職員等	19名
1078	佐賀	平成26年2月	就任1年未満の保護司に対する法テラス業務説明	就任1年未満の保護司	26名
1079	佐賀	平成26年2月	カウンセリング研究会における法テラス業務説明	県職員、国職員、警察官	50名
1080	長崎	平成25年4月	警察学校・警察安全相談における法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎県警察官	13名
1081	長崎	平成25年4月	長崎精道中学校教員に対する法テラス業務説明	長崎精道中学校教員	20名
1082	長崎	平成25年4月	長崎県立佐世保工業高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立佐世保工業高等学校教員	20名
1083	長崎	平成25年6月	地域福祉推進会議(成年後見推進支援)事業連絡会議における法テラス業務説明	社会福祉士等	12名
1084	長崎	平成25年6月	ケアマネージャー、ヘルパー等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	ケアマネージャー、ヘルパー等	25名
1085	長崎	平成25年6月	有喜地区民生・児童委員、ヘルパー等に対する法テラス業務説明	有喜地区民生・児童委員、ヘルパー等	38名
1086	長崎	平成25年6月	長崎県立対馬高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立対馬高等学校教員	40名
1087	長崎	平成25年6月	長崎県立諫早商業高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立諫早商業高等学校教員	30名
1088	長崎	平成25年6月	長崎県立長崎明誠高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立長崎明誠高等学校教員	30名
1089	長崎	平成25年7月	佐世保地区成年後見実務研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	行政相談員、社会福祉協議会職員等	60名
1090	長崎	平成25年7月	諫早市校長会所属校長に対する法テラス業務説明	諫早市校長会所属校長	40名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1091	長崎	平成25年7月	長崎県立島原高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立島原高等学校教員	12名
1092	長崎	平成25年7月	長崎市立淵中学校教員に対する法テラス業務説明	長崎市立淵中学校教員	32名
1093	長崎	平成25年7月	長崎県立平戸高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立平戸高等学校教員	22名
1094	長崎	平成25年8月	県南地区女性相談関係機関意見交換会における法テラス業務説明	女性相談関係機関職員	20名
1095	長崎	平成25年8月	中地区公立・私立高等学校教頭・副校長に対する法テラス業務説明	中地区公立・私立高等学校教頭・副校長	42名
1096	長崎	平成25年8月	諫早市立明峰中学校教員に対する法テラス業務説明	諫早市立明峰中学校教員	18名
1097	長崎	平成25年8月	長崎市立横尾中学校教員に対する法テラス業務説明	長崎市立横尾中学校教員	16名
1098	長崎	平成25年8月	対馬市教育研究会における法教育(講演)、法テラス業務説明	対馬市全小・中学校教員、対馬市教育委員会委員長等	275名
1099	長崎	平成25年8月	諫早市立湯江小学校教員に対する法テラス業務説明	諫早市立湯江小学校教員	18名
1100	長崎	平成25年8月	長崎市立緑ヶ丘中学校教員に対する法テラス業務説明	長崎市立緑ヶ丘中学校教員	25名
1101	長崎	平成25年8月	長崎市立城山小学校教員に対する法テラス業務説明	長崎市立城山小学校教員	25名
1102	長崎	平成25年9月	こころのリハビリテーションセンター職員及び利用者に対する法テラス業務説明	こころのリハビリテーションセンター職員等	20名
1103	長崎	平成25年9月	諫早市幼・小・中学校指導主任・指導主事研修会講演会における法テラス業務説明	諫早市幼・小・中学校指導主任・指導主事	50名
1104	長崎	平成25年9月	雲仙市立南串第二小学校教員に対する法テラス業務説明	雲仙市立南串第二小学校教員	11名
1105	長崎	平成25年9月	小栗地区民生・児童委員、ヘルパー等に対する法テラス業務説明	小栗地区民生・児童委員、ヘルパー等	29名
1106	長崎	平成25年9月	長崎県立高校教務主任佐世保地区総会における法テラス業務説明	長崎県立高等学校教員	25名
1107	長崎	平成25年10月	被害者支援連絡協議会実務担当者会議における法テラス業務説明	医師会職員、警察官、県職員等	50名
1108	長崎	平成25年10月	長崎市立長崎商業高校教員に対する法テラス業務説明	長崎市立長崎商業高等学校教員	40名
1109	長崎	平成25年10月	雲仙市立小・中学校校長に対する法テラス業務説明	雲仙市立小・中学校教員	27名
1110	長崎	平成25年11月	被害者支援養成講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	被害者支援養成講座受講生	20名
1111	長崎	平成25年11月	長崎県立島原翔南高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立島原翔南高等学校教員	28名
1112	長崎	平成25年11月	雲仙市立小・中学校教頭に対する法テラス業務説明	雲仙市立小・中学校教員	27名
1113	長崎	平成25年11月	大村市教育委員会関係者に対する法テラス業務説明	大村市教育委員会関係者等	50名
1114	長崎	平成25年11月	長崎地区小・中学校事務職員に対する法テラス業務説明	長崎地区小・中学校事務職員	220名
1115	長崎	平成25年11月	小野地区民生・児童委員、ヘルパー等に対する法テラス業務説明	小野地区民生・児童委員、ヘルパー等	15名
1116	長崎	平成25年11月	小・中学生に対するスポーツ指導に携わる学校教員等に対する法テラス業務説明	小・中学生に対するスポーツ指導に携わる学校教員等	137名
1117	長崎	平成25年12月	社会福祉士、精神保健福祉士等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉協議会職員、地域包括センター職員等	60名
1118	長崎	平成25年12月	長崎県立大崎高校、西海市立大崎中学校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立大崎高等学校、西海市立大崎中学校教員	42名
1119	長崎	平成25年12月	長崎市立南小・中学校教員に対する法テラス業務説明	長崎市立南小・中学校教員	16名
1120	長崎	平成25年12月	長崎県立特別支援学校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立特別支援学校教員	90名
1121	長崎	平成25年12月	長崎市西町地域関係者に対する法テラス業務説明	長崎市西町地域関係者	50名
1122	長崎	平成26年1月	長崎県立大村工業高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立大村工業高等学校教員	70名
1123	長崎	平成26年2月	長崎県立佐世保東翔高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立佐世保東翔高等学校教員	35名
1124	長崎	平成26年2月	西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会委員	16名
1125	長崎	平成26年2月	地域ケア会議関係者に対する法テラス業務説明	地域ケア会議関係者	20名
1126	長崎	平成26年2月	長崎県立鹿町工業高校教員に対する法テラス業務説明	長崎県立鹿町工業高等学校教員	50名
1127	長崎	平成26年2月	時津町立東小学校教員に対する法テラス業務説明	時津町立東小学校教員	35名
1128	大分	平成25年5月	民生・児童委員、地域高齢者に対する法テラス業務説明	民生・児童委員、地域高齢者	50名
1129	大分	平成25年6月	大分県警察学校研修会における法テラス業務説明	大分県警察相談窓口担当者	20名
1130	大分	平成25年10月	中津市人権擁護委員研修会における法テラス業務説明	中津市人権擁護委員	20名
1131	大分	平成25年11月	日田市、玖珠町、九重町相談窓口担当者に対する法テラス業務説明	日田市、玖珠町、九重町相談窓口担当者	40名
1132	大分	平成25年11月	犯罪被害者週間プレ企画行事における法教育(講演)	大分県民	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1133	大分	平成25年11月	養育費に関する研修会における法テラス業務説明	大分市町村関係部署職員等	20名
1134	大分	平成26年1月	大分県立図書館「法律セミナー」における法教育(講演)	大分県民	30名
1135	大分	平成26年1月	佐伯市保護司会研修会における法テラス業務説明	佐伯市保護司	150名
1136	熊本	平成25年4月	嘉島町高齢者相談・地域福祉委員研修会における法テラス業務説明	嘉島町高齢者相談・地域福祉委員	20名
1137	熊本	平成25年5月	宇城市民生・児童委員、行政職員研修会における法テラス業務説明	宇城市民生・児童委員、行政職員	158名
1138	熊本	平成25年6月	熊本市主催「生涯学習ふれあい出前講座」における法テラス法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本市民	20名
1139	熊本	平成25年6月	くまもと県民カレッジ主催講座受講者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	くまもと県民カレッジ主催講座受講者	30名
1140	熊本	平成25年7月	高齢者、家族介護者等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高齢者、家族介護者、民生・児童委員等	40名
1141	熊本	平成25年7月	老人クラブ長溝会会員に対する法テラス業務説明	老人クラブ長溝会会員	40名
1142	熊本	平成25年7月	熊本北地区保護司会校区会保護司に対する法テラス業務説明	熊本北地区保護司会校区会保護司	40名
1143	熊本	平成25年8月	鹿南・五霊・北校区民生・児童委員研修会における法テラス業務説明	鹿南・五霊・北校区民生・児童委員	61名
1144	熊本	平成25年8月	熊本市地域包括支援センター連絡協議会における法テラス業務説明	熊本市地域包括支援センター連絡協議会会員等	40名
1145	熊本	平成25年8月	犯罪被害者支援業務担当者及び相談員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援業務担当者、相談員	70名
1146	熊本	平成25年8月	犯罪被害者支援業務担当者及び相談員研修会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援業務担当者、相談員	70名
1147	熊本	平成25年10月	東町団地居住高齢者等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東町団地居住高齢者等	35名
1148	熊本	平成25年10月	東町小家庭教育学級のメンバーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	東町小家庭教育学級メンバー	20名
1149	熊本	平成25年10月	熊本市立清水中学校校区児童・生徒、保護者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	熊本市立清水中学校校区児童・生徒、保護者	20名
1150	熊本	平成25年11月	熊本県立高森高校文化フォーラムにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本県立高森高等学校生徒、一般参加者	30名
1151	熊本	平成25年12月	生活保護業務担当者、ケースワーカーに対する法テラス業務説明	生活保護業務担当者、ケースワーカー	20名
1152	熊本	平成26年1月	熊本北地区保護司会所属保護司に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本北地区保護司会所属保護司	30名
1153	熊本	平成26年2月	熊本県看護師協会役員に対する法テラス業務説明	熊本県看護師協会役員	40名
1154	熊本	平成26年3月	いのちの電話相談員資質向上研修会における法テラス業務説明	いのちの電話相談員	10名
1155	鹿児島	平成25年5月	鹿児島県中央児童相談所職員に対する法テラス業務説明	鹿児島県中央児童相談所職員	30名
1156	鹿児島	平成25年5月	男女共同参画奄美会議総会における法教育(講演)、法テラス業務説明	男女共同参画あまみ会会員	40名
1157	鹿児島	平成25年5月	せいさつ被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	せいさつ被害者支援ネットワーク会員	35名
1158	鹿児島	平成25年5月	DV相談業務研修会における法テラス業務説明	DV相談員	100名
1159	鹿児島	平成25年6月	婦人相談員、市町村DV等相談員に対する法テラス業務説明	婦人相談員、市町村DV等相談員	80名
1160	鹿児島	平成25年6月	あいら被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	あいら被害者支援ネットワーク会員	40名
1161	鹿児島	平成25年7月	婦人相談員、婦人保護業務担当者に対する法テラス業務説明	婦人相談員、婦人保護業務担当者	100名
1162	鹿児島	平成25年8月	なんぐう被害者ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	なんぐう被害者ネットワーク会員	30名
1163	鹿児島	平成25年8月	鹿児島県警察官に対する法テラス業務説明	鹿児島県警察官	20名
1164	鹿児島	平成25年8月	伊仙町役場職員等に対する法テラス業務説明	伊仙町・天城町・徳之島町役場職員等	10名
1165	鹿児島	平成25年8月	被害者支援ネットワーク鹿児島南会員に対する法テラス業務説明	被害者支援ネットワーク鹿児島南会員	35名
1166	鹿児島	平成25年9月	紫尾被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	紫尾被害者支援ネットワーク会員	35名
1167	鹿児島	平成25年9月	南九州警察署被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	南九州警察署被害者支援ネットワーク会員	20名
1168	鹿児島	平成25年10月	指宿市見守りネットワーク事業運営協議会・地域ケア会議における法テラス業務説明	指宿市見守りネットワーク事業運営協議会委員	22名
1169	鹿児島	平成25年10月	指宿警察署被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	指宿警察署被害者支援ネットワーク会員	45名
1170	鹿児島	平成25年10月	横川警察署被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	横川警察署被害者支援ネットワーク会員	20名
1171	鹿児島	平成25年10月	出水警察署被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	出水警察署被害者支援ネットワーク会員	25名
1172	鹿児島	平成25年10月	肝付警察署被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	肝付警察署被害者支援ネットワーク会員	20名
1173	鹿児島	平成25年11月	奄美市母子寡婦講演会における法テラス業務説明	奄美市内母子寡婦、奄美市役所関係職員	20名
1174	鹿児島	平成25年11月	びろうじ被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	びろうじ被害者支援ネットワーク会員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1175	鹿児島	平成25年11月	鹿児島中央地区被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	鹿児島中央地区被害者支援ネットワーク会員	35名
1176	鹿児島	平成25年11月	鹿児島市立甲南中学生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鹿児島市立甲南中学校生徒	140名
1177	鹿児島	平成25年11月	被害者支援ネットワーク「おきなぐさ」会員に対する法テラス業務説明	被害者支援ネットワーク「おきなぐさ」会員	20名
1178	鹿児島	平成25年11月	奄美地区徳之島部会郵便局員等に対する法テラス業務説明	奄美地区徳之島部会郵便局員等	40名
1179	鹿児島	平成25年12月	ひおき被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	ひおき被害者支援ネットワーク会員	20名
1180	鹿児島	平成25年12月	被害者支援ネットワーク湯湾油井岳会会員に対する法テラス業務説明	被害者支援ネットワーク湯湾油井岳会会員	12名
1181	鹿児島	平成25年12月	農業関係対象者に対する法テラス業務説明	農業関係者	20名
1182	鹿児島	平成25年12月	奄美被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	奄美被害者支援ネットワーク会員	30名
1183	鹿児島	平成25年12月	鹿児島西犯罪被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	鹿児島西犯罪被害者支援ネットワーク会員	25名
1184	鹿児島	平成26年1月	鹿児島県立大島高校生に対する法教育(講演)	鹿児島県立大島高等学校生徒	200名
1185	鹿児島	平成26年2月	肝属地区自殺対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	肝属地区自殺対策ネットワーク会員	47名
1186	鹿児島	平成26年2月	徳之島被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	徳之島被害者支援ネットワーク会員	20名
1187	鹿児島	平成26年2月	被害者支援ネットワークやくしま会員に対する法テラス業務説明	被害者支援ネットワークやくしま会員	20名
1188	鹿児島	平成26年3月	被害者支援ネットワークきりしま会員に対する法テラス業務説明	被害者支援ネットワークきりしま会員	25名
1189	鹿児島	平成26年3月	被害者支援ネットワーク川内会員に対する法テラス業務説明	被害者支援ネットワーク川内会員	30名
1190	鹿児島	平成26年3月	枕崎地区被害者支援ネットワーク会員に対する法テラス業務説明	枕崎地区被害者支援ネットワーク会員	25名
1191	沖縄	平成25年5月	男女共同参画センター職員、市町村相談員に対する法テラス業務説明	男女共同参画センター、関係機関相談員等	36名
1192	沖縄	平成25年5月	沖縄県生活困窮者自立促進支援モデル事業意見交換会における法テラス業務説明	市町村・社会福祉協議会等自立促進支援機関職員	50名
1193	沖縄	平成25年5月	沖縄県配偶者等暴力対策連絡会議における法テラス業務説明	DV被害者支援機関職員等	24名
1194	沖縄	平成25年6月	被疑者支援活動員養成講座受講者に対する法テラス業務説明	被害者支援活動員養成講座受講者	30名
1195	沖縄	平成25年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働紛争解決関係機関職員等	16名
1196	沖縄	平成25年7月	行政相談関係機関職員等に対する法テラス業務説明	行政相談関係機関職員等	20名
1197	沖縄	平成25年8月	ヤミ金融及び悪質商法相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	消費者相談関係機関担当者等	12名
1198	沖縄	平成25年9月	犯罪被害者相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	犯罪被害者支援相談関係機関職員等	6名
1199	沖縄	平成25年9月	人権・暴力相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	人権・暴力相談関係機関職員等	5名
1200	沖縄	平成25年10月	沖縄県配偶者等暴力対策連絡協議会における法テラス業務説明	DV被害者支援機関職員等	28名
1201	沖縄	平成25年10月	沖縄県相談業務関係機関団体ネットワーク会議における法テラス業務説明	相談業務関係機関職員等	46名
1202	沖縄	平成25年11月	交通事故被害者サポート意見交換会における法テラス業務説明	交通事故相談関係機関職員等	22名
1203	宮城	平成25年9月	婦人保護事業ネットワーク会議意見交換会における法テラス業務説明	関係機関相談窓口職員	10名
1204	宮城	平成25年10月	郡山地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	郡山地域包括支援センター職員	20名
1205	宮城	平成25年12月	宮城県労働局相談員研修における法テラス業務説明	宮城県労働局相談員	30名
1206	宮城	平成26年1月	東北地域関係機関職員に対する法テラス業務説明	東北地域関係機関職員	24名
1207	宮城	平成26年2月	大崎・石巻地域関係機関職員に対する法テラス業務説明	大崎・石巻地域関係機関職員	14名
1208	宮城	平成26年2月	仙台・県南地域関係機関職員に対する法テラス業務説明	仙台・県南地域関係機関職員	50名
1209	福島	平成25年4月	広野町赤十字奉仕団総会における法テラス業務説明	広野町赤十字奉仕団総会参加者	25名
1210	福島	平成25年4月	広野町老人クラブ連合会総会における法テラス業務説明	広野町老人クラブ連合会総会参加者	60名
1211	福島	平成25年5月	広野町いきがい事業の会合における法テラス業務説明	広野町いきがい事業の会合参加者	20名
1212	福島	平成25年6月	楢葉町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	楢葉町民生・児童委員	16名
1213	福島	平成25年6月	広野町民生・児童委員定例会における法テラス業務説明	広野町民生・児童委員	14名
1214	福島	平成25年7月	広野町婦人会総会における法テラス業務説明	広野町婦人会総会参加者	15名
1215	福島	平成25年11月	福島成蹊高校生に対する法テラス業務説明	福島成蹊高等学校生徒	260名
1216	福島	平成25年11月	福島大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	福島大学1年生	200名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1217	福島	平成25年11月	二本松市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	二本松市民	20名
1218	福島	平成25年12月	介護支援専門員、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	介護支援専門員、地域包括支援センター職員	35名
1219	福島	平成25年12月	二本松市民に対する法テラス業務説明	二本松市民	20名
1220	福島	平成26年1月	二本松市民に対する法テラス業務説明	二本松市民	20名
1221	福島	平成26年2月	二本松市民に対する法テラス業務説明	二本松市民	5名
1222	福島	平成26年2月	浪江町民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	浪江町民生・児童委員	45名
1223	福島	平成26年3月	二本松市民に対する法テラス業務説明	二本松市民	20名
1224	福島	平成26年3月	安達方部民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	安達方部民生・児童委員	25名
1225	福島	平成26年3月	岳下方部民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	岳下方部民生・児童委員	17名
1226	福島	平成26年3月	塩沢方部民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	塩沢方部民生・児童委員	9名
1227	福島	平成26年3月	岩代方部民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	岩代方部民生・児童委員	19名
1228	福島	平成26年3月	杉田方部民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	杉田方部民生・児童委員	9名
1229	福島	平成26年3月	石井方部民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	石井方部民生・児童委員	9名
1230	福島	平成26年3月	大平方部民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	大平方部民生・児童委員	9名
1231	福島	平成26年3月	二本松方部民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	二本松方部民生・児童委員	18名
1232	山形	平成25年5月	社会を明るくする運動山形推進委員会会合における法テラス業務説明	社会を明るくする運動山形推進委員会加盟団体職員	30名
1233	山形	平成25年6月	山形県社会福祉協議会市町村民生・児童委員担当者会合における法テラス業務説明	山形県内民生・児童委員	40名
1234	山形	平成25年6月	県民相談相互支援ネットワーク会議会合における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク会議加盟団体職員	20名
1235	山形	平成25年6月	山形県労働委員会職員に対する法テラス業務説明	山形県労働委員会職員	2名
1236	山形	平成25年8月	山形県多重債務者対策協議会会合における法テラス業務説明	山形県多重債務者対策協議会加盟団体職員	30名
1237	山形	平成25年9月	DV被害者支援機関連絡会議における法テラス業務説明	山形県内被害者支援団体職員	30名
1238	山形	平成25年9月	山形官公庁苦情相談連絡協議会における法テラス業務説明	山形県内官公庁職員等	30名
1239	山形	平成25年9月	山形県労働委員会職員に対する法テラス業務説明	山形県労働委員会職員	2名
1240	山形	平成25年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議参加者	10名
1241	山形	平成25年10月	山形犯罪被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	山形犯罪被害者支援センター職員	2名
1242	山形	平成25年11月	山形大学生に対する法教育(授業)	山形大学大学生等	20名
1243	山形	平成25年12月	生活困窮者支援連絡会議における法テラス業務説明	山形市内生活困窮者支援関係団体職員	30名
1244	山形	平成25年12月	山形財務事務所職員に対する法テラス業務説明	山形財務事務所職員	2名
1245	山形	平成26年3月	生活困窮者支援連絡会議における法テラス業務説明	山形市内生活困窮者支援関係団体職員	10名
1246	岩手	平成25年4月	仮設住宅連絡会における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員	3名
1247	岩手	平成25年4月	仮設住宅支援事業団体打合せ会における法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1248	岩手	平成25年4月	陸前高田市広田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	45名
1249	岩手	平成25年4月	陸前高田市役所職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市役所職員	2名
1250	岩手	平成25年4月	住田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	住田町民	30名
1251	岩手	平成25年4月	住田町役場職員に対する法テラス業務説明	住田町役場職員	3名
1252	岩手	平成25年4月	大船渡市生活福祉部長、市民生活課長等に対する法テラス業務説明	大船渡市生活福祉部、市民生活課職員等	5名
1253	岩手	平成25年4月	陸前高田市米崎町、小友町、気仙町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	45名
1254	岩手	平成25年4月	陸前高田市矢作町、大船渡市末崎町、盛町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民、大船渡市民	97名
1255	岩手	平成25年4月	大船渡市赤崎町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大船渡市民	36名
1256	岩手	平成25年4月	管内市町担当職員に対する法テラス業務説明	管内市町担当職員	5名
1257	岩手	平成25年4月	大槌町内事業所職員に対する法テラス業務説明	大槌町内事業所職員	9名
1258	岩手	平成25年4月	釜石市内事業所職員に対する法テラス業務説明	釜石市内事業所職員	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1259	岩手	平成25年4月	ハローワーク釜石職員に対する法テラス業務説明	ハローワーク釜石職員	2名
1260	岩手	平成25年5月	調停委員に対する法テラス業務説明	調停委員	50名
1261	岩手	平成25年5月	住田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	住田町民	14名
1262	岩手	平成25年5月	管内市町担当課長職員等に対する法テラス業務説明	管内市町担当職員等	5名
1263	岩手	平成25年5月	大船渡市三陸町、赤崎町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大船渡市民	72名
1264	岩手	平成25年5月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	2名
1265	岩手	平成25年5月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	2名
1266	岩手	平成25年5月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	2名
1267	岩手	平成25年5月	陸前高田市米崎町佐野仮設団地自治会長に対する法テラス業務説明	陸前高田市米崎町佐野仮設住宅自治会長	2名
1268	岩手	平成25年5月	大船渡地区民生・児童委員総会における法テラス業務説明	大船渡地区民生・児童委員等	130名
1269	岩手	平成25年5月	大船渡市三陸町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大船渡市三陸町民	241名
1270	岩手	平成25年5月	小籠地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小籠地区仮設団地住民	50名
1271	岩手	平成25年5月	大槌町内事業所職員に対する法テラス業務説明	大槌町内事業所職員	5名
1272	岩手	平成25年5月	釜石市内事業所職員に対する法テラス業務説明	釜石市内事業所職員	12名
1273	岩手	平成25年5月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	7名
1274	岩手	平成25年5月	赤浜地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜地区仮設団地住民	9名
1275	岩手	平成25年5月	安渡地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡地区仮設団地住民	4名
1276	岩手	平成25年5月	唐丹地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	唐丹地区仮設団地住民	9名
1277	岩手	平成25年5月	箱崎地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	箱崎地区仮設団地住民	7名
1278	岩手	平成25年5月	地域包括支援センター主催「体操の会」における法テラス業務説明	小籠第5仮設団地住民	11名
1279	岩手	平成25年5月	地域包括支援センター主催「体操の会」における法テラス業務説明	大槌仮設団地住民	10名
1280	岩手	平成25年5月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	安渡第2仮設団地住民	15名
1281	岩手	平成25年5月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小籠第12仮設団地住民	16名
1282	岩手	平成25年5月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小籠第7仮設団地住民	9名
1283	岩手	平成25年5月	ボランティア団体主催「お茶の会」における法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	11名
1284	岩手	平成25年6月	岩手大学教育学部学生に対する法テラス業務説明	岩手大学教育学部学生	20名
1285	岩手	平成25年6月	陸前高田市矢作町、横田町、気仙町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	60名
1286	岩手	平成25年6月	陸前高田市小友町、米崎町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	80名
1287	岩手	平成25年6月	陸前高田市竹駒町、高田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	110名
1288	岩手	平成25年6月	陸前高田市広田町、大船渡市三陸町、赤崎町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民、大船渡市民	100名
1289	岩手	平成25年6月	(株)マイヤ社員に対する法テラス業務説明	(株)マイヤ社員	2名
1290	岩手	平成25年6月	住田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	住田町民	15名
1291	岩手	平成25年6月	釜石市内事業所職員に対する法テラス業務説明	釜石市内事業所職員	3名
1292	岩手	平成25年6月	小籠第17仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小籠第17仮設団地住民	2名
1293	岩手	平成25年6月	小籠第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小籠第2仮設団地住民	2名
1294	岩手	平成25年6月	小籠第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小籠第3仮設住宅住民	3名
1295	岩手	平成25年6月	小籠第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小籠第5仮設団地住民	5名
1296	岩手	平成25年6月	大槌仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設団地住民	3名
1297	岩手	平成25年6月	大槌第10仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	3名
1298	岩手	平成25年6月	大槌第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設団地住民	13名
1299	岩手	平成25年6月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	5名
1300	岩手	平成25年6月	大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	3名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1301	岩手	平成25年6月	山田町大沢地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町大沢地区仮設住宅住民	13名
1302	岩手	平成25年6月	山田町豊間根地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町豊間根地区仮設住宅住民	7名
1303	岩手	平成25年6月	山田町山田地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町山田地区仮設住宅住民	22名
1304	岩手	平成25年6月	大槌町情報プラザ職員に対する法テラス業務説明	大槌町情報プラザ職員	1名
1305	岩手	平成25年6月	大槌町役場職員に対する法テラス業務説明	大槌町役場職員	1名
1306	岩手	平成25年6月	大槌地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌地区仮設団地住民	35名
1307	岩手	平成25年6月	釜石市天神地区臨友仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市天神地区臨友仮設団地住民	8名
1308	岩手	平成25年6月	釜石市大平地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市大平地区仮設団地住民	2名
1309	岩手	平成25年6月	地域包括支援センター主催「体操の会」における法テラス業務説明	大槌町民	9名
1310	岩手	平成25年6月	エールサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	エールサポートセンター職員	7名
1311	岩手	平成25年6月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小鎗第15仮設団地住民	7名
1312	岩手	平成25年6月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小鎗第4仮設団地住民	18名
1313	岩手	平成25年6月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	大槌第5仮設団地住民	5名
1314	岩手	平成25年7月	消費生活相談員に対する法テラス業務説明	消費生活相談員	24名
1315	岩手	平成25年7月	仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	仮設住宅支援員	24名
1316	岩手	平成25年7月	陸前高田市仮設住宅連絡会事務局長に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅連絡会職員	2名
1317	岩手	平成25年7月	陸前高田市横田町、矢作町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	50名
1318	岩手	平成25年7月	陸前高田市米崎町、高田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	120名
1319	岩手	平成25年7月	陸前高田市広田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	30名
1320	岩手	平成25年7月	仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	仮設住宅支援員	50名
1321	岩手	平成25年7月	管内関係機関団体施設職員に対する法テラス業務説明	公共施設職員等	5名
1322	岩手	平成25年7月	陸前高田市地区公民館職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市地区公民館職員	5名
1323	岩手	平成25年7月	山田町交番職員に対する法テラス業務説明	山田町交番職員	1名
1324	岩手	平成25年7月	山田町織笠地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町織笠地区仮設住宅住民	20名
1325	岩手	平成25年7月	山田町長崎地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町長崎地区仮設住宅住民	3名
1326	岩手	平成25年7月	山田町飯岡地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町飯岡地区仮設住宅住民	6名
1327	岩手	平成25年7月	小鎗地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鎗地区仮設団地住民	30名
1328	岩手	平成25年7月	平田地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	平田地区仮設団地住民	25名
1329	岩手	平成25年7月	吉里吉里仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設団地住民	7名
1330	岩手	平成25年7月	小鎗第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鎗第3仮設団地住民	6名
1331	岩手	平成25年7月	小鎗第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鎗第8仮設団地住民	5名
1332	岩手	平成25年7月	地域包括支援センター主催「体操の会」における法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	7名
1333	岩手	平成25年7月	小鎗第15仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鎗第15仮設団地住民	5名
1334	岩手	平成25年7月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小鎗第7仮設団地住民	16名
1335	岩手	平成25年7月	北上生協主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小鎗第8仮設団地住民	11名
1336	岩手	平成25年7月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	9名
1337	岩手	平成25年7月	大槌第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設団地住民	12名
1338	岩手	平成25年7月	釜石地区被災者支援連絡会議における法テラス業務説明	釜石地区被災者支援連絡会議参加者	30名
1339	岩手	平成25年8月	婦人会協議会(女性のつどい)における法教育(講演)、法テラス業務説明	陸前高田市女性市民	80名
1340	岩手	平成25年8月	宮古市地域ケア会議ケアマネジメント部会研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	宮古市地域ケアマネージャー、在宅介護支援センター職員	30名
1341	岩手	平成25年8月	大船渡市地区公民館職員に対する法テラス業務説明	大船渡市地区公民館職員	6名
1342	岩手	平成25年8月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1343	岩手	平成25年8月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	22名
1344	岩手	平成25年8月	陸前高田市米崎町、高田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	30名
1345	岩手	平成25年8月	陸前高田市横田町、竹駒町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	45名
1346	岩手	平成25年8月	陸前高田市地区公民館職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市地区公民館職員	5名
1347	岩手	平成25年8月	インターンシップ学生に対する法テラス業務説明	インターンシップ学生	5名
1348	岩手	平成25年8月	安渡地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡地区仮設団地住民	5名
1349	岩手	平成25年8月	花輪田地区在宅住民に対する法テラス業務説明	花輪田地区在宅住民	10名
1350	岩手	平成25年8月	吉里吉里第2・3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2・3仮設団地住民	10名
1351	岩手	平成25年8月	大槌第11仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第11仮設団地住民	1名
1352	岩手	平成25年8月	釜石市鶴住居第3～6仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市鶴住居第3～6仮設団地住民	10名
1353	岩手	平成25年8月	釜石市栗林～栗林第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市栗林～栗林第5仮設団地住民	10名
1354	岩手	平成25年8月	釜石市甲子A～D仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市甲子A～D仮設団地住民	10名
1355	岩手	平成25年8月	甲子第10仮設団地住民に対する法テラス業務説明	甲子第10仮設団地住民	3名
1356	岩手	平成25年8月	甲子第2・6・7～9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	甲子第2・6・7～9仮設団地住民	10名
1357	岩手	平成25年8月	釜石市桜木町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市桜木町仮設団地住民	10名
1358	岩手	平成25年8月	釜石市小佐野仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市小佐野仮設団地住民	3名
1359	岩手	平成25年8月	釜石市昭和園仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市昭和園仮設団地住民	10名
1360	岩手	平成25年8月	釜石市上中島仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市上中島仮設団地住民	5名
1361	岩手	平成25年8月	釜石市定内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市定内仮設団地住民	3名
1362	岩手	平成25年8月	釜石市田郷A～D仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市田郷A～D仮設団地住民	5名
1363	岩手	平成25年8月	吉里吉里地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里地区仮設団地住民	10名
1364	岩手	平成25年8月	赤浜地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜地区仮設団地住民	10名
1365	岩手	平成25年8月	大槌地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌地区仮設団地住民	20名
1366	岩手	平成25年8月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小槌第6仮設団地住民	2名
1367	岩手	平成25年9月	地域振興センター、大船渡市、陸前高田市、住田町各担当職員に対する法テラス業務説明	地域振興センター、大船渡市、陸前高田市、住田町各担当職員	5名
1368	岩手	平成25年9月	陸前高田市仮設住宅連絡会事務局長に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅連絡会職員	2名
1369	岩手	平成25年9月	大船渡市仮設住宅団地支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	50名
1370	岩手	平成25年9月	陸前高田市地区公民館職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市地区公民館職員	5名
1371	岩手	平成25年9月	大槌町情報プラザ職員に対する法テラス業務説明	大槌町情報プラザ職員	1名
1372	岩手	平成25年9月	大槌交番職員に対する法テラス業務説明	大槌交番職員	1名
1373	岩手	平成25年9月	大槌町社会福祉協議会における法テラス業務説明	大槌町社会福祉協議会職員	1名
1374	岩手	平成25年9月	小佐野交番職員に対する法テラス業務説明	小佐野交番職員	1名
1375	岩手	平成25年9月	釜石市女遊部仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市女遊部仮設団地住民	1名
1376	岩手	平成25年9月	釜石市白浜仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市白浜仮設団地住民	1名
1377	岩手	平成25年9月	釜石市箱崎A～D仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市箱崎A～D仮設団地住民	10名
1378	岩手	平成25年9月	釜石市野田・野田第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市野田・野田第2仮設団地住民	3名
1379	岩手	平成25年9月	山田町交番職員に対する法テラス業務説明	山田町交番職員	1名
1380	岩手	平成25年9月	山田町道の駅における法テラス業務説明	山田町民	1名
1381	岩手	平成25年9月	金沢仮設団地住民に対する法テラス業務説明	金沢仮設団地住民	2名
1382	岩手	平成25年9月	大槌町主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	小槌第12仮設団地住民	7名
1383	岩手	平成25年9月	大槌社会福祉協議会主催「輪投げ大会」における法テラス業務説明	小槌第16仮設団地住民	6名
1384	岩手	平成25年9月	大槌社会福祉協議会主催「輪投げ大会」における法テラス業務説明	小槌第20仮設団地住民	9名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1385	岩手	平成25年9月	ボランティア団体主催「太極拳」における法テラス業務説明	小釜第7仮設団地住民	7名
1386	岩手	平成25年9月	ボランティア団体主催「高齢者の疑似体験」における法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	4名
1387	岩手	平成25年9月	ボランティア団体主催「体操の会」における法テラス業務説明	大槌第12仮設団地住民	5名
1388	岩手	平成25年9月	ボランティア団体主催「ニューススポーツ」における法テラス業務説明	大槌第8仮設団地住民	11名
1389	岩手	平成25年9月	ボランティア団体主催「ニューススポーツ」における法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	6名
1390	岩手	平成25年9月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	大槌第4仮設団地住民	7名
1391	岩手	平成25年9月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	大槌第6仮設団地住民	15名
1392	岩手	平成25年10月	地域密着型サービス等事業者等集団指導における法教育(講演)、法テラス業務説明	宮古市指定地域密着型サービス事業所管理者、従業者	30名
1393	岩手	平成25年10月	陸前高田市仮設住宅団地支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1394	岩手	平成25年10月	佐野仮設団地住宅自治会長に対する法テラス業務説明	佐野仮設住宅自治会長	2名
1395	岩手	平成25年10月	陸前高田市地区公民館職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市地区公民館職員	2名
1396	岩手	平成25年10月	住田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	住田町民	15名
1397	岩手	平成25年10月	陸前高田市モビリア仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	2名
1398	岩手	平成25年10月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	50名
1399	岩手	平成25年10月	陸前高田市仮設住宅連絡会事務局長に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員	2名
1400	岩手	平成25年10月	山田町山田地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町山田地区仮設住宅住民	15名
1401	岩手	平成25年10月	山田町織笠地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町織笠地区仮設住宅住民	20名
1402	岩手	平成25年10月	山田町大浦地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町大浦地区仮設住宅住民	10名
1403	岩手	平成25年10月	山田町船越地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町船越地区仮設住宅住民	10名
1404	岩手	平成25年10月	山田町大沢地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町大沢地区仮設住宅住民	10名
1405	岩手	平成25年10月	山田町長崎地区応急仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町長崎地区仮設住宅住民	5名
1406	岩手	平成25年10月	山田町豊間根地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町豊間根地区仮設住宅住民	10名
1407	岩手	平成25年10月	山田町飯岡地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	山田町飯岡地区仮設住宅住民	10名
1408	岩手	平成25年10月	小釜地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜地区仮設団地住民	20名
1409	岩手	平成25年10月	松倉A～D仮設団地住民に対する法テラス業務説明	松倉A～D応急仮設団地住民	10名
1410	岩手	平成25年10月	大畑東・南・西・北応急仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大畑東・南・西・北仮設団地住民	10名
1411	岩手	平成25年10月	地域包括支援センター主催「体操の会」における法テラス業務説明	吉里吉里第4仮設団地住民	4名
1412	岩手	平成25年10月	小釜第20応急仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第20応急仮設団地住民	8名
1413	岩手	平成25年10月	地域包括支援センター主催「体操の会」における法テラス業務説明	大槌町在宅住民	7名
1414	岩手	平成25年10月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	金沢仮設団地住民	9名
1415	岩手	平成25年10月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小釜第4仮設団地住民	20名
1416	岩手	平成25年10月	ボランティア団体主催「まけないゾー」作りにおける法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	21名
1417	岩手	平成25年10月	釜石地区被災者支援連絡会議における法テラス業務説明	釜石地区被災者支援連絡会議参加者	30名
1418	岩手	平成25年11月	岩手県内関係機関職員に対する法テラス業務説明	岩手県内関係機関職員	47名
1419	岩手	平成25年11月	土地家屋調査士会支部会員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	土地家屋調査士	25名
1420	岩手	平成25年11月	佐野仮設住宅自治会長に対する法テラス業務説明	佐野仮設住宅自治会長	2名
1421	岩手	平成25年11月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	2名
1422	岩手	平成25年11月	大船渡市社会福祉協議会事務局長に対する法テラス業務説明	大船渡市社会福祉協議会職員	2名
1423	岩手	平成25年11月	大船渡市みなし仮設住宅団地支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市みなし仮設住宅支援員	2名
1424	岩手	平成25年11月	住田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	住田町民	15名
1425	岩手	平成25年11月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	50名
1426	岩手	平成25年11月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1427	岩手	平成25年11月	陸前高田市、大船渡市地区公民館職員に対する法テラス業務説明	大船渡市地区公民館職員等	12名
1428	岩手	平成25年11月	吉里吉里地区在宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里地区在宅住民	20名
1429	岩手	平成25年11月	源水地区在宅住民に対する法テラス業務説明	源水地区在宅住民	5名
1430	岩手	平成25年11月	赤浜地区在宅住民に対する法テラス業務説明	赤浜地区在宅住民	3名
1431	岩手	平成25年11月	大ヶ口地区在宅住民に対する法テラス業務説明	大ヶ口地区在宅住民	20名
1432	岩手	平成25年11月	浪板地区在宅住民に対する法テラス業務説明	浪板地区在宅住民	5名
1433	岩手	平成25年11月	小佐野地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小佐野地区仮設団地住民	3名
1434	岩手	平成25年11月	小川地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小川地区仮設団地住民	5名
1435	岩手	平成25年11月	野田地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	野田地区仮設団地住民	3名
1436	岩手	平成25年11月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小槌第12仮設団地住民	7名
1437	岩手	平成25年11月	大槌町主催「ニューススポーツ」における法テラス業務説明	小槌第12仮設団地住民	10名
1438	岩手	平成25年11月	吉里吉里第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設団地住民	12名
1439	岩手	平成25年11月	山田町民生・児童委員協議会自主研修における法テラス業務説明	山田町民生・児童委員協議会自主研修参加者	40名
1440	岩手	平成25年12月	弘前大学教員に対する法テラス業務説明	弘前大学教員	3名
1441	岩手	平成25年12月	管内関係機関職員等に対する法テラス業務説明	管内関係機関職員等	5名
1442	岩手	平成25年12月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	50名
1443	岩手	平成25年12月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1444	岩手	平成25年12月	住田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	住田町民	15名
1445	岩手	平成25年12月	大船渡市赤崎町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大船渡市民	35名
1446	岩手	平成25年12月	陸前高田市広田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	30名
1447	岩手	平成25年12月	陸前高田市、大船渡市地区公民館職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市・大船渡市地区公民館職員等	12名
1448	岩手	平成25年12月	安渡地区在宅住民に対する法テラス業務説明	安渡地区在宅住民	5名
1449	岩手	平成25年12月	沢山地区在宅住民に対する法テラス業務説明	沢山地区在宅住民	10名
1450	岩手	平成25年12月	桜木町地区在宅住民に対する法テラス業務説明	桜木町地区在宅住民	20名
1451	岩手	平成25年12月	桜木町地区在宅住民に対する法テラス業務説明	桜木町地区在宅住民	1名
1452	岩手	平成25年12月	吉里吉里仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設団地住民	11名
1453	岩手	平成25年12月	地域包括支援センター主催「体操の会」における法テラス業務説明	大槌第12仮設団地住民	6名
1454	岩手	平成25年12月	ボランティア団体主催「ペンダント作り」における法テラス業務説明	安渡第2仮設団地住民	9名
1455	岩手	平成25年12月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小槌仮設団地住民	9名
1456	岩手	平成25年12月	ボランティア団体主催「クリスマス会」における法テラス業務説明	小槌第17仮設団地住民	15名
1457	岩手	平成25年12月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小槌第6仮設団地住民	7名
1458	岩手	平成25年12月	自治会主催「地域の交流会」における法テラス業務説明	大槌仮設団地住民	7名
1459	岩手	平成26年1月	土地家屋調査士会支部会員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	土地家屋調査士	45名
1460	岩手	平成26年1月	陸前高田市仮設住宅団地支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	2名
1461	岩手	平成26年1月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	50名
1462	岩手	平成26年1月	大船渡市猪川町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大船渡市民	37名
1463	岩手	平成26年1月	陸前高田市米崎町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	37名
1464	岩手	平成26年1月	住田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	住田町民	15名
1465	岩手	平成26年1月	陸前高田市、大船渡市地区公民館職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市・大船渡市地区公民館職員等	12名
1466	岩手	平成26年1月	花輪田地区在宅住民に対する法テラス業務説明	花輪田地区在宅住民	20名
1467	岩手	平成26年1月	甲子第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	甲子第9仮設団地住民	10名
1468	岩手	平成26年1月	吉里吉里地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里地区仮設団地住民	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1469	岩手	平成26年1月	大槌町主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	小鎚第12仮設団地住民	14名
1470	岩手	平成26年1月	小鎚第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鎚第3仮設団地住民	3名
1471	岩手	平成26年1月	自治会主催「健康講座」における法テラス業務説明	小鎚第5仮設団地住民	6名
1472	岩手	平成26年1月	大槌町主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	大槌第8仮設団地住民	6名
1473	岩手	平成26年1月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小鎚第20仮設団地住民	6名
1474	岩手	平成26年2月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1475	岩手	平成26年2月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町民	15名
1476	岩手	平成26年2月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	50名
1477	岩手	平成26年2月	大船渡市末崎町団地住民に対する法テラス業務説明	大船渡市民	37名
1478	岩手	平成26年2月	陸前高田市矢作町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	22名
1479	岩手	平成26年2月	大槌町情報プラザ職員に対する法テラス業務説明	大槌町情報プラザ職員	1名
1480	岩手	平成26年2月	おおつちさいがいFM職員に対する法テラス業務説明	おおつちさいがいFM職員	1名
1481	岩手	平成26年2月	辺地ガ沢在宅住民に対する法テラス業務説明	辺地ガ沢在宅住民	5名
1482	岩手	平成26年2月	地域包括支援センター主催「体操の会」における法テラス業務説明	大槌町民	4名
1483	岩手	平成26年2月	ボランティア団体主催「お茶の会」における法テラス業務説明	金沢仮設団地住民	9名
1484	岩手	平成26年2月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小鎚第16仮設団地住民	6名
1485	岩手	平成26年2月	自治会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	5名
1486	岩手	平成26年2月	自治会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	6名
1487	岩手	平成26年3月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	50名
1488	岩手	平成26年3月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1489	岩手	平成26年3月	住田町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設団地住民	15名
1490	岩手	平成26年3月	陸前高田市、大船渡市地区公民館職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市、大船渡市地区公民館職員等	12名
1491	岩手	平成26年3月	陸前高田市気仙町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市気仙町仮設団地住民	29名
1492	岩手	平成26年3月	陸前高田市気仙町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市気仙町仮設団地住民	47名
1493	岩手	平成26年3月	「高齢者詐欺被害講習会」における法テラス業務説明	吉里吉里第5仮設団地住民	6名
1494	岩手	平成26年3月	吉里吉里地区応急仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里地区仮設住宅住民	20名
1495	岩手	平成26年3月	赤浜地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜地区仮設団地住民	10名
1496	岩手	平成26年3月	安渡地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡地区仮設団地住民	10名
1497	岩手	平成26年3月	大槌町主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	14名
1498	岩手	平成26年3月	地域包括支援センターに主催「体操の会」における法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	9名
1499	岩手	平成26年3月	小鎚第17仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鎚第17仮設団地住民	13名
1500	岩手	平成26年3月	大槌社会福祉協議会主催「お茶の会」における法テラス業務説明	小鎚第3仮設団地住民	5名
1501	秋田	平成25年4月	秋田県警本部警察官に対する法テラス業務説明	秋田県警犯罪被害者支援担当警察官	16名
1502	秋田	平成25年5月	にかほ市地域包括支援センター地域包括ケア会議における法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援専門員、介護予防事業委託事業者、介護保険事務所職員	40名
1503	秋田	平成25年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	県職員、社会保険労務士、労組連合会職員、労働局職員等	17名
1504	秋田	平成25年6月	地域包括支援センター全体研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	地域包括支援センター職員等	70名
1505	秋田	平成25年6月	湯沢市地域ケア会議における法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援専門員、介護予防事業委託事業者	45名
1506	秋田	平成25年7月	秋田調停協会自主研修における法テラス業務説明	調停委員	32名
1507	秋田	平成25年7月	民生・児童委員、人権擁護委員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員、人権擁護委員	60名
1508	秋田	平成25年8月	被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	被害者支援センター職員	11名
1509	秋田	平成25年8月	県民相談に係る関係機関等連絡協議会相談ネットワーク委員会における法テラス業務説明	法務局職員、市役所職員、弁護士等	30名
1510	秋田	平成25年8月	ゆざわフレンズネット東日本大震災被災者支援事業の交流会における法テラス業務説明	東日本大震災被災者	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1511	秋田	平成25年10月	湯沢市市民後見人登録者研修会における法テラス業務説明	湯沢市市民後見人	25名
1512	秋田	平成25年11月	障がい者支援施設従事者、介護保険事業従事者に対する法テラス業務説明	障がい者支援施設従事者、介護保険事業従事者	40名
1513	秋田	平成25年11月	高齢者が安心して暮らせるまちづくり講演会における法教育(講演)、法テラス業務説明	自治会長、集落サロン事業代表者、民生児童委員、介護支援専門員、介護保険事業所職員	50名
1514	秋田	平成25年11月	高齢者権利擁護推進事業事例検討会(県北)における法テラス業務説明	市町村職員、地域包括支援センター職員	15名
1515	秋田	平成25年11月	福祉相談業務関係職員研修会における法テラス業務説明	市町村職員、地域包括支援センター職員	40名
1516	秋田	平成25年11月	秋田県長寿社会振興財団、秋田市地域包括支援センター連携意見交換会における法テラス業務説明	秋田県長寿社会振興財団職員、地域包括支援センター職員	23名
1517	秋田	平成25年12月	秋田県福祉事務所職員、秋田市子ども未来センター婦人相談員に対する法テラス業務説明	女性相談所職員、県福祉事務所職員、秋田市子ども未来センター婦人相談員	22名
1518	秋田	平成25年12月	高齢者権利擁護推進事業事例検討会(県南)における法教育(講演)、法テラス業務説明	市町村職員、地域包括支援センター職員	15名
1519	秋田	平成25年12月	高齢者権利擁護推進事業事例検討会(中央)における法教育(講演)、法テラス業務説明	市町村職員、地域包括支援センター職員	15名
1520	秋田	平成25年12月	東通地域包括支援センター研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	市町村職員、地域包括支援センター職員	60名
1521	青森	平成25年5月	総合労働相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	総合労働相談員	20名
1522	青森	平成25年5月	青森県警察本部警察官に対する法テラス業務説明	青森県警察本部警察官	20名
1523	青森	平成25年5月	「社会を明るくする運動」青森県推進委員に対する法テラス業務説明	「社会を明るくする運動」青森県推進委員会会員	113名
1524	青森	平成25年6月	青森県多重債務者対策協議会構成員に対する法テラス業務説明	青森県多重債務者対策協議会構成員	20名
1525	青森	平成25年6月	青森県警察本部警察官等に対する法テラス業務説明	高速道路交通警察隊、被害者支援担当警察官等	22名
1526	青森	平成25年10月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	50名
1527	青森	平成25年10月	青森地区関係機関職員に対する法テラス業務説明	青森地区関係機関職員	28名
1528	青森	平成25年12月	青森市男女共同参画プラザ女性相談員に対する法テラス業務説明	青森市男女共同参画プラザ女性相談員	5名
1529	青森	平成26年1月	八戸地区関係機関職員に対する法テラス業務説明	八戸地区関係機関職員	9名
1530	青森	平成26年2月	弘前地区関係機関職員に対する法テラス業務説明	弘前地区関係機関職員	22名
1531	青森	平成26年2月	町会長、民生・児童委員に対する法教育、法テラス業務説明	町会長、民生・児童委員	30名
1532	青森	平成26年2月	町会長、民生・児童委員に対する法教育、法テラス業務説明	町会長、民生・児童委員	30名
1533	札幌	平成25年4月	北海道日高地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	北海道日高地区民生・児童委員	100名
1534	札幌	平成25年6月	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター手稲グループカウンセラーに対する法テラス業務説明	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター手稲グループカウンセラー	13名
1535	札幌	平成25年6月	札幌市近郊在住外国籍市民に対する法テラス業務説明	札幌市近郊在住外国籍市民	50名
1536	札幌	平成25年6月	札幌保護観察所管内刑務所出所者等就労支援推進協議会における法テラス業務説明	札幌保護観察所管内刑務所出所者等就労支援推進協議会参加者	79名
1537	札幌	平成25年7月	北海道被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	北海道被害者支援連絡協議会参加者	125名
1538	札幌	平成25年9月	道央、道北地区民生・児童委員会協議会における法テラス業務説明	道央、道北地区民生・児童委員	300名
1539	札幌	平成25年9月	札幌市新任ケースワーカーに対する法テラス業務説明	札幌市新任ケースワーカー	173名
1540	札幌	平成25年9月	札幌市中央区保護課職員に対する法テラス業務説明	札幌市中央区保護課職員	18名
1541	札幌	平成25年9月	空知地域配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議における法テラス業務説明	空知地域配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議参加者	55名
1542	札幌	平成25年10月	法務局休日相談会における法テラス業務説明	札幌市民	300名
1543	札幌	平成25年10月	札幌市北区保護課職員に対する法テラス業務説明	札幌市北区保護課職員	60名
1544	札幌	平成25年10月	札幌市東区保護課職員に対する法テラス業務説明	札幌市東区保護課職員	80名
1545	札幌	平成25年10月	札幌市南区保護課職員に対する法テラス業務説明	札幌市南区保護課職員	40名
1546	札幌	平成25年10月	札幌市立北野中学生に対する法教育授業	札幌市立北野中学校生徒	17名
1547	札幌	平成25年10月	石狩地域配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議における法テラス業務説明	石狩地域配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議参加者	38名
1548	札幌	平成25年11月	札幌市清田区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	札幌市清田区ケースワーカー	26名
1549	札幌	平成25年11月	札幌市手稲区地域包括支援センター、介護予防センター職員に対する法テラス業務説明	札幌市手稲区地域包括支援センター、介護予防センター職員	35名
1550	札幌	平成25年11月	札幌市厚別区保護課職員に対する法テラス業務説明	札幌市厚別区保護課職員	24名
1551	札幌	平成25年11月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	17名
1552	札幌	平成25年11月	後志地域配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議における法テラス業務説明	後志地域配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議参加者	21名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1553	札幌	平成25年11月	札幌中央被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	札幌中央被害者支援連絡協議会参加者	32名
1554	札幌	平成26年1月	新ひだか町社会福祉協議会相談員に対する法テラス業務説明	新ひだか町さわやか相談センター常任相談員	15名
1555	札幌	平成26年1月	若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーにおける法テラス業務説明	若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナー参加者	150名
1556	札幌	平成26年1月	札幌市役所職員に対する法テラス業務説明	札幌市役所職員	10名
1557	札幌	平成26年1月	札幌市自殺総合対策行動計画意見交換会における法テラス業務説明	札幌市自殺総合対策行動計画意見交換会参加者	20名
1558	札幌	平成26年2月	札幌市北区第1、2包括支援センター職員、ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	札幌市北区第1、2包括支援センター職員、ケアマネージャー	93名
1559	札幌	平成26年2月	札幌市「女性への暴力(家庭内暴力)」対策関係機関会議における法テラス業務説明	札幌市「女性への暴力(家庭内暴力)」対策関係機関会議参加者	32名
1560	札幌	平成26年2月	女性相談援助関係機関等連絡会議における法テラス業務説明	女性相談援助関係機関等連絡会参加者	44名
1561	札幌	平成26年2月	北海道自殺対策連絡会議における法テラス業務説明	北海道自殺対策連絡会議参加者	57名
1562	札幌	平成26年2月	北海道地域福祉生活支援センター関係機関連絡会議における法テラス業務説明	北海道地域福祉生活支援センター関係機関連絡会参加者	35名
1563	札幌	平成26年2月	北海道貸金業関係機関連絡会議における法テラス業務説明	北海道貸金業関係機関連絡会参加者	15名
1564	札幌	平成26年3月	北海道多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	北海道多重債務者対策協議会参加者	30名
1565	函館	平成25年4月	北海道八雲保健所感染症診査協議会における法テラス業務説明	八雲総合病院、国立八雲病院、八雲人権擁護委員、北海道八雲保健所職員	5名
1566	函館	平成25年6月	成年後見事例等検討会における法テラス業務説明	成年後見事例等検討会参加者	10名
1567	函館	平成25年6月	北海道江差保健所感染症診査協議会における法テラス業務説明	医療関係者及び人権擁護委員	5名
1568	函館	平成25年6月	北海道八雲保健所感染症診査協議会における法テラス業務説明	医療関係者及び人権擁護委員等	5名
1569	函館	平成25年7月	家事事件関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	家事関係機関連絡協議会参加者	10名
1570	函館	平成25年7月	北海道江差保健所感染症診査協議会における法テラス業務説明	医療関係者及び人権擁護委員	5名
1571	函館	平成25年8月	北海道函館西高校生に対する法教育、法テラス業務説明	北海道函館西高等学校生徒	15名
1572	函館	平成25年10月	日常生活自立支援事業推進研修(渡島地区)における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員、ケースワーカー、地域包括支援センター職員	25名
1573	函館	平成25年10月	くらしに役立つ身近な法律を学ぶ講座における法テラス業務説明	一般市民	20名
1574	函館	平成25年11月	人権擁護委員に対する法教育(講義)	人権擁護委員	30名
1575	函館	平成25年11月	地域消費者問題懇談会における法テラス業務説明	一般市民	70名
1576	函館	平成25年12月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員	30名
1577	函館	平成26年2月	高齢者ボランティア職員に対する法テラス業務説明	高齢者ボランティア職員	40名
1578	函館	平成26年2月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	30名
1579	函館	平成26年3月	人権擁護委員に対する法教育研修	人権擁護委員	30名
1580	旭川	平成25年5月	就労支援協議会における法テラス業務説明	北海道上川総合振興局、旭川市職員等	19名
1581	旭川	平成25年7月	相談窓口連絡協議会における法テラス業務説明	旭川市消費生活センター、旭川市職員等	21名
1582	旭川	平成25年9月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員	150名
1583	旭川	平成25年10月	相談員に対する法テラス業務説明	知的障害、行政関係等各分野の相談員	20名
1584	旭川	平成25年12月	旭川市自殺対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	旭川市、旭川公共職業安定所職員等	18名
1585	旭川	平成25年12月	北海道貸金業関係連絡協議会における法テラス業務説明	北海道上川総合振興局、北海道留萌振興局職員等	14名
1586	旭川	平成25年12月	旭川市子育て支援部職員に対する法テラス業務説明	旭川市子育て支援部職員	50名
1587	旭川	平成26年1月	旭川市民に対する法テラス業務説明	旭川市民	5名
1588	旭川	平成26年2月	永山東地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	永山東地区民生・児童委員	40名
1589	旭川	平成26年2月	紋別市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	紋別市民生・児童委員	80名
1590	旭川	平成26年3月	自治会長、民生・児童委員に対する法テラス業務説明	自治会長、民生・児童委員、保健推進員、福祉関係職員	50名
1591	旭川	平成26年3月	妹背牛町民、民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	妹背牛町民、民生・児童委員等職員	40名
1592	釧路	平成25年5月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路消費生活相談室相談員	4名
1593	釧路	平成25年5月	釧路教育振興会教育講演会における法教育(講演)	釧路教育関係者等	20名
1594	釧路	平成25年5月	釧路市消費者被害防止ネットワーク定例会議における法テラス業務説明	釧路市消費者被害防止ネットワーク構成団体職員	29名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1595	釧路	平成25年6月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1596	釧路	平成25年7月	市民後見人養成講座における法教育(講義)	市民後見人養成講座受講者	50名
1597	釧路	平成25年7月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1598	釧路	平成25年7月	犯罪被害者支援担当者会議における法テラス業務説明	釧路地方検察庁、釧路警察署、釧路家庭生活カウンセラークラブ職員等	17名
1599	釧路	平成25年8月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1600	釧路	平成25年9月	生命保険意見交換会における法テラス業務説明	釧路生命保険協会会員等	31名
1601	釧路	平成25年9月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1602	釧路	平成25年9月	中標津保健所管内自殺対策推進連絡会議における法テラス業務説明	中標津保健所管内自殺対策推進連絡会議構成団体職員	19名
1603	釧路	平成25年10月	厚岸町民生・児童委員連絡協議会定例会における法教育(講演)	厚岸町民生・児童委員	25名
1604	釧路	平成25年10月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1605	釧路	平成25年11月	根室地域配偶者からの暴力防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議における法テラス業務説明	根室地域配偶者からの暴力防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議構成団体職員	27名
1606	釧路	平成25年11月	釧路方面被害者支援連絡協議会定期総会における法テラス業務説明	釧路方面被害者支援連絡協議会会員	39名
1607	釧路	平成25年11月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1608	釧路	平成25年11月	日常生活自立支援事業の推進研修における法教育(講演)	根室振興局管内社会福祉協議会職員	15名
1609	釧路	平成25年11月	北海道財務局「金融ほっとライン」専門相談員に対する法テラス業務説明	北海道財務局「金融ほっとライン」専門相談員	1名
1610	釧路	平成25年11月	北海道ライフサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	北海道ライフサポートセンター職員	2名
1611	釧路	平成25年12月	根室地域自殺対策推進連絡会議における法テラス業務説明	根室地域自殺対策推進連絡会議構成機関職員	16名
1612	釧路	平成25年12月	釧路市社会福祉協議会・釧路市連合町内会・釧路市民生・児童委員協議会研修における法教育(講演)	釧路市社会福祉協議会・釧路市連合町内会・釧路市民生・児童委員協議会職員	26名
1613	釧路	平成25年12月	オホーツク総合振興局管内配偶者暴力防止関係機関連絡会議における法テラス業務説明	オホーツク総合振興局管内配偶者暴力防止法関係機関連絡会議構成団体職員	41名
1614	釧路	平成25年12月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1615	釧路	平成26年1月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1616	釧路	平成26年1月	全国地域生活定着センター職員等に対する法教育(講義)	全国の地域生活定着センター職員、矯正・更生保護関係者等	600名
1617	釧路	平成26年2月	釧路地域DV防止関係機関連絡会議における法テラス業務説明	釧路地域DV防止関係機関連絡会議構成団体職員	34名
1618	釧路	平成26年2月	釧路家庭生活カウンセラークラブにおける法テラス業務説明	釧路家庭生活カウンセラークラブ相談員	40名
1619	釧路	平成26年2月	消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1620	釧路	平成26年2月	釧路町虐待防止ネットワーク事業の研修会における法教育(講演)	介護支援専門員等介護保険事業者	42名
1621	釧路	平成26年2月	厚岸町消費者被害防止情報連絡会議における法教育(講演)	厚岸町消費者被害防止情報連絡会議構成団体職員	14名
1622	釧路	平成26年3月	北海道貸金業関係連絡会北見拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会北見拡大幹事会構成団体職員	11名
1623	釧路	平成26年3月	北海道貸金業関係連絡会帯広拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会帯広拡大幹事会構成団体職員	11名
1624	釧路	平成26年3月	北海道貸金業関係連絡会釧路拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会釧路拡大幹事会構成団体職員	15名
1625	香川	平成25年4月	香川県警記者クラブ会員に対する法テラス業務説明	香川県警記者クラブ会員	4名
1626	香川	平成25年4月	高松市生活福祉課職員に対する法テラス業務説明	高松市生活福祉課職員	2名
1627	香川	平成25年4月	香川県子ども女性センター職員に対する法テラス業務説明	高松市役所職員、香川県子ども女性センター職員	1名
1628	香川	平成25年4月	香川県知事公室国際課職員に対する法テラス業務説明	香川県知事公室国際課職員	1名
1629	香川	平成25年4月	県民活動・男女共同参画課職員に対する法テラス業務説明	県民活動・男女共同参画課職員	1名
1630	香川	平成25年4月	高松市地域包括支援センターの職員(社会福祉士)に対する法テラス業務説明	高松市地域包括支援センター職員(社会福祉士)	1名
1631	香川	平成25年5月	三木町社会福祉協議会における法テラス業務説明	三木町社会福祉協議会職員等	3名
1632	香川	平成25年5月	相談業務支援ネットワーク情報交換会における法テラス業務説明	香川県庁、市役所等相談業務関係組織、関係団体職員	27名
1633	香川	平成25年6月	高松市生活福祉課、香川県健康福祉部職員等に対する法テラス業務説明	高松市生活福祉課、香川県健康福祉部職員等	11名
1634	香川	平成25年7月	坂出市役所、宇多津町役場職員等に対する法テラス業務説明	坂出市役所、宇多津町町役場職員等	18名
1635	香川	平成25年7月	労働相談・個別労働紛争関係機関職員等に対する法テラス業務説明	高松労働局、労働基準監督局等、個別労働紛争関係機関職員	15名
1636	香川	平成25年7月	東かがわ市社会福祉協議会における法テラス業務説明	東かがわ市社会福祉協議会職員	3名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1637	香川	平成25年7月	綾川町、まんのう町、琴平町等関係機関職員に対する法テラス業務説明	綾川町、まんのう町、琴平町、善通寺市社会福祉協議会、地域包括支援センター職員等	17名
1638	香川	平成25年7月	香川県立川部みどり園地域生活福祉課職員に対する法テラス業務説明	香川県立川部みどり園地域生活福祉課職員	10名
1639	香川	平成25年7月	小豆島町、土庄町社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	小豆島町、土庄町社会福祉協議会職員等	10名
1640	香川	平成25年7月	東かがわ市、さぬき市、三木町社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	東かがわ市、さぬき市、三木町社会福祉協議会職員等	17名
1641	香川	平成25年7月	直島町役場、社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	直島町役場、社会福祉協議会職員等	3名
1642	香川	平成25年8月	被害者支援センターかがわ職員に対する法教育、法テラス業務説明	被害者支援センターかがわ職員	15名
1643	香川	平成25年8月	再犯防止に関する勉強会における法テラス業務説明	地域生活定着支援センター、高松保護観察所等犯罪者更生関係諸団体職員	18名
1644	香川	平成25年10月	四国各県母子自立支援員に対する法テラス業務説明	四国各県母子自立支援員	50名
1645	香川	平成25年10月	再犯防止に関する勉強会における法テラス業務説明	地域生活定着支援センター職員等	20名
1646	香川	平成25年11月	東かがわ市社会福祉協議会における法テラス業務説明	東かがわ市社会福祉協議会職員	3名
1647	香川	平成25年11月	香川労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関職員	18名
1648	香川	平成25年12月	高松市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	高松市地域包括支援センター職員	15名
1649	香川	平成26年1月	被害者支援センターかがわ職員に対する法教育、法テラス業務説明	被害者支援センターかがわ職員	12名
1650	香川	平成26年2月	坂出市社会福祉協議会における法テラス業務説明	坂出市社会福祉協議会職員	15名
1651	香川	平成26年2月	香川県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	香川県多重債務関連各種組織職員	18名
1652	香川	平成26年2月	香川県子ども女性センター職員に対する法テラス業務説明	香川県子ども女性センター職員	11名
1653	香川	平成26年3月	ADR各種団体の意見交換会における法テラス業務説明	司法書士会、社労士会、土地家屋調査士会、弁理士会会員	13名
1654	香川	平成26年3月	香川県精神保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	香川県精神保健福祉センター職員	10名
1655	徳島	平成25年4月	徳島市さわやか相談窓口職員に対する法テラス業務説明	徳島市さわやか相談窓口職員	2名
1656	徳島	平成25年4月	徳島市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	徳島市地域包括支援センター職員	2名
1657	徳島	平成25年4月	徳島市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	徳島市消費生活センター職員	1名
1658	徳島	平成25年4月	徳島市女性センター職員に対する法テラス業務説明	徳島市女性センター職員	1名
1659	徳島	平成25年4月	徳島労働局職員に対する法テラス業務説明	徳島労働局職員	1名
1660	徳島	平成25年4月	徳島労働者福祉協議会における法テラス業務説明	徳島労働者福祉協議会職員	1名
1661	徳島	平成25年4月	徳島県中央こども女性相談センター職員に対する法テラス業務説明	徳島県中央こども女性相談センター職員	2名
1662	徳島	平成25年4月	徳島県暴力追放県民センター職員に対する法テラス業務説明	徳島県暴力追放県民センター職員	1名
1663	徳島	平成25年4月	徳島中央ライフサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	徳島中央ライフサポートセンター職員	1名
1664	徳島	平成25年5月	徳島市国際交流協会職員に対する法テラス業務説明	徳島市国際交流協会職員	1名
1665	徳島	平成25年5月	徳島県身体障害者連合会職員に対する法テラス業務説明	徳島県身体障害者連合会職員	2名
1666	徳島	平成25年5月	徳島県手をつなぐ育成会職員に対する法テラス業務説明	徳島県手をつなぐ育成会職員	2名
1667	徳島	平成25年5月	視聴覚障害支援センター職員に対する法テラス業務説明	視聴覚障害支援センター職員	2名
1668	徳島	平成25年5月	徳島県立盲学校専攻科職員に対する法テラス業務説明	徳島県立盲学校専攻科職員	1名
1669	徳島	平成25年5月	徳島県障害者相談支援センター職員に対する法テラス業務説明	徳島県障害者相談支援センター職員	2名
1670	徳島	平成25年5月	徳島県社会福祉協議会における法テラス業務説明	徳島県社会福祉協議会職員	3名
1671	徳島	平成25年5月	徳島県社会福祉士会職員に対する法テラス業務説明	徳島県社会福祉士会職員	1名
1672	徳島	平成25年5月	とくしま'あい'ランド推進協議会職員に対する法テラス業務説明	とくしま'あい'ランド推進協議会職員	2名
1673	徳島	平成25年5月	徳島県高齢者総合相談センター職員に対する法テラス業務説明	徳島県高齢者総合相談センター職員	2名
1674	徳島	平成25年5月	視覚障害者連合会職員に対する法テラス業務説明	視覚障害者連合会職員	2名
1675	徳島	平成25年5月	鳴門市板東地区住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鳴門市板東地区住民	20名
1676	徳島	平成25年5月	徳島県警本部被害者支援室職員に対する法テラス業務説明	徳島県警本部被害者支援室職員	2名
1677	徳島	平成25年5月	市場町地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	市場町地区民生・児童委員	35名
1678	徳島	平成25年5月	徳島市女性センター職員に対する法テラス業務説明	徳島市女性センター職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1679	徳島	平成25年6月	徳島県社会保険労務士会職員に対する法テラス業務説明	徳島県社会保険労務士会職員	2名
1680	徳島	平成25年6月	精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	精神保健福祉士	22名
1681	徳島	平成25年6月	徳島県国際交流協会職員に対する法テラス業務説明	徳島県国際交流協会職員	3名
1682	徳島	平成25年6月	板野町民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員	45名
1683	徳島	平成25年6月	板野町消費生活相談センター相談員に対する法テラス業務説明	板野町消費生活相談センター相談員	3名
1684	徳島	平成25年6月	石井町社会福祉協議会における法テラス業務説明	石井町社会福祉協議会会員	2名
1685	徳島	平成25年6月	消費者協会連合会会員、阿南市民に対する法テラス業務説明	消費者協会連合会会員、阿南市民	200名
1686	徳島	平成25年6月	生命保険会社会社員に対する法テラス業務説明	生命保険会社会社員	20名
1687	徳島	平成25年6月	阿南市役所、教育委員会職員に対する法テラス業務説明	阿南市役所、教育委員会職員	1名
1688	徳島	平成25年6月	阿南北部お世話センター職員に対する法テラス業務説明	阿南北部お世話センター職員	1名
1689	徳島	平成25年6月	阿南調停協会における法テラス業務説明	阿南調停協会職員	1名
1690	徳島	平成25年7月	徳島県内調停委員に対する法テラス業務説明	徳島県内調停委員	40名
1691	徳島	平成25年7月	民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員	21名
1692	徳島	平成25年7月	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部職員に対する法テラス業務説明	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部職員	1名
1693	徳島	平成25年7月	三好市社会福祉協議会における法テラス業務説明	三好市社会福祉協議会職員	1名
1694	徳島	平成25年7月	徳島県立テクノスクール生徒に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県立テクノスクール生徒	144名
1695	徳島	平成25年7月	徳島県内視覚障害者等に関する法テラス業務説明	徳島県内視覚障害者等	63名
1696	徳島	平成25年8月	那賀川町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	那賀川町民	60名
1697	徳島	平成25年9月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	13名
1698	徳島	平成25年9月	徳島県警察官に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県警察官	10名
1699	徳島	平成25年9月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	11名
1700	徳島	平成25年10月	徳島県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	11名
1701	徳島	平成25年11月	徳島市民病院職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島市民病院職員	70名
1702	徳島	平成25年11月	徳島県内犯罪被害者等施策担当者に対する法テラス業務説明	徳島県内犯罪被害者等施策担当者	40名
1703	徳島	平成25年11月	徳島県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	11名
1704	徳島	平成25年11月	県民相談にかかる関係機関等連絡会参加団体職員に対する法テラス業務説明	県民相談にかかる関係機関等連絡会参加団体職員	20名
1705	徳島	平成25年12月	徳島県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	30名
1706	徳島	平成26年1月	徳島県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	13名
1707	徳島	平成26年1月	徳島市身体障害者連合会職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島市身体障害者連合会職員等	55名
1708	徳島	平成26年1月	徳島県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	30名
1709	徳島	平成26年1月	民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員	55名
1710	徳島	平成26年1月	徳島県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	16名
1711	徳島	平成26年2月	徳島文理大学生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島文理大学学生	30名
1712	徳島	平成26年2月	徳島県労働者福祉協議会における法テラス業務説明	徳島県労働者福祉協議会職員	1名
1713	徳島	平成26年2月	徳島中央ライフサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	徳島中央ライフサポートセンター職員	1名
1714	徳島	平成26年2月	パーソナルサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	パーソナルサポートセンター職員	1名
1715	徳島	平成26年2月	徳島県母子寡婦福祉連合会職員に対する法テラス業務説明	徳島県母子寡婦福祉連合会職員	1名
1716	徳島	平成26年2月	徳島県社会福祉士会職員に対する法テラス業務説明	徳島県社会福祉士会職員	1名
1717	徳島	平成26年2月	とくしま"あい"ランド推進協議会職員に対する法テラス業務説明	とくしま"あい"ランド推進協議会職員	1名
1718	徳島	平成26年2月	徳島県社会福祉協議会における法テラス業務説明	徳島県社会福祉協議会職員	1名
1719	徳島	平成26年2月	徳島県立テクノスクール生徒に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県立テクノスクール生徒	100名
1720	徳島	平成26年2月	民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員	350名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1721	徳島	平成26年2月	民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員	30名
1722	徳島	平成26年2月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	17名
1723	徳島	平成26年2月	徳島市立図書館職員に対する法テラス業務説明	徳島市立図書館職員	2名
1724	徳島	平成26年2月	徳島市役所職員に対する法テラス業務説明	徳島市役所職員	1名
1725	徳島	平成26年2月	徳島市役所職員に対する法テラス業務説明	徳島市役所職員	2名
1726	徳島	平成26年3月	徳島県多重債務者対策協議会職員に対する法テラス業務説明	徳島県多重債務者対策協議会職員	20名
1727	徳島	平成26年3月	徳島市民に対する法テラス業務説明	徳島市民	45名
1728	高知	平成25年4月	高知市民サポーターはすのはボランティア市民サポーターに対する法教育(講義)	ボランティア市民サポーター	12名
1729	高知	平成25年5月	香美市内民生・児童委員、主任児童委員に対する法教育(講演)	香美市内民生・児童委員、主任児童委員	110名
1730	高知	平成25年5月	民生・児童委員等に対する法教育	民生・児童委員、住民等	15名
1731	高知	平成25年6月	高知県警察学校専科生研修会における法教育	高知県警察学校専科生	15名
1732	高知	平成25年6月	高知県警察職員対象の定期研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	高知県警察官等	30名
1733	高知	平成25年6月	高知県警察学校専科生研修会における法教育	高知県警察学校専科生	20名
1734	高知	平成25年7月	市民後見人養成講座における法教育(講義)	親族の後見、市民後見人を検討中の方等	30名
1735	高知	平成25年8月	高知県民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	高知県民	35名
1736	高知	平成25年8月	犯罪被害者支援団体新人相談員研修会における法テラス業務説明	こうち被害者支援センターボランティア相談員	11名
1737	高知	平成25年8月	いの町内教育関係者等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	いの町内教育関係者等	180名
1738	高知	平成25年9月	いの町立吾北中学生に対する法教育(講義)	いの町立吾北中学校生徒、教員	14名
1739	高知	平成25年9月	高知県家庭相談員に対する法教育	高知県家庭相談員	25名
1740	高知	平成25年9月	民生・児童委員に対する法教育(講義)	民生・児童委員	150名
1741	高知	平成25年10月	スクールソーシャルワーカーに対する法テラス業務説明	スクールソーシャルワーカー	7名
1742	高知	平成25年11月	高知県銀行協会月例研修会における法テラス業務説明	高知市内各銀行員等	15名
1743	高知	平成25年11月	高知市生活支援相談センター研修会における法テラス業務説明	センター職員、高知市社会福祉協議職員等	10名
1744	高知	平成25年12月	四万十町の子ども支援ネットワーク委員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	四万十町の子ども支援ネットワーク委員、民生・児童委員、役場職員	120名
1745	高知	平成25年12月	こうちセーフティネット(生活困窮者支援)連絡会議における法テラス業務説明	NPO法人あまやどり高知職員等	17名
1746	高知	平成26年1月	高知市民サポーターはすのは職員等に対する法テラス業務説明	高知市民サポーターはすのは職員等	15名
1747	高知	平成26年1月	保健所管轄市町村役場職員等に対する法テラス業務説明	保健所管轄の市町村役場職員、社会福祉協議会職員等	35名
1748	高知	平成26年2月	高知県内警察署、市町村役場職員等に対する法テラス業務説明	県内警察署、県内市町村役場職員等	19名
1749	高知	平成26年2月	高知県社会福祉協議会における法テラス業務説明	高知県立精神保健福祉センター、高知県精神保健福祉士会会員等	34名
1750	愛媛	平成25年5月	愛媛県警職員に対する法テラス業務説明	愛媛県警職員等	50名
1751	愛媛	平成25年6月	外国人生活支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	士業団体、金融機関職員等	50名
1752	愛媛	平成25年7月	愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	愛媛県警職員等	40名
1753	愛媛	平成25年9月	愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	愛媛県警職員等	40名
1754	愛媛	平成25年10月	愛媛県児童・民生委員研修会における法テラス業務説明	愛媛県民生・児童委員	50名
1755	愛媛	平成25年11月	消費生活相談員等に対する法テラス業務説明	消費生活相談員等	30名
1756	愛媛	平成25年12月	外国人生活支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	関係機関・団体職員	50名
1757	愛媛	平成26年1月	DV防止対策連絡会における法テラス業務説明	男女共同参画センター担当職員	40名
1758	愛媛	平成26年2月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働関係行政機関職員等	15名
1759	愛媛	平成26年3月	愛媛県社会保険労務士会登録会員に対する法テラス業務説明	愛媛県社会保険労務士会登録会員	30名

乗り越える力は、
法教育が育てる。



平成25年度 法教育セミナー in 広島

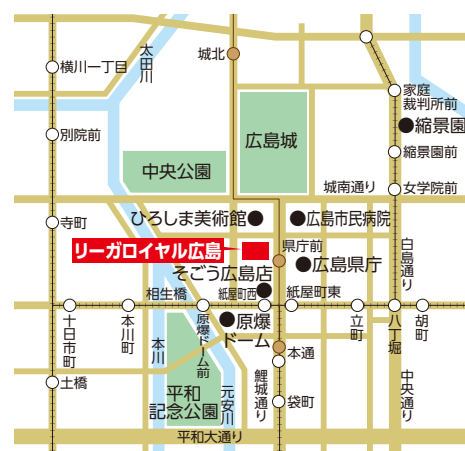
「法教育」とは、子どもたちに法律や司法制度を[暗記させる]ことが目的ではありません。法やルールのお考え、司法制度の機能や意義についての[理解をうながす]もの。つまり、子どもたちに[考える力]や[公正な判断力]を身に付けてもらうことを目指すものです。考える力が重視されている今、法教育の意義と実践のあり方を考えるため、教員・研究者・教員を目指す学生など法教育に関心のある方を対象としたセミナーを開催します。

日時 平成26年2月9日(日)
[開場] 12:30 [開会] 13:00 [閉会] 17:00

会場 リーガロイヤルホテル広島 4F
 ■中学校分科会:ロイヤルホール②
 ■高等学校分科会:ロイヤルホール③
 広島市中区基町6-78

参加無料

定員
各分科会
80名



●交通アクセス
 JR広島駅より路面電車「広島港」行き、「宮島」行き、「江波」行き約15分、「紙屋町東」もしくは「紙屋町西」下車徒歩約3分

日本司法支援センター 主催/日本司法支援センター(法テラス)、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、広島弁護士会
 後援/広島市教育委員会、広島県高等学校教育研究会地理歴史・公民部会、一般社団法人教育ネットワーク中国、日本司法書士会連合会、広島司法書士会、公益社団法人商事法務研究会、広島県中学校教育研究会社会科部会、広島市中学校教育研究会社会科部会、広島県私立中学高等学校協会
 協賛/広島県教育委員会

お問い合わせ▶「法教育セミナーin広島」事務局 〒105-0021東京都港区東新橋2-4-6パラッツォシエナ7階 TEL:03-5408-1016(平日10:00~17:00)

法教育セミナー 検索

プログラム

中学校分科会

13:00▶	開会・主催者挨拶	石口 俊一 (日本司法支援センター広島地方事務所 所長)
13:10▶	業務説明	法テラス
13:20▶	講義	「法教育の新展開－新学習指導要領とそれを乗り越えて－」 橋本 康弘氏 (福井大学教育地域科学部 准教授)
14:20▶	法教育授業実践報告	「社会科歴史的的分野における法教育－「法」を通して見た明治の光と影－」 堂崎 翔太氏 (尾道市立長江中学校 教諭) 川嶋 将太 (法テラス広島法律事務所 常勤弁護士)
14:50▶	法教育実践報告	「刑事模擬裁判授業における成果と課題」 犬飼 俊哉 (広島弁護士会法教育委員会委員、弁護士)
15:05▶	休憩	
15:20▶	ワークショップ	「法的視点で社会を見る－対立と合意、効率と公正－」 前田 有紀 (広島弁護士会法教育委員会委員、弁護士)
16:20▶	意見交換会	
16:55▶	閉会挨拶	小野 裕伸 (広島弁護士会会長)

高等学校分科会

		田中 晴雄 (日本司法支援センター常務理事)
		法テラス
		「法教育を授業で行うために」 大杉 昭英氏 (国立教育政策研究所 初等中等教育研究部長)
		「生徒とともに雇用と労働問題を考える－労働法で学ぶ法教育－」 河村 新吾氏 (広島市立基町高等学校 教諭) 工藤 舞子 (法テラス広島法律事務所 常勤弁護士)
		「刑事模擬裁判における評議過程の改善」 丸川 京子 (広島弁護士会法教育委員会委員、弁護士)
		「法的視点で社会を考える－幸福、正義、公正－」 西本 聖史 (広島弁護士会法教育委員会副委員長、弁護士)
		今田 健太郎 (広島弁護士会副会長)

お申込み方法

参加をご希望される方は、郵便番号・住所・氏名・所属(職業)・電話番号・性別・参加希望分科会(①中学校分科会②高等学校分科会のいずれか)のほか、法教育に関するご意見をご記入の上、ホームページ、ハガキ、FAX、Eメールにてご応募ください。

*参加者には先着順に参加証をお送りします。当日は参加証をご持参ください。

(当日に受付が可能な場合もございます)

*各分科会とも、参加申込みの受付は先着順です。定員になり次第締め切りとさせていただきます。

*応募者に関する個人情報、当セミナーの事務のみに使用し、セミナーの終了後は、主催者の規定に則ってすべて消去します。

●お申込み先 「法教育セミナーin広島」事務局

ホームページ

法教育セミナー

検索

<http://www.houkyouiku.com>

Eメール

hiroshima@houkyouiku.com

ハガキ

〒105-0021

東京都港区東新橋2-4-6パラッツォシエナ7階

FAX用参加申込書 FAX:03-5408-1015 (24時間受付)

「法教育セミナー in 広島」事務局

お一人目	住所 〒	電話番号	所属(職業)
		()	
	氏名 ふりがな	年齢	性別
			参加希望分科会
			<input type="checkbox"/> 中学校分科会 <input type="checkbox"/> 高等学校分科会
		歳	
	①現在生徒を指導する上でどのような点が課題だと思いますか、次の内から該当するものを選んでください(複数回答可)。		
	1 生徒が習得する知識量		
	2 生徒の考える力		
	3 生徒の資料を読み取り解釈する力		
	4 自分の考えたことを他者に説明する力		
	5 その他()		
	②これまで取り組んできた法に関する教育は、どのようなものですか。		
	③法に関する教育に取り組む上で困難を感じる点その他、ご意見・ご質問などありましたらご自由にお聞かせ下さい。		

お二人目	住所 〒	電話番号	所属(職業)
		()	
	氏名 ふりがな	年齢	性別
			参加希望分科会
			<input type="checkbox"/> 中学校分科会 <input type="checkbox"/> 高等学校分科会
		歳	
	①現在生徒を指導する上でどのような点が課題だと思いますか、次の内から該当するものを選んでください(複数回答可)。		
	1 生徒が習得する知識量		
	2 生徒の考える力		
	3 生徒の資料を読み取り解釈する力		
	4 自分の考えたことを他者に説明する力		
	5 その他()		
	②これまで取り組んできた法に関する教育は、どのようなものですか。		
	③法に関する教育に取り組む上で困難を感じる点その他、ご意見・ご質問などありましたらご自由にお聞かせ下さい。		

乗り越える力は、
法教育が育てる。



平成
25年度

法教育シンポジウム in 札幌

「法教育」とは、子どもたちに法律や司法制度を「暗記させる」ことが目的ではありません。法やルールの考え方、司法制度の機能や意義についての「理解をうながす」もの。つまり、子どもたちに「考える力」や「公正な判断力」を身に付けてもらうことを目指すものです。自ら課題を乗り越え、未来を切り拓く力が重視されている今、法教育の意義と実践のあり方を考えるため、学校現場における法教育の実践報告を軸としたシンポジウムを開催します。

日時

平成25年8月25日 日

[開場] 12:30 [開会] 13:00 [閉会] 16:40 (予定)

参加無料

定員

270名

会場

北海道経済センター 8F Aホール

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目

●パネルディスカッション



乙武 洋匡氏
(作家、東京都教育委員)



法テラスは国が設立した相談・援助機関です。

主催/日本司法支援センター(法テラス)、法務省、文部科学省、最高裁判所、
日本弁護士連合会、札幌弁護士会
後援/北海道教育委員会、札幌市教育委員会、日本司法書士会連合会、
北海道弁護士会連合会、札幌司法書士会、公益財団法人日弁連法務研究財団、
公益社団法人商事法務研究会、テレビ北海道

お問い合わせ

日テレイベント内 法教育シンポジウム札幌事務局
TEL:03-3222-2923
[受付時間] 平日11:00~19:00(土日・祝日は休み)

法教育シンポジウム

検索

平成25年度 法教育シンポジウム in 札幌

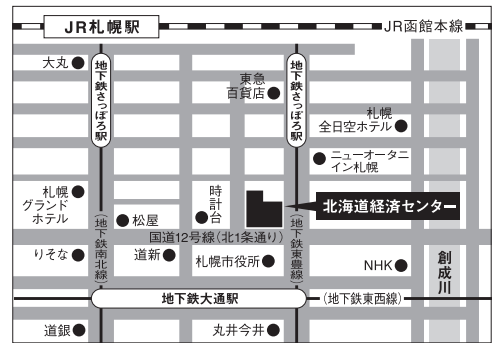
プログラム

13:00▶	開会・主催者挨拶	梶谷 剛 (日本司法支援センター理事長)
13:10▶	法テラスから	日本司法支援センター 札幌地方事務所
13:20▶	基調講演	「法的な見方・考え方の教育ー立憲主義の学習を素材に」 土井 真一 氏 (京都大学大学院法学研究科教授)
13:50▶	法教育実践報告	「札幌弁護士会によるジュニアロースクールの取組」 長尾 美保子 氏 (札幌市立琴似中学校教諭) 小川 和晃 (札幌弁護士会法教育委員会委員、弁護士) 「弁護士による学校での法教育出前授業」 渡辺 真 氏 (北海道札幌月寒高等学校教諭) 石塚 慶如 (札幌弁護士会法教育委員会委員、弁護士)
14:50▶	休憩 (15分)	
15:05▶	パネル ディスカッション	「法教育が真に教育現場に浸透するために」 (パネリスト) 乙武 洋匡 氏 (作家・東京都教育委員) 土井 真一 氏 (京都大学大学院法学研究科教授) 山口 太一 氏 (立命館慶祥中学校教諭) 中村 大輔 氏 (札幌光星高等学校教諭) 岸田 洋輔 氏 (札幌弁護士会法教育委員会委員、弁護士) 佐久間 佳枝 氏 (法務省大臣官房付兼法務省大臣官房司法法制部付) (コーディネーター) 網森 史泰 (札幌弁護士会法教育委員会副委員長、弁護士)
16:35▶	閉会・挨拶	中村 隆 (札幌弁護士会会長)



乙武 洋匡氏

会場案内図



●交通アクセス

JR札幌駅より徒歩7分
地下鉄南北線・東西線・東豊線 大通駅
16番出口より徒歩3分



お申し込み方法

参加をご希望の方は、郵便番号・住所・名前・職業・電話番号・年齢・性別のほか、法教育に関するご意見・ご質問がございましたらご記入の上、8月16日(金)までに、電話、ハガキ、FAX、Eメールにてご応募ください。

- ※応募者多数の場合は抽選となります。
- ※参加者には開催日5日前までに「参加証」を発送致します。当日ご入場の際には、参加証をご持参ください。(当日に受付が可能な場合もございます。)
- ※応募に関する個人情報は、当シンポジウムの事務のみに使用し、シンポジウムの終了後は主催者の規定に則ってすべて消去します。

●お申込み先 日テレイベント内 法教育シンポジウム 札幌事務局



03-3222-2923

[受付時間] 11:00~19:00 (土日・祝日は休み)



03-5275-7656

[受付時間] 24時間受付



houkyouiku@ntve.co.jp

[受付時間] 24時間受付



〒102-0084

東京都千代田区二番町14番地 日テレ麹町ビル南館9F

FAX用参加申込書

FAX:03-5275-7656 (24時間受付)

日テレイベント内 法教育シンポジウム札幌事務局

お一人目

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____ () _____

年齢 _____ 性別 男 女

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

お二人目

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____ () _____

年齢 _____ 性別 男 女

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

【資料49】契約弁護士・司法書士への研修実施状況

地方事務所	開催日	参加人数合計	内容
東京	H25.6.3	218	契約弁護士・審査委員を対象に、民事法律扶助業務の制度、契約弁護士としての留意点等について説明。
	H25.6.11	132	契約弁護士・審査委員を対象に、民事法律扶助業務の制度、審査委員としての留意点等について説明。
	H25.6.12	14	契約弁護士・審査委員を対象に、民事法律扶助業務について説明。
神奈川	H25.12.25	65	新規登録弁護士等を対象に、民事法律扶助制度について説明。
埼玉	H26.3.3	48	審査委員を対象に、民事法律扶助審査について説明。
	H26.3.3	63	契約弁護士を含む新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助の仕組みと上手な活用について説明。
茨城	H25.4.27	34	司法書士を対象に、法テラスふたば開所に伴う相談登録司法書士養成研修を実施。
	H26.1.28	22	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度及び震災法律援助について説明。
栃木	H26.1.10	9	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助業務について説明。
群馬	H25.6.5	35	新規登録弁護士・登録から3年以内の弁護士・事務所職員を対象に、民事法律扶助制度の概要、同制度利用の注意点について説明。
	H26.3.26	20	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度の概要、同制度利用の注意点について説明。
静岡	H25.12.14	20	新規登録司法書士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H26.2.18	23	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度の概要、審査基準等について説明。
山梨	H25.10.19	20	契約司法書士を含む山梨県司法書士会会員を対象に、民事法律扶助制度の趣旨、事務所での法律相談援助の利用方法について説明。
長野	H26.1.21	15	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助の手続について説明。
	H26.2.22	100	司法書士を対象に、民事法律扶助制度、司法書士が行うことができる代理援助・書類作成援助について説明。
新潟	H25.9.11	23	新規登録弁護士等を対象に、民事法律扶助の活用方法・メリットなどに関する座談会を実施。
大阪	H25.7.17	30	弁護士を対象に、民事法律扶助事業について説明。
	H26.2.14	200	新規登録弁護士等を対象に、民事法律扶助事業について説明。
京都	H25.10.25	30	司法書士を対象に、民事法律扶助制度の活用と最近の改正に伴う執務上の注意点について説明(主に、事務所相談における相談票の改正を中心として説明。)
	H25.11.9	15	司法書士を対象に、民事法律扶助制度の活用と最近の改正に伴う執務上の注意点について説明(主に、事務所相談における相談票の改正を中心として説明。)
	H26.1.17	6	司法書士会事務局職員を対象に、民事法律扶助と相談受付の際の資力基準及び指定相談場所について説明。
	H26.1.27	80	新規登録弁護士等を対象に、法テラス(民事法律扶助制度と扶助審査)について説明。
	H26.3.14	18	園部支部の司法書士を対象に、法テラスの業務内容、民事法律扶助を中心に説明。
兵庫	H26.1.21	68	新規登録弁護士を対象に、法テラスについて説明。
	H26.3.11	7	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助の具体的な申込方法・注意事項等について説明。
奈良	H26.1.27	6	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度等について説明。
	H26.1.31	35	司法書士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
滋賀	H26.1.22	4	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助の概要について説明。
	H26.1.28	20	新規登録司法書士等を対象に、民事法律扶助制度について説明。
和歌山	H26.1.28	8	新規登録弁護士等を対象に、法テラスの業務全般(法テラスの使用方法等)について説明。
愛知	H26.1.25	35	新規登録司法書士を対象に、法テラスの業務について説明。
	H26.3.13	10	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助等における留意点について説明。
三重	H26.1.14	11	新規登録弁護士等を対象に、民事法律扶助業務の概要について説明。
	H26.1.25	45	新規登録司法書士等を対象に、民事法律扶助業務の概要について説明。
岐阜	H25.10.10	50	弁護士・事務所職員を対象に、規程等の改正について説明。
	H26.1.29	12	新規登録弁護士を対象に、法テラスの業務について説明。
福井	H26.1.20	2	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助について説明。
広島	H25.7.19	60	契約弁護士・事務所職員・弁護士会職員を対象に、法テラス利用に関する講習会を実施。
	H26.1.30	30	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助業務全般について説明。
	H26.2.4	120	弁護士事務所職員を対象に、民事法律扶助の利用について説明。

地方事務所	開催日	参加人数 合計	内容
山口	H25.11.30	23	山口県司法書士会会員を対象に、民事法律扶助業務について説明。
	H26.1.8	60	新規登録司法書士を対象に、法テラスの業務について説明(主に、民事法律扶助業務について説明。)
	H26.1.31	15	新規登録弁護士を対象に、法テラスの業務全般、契約の促進、民事法律扶助業務利用の促進について説明。
岡山	H26.1.21	90	新規登録弁護士・事務所職員を対象に、民事法律扶助制度全般について説明。
	H26.1.29	40	司法書士を対象に、民事法律扶助制度全般について説明。
島根	H26.2.17	10	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度全般について説明。
福岡	H26.2.14	65	福岡県弁護士会北九州部会の弁護士・福岡県司法書士会北九州支部の司法書士・事務所職員を対象に、法テラスの業務について説明。あわせて、新規契約を勧誘。
佐賀	H25.9.30	20	契約弁護士・事務所職員を対象に、民事法律扶助の開始から終結までに寄せられる問合せ内容を中心に手続の流れについて説明。
	H25.11.23	51	契約司法書士を対象に、民事法律扶助の開始から終結までに寄せられる問合せ内容を中心に手続の流れについて説明。
	H26.1.7	5	新規登録弁護士を対象に、法テラスの業務について説明。
長崎	H25.4.16	25	契約から3年以内の弁護士・司法書士を対象に、離婚事件について説明。
	H25.7.24	25	契約から3年以内の弁護士・司法書士を対象に、遺産分割事件について説明。
	H25.12.17	10	契約から3年以内の弁護士・司法書士を対象に、執行・保全事件について説明。
	H26.1.17~18	13	契約から3年以内の弁護士・司法書士を対象に、民事法律扶助制度、民事事件全般について説明。
	H26.1.27	10	契約から3年以内の弁護士・司法書士を対象に、労働事件について説明。
大分	H26.3.11	10	契約から3年以内の弁護士・司法書士を対象に、債務整理について説明。
	H25.7.27	60	司法書士を対象に、民事法律扶助業務について説明。あわせて、契約を案内。
	H25.10.11	32	弁護士・事務所職員を対象に、民事法律扶助業務(資力、申込方法、報告方法、報酬、免除)について説明。
	H25.10.11	20	司法書士を対象に、民事法律扶助業務(資力、申込方法等)について説明。
	H26.1.8	9	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助業務について説明。あわせて、契約を案内。
	H26.3.8	9	新規登録司法書士を対象に、民事法律扶助業務(扶助の趣旨、資力、法律相談、申込から援助までの流れ)、規程の改正について説明。
熊本	H26.1.21	16	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助業務について説明。
鹿児島	H26.2.28	47	契約弁護士・事務所職員を対象に、民事法律扶助制度について説明。
沖縄	-	8	新規登録弁護士を対象に、法テラスの業務内容及び利用方法について説明。
宮城	H25.10.2	40	契約弁護士を対象に、規程の改正について説明。
	H26.1.6	24	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助及び震災法律援助について説明。
	H26.2.13	15	契約弁護士・審査委員を対象に、金銭事件の立替基準等について説明。
山形	H25.9.27	17	契約司法書士を対象に、民事法律扶助業務の概要、手続の変更、震災法律援助等について説明。
	H26.1.17	6	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助の手続の流れ、資力基準について説明。
岩手	H26.3.5	20	新規登録弁護士・契約弁護士・司法修習生・事務所職員を対象に、民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実務について説明。
札幌	H25.11.11	235	契約弁護士・事務所職員を対象に、民事法律扶助業務の概要、手続等の変更、示談交渉から調停・審判に移行する場合の取扱い等について説明。
	H26.2.18	30	契約司法書士を対象に、民事法律扶助業務の概要、手続等の変更、債務事件において処理方針を変更する場合の取扱い等について説明。
	H26.2.19	35	契約弁護士を対象に、民事法律扶助、法テラス札幌の事務処理体制(統計)等について説明。
函館	H25.7.22	50	契約弁護士・契約司法書士・事務所職員を対象に、法テラスの主要業務の年度推移、資力基準の運用、任意整理の立替金、契約弁護士に対する利用者の声の伝達等について説明。
釧路	H26.3.25	61	契約弁護士・契約司法書士を対象に、消費税率変更に伴う立替基準の改正、規程改正に伴う各種要領等の変更について説明。
徳島	H26.3.14	7	新規登録弁護士・契約弁護士を対象に、民事法律扶助業務について説明。
	H26.3.29	24	契約司法書士を対象に、法テラスの業務、書類作成援助の活用方法について説明。
愛媛	H26.3.12	7	新規登録弁護士を対象に、法テラスの業務全般について説明。

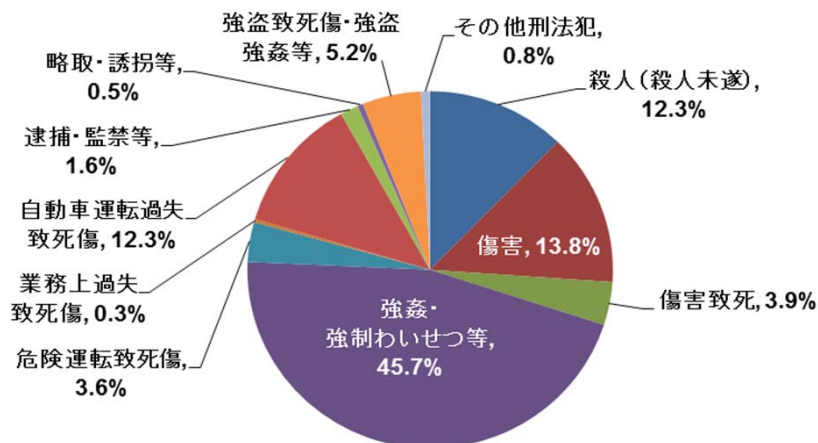
【資料50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況(平成26年3月末現在)

(1)平成25年度実績

月別内訳

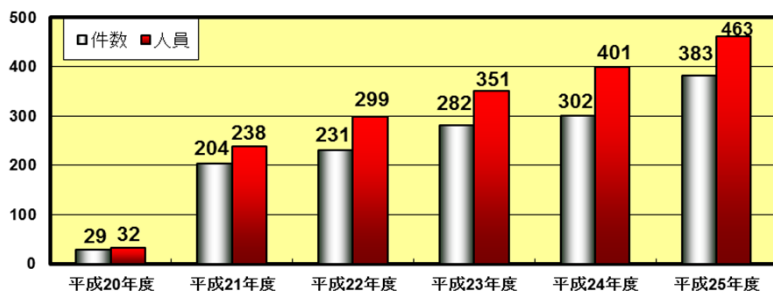
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成25年度計
件数	34	44	24	32	32	35	40	22	33	26	32	29	383
人員	36	48	36	42	35	42	46	27	39	34	40	38	463

罪名別内訳



罪名	選定請求件数							累計(割合)
	平成25年度(割合)	H20(4か月)	H21	H22	H23	H24		
殺人(殺人未遂)	47 (12.3%)	6	50	40	45	67	255 (17.8%)	
傷害	53 (13.8%)	6	27	31	53	42	212 (14.8%)	
傷害致死	15 (3.9%)	4	5	19	25	22	90 (6.3%)	
強姦・強制わいせつ等	175 (45.7%)	6	68	77	91	109	526 (36.8%)	
危険運転致死傷	14 (3.6%)	0	3	3	2	5	27 (1.9%)	
業務上過失致死傷	1 (0.3%)	0	1	3	1	0	6 (0.4%)	
重過失致死傷	0 (0.0%)	0	3	0	0	0	3 (0.2%)	
自動車運転過失致死傷	47 (12.3%)	5	31	31	40	39	193 (13.5%)	
逮捕・監禁等	6 (1.6%)	0	3	3	3	4	19 (1.3%)	
略取・誘拐等	2 (0.5%)	0	2	1	1	1	7 (0.5%)	
人身売買	0 (0.0%)	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	
強盗致死傷・強盗強姦等	20 (5.2%)	2	9	21	19	13	84 (5.9%)	
その他刑法犯	3 (0.8%)	0	1	2	2	0	8 (0.5%)	
特別法犯	0 (0.0%)	0	1	0	0	0	1 (0.1%)	
合計	383 (100.0%)	29	204	231	282	302	1,431 (100.0%)	

(2)年度別件数・人員の推移



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
件数	29	204	231	282	302	383	1,431
(対前年度比)	(-)	(-)	(113.2%)	(122.1%)	(107.1%)	(126.8%)	
人員	32	238	299	351	401	463	1,784
(対前年度比)	(-)	(-)	(125.6%)	(117.4%)	(114.2%)	(115.5%)	

【資料51】平成25年度 被疑者国選事件指名通知状況

	指名通知件数		
	指名通知件数	翌日回し件数	24時間超過件数
東京	7,249	110	8
(多摩)	1,873	11	1
神奈川	3,025	2,281	0
(川崎)	567	390	1
(小田原)	544	334	0
埼玉	3,616	593	1
(川越)	668	106	0
千葉	3,043	1,341	14
(松戸)	675	108	1
茨城	1,435	48	2
栃木	1,365	23	0
群馬	1,254	32	2
静岡	681	13	1
(沼津)	789	18	0
(浜松)	732	15	0
山梨	370	1	0
長野	864	30	0
新潟	947	45	2
大阪	6,097	242	34
京都	1,836	26	0
兵庫	1,745	14	1
(阪神)	672	2	0
(姫路)	865	6	1
奈良	831	10	1
滋賀	897	3	1
和歌山	610	2	1
愛知	3,271	2,655	74
(三河)	1,178	449	20
三重	861	57	5
岐阜	810	38	2
福井	411	35	5
石川	498	43	1
富山	320	111	5
広島	1,837	41	2
山口	732	5	0
岡山	1,310	304	12
鳥取	297	3	0
島根	327	14	2
福岡	2,499	418	23
(北九州)	1,011	25	4
佐賀	480	75	0
長崎	492	92	1
大分	489	18	3
熊本	891	17	3
鹿児島	555	6	0
宮崎	621	42	2
沖縄	1,189	68	8
宮城	1,237	294	3
福島	963	245	15
山形	395	110	0
岩手	473	11	1
秋田	325	38	0
青森	417	51	2
札幌	1,769	28	3
函館	275	10	0
旭川	265	4	0
釧路	401	16	0
香川	662	2	1
徳島	319	1	2
高知	484	10	1
愛媛	792	91	3
合計	72,106	11,231	275

【資料52】 立替金残高表

	金額
期首立替金残高	36,876,262,024
新規立替額	15,562,315,960
償還額	△ 9,999,341,505
償還免除額	△ 3,377,242,441
みなし消滅額	△ 369,244,726
期末立替金残高	38,692,749,312

※金額は、民事法律扶助及び震災法律援助(いずれも常勤弁護士取扱分含む。)の合計である。

【資料53】 法律相談費

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談	事務所相談	相談件数計	簡易援助	金額
	件数	件数		件数	
東京	30,566	8,574	39,140	110	199,325,900
神奈川	10,093	6,816	16,909	58	87,069,910
埼玉	5,180	5,814	10,994	65	52,776,420
千葉	5,337	4,301	9,638	21	47,140,800
茨城	1,118	6,643	7,761	38	32,719,050
栃木	981	3,131	4,112	28	20,384,850
群馬	1,313	1,007	2,320	3	10,745,700
静岡	4,359	2,572	6,931	51	28,053,380
山梨	1,410	1,257	2,667	3	13,097,700
長野	310	3,255	3,565	24	17,784,900
新潟	2,010	2,850	4,860	33	23,870,700
大阪	14,797	8,458	23,255	49	123,399,300
京都	4,071	2,396	6,467	27	30,461,950
兵庫	5,314	5,677	10,991	88	55,977,600
奈良	942	2,463	3,405	11	16,319,100
滋賀	934	1,865	2,799	25	12,105,450
和歌山	927	858	1,785	7	8,563,950
愛知	5,500	2,966	8,466	65	40,883,011
三重	1,091	1,641	2,732	24	14,396,550
岐阜	2,006	1,075	3,081	17	9,691,650
福井	647	886	1,533	8	7,367,850
石川	830	1,476	2,306	5	12,382,650
富山	659	619	1,278	9	5,299,350
広島	2,661	4,710	7,371	32	35,468,520
山口	1,260	2,131	3,391	21	16,046,100
岡山	1,423	1,511	2,934	33	14,473,200
鳥取	738	1,182	1,920	24	8,283,540
島根	812	1,079	1,891	14	8,333,850
福岡	7,375	7,119	14,494	84	70,049,700
佐賀	709	1,880	2,589	21	12,724,050
長崎	1,769	3,034	4,803	48	19,279,540
大分	1,988	2,003	3,991	33	18,765,600
熊本	1,473	4,035	5,508	43	22,813,350
鹿児島	1,255	4,135	5,390	50	23,559,650
宮崎	1,286	3,750	5,036	61	23,416,050
沖縄	2,349	3,241	5,590	46	25,659,870
宮城	12,125	9,870	21,995	36	113,437,150
福島	3,858	7,595	11,453	69	56,068,810
山形	718	2,331	3,049	17	15,578,850
岩手	3,873	6,107	9,980	54	53,418,630
秋田	1,063	2,017	3,080	17	15,185,250
青森	2,636	1,586	4,222	40	15,271,200
札幌	31	10,283	10,314	46	54,678,750
函館	1,213	873	2,086	10	7,682,850
旭川	511	1,928	2,439	13	12,626,820
釧路	505	2,973	3,478	46	17,420,550
香川	875	1,140	2,015	18	7,781,550
徳島	1,066	870	1,936	3	9,489,900
高知	1,071	980	2,051	35	7,897,050
愛媛	1,017	994	2,011	14	7,765,800
全国合計	156,055	165,957	322,012	1,697	1,562,993,901

※ 民事法律扶助及び震災法律援助の合計。

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料54】 代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	481,543,866	1,632,149,755	165,521,499	0	2,279,215,120
神奈川	215,624,947	706,225,875	95,180,972	△ 23,000	1,017,008,794
埼玉	128,901,477	501,894,997	55,264,041	0	686,060,515
千葉	93,328,330	351,569,385	29,210,281	0	474,107,996
茨城	38,965,334	157,693,400	7,406,035	0	204,064,769
栃木	31,335,095	130,308,735	14,444,059	0	176,087,889
群馬	27,110,035	121,310,100	19,117,907	0	167,538,042
静岡	54,161,876	237,398,412	34,165,254	0	325,725,542
山梨	15,955,009	69,999,050	16,296,132	0	102,250,191
長野	24,807,985	116,034,500	14,675,077	0	155,517,562
新潟	45,298,743	176,894,420	34,353,923	0	256,547,086
大阪	258,703,703	998,486,570	120,242,654	0	1,377,432,927
京都	72,570,061	283,438,700	47,279,688	0	403,288,449
兵庫	109,487,719	435,353,565	62,007,194	0	606,848,478
奈良	40,573,152	151,409,702	22,487,972	0	214,470,826
滋賀	20,920,265	83,128,400	10,020,852	0	114,069,517
和歌山	16,641,209	71,502,317	10,868,915	0	99,012,441
愛知	107,130,083	376,134,449	50,231,537	0	533,496,069
三重	19,796,213	83,971,210	15,972,702	0	119,740,125
岐阜	20,909,113	84,719,550	8,209,978	0	113,838,641
福井	12,447,947	51,226,950	4,455,093	0	68,129,990
石川	26,815,156	110,947,700	17,889,865	0	155,652,721
富山	10,572,488	40,601,975	6,425,369	0	57,599,832
広島	57,826,557	222,678,750	19,768,097	150,000	300,423,404
山口	21,305,562	93,090,890	12,552,552	0	126,949,004
岡山	31,355,129	124,575,975	11,272,828	0	167,203,932
鳥取	14,094,079	61,428,150	7,780,272	0	83,302,501
島根	14,108,077	53,724,207	9,157,665	0	76,989,949
福岡	148,205,379	613,728,185	84,792,006	0	846,725,570
佐賀	19,098,592	85,435,250	7,696,030	0	112,229,872
長崎	33,091,674	135,081,600	14,355,920	0	182,529,194
大分	27,112,546	109,706,100	15,022,767	0	151,841,413
熊本	44,031,082	177,227,250	17,877,285	0	239,135,617
鹿児島	40,280,709	148,461,025	23,823,615	0	212,565,349
宮崎	41,588,291	176,642,025	19,987,397	0	238,217,713
沖縄	30,007,930	123,554,150	24,463,503	0	178,025,583
宮城	68,472,200	269,563,299	41,977,108	0	380,012,607
福島	21,784,415	92,222,258	16,292,697	0	130,299,370
山形	31,172,794	105,780,248	16,653,936	0	153,606,978
岩手	27,939,188	116,201,200	12,550,577	0	156,690,965
秋田	22,473,336	88,771,500	10,056,263	0	121,301,099
青森	28,890,272	119,781,000	7,228,336	0	155,899,608
札幌	133,905,084	501,773,550	59,439,161	250,000	695,367,795
函館	15,825,366	75,309,355	7,043,750	0	98,178,471
旭川	27,080,123	100,514,275	17,864,727	0	145,459,125
釧路	32,510,931	128,629,170	22,864,630	600,000	184,604,731
香川	9,699,533	45,915,720	7,561,299	0	63,176,552
徳島	12,312,851	50,742,100	5,649,840	△ 35,000	68,669,791
高知	13,156,110	54,086,500	5,275,089	0	72,517,699
愛媛	13,057,942	64,123,380	4,640,923	0	81,822,245
合計	2,853,985,558	10,911,146,829	1,365,375,272	942,000	15,131,449,659

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料55】書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	3,400,870	12,531,550	15,932,420
神奈川	4,295,130	15,313,250	19,608,380
埼玉	3,923,780	12,799,125	16,722,905
千葉	2,098,240	8,190,250	10,288,490
茨城	543,220	2,206,050	2,749,270
栃木	916,460	2,643,000	3,559,460
群馬	1,445,510	4,793,250	6,238,760
静岡	3,142,310	13,051,500	16,193,810
山梨	168,580	676,750	845,330
長野	2,211,868	5,785,750	7,997,618
新潟	1,432,324	5,979,750	7,412,074
大阪	10,397,168	33,162,500	43,559,668
京都	3,134,470	10,701,875	13,836,345
兵庫	8,326,226	28,751,750	37,077,976
奈良	1,202,718	2,875,300	4,078,018
滋賀	944,422	3,656,625	4,601,047
和歌山	564,690	2,399,250	2,963,940
愛知	2,986,075	9,003,750	11,989,825
三重	1,680,510	7,339,500	9,020,010
岐阜	546,580	2,499,000	3,045,580
福井	331,160	1,412,250	1,743,410
石川	481,450	2,016,000	2,497,450
富山	529,290	2,574,750	3,104,040
広島	2,775,848	7,182,000	9,957,848
山口	818,610	3,502,000	4,320,610
岡山	925,870	3,087,000	4,012,870
鳥取	179,580	740,250	919,830
島根	115,580	446,250	561,830
福岡	9,878,766	33,726,275	43,605,041
佐賀	1,217,770	3,717,000	4,934,770
長崎	1,047,460	3,950,625	4,998,085
大分	302,160	1,246,750	1,548,910
熊本	2,889,249	8,615,250	11,504,499
鹿児島	4,244,752	10,628,625	14,873,377
宮崎	740,479	2,556,750	3,297,229
沖縄	4,285,740	15,351,125	19,636,865
宮城	519,820	2,126,250	2,646,070
福島	389,180	1,615,950	2,005,130
山形	236,000	1,144,500	1,380,500
岩手	797,900	3,528,000	4,325,900
秋田	733,610	3,113,250	3,846,860
青森	1,131,804	4,520,250	5,652,054
札幌	3,557,694	10,647,000	14,204,694
函館	229,290	1,092,000	1,321,290
旭川	438,160	1,307,250	1,745,410
釧路	324,740	1,176,000	1,500,740
香川	395,744	714,000	1,109,744
徳島	366,450	1,455,750	1,822,200
高知	3,915,020	10,920,000	14,835,020
愛媛	1,492,474	3,740,625	5,233,099
合計	98,652,801	332,213,500	430,866,301

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料56】平成24年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

H24.4.1 ~ H25.3.31

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談 (内数)
東京	2,447	852	156	456	56	730	25	271	4,993	745
神奈川	290	643	90	6	22	41	3	26	1,121	21
埼玉	508	567	40	64	2	43	3	120	1,347	103
千葉	460	452	19	6	5	49	4	73	1,068	20
茨城	48	117	6	9	3	63	1	12	259	33
栃木	21	131	4	0	0	1	0	3	160	2
群馬	51	155	9	4	1	16	0	8	244	9
静岡	172	141	13	0	2	4	1	30	363	0
山梨	24	53	1	0	0	0	11	2	91	11
長野	21	77	3	1	0	1	0	2	105	1
新潟	85	93	11	0	0	2	2	3	196	7
大阪	990	826	68	50	7	246	31	138	2,356	184
京都	228	232	34	0	17	3	12	28	554	10
兵庫	152	581	12	1	0	8	3	51	808	0
奈良	47	105	10	1	0	2	4	37	206	6
滋賀	36	70	6	0	0	0	0	10	122	3
和歌山	25	82	1	0	1	0	3	3	115	0
愛知	369	614	47	28	15	121	23	78	1,295	75
三重	16	127	2	0	1	0	1	14	161	1
岐阜	41	100	3	0	0	7	2	19	172	2
福井	38	34	6	0	0	2	0	15	95	2
石川	48	51	10	0	0	0	1	14	124	0
富山	26	33	2	0	0	0	0	20	81	2
広島	148	265	25	0	8	3	26	29	504	20
山口	40	62	2	0	2	0	1	3	110	0
岡山	268	144	32	30	14	7	4	22	521	40
鳥取	28	21	4	0	1	0	0	3	57	0
島根	55	30	6	0	2	1	4	11	109	4
福岡	694	596	56	17	24	4	412	174	1,977	420
佐賀	54	97	13	0	3	2	5	14	188	5
長崎	76	44	9	0	11	1	0	8	149	3
大分	66	69	14	0	0	2	2	0	153	6
熊本	54	186	9	0	0	1	1	7	258	1
鹿児島	44	63	23	0	0	0	35	3	168	30
宮崎	107	67	6	0	2	1	1	1	185	3
沖縄	97	195	15	0	0	1	0	4	312	1
宮城	281	140	21	0	0	2	5	24	473	4
福島	32	87	5	0	1	1	0	13	139	1
山形	72	28	1	0	0	0	0	10	111	3
岩手	70	19	6	0	1	0	3	1	100	3
秋田	28	27	2	0	0	1	0	1	59	1
青森	44	44	0	1	1	0	1	0	91	0
札幌	473	196	20	0	4	2	17	6	718	13
函館	42	30	12	0	0	0	0	3	87	1
旭川	33	21	2	0	0	0	0	1	57	0
釧路	26	29	12	0	2	0	0	1	70	5
香川	33	136	18	0	3	1	0	42	233	4
徳島	8	35	3	0	1	0	0	2	49	0
高知	23	59	24	0	5	0	0	9	120	20
愛媛	20	85	2	0	1	0	1	17	126	2
合計	9,059	8,911	895	674	218	1,369	648	1,386	23,160	1,827
予定件数	7,603	9,973	894 (164)	718 (348)	177 (7)	1,110 (470)	639 (389)	1,782 (122)	22,896 (1,500)	1,500

注) 予定件数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	17,970	17,576	49.23	48.15
その他	5,190	5,320	14.22	14.58
合計	23,160	22,896	63.45	62.73
中国残留孤児基金援助	5	5	-	-

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者	9,059	7,603	24.82	20.83
少年	8,911	9,973	24.41	27.32
犯罪被害者	895	894	2.45	2.45
難民	674	718	1.85	1.97
子ども	218	177	0.60	0.48
外国人	1,369	1,110	3.75	3.04
精神障害者等	648	639	1.78	1.75
高齢者等	1,386	1,782	3.80	4.88
合計	23,160	22,896	63.45	62.73

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考)H23	(参考)H22
4月	668	533	67	47	12	91	47	102	1,567	1,432	1,299
5月	880	756	85	73	7	109	60	125	2,095	1,579	1,327
6月	863	860	95	83	13	126	74	132	2,246	1,854	1,685
7月	876	831	56	66	19	133	75	109	2,165	1,693	1,622
8月	747	850	72	63	22	142	61	120	2,077	1,738	1,468
9月	644	692	53	45	18	93	41	106	1,692	1,570	1,480
10月	905	847	102	45	23	116	52	134	2,224	1,798	1,581
11月	828	835	83	59	21	113	42	116	2,097	1,792	1,614
12月	567	803	69	41	19	93	52	126	1,770	1,573	1,375
1月	638	500	52	40	13	84	30	104	1,461	1,383	1,218
2月	712	691	77	38	33	113	47	106	1,817	1,653	1,370
3月	731	713	84	74	18	156	67	106	1,949	1,761	1,548
合計	9,059	8,911	895	674	218	1,369	648	1,386	23,160	19,826	17,587

(参考: 月平均)	755	743	75	56	18	114	54	116	1,930		
-----------	-----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-------	--	--

【資料57】 業務別セグメント情報

(単位:円)

一般勘定	情報提供	民事法律扶助	司法過疎対策	受託	法人共通	合計
事業費用	498,094,677	7,081,520,330	242,993,156	2,249,930,508	7,996,088,572	18,068,627,243
事業収益	498,094,677	7,081,520,330	242,993,156	2,249,930,508	11,152,135,509	21,224,674,180
総損益	0	0	0	0	3,156,046,937	3,156,046,937
総資産	116,524,907	10,688,678,409	128,707,652	340,668,406	5,912,104,472	17,186,683,846

国選勘定	国選弁護	犯罪被害者支援	合計
事業費用	15,669,924,845	57,094,768	15,727,019,613
事業収益	15,670,200,908	57,095,774	15,727,296,682
総損益	276,063	1,006	277,069
総資産	3,359,804,503	15,885,585	3,375,690,088

法人単位	総合計
事業費用	33,296,328,923
事業収益	36,452,652,929
総損益	3,156,324,006
総資産	20,562,373,934

(注) 1 平成25事業年度財務諸表を参照のこと。

2 セグメント区分の方法

総合法律支援法第30条に掲げる業務に基づき、6つに区分しています。

3 各セグメントの業務内容

- ① 情報提供業務
- ② 民事法律扶助業務
- ③ 国選弁護等関連業務 (被疑者・被告人等)
- ④ 司法過疎対策業務 (有償受任事件)
- ⑤ 犯罪被害者支援業務 (国選被害者参加人等)
- ⑥ 受託業務 (日本弁護士連合会委託援助・中国残留孤児援護基金委託援助)

4 法人共通には管理部門経費等、合理的な基準によるセグメント配賦が不能なものを計上しています。

5 法人単位の事業費用、事業収益の総合計は、勘定間取引を相殺しています (財務諸表 P18参照)。